

令和 6 年度
包括外部監査結果報告書

教育に関する事業の財務事務の執行について

令和 7 年 2 月

広島市包括外部監査人

税理士 松岡 賢

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	1
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者	2
7. 利害関係	2
8. 監査の結果（指摘事項）及び意見	2
(1) 監査の結果（指摘事項）	2
(2) 監査の意見	2
9. その他	2
第2章 広島市の現状と教育に係る主たる施策	4
1. 広島市基本構想	4
2. 第6次広島市基本計画	8
3. 広島市教育大綱	16
第3章 監査対象の決定	19
1. 監査の対象とした市民局所管事業の決定	19
(1) 市民局の概要	19
(2) 監査対象事業の決定	19
(3) 監査対象課の決定	20
2. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定	20
(1) 教育委員会の概要	20
(2) 教育委員会の組織一覧	21
(3) 監査対象事業の決定	22
(4) 監査対象課の決定	22
3. 監査対象事業一覧	23
4. 広島市立学校の状況	26
5. 監査の対象とした学校の決定	29

第4章 監査の視点	30
1. 監査の基本方針	30
(1) 合規性	30
(2) 妥当性	30
2. 監査の手続	30
(1) 全体像及び事業概要の把握	30
(2) 監査対象とした各所管部署に関する資料等の査閲及び担当者への質問	31
第5章 監査の結果（指摘事項）及び意見	32
1. 総括	32
(1) 生涯学習振興事業	32
(2) いじめに関する総合対策事業	32
(3) 学校における働き方改革の推進事業	33
(4) 教育物品整備事業	33
(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	35
(6) 検出事項一覧表	36
2. 各監査対象事業の結果及び意見	48
(1) 生涯学習振興事業	48
(2) いじめに関する総合対策事業	99
(3) 学校における働き方改革の推進事業	147
① 総論	147
② 各論	162
(4) 教育物品整備事業	195
① 事業費の予算と実績	195
② 監査対象課 学事課	197
③ 監査対象課 教育企画課	218
④ 監査対象課 健康教育課	225
⑤ 監査対象課 指導第一課・指導第二課・特別支援教育課	235
⑥ 監査対象課 施設課	245
(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	246

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

教育に関する事業の財務事務の執行について

3. 特定の事件として選定した理由

広島市の令和5年の合計特殊出生率は1.29となっており、全国平均の1.20を上回る値ではあるものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。このような状況下で、こどもを取り巻く環境は決して楽観視できるものではなく、核家族化や共働き世帯の増加等、家庭の形態は様々に変化し、保育需要の増大に伴う待機児童や子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、こどもの貧困等の問題が顕在化している。

一方、本市における平均寿命(令和2年)は、男性が82.53歳、女性が88.41歳となっており、人生100年時代の到来が予想される中、市民は生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域社会で活躍することが求められている。

本市では、第6次広島市基本計画(令和2年度から令和12年度まで)の教育に関連する部分を教育振興基本計画として位置付け、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の発展の礎となる。」という考え方の下、上記に掲げた諸問題を解決すべく種々の施策に取り組んでいる。

急速に少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入する中、地域社会において教育費への潤沢な予算配分は現実的に厳しいものがあり、自ずと限られたものにならざるを得ない。最少の経費で、学校教育・家庭教育・生涯教育等のそれぞれの分野において最大の効果を挙げるために、市民に対し適切に環境や機会が提供されているかという視点は、持続可能なまちづくりや住民の福祉の増進に寄与するものと考えられる。

上記理由から、本市の教育に関する事業の財務事務の執行を特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行を含む。

5. 監査の実施期間

令和6年4月24日から令和7年1月9日まで

6. 監査従事者

包括外部監査人 税 理 士 松岡 賢

監査補助者 弁 護 士 栗津 大慧

公認会計士 山之内 暁子

税 理 士 吉田 知子

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の結果(指摘事項)及び意見

本報告書においては、監査の結論を「監査の結果(指摘事項)」と「監査の意見」に区分し、その定義については以下のとおりである。

(1) 監査の結果(指摘事項)

財務事務の執行について、①合規性違反(法令、条例、規則、規定、要綱、要領、手引き、契約等に抵触する場合)があると判断される場合又は②社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される場合

(2) 監査の意見

監査の結果(指摘事項)には該当しないが、効率性、有効性、経済性の観点から問題点等があると判断される場合

9. その他

(1) 端数処理

本報告書における数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用し

ている場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

(2) 報告書の数値等の出所

本報告書の数値等は、原則として広島市が公表している資料及び監査対象とした組織から入手した資料を用いている。広島市が公表している資料及び監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたものや他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

(3) 表記について

本報告書において、「本市」あるいは「市」とある場合は、原則として「広島市」をいう。

第2章 広島市の現状と教育に係る主たる施策

本市は人類史上最初の被爆都市であり、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、都市づくりの最高目標である都市像として国際平和文化都市を掲げ、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて種々の施策に取り組んできているが、他の多くの自治体と同様、少子化・高齢化及び人口減少といった人口動態の変化や地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害への対応等、様々な課題に直面している。

こうした状況の中、本市では、未来を担うこどもの育成こそがこれからの広島発展の礎となるとして、教育システムの再構築を進める一方、一人一人の市民がその価値観やライフスタイルに応じ、心身共に健康で生涯にわたり、ワークライフバランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりを進めている。

以下に主要なものを抜粋して挙げる。

1. 広島市基本構想

(以下、「広島市総合計画(広島市基本構想／第6次広島市基本計画(2020年－2030年))」からの抜粋引用。)

第1 趣旨

広島市基本構想(以下「基本構想」という。)は、総合的かつ計画的な行政を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的として、広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めるものである。

第2 策定の背景

人類史上最初の被爆都市である広島市は、これまで、平和首長会議の加盟都市やその市民、NGO等と連携し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきた。しかしながら、世界には、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っていない。加えて、国際社会においては、自国第一主義が台頭し、排他的、対立的な動きが国家間の緊張関係を高めている。こうした状況下においては、これまで以上に市民社会において平和意識を醸成することにより、平和への大きな潮流をつくり、各国の為政者が世界恒久平和に大きく歩みを進められるよう後押しする環境づくりを進めていくことが求められている。

一方、我が国においては、世界に類を見ない速度で少子化・高齢化が進むとともに、本格的な人口減少社会を迎えている。広島市においても、令和2年(2020年)をピークに人口が減少し、令和22年(2040年)には、市民の3人に1人が65歳以上に、5人に1人が75歳以上になると予測されている。こうした人口動態の変化に加え、地域コミュニティの活力低下、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、急速な技術革新やグローバル化

の進展などの影響により、未来を担う子どもを取り巻く環境を始め社会環境が大きく変化している。さらに、年々外国人訪問者等が増加し、地元経済等への波及効果が高まる一方で、受け入れる地域との共存・共生が求められるようになっている。加えて、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害への対応など、様々な課題に直面しており、広島市は今、大きな時代の変革期にある。

これまで、都市づくりの最高目標である都市像として「国際平和文化都市」を掲げて施策を展開してきた広島市は、現在、「200 万人広島都市圏構想」を提唱し、都市間での競争を前提とする旧来のまちづくりの発想を転換して、広島広域都市圏を構成する 23 市町と共に、それぞれの強みを生かしながら、圏域全体が持続的な発展をしていくまちづくりの実現、深化に取り組んでいる。こうした取組が大きな時代の変革期に対応するためには必要不可欠であることを踏まえ、広島市のより一層の発展に向けた施策を展開するために、新しい基本構想を策定する。

第3 都市像

広島市は、人類史上最初の被爆都市を「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」である「平和記念都市」として建設することを目的とした広島平和記念都市建設法を基に、復興に尽力した。その後、一貫して都市づくりの最高目標となる都市像に「国際平和文化都市」を掲げ、その具現化に取り組んでいるが、そこで目指す「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保たれながら人間らしい生活を送っている状態をいう。

今日、世界中の各都市においては、気候変動や貧困、差別、暴力など、市民生活の安全と安心を脅かす様々な課題に立ち向かっているが、核兵器を巡る国際情勢を見てみると、各都市が課題解決に向けて積み重ねてきた努力を一瞬にして無にしかねない状況にある。

こうした中、広島市が真に「平和」の実現を目指す「平和記念都市」となるためには、世界中の各都市が「平和」についての価値観を共有しながら、それを実現するための環境づくりに連携して取り組むことの重要性を国際社会に向けて発信し続ける必要がある。また、全ての市民が多様性を尊重するとともに、健やかで、その価値観やライフスタイルに応じて共に助け合いながら生き生きと暮らし、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりを着実に進めていく必要がある。

広島市は、こうした都市づくりの方向性を踏まえ、引き続き、都市像に「国際平和文化都市」を掲げる。

第4 施策の構想

「国際平和文化都市」の具現化に当たり、三つの要素を基に、次のとおり施策の構想を定める。

【世界に輝く平和のまち】

1 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

(1) 世界で最初に被爆し、廃墟から立ち直った都市として、世界の都市や多様な主体との連

携を推進し、国際世論の醸成を図りながら、広島市がこれまで訴え続けてきた核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて取り組む。

- (2) 被爆から 70 年以上が経過し、被爆者の高齢化が更に進む中、各国為政者や世界中の人々の広島訪問を促すとともに、核兵器のない平和な世界を若い世代からも訴えていけるよう、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を進め、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」の共有の推進を図る。
- (3) 平和首長会議の加盟都市を始めとする世界の都市や市民社会、国連機関等と連携し、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、市民生活の安寧を脅かす諸問題の解決に向けた活動を推進する。

【国際的に開かれた活力あるまち】

2 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

- (1) 中四国地方の中核都市として、持続的にその活力を維持・向上させるため、都心等における業務・商業機能の集積・強化や利便性の高い公共交通ネットワークの構築など、集約型都市構造への転換に向けた取組を進めることにより、都市機能の充実強化を図る。
- (2) 圏域経済の活性化に資する産業の集積・強化、広島市の経済の屋台骨である中小企業の活性化、農林水産業の振興を図るなど、産業の振興に取り組む。
- (3) 広島市の観光資源の魅力向上や、広島広域都市圏の市町と連携した広域周遊観光、インバウンドの推進を図るなど、観光の振興に取り組む。
- (4) 海外諸都市との交流の推進や市民レベルでの交流の促進、外国人訪問者が滞在しやすく、また、外国人市民の暮らしやすさにも配慮したまちづくりに取り組むなど、国際交流・国際協力や多文化共生の推進を図る。

3 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

- (1) 多くの人々が「訪れたい」、「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じる個性的で魅力あるまちを実現するため、「デルタ市街地」、「デルタ周辺部」、「中山間地・島しょ部」の三つのエリアの特性を踏まえ、地域資源を生かしたまちづくりを推進する。
- (2) 各区の個性豊かな地域資源を生かし、住民による主体的かつ継続的なまちづくり活動を促進するなど、区の魅力と活力の向上に取り組む。
- (3) 広島広域都市圏を構成する 23 市町と共に、人口減少に歯止めを掛け、圏域の経済の活性化と自律的で持続的な発展を目指し、ヒト・モノ・カネ・情報が循環する、どこに住んでも安心して暮らしやすく、住民の満足度の高い都市圏の形成に向けた取組を推進する。

【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

4 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

- (1) 多様な市民が活力にあふれ、生きがいを感じ、生き生きと暮らせるとともに、広島広域都市圏の住民にとっても、活躍できる場を創出するまちを目指し、地域の活力を生み出す雇用等の促進や、男女が共に活躍でき、また、生涯にわたって学習できる社会の実現を目指した取組の推進を図るなど、高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮

できる環境づくりに取り組む。

- (2) 市民一人一人の生きがいや心の充足感、健康増進や体力向上等に資するとともに、市民や国内外から訪れる人々が多様で上質な文化・スポーツの魅力に触れることのできる環境の下、様々な交流を生み出すことにより、広島広域都市圏全体の活力とにぎわいが創出されるよう、文化・スポーツ活動に対する支援や参加機会の提供、環境の整備を進めるなど、その更なる振興に取り組む。
- (3) 市民や企業、NPO 等による主体的なまちづくりが推進され、地域が主体となって地域の様々な課題にきめ細かく対応していけるよう、まちづくり活動に対する支援やその担い手確保を図るなど、地域コミュニティや多様な市民活動の活性化に取り組む。

5 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

- (1) 地域において、住民がそれぞれ役割を持ち、相互につながり支え合いながら、心豊かに暮らせるよう、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることにより、持続可能性の高い地域福祉を推進するとともに、高齢者や障害者、子どもなどが抱える様々な課題に対応できる包括的な支援体制の構築を図るなど、地域共生社会の実現に向けて取り組む。
- (2) 市民はもとより、広島広域都市圏の住民も安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、健康づくりの推進、新たな感染症の発生も見据えた健康で安寧な生活の確保、医療提供体制等の充実を図るとともに、高齢者が安心して暮らせる社会の形成や、障害者の自立した生活の支援に取り組むなど、保健・医療・福祉の充実を図る。
- (3) 急速に社会経済環境が変化していく中、子どもたちが将来に希望を持ち、健やかに成長していくことができるよう、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりや、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を基盤として、特色ある多様な教育プログラムを展開しながら、子どもの様々な能力や適性等に応じ、一人一人を大切にする教育の実現に向けた取組の推進を図るなど、未来を担う子どもの育成と教育に取り組む。

6 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

- (1) 市民の誰もがいつまでも住み続けたいと思うまち、訪れた誰もが住んでみたいと思うまちに不可欠な安全・安心の確保を図るため、地域の防災力の向上や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防犯意識や交通安全意識の高揚、道路や公園、上下水道等の施設の効果的・効率的な維持保全を進めるなど、安全・安心に暮らせる生活基盤の整備に取り組む。
- (2) 自然災害の発生要因と言われている地球温暖化の防止対策を推進するとともに、豊かな自然を将来に引き継いでいくため、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの活用促進、ごみの減量・資源化等の推進、自然環境の保全を図るなど、環境と調和した循環型社会の形成に取り組む。

第5 施策の推進

この基本構想を達成するため、施策の大綱を総合的・体系的に定める第6次広島市基本計画を策定する。

2. 第6次広島市基本計画

(以下、「広島市総合計画(広島市基本構想／第6次広島市基本計画(2020年－2030年))」からの抜粋引用。なお、本市では、当該基本計画の教育に関する分野を教育振興基本計画として位置付けている。)

第1部 総論

1 趣旨

広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるものである。また、本市が策定する全ての計画の基本とされ、最上位に位置付けられるものである。

2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)までとする。

3 計画策定に当たっての課題認識

計画策定に当たり、昨今の社会情勢下で本市が直面している課題に対する認識は、次のとおりである。

(1)核兵器を始め平和を脅かす諸問題への対応

人類史上最初の被爆都市である本市は、被爆体験を基にした平和を希求する「ヒロシマの心」を国内外の市民社会に発信し、「核兵器のない世界」こそがあるべき姿であるとの共通の価値観を広げるよう、平和首長会議やその加盟都市の市民、NGO等と連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」に基づき、核兵器廃絶に向けた様々な活動を展開している。

しかしながら、世界には、依然として約1万4千発の核兵器や核弾頭が厳然として存在し、その近代化が進む一方で、平成29年(2017年)に国連で採択された核兵器禁止条約は未だ発効に至っていない。加えて、国際社会においては、自国第一主義が台頭し、排他的、対立的な動きが国家間の緊張関係を高めているなど、核兵器のない世界の実現に向けた具体的な取組の進展は、不透明な状況にある。

こうしたことを踏まえ、今後、市民の安全・安心を守るという視点に立って、これまで以上に市民社会の声を結集し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた取組を推進するとともに、飢餓や貧困、差別、暴力、環境破壊など、世界中の都市における平和を脅かす諸問題の解決に向けて貢献していく必要がある。そのためには、日常生活の中での市民

一人一人の行動が平和につながり、それが市民社会に根付くようにするための取組、言わば「平和文化」の振興を図る取組を推進していく必要がある。

(2) 少子化・高齢化、人口減少への対応

本市においては、平成 27 年(2015 年)に 74.3 万人であった 15～64 歳の人口が令和 12 年(2030 年)には 71.2 万人、令和 22 年(2040 年)には 63.9 万人と年々減少していく一方で、平成 27 年(2015 年)に 28.4 万人であった 65 歳以上の人口が令和 12 年(2030 年)には 33.3 万人、令和 22 年(2040 年)には 37.1 万人と年々増加していくものと予測されている。また、総人口についても、令和 2 年(2020 年)の 120.8 万人をピークに、令和 12 年(2030 年)には 119.4 万人、令和 22 年(2040 年)には 115.1 万人と年々減少していくものと予測されており、さらに、広島広域都市圏においても、平成 27 年(2015 年)の 232 万人から、令和 27 年(2045 年)には 200 万人を割り込み、それ以降も減少すると予測されている。

このように、少子化・高齢化、人口減少が進むと、経済活動の停滞や市民生活への悪影響を招くおそれがある。また、本市の経済活動は、近隣市町から働きに来る人や、市内産品・製品の近隣市町での消費にも支えられているなど、近隣市町の人口動向は本市の発展を左右する。

このため、本市では、少子化・高齢化、人口減少という難局に対し、本市単独ではなく、広島広域都市圏の 23 市町と連携して立ち向かうことにより、少子化・高齢化、人口減少に歯止めを掛け、圏域経済を活性化し、自律的な発展を図るとともに、都心等に高次の都市機能を集積させることにより、本市が圏域の中核都市としての役割を担い続けていくよう、令和 27 年(2045 年)以降も圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、圏域内でのヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に向け、ヒトやモノが循環する基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化や、新産業やものづくり産業の育成などの産業の振興、より多くの観光客を呼び込む観光の振興を図るとともに、圏域内の住民が高次の都市機能を享受できるよう、集約型都市構造への転換を図る中で、その集積・強化を進める必要がある。さらに、圏域内の住民の満足度が高い行政サービスを提供していくため、市町が連携して、保健・医療・福祉、子育て支援等の充実を図るとともに、いつでもそのようなサービスが享受できるよう、安全・安心な生活環境の整備などに取り組む必要がある。

(3) 地域コミュニティの活力低下への対応

地域コミュニティは、市民の誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の形成やまちのにぎわい創出、更には、災害時における協力・連携などにも大きく寄与している。しかしながら、その要である本市の町内会・自治会の加入率は、平成 17 年(2005 年)の 70.8%から令和元年(2019 年)の 57.0%と年々減少しており、その活力低下が懸念される。

一方、少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来などに直面し、多様な課題に的確か

つきめ細かな対応をしていくためには、「自助」と「公助」に加え、それらをつなぐ「共助」が重要であり、その主体である地域コミュニティの役割は、一層高まっている。

このため、本市では、これまで地域を支えてきた町内会・自治会への加入促進を図り、その再生に取り組むとともに、地域コミュニティの次世代の担い手確保に向けた取組などを進めている。

こうしたことを踏まえ、今後とも、若い世代から高齢者まで地域コミュニティを支える多様な担い手の育成・確保を図るとともに、幅広い分野の公共的サービスの担い手になっているNPOや企業等と住民が共に地域を発展させようという価値観を共有し、地域の公共財なども活用しながら、その良好な環境や価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動を積極的に支援するなど、持続的な地域コミュニティづくりを推進していく必要がある。

(4) 個人の価値観・ライフスタイルの多様化、人生 100 年時代を見据えたライフステージの変化への対応

我が国では、就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進んでいる。また、我が国の平均寿命は、平成 27 年(2015 年)の男性 80.75 歳、女性 86.98 歳から、令和 12 年(2030 年)には男性 82.39 歳、女性 88.72 歳、令和 22 年(2040 年)には男性 83.27 歳、女性 89.63 歳と、これからも長寿化が進むと予測されており、人生 100 年時代が視野に入ってきている。

このため、本市では、一人一人の市民がその価値観やライフスタイルに応じて、心身共に健康で、生涯にわたり、ワーク・ライフ・バランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりを目指して取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後とも、市民の健康づくりの推進や地域の活力を生み出す雇用等の促進、男女が共に活躍できる社会の実現に向けた取組の推進を図るとともに、生きがいや心の充足感をもたらす文化の振興や、全ての市民が気軽に楽しめるスポーツの振興、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりなどに取り組む必要がある。

(5) 未来を担う子どもを取り巻く環境の変化への対応

我が国においては、急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化しており、未来を担う子どもには、こうした変化に対応していくことのできる知識や能力が求められている。また、いじめや不登校なども喫緊の課題となっており、個々に応じた対応が求められている。さらに、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、虐待や貧困の問題など社会的支援の必要性の高い子どもが増加する傾向にある。

このため、本市では、確かな学力を育む教育の充実や、いじめや不登校などへの対応体制の整備に取り組むとともに、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援や、社会的支援の必要性の高い子どもやその家庭の状況に応じたきめ細かい支援に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後、公立・私立の適切な役割分担の下、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもの能力が最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。また、幼稚園と保育園の枠組みを越えて、一元的に教育・保育を充実させることを基本に、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組むとともに、家庭内での支え（「自助」）に加え、地域の幅広い世代による子育て支援（「共助」）や、子どもとその家庭が置かれている状況に応じたきめ細かい支援（「公助」）の強化など、子どもの成長を社会全体で支える取組を推進していく必要がある。

(6) 外国人訪問者や外国人市民の増加などへの対応

我が国においては、外国人訪問者数が平成 25 年(2013 年)に 1,000 万人の大台を超えた後、平成 30 年(2018 年)には 3,000 万人を突破するなど、大幅に増加している。

本市においても、外国人訪問者数は平成 23 年(2011 年)の 27 万人から、平成 30 年(2018 年)には 178 万人となるなど、大幅に増加しており、また、本市の外国人市民の数も、平成 25 年度(2013 年度)以降毎年度増加しており、このような増加傾向は今後も続くものと予想される。さらに、国の政策により、外国人市民がこれまで以上に増加することも予想される。

このため、本市では、観光サインの整備や無料公衆無線 LAN サービスの提供、生活関連情報等の多言語化の推進など、外国人訪問者や外国人市民向けのサービス向上に取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、今後は、様々な場面で外国人訪問者はもとより、外国人市民との関わりが増すことも視野に入れつつ、外国人訪問者が快適に滞在でき、あるいは、外国人市民が安心して暮らせるようにしていく必要がある。そのためには、外国人が地域の文化や習慣などを理解し、市民と互いの文化的な違いを認め合い、共に生きることのできるような環境整備を早急に進めていく必要がある。

(7) 自然災害や地球温暖化など人類の存続基盤に影響を及ぼす課題への対応

我が国は、世界の中でも有数の自然災害が多発する国であるが、近年、集中豪雨や台風等による大きな被害が発生しており、加えて、巨大地震の発生リスクも高まっている。また、世界の平均気温は上昇し続け、地球温暖化による気候変動は、自然災害の発生を始め、海面水位の上昇、生物多様性の損失、農作物の品質低下などに影響を及ぼしている。

このため、本市では、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、行政機関による「公助」の適切な組合せにより、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進している。また、地球温暖化の防止に向け、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図るとともに、スマートコミュニティの推進や水素等の新たなエネルギーの導入について、国や事業者等と連携して取り組むなど、社会システムの変革に向けた取組を推進している。

こうしたことを踏まえ、今後とも、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害の教訓を生かし、地域の防災力を高める取組や情報収集・連絡体制の整備、広島広域都市圏の近隣市町とも連携した消防体制の充実、防災・減災のための施設整備など、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地球温暖化対策や環境への負荷の低減を目指した取組の推進、自然災害の発生を抑制する環境保全機能の確保などに取り組む必要がある。

第2部 まちづくりの展開

「第1部 総論」の「3 計画策定に当たっての課題認識」等に基づき、分野別に「現状と課題」及びその対応策の「基本方針」を次のとおり掲げる。

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進

第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

《現状と課題》

本市では、平成7年(1995年)に男性77.0歳、女性83.8歳であった平均寿命が平成27年(2015年)には男性81.4歳、女性87.6歳となり、この20年間で男性が約4.4歳、女性が約3.8歳伸びている。このように平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来が予想される中、市民が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域や社会で活躍することが求められている。

このため、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。また、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことができる環境づくりを進めるなど、生涯学習の成果の活用を促進する必要がある。

《基本方針》

1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

3 学びの成果を発表、活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提

供に取り組む。

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

《現状と課題》

本市では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率が1.49と、全国平均よりは高いものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、保育需要の増大に伴う待機児童や、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化している。

こうした状況に対応するためには、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の発展の礎となる。」という考え方の下、子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばしながら、自立性や社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人一人の権利を尊重しつつ、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要となる。このため、子どもや子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズを適切に把握し、切れ目なく多様な支援を行うとともに、地域や様々な団体等が協働して子育てを支援する環境づくりに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 多様で良質な切れ目のない支援

(1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。

(2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

第2項 一人一人を大切に教育の実現

《現状と課題》

本市では、少子化・高齢化の進展に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展と国際的な競争の激化など、社会状況が大きく変化する中、生活の本拠である家族の形態が様々に変化するとともに、地域との関わりの希薄化や就業意識の変化など、子どもや青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、学校の抱える課題が複雑かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化が問題となっている。加えて、様々な要因が複雑に絡み合って発生するいじめや不登校などの課題が顕在化するとともに、学力についても、知識を活用する力の育成に課題がある。

このため、広島未来を担う人材の育成に向けて、一人一人の子どもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現に取り組んでいかなければならない。そのための基盤として、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもがその能力を最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。更には、これらを子育て世代が本市に居住するための魅力につなげていくことが重要となる。

また、将来、一人一人が社会を構成する一員として、一定の役割を担おうとする意欲を持ち、他人を尊重し思いやることができ、社会において自分の能力を適切に発揮することができるよう、青少年を育成していくための取組を推進する必要がある。

《基本方針》

1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

(1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道徳教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。

(2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとらわれない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。

(3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに学校施設の老朽化対策や ICT 環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。

(4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

2 いじめ-不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

(1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。

(2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。

3. 広島市教育大綱

(以下、「広島市教育大綱（令和3年3月改定）」からの抜粋引用。)

1 本市の目指す教育の方向性

本市は、人類史上最初の原子爆弾が投下された都市であり、「ほかの誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の願いや世界恒久平和を願う市民の心を基底として、人間の尊厳や生命の尊さを自覚し、自他共に大切にし、正義感や公正さを重んじ、人と自然の共生する平和な社会を築いていく心を育て、自立して行動する力を養うことを教育の原点としています。

また、本市は昭和45年以来、「国際平和文化都市」を都市像に掲げ、その実現に向けて、共助の精神を基盤とする「地域共生社会」の構築に取り組んでおり、本市の教育においては、それを担う人材の育成といった視点も重要となっています。

今後、更なるグローバル化の進展や急速な技術革新、地球規模の課題の深刻化といった国内外の社会環境が変化していく中であっても、広島子どもたちが、持続可能な社会の構築に向けて、以下の資質・能力を身に付け、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備えた「心身共にたくましく思いやりのある人」として成長していくことを目指します。

- (1) 本質や根源を探究し、課題解決に向けて論理的・主体的に考え行動する力
- (2) 平和を希求する心
- (3) 互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力
- (4) 豊かなコミュニケーション能力
- (5) 自分たちのまちを愛する心

2 本市の教育方針

本市は、上記1の方向性に沿って、家庭、学校、地域が連携・協働しながら、誰一人取り残さない、「豊かで深い学び」による広島らしい教育を実現することで、子どもたちがその可能性を最大限に発揮することができるよう、以下の視点に立って取組を推進します。

- (1) 一人一人に上記1に掲げる資質・能力の基礎・基本を確実に身に付けさせること。
- (2) 一人一人の個性・特性を尊重し、最大限生かすこと。
- (3) 一人一人が大切にされるようにすること。

こうしたことで、子どもたちが自己肯定感を育み、地域への誇りと愛着を持ち、将来のまちづくりをけん引する存在となることにもつながると考えています。

3 重点的な取組

本市は、上記2の教育方針の下、次のことを重点的に取り組みます。

- (1) 一人一人の個性・特性を尊重するとともに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・ 学校教育を通じて、子どもたちが、学力の定着はもとより、全人格的な発達・成長が

できるよう、教員による対面授業、子ども同士の学び合いや地域社会での多様な体験活動等の協働的な学びなど、学校ならではの学びを推進する。それと併せて、それぞれの教育段階において、ICTを活用した子どもの学習進度や学習到達度に応じた指導等により、個別最適な学びを推進する。

- ・全ての子どもに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に定着させるほか、芸術・文化、スポーツ等において、民間団体や大学等が実施する学校外での学びとの連携や、教育内容の充実など、子どもの才能を伸ばしていくことができる仕組みづくりにも取り組む。
- ・多様な特別支援教育ニーズ、LGBTの子どもや日本語指導が必要な子どもの存在などを踏まえ、特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実や環境の改善に取り組む。
- ・義務教育段階や高等学校教育段階での学習内容の学び直しを含め、生涯にわたっての多様な学習ニーズに応じた学びの機会の提供に取り組む。
- ・被爆の実相と復興の歩みを確実に理解させ、平和に関して自分の考えを持ち、それを基に行動できる力を育成する平和教育をより一層推進する。また、自分の言葉で世界に平和を語れるなど、グローバル化に対応した人材を育成するため、英語教育の充実に取り組む。
- ・人と自然の共生が重要であるとの視点に立ち、脱炭素社会の構築に向けた環境教育や豪雨災害の教訓も踏まえた防災教育の充実に取り組む。

(2) 大学等と連携しながら、高い意欲と能力を持つ教員の養成・確保を図るとともに、教員が教育活動を行う上で、学校がやりがいと魅力のある場となるよう、学校における働き方改革をより一層推進します。

- ・教員志望者の増加を図るため、教員養成段階から学生に教育現場におけるやりがいと魅力が伝わるよう、積極的な情報発信に取り組む。
- ・時代の変化への教員の対応力を高めるため、ICTを活用した指導力や、探究心を持ちつつ新しい知識・技能を学び続ける力などの向上を図る。
- ・子どもに向き合う時間を確保し、総合的な指導を持続的に行うことができる学校教育体制の構築を図るため、学校における働き方改革を更に推進する。

(3) 子どもに関わる全ての人々が連携・協働し、様々な境遇にある子どもの学びを支え、進める「ひろしま型チーム学校」の体制や取組を強化するとともに、まちづくりにつながる教育に取り組みます。

- ・将来の地域社会を担う生き方や働き方についての考えを深めることができるようなキャリア教育システムの確立も視野に入れつつ、地元企業等での職場体験など、産業界と一体となった教育の充実を図る。
- ・地域の文化、伝統、自然について学びながら、地域社会を構成する一員としての自覚を高め、将来のまちづくりを担う力や利他の心を育むため、子どもたちの地域行事や地域貢献活動への積極的な参加を促すとともに、よりよい地域社会の担い手として育っていけるよう、社会性や道徳心のかん養に取り組む。

・経済面や家庭環境等に課題を抱える子どもを、福祉制度をはじめ、社会全体で支援する仕組みに確実につなげることができるよう、関係機関との連携強化を図る。

(4)いじめ対策については、「いじめを生まない支持的風土」の醸成などによる未然防止や、早期発見と組織的な対応に取り組めます。また、不登校対策については、個々の子どもの状況に応じた適切な支援に取り組めます。

・いじめの未然防止に向けて、予防的な生徒指導の充実や教育相談体制の強化、家庭や地域などの関係者が一体となった取組を推進する。

・いじめや不登校に組織的かつ適切に対応するため、心理や福祉等の専門性を持ったスタッフを拡充するとともに、いじめ見逃しゼロを目指した積極的な認知や保護者との密接な連携などによるいじめの早期発見を進める。

・学校がNPOや民間教育事業者等と連携し、相互に協力・補完し合いながら、不登校の子どもの学びの機会の確保や居場所づくり等の取組を推進する。

・学校で学びたくても学べない子どものために、遠隔・オンライン教育を活用するなど、ICTを活用した学びの保障に取り組む。

(5)今後の少子化を見据え、教育段階ごとに公立・私立、県・市の役割分担等を図り、持続可能な提供体制の構築に取り組むことで、質の高い教育を推進します。また、児童生徒数が増加傾向にある小・中学校や特別支援学校の教育環境の改善に取り組めます。

・幼児教育については、幼児教育と保育の一体的な質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制としていくため、公立園と私立園の特性を踏まえた役割分担を図る。

・義務教育については、公立校を中心とした提供体制の下、学校の地域コミュニティの核としての位置付けも踏まえながら、教育面の課題解決に向けて、適正配置に努める。また、児童生徒の増加が続いている学校については、必要な教室の増設のほか、通学区域の弾力化など、ハード・ソフト両面からの教育環境の改善に取り組む。

・高等学校教育については、更なる少子化の進展を見据え、県・市の役割分担の下、多様なニーズに応じた受入体制の在り方の検討や普通科の特色化・魅力化に取り組む。

・特別支援学校については、県と連携を図りながら、就学区域の見直しや学校の新設を含め、広島広域都市圏全体を見据えた学校体制の在り方を検討する。

4 対象期間

令和3年度から令和7年度まで

第3章 監査対象の決定

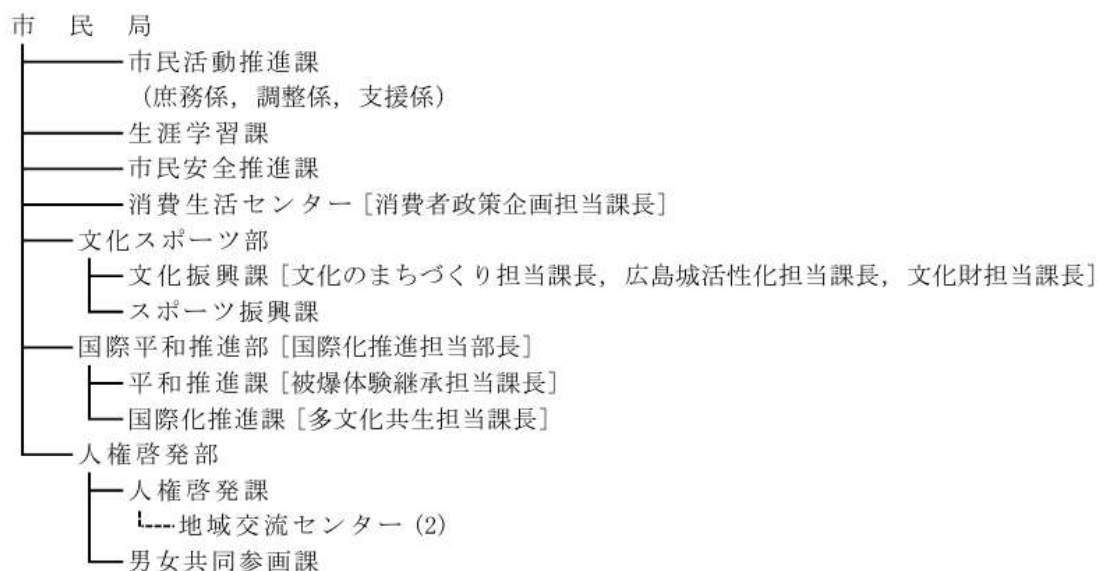
監査対象は「市民局所管事業」、「教育委員会所管事業」、「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」から構成される。以下、その概要である。

1. 監査の対象とした市民局所管事業の決定

第6次広島市基本計画第4章第1節第3項に規定する社会教育に関連する事業を監査対象事業とする。

(1) 市民局の概要

令和6年度における広島市市民局の組織図は以下のとおりである。



(2) 監査対象事業の決定

生涯学習振興事業

- ア まちづくり市民交流プラザ各種事業
- イ 高等教育機関との連携事業
- ウ 学校施設開放事業
- エ 市立高等学校公開講座
- オ 生涯学習団体育成指導補助
- カ 次世代自動車購入
- キ 生涯学習推進事務

(3) 監査対象課の決定

生涯学習振興事業の所管課は生涯学習課である。

その他、まちづくり市民交流プラザ各種事業往査時に市民活動推進課及び広島市まちづくり市民交流プラザ担当者へのヒアリングを実施した。

また、市立高等学校公開講座往査時に広島市立広島商業高等学校公開講座運営委員会及び広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会担当者へのヒアリングを実施した。

なお、生涯学習課の主な業務内容は生涯学習の振興に関することや、公民館・図書館・映像文化ライブラリーに関することである。

2. 監査の対象とした教育委員会所管事業の決定

(1) 教育委員会の概要

教育委員会は教育長及び委員からなる合議制の機関で、広島市教育委員会は教育長及び 5 人の委員で構成されている。教育長及び委員は市長が市議会の同意を得て任命する。

教育長及び委員は、定期的、臨時的に会議（教育委員会議）を開き、広島市の教育の方針や施策を決めている。¹

現在の教育長及び委員

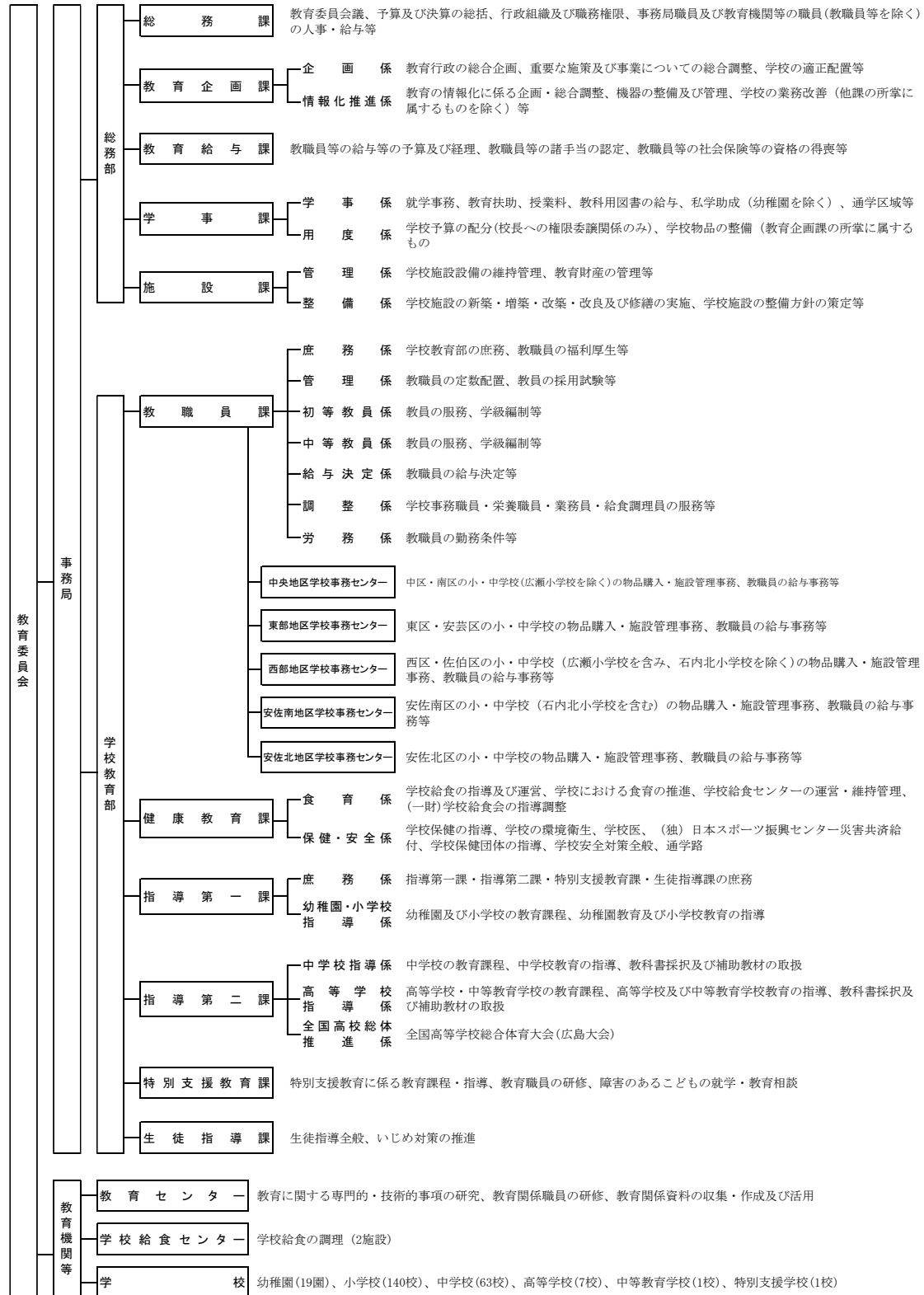
職名	氏名	任期
教育長	松井 勝憲	令和 5 年（2023 年）4 月～
委員（教育長職務代行者）	秋田 智佳子（弁護士）	平成 29 年（2017 年）7 月～
委員	伊藤 圭子（安田女子大学教授、広島大学名誉教授）	平成 30 年（2018 年）4 月～
委員	西 敦子（元山口大学教育学部教授）	平成 30 年（2018 年）10 月～
委員	一橋 信之（広島経済大学副学長）	令和 5 年（2023 年）10 月～
委員	砂橋 昌義（特定非営利活動法人ひろしまレクリエーション協会理事長）	令和 6 年（2024 年）10 月～

¹教育委員会とは - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

(2) 教育委員会の組織一覧

令和6年度における広島市教育委員会の組織図は以下のとおりである。

教育委員会の組織図(令和6年度)



(3) 監査対象事業の決定

教育に関する事業を監査対象とする。具体的には以下の事業を監査対象事業とした。

- ア いじめに関する総合対策事業
- イ 学校における働き方改革の推進事業
- ウ 教育物品整備事業

(4) 監査対象課の決定

監査対象事業を所管する課を対象とした。

以下の課で監査対象事業について資料の受領及び往査を実施した。

- ア 総務部総務課
- イ 総務部教育企画課
- ウ 総務部学事課
- エ 総務部施設課
- オ 学校教育部教職員課
- カ 学校教育部健康教育課
- キ 学校教育部指導第一課
- ク 学校教育部指導第二課
- ケ 学校教育部特別支援教育課
- コ 学校教育部生徒指導課
- サ 教育センター

なお、以降においては、部名を省略する場合がある。

3. 監査対象事業一覧

(1) 生涯学習振興事業

No.	事業名	所管課	頁
01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	生涯学習課	48
01-02	高等教育機関との連携事業		58
01-03	学校施設開放事業		82
01-04	市立高等学校公開講座		84
01-05	生涯学習団体育成指導補助		86
01-06	次世代自動車購入		97
01-07	生涯学習推進事務		97

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	事業名等	所管課等	頁
02-01	道徳教育推進事業	指導第二課	99
02-02	スクールカウンセラー活用事業	生徒指導課	100
02-03	スクールソーシャルワーカー活用事業		109
02-04	学校問題解決支援事業		117
02-05	いじめ防止対策推進審議会等の運営	指導第一課 生徒指導課	119
02-06	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	生徒指導課 教育センター	122
02-07	いじめに関する総合対策事業全般	生徒指導課	126

(3) 学校における働き方改革の推進事業

No.	事業名等	所管課	頁
03-01	総論	総務課 教育企画課 教職員課	147
03-02	スクール・サポート・スタッフ配置	教職員課	162
03-03	学校給食費の徴収管理	健康教育課	167
03-04	採点システムの導入・運用	教育企画課	178
03-05	教育情報推進のための学校支援体制の整備事業		184
03-06	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	指導第二課	188

No.	事業名等	所管課	頁
03-07	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット 出願システム構築及び運用・保守業務	指導第二課	192
03-08	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	施設課	193

(4) 教育物品整備事業

No.	事業名	所管課	頁
04-01	広島みらい創生高等学校の管理運営	学事課	198
04-02	市立工業高校の振興備品更新整備		198
04-03	小・中学校業務員の配置見直し		199
04-04	オーディオメーターの更新		199
04-05	牛乳用冷蔵庫の更新整備		200
04-06	食器等消毒保管庫の増設		201
04-07	食器等消毒保管庫の更新整備		201
04-08	中学校給食調理委託に伴う物品整備		202
04-09	特別支援学級新設等に伴う物品の整備		202
04-10	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業		203
04-11	理科教育設備の整備		204
04-12	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等 給与事業(みらい創生高)		208
04-13	小学校校舎増築		208
04-14	戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替		209
04-15	エレベーター整備		209
04-16	特別支援学校の校舎増築		210
04-17	広島市ハイスクールビジョンの推進		211
04-18	公用車の更新		214
04-19	学校給食設備更新		215
04-20	学校における備品及び消耗品管理について		216
04-21	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼 稚園の教育振興(コンピュータ)	教育企画課	219
04-22	教育委員会情報ネットワーク管理・運営(小学 校・中学校・高等学校・特別支援学校)		219
04-23	高等学校の校内 LAN 整備		220

No.	事業名	所管課	頁
04-24	広島みらい創生高等学校の管理運営	教育企画課	220
04-25	高等学校施設情報環境整備		221
04-26	中学校の教育振興(「学びの変革」県補助金)		223
04-27	学校納入金について		223
04-28	定期・臨時健康診断(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)	健康教育課	225
04-29	結核健康診断(小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)		226
04-30	給食管理事務(小学校・中学校)		226
04-31	市立学校 AED 更新・管理		227
04-32	感染症対策等支援事業(感染症対策の充実)		227
04-33	給食調理委託事業(中学校給食調理委託)		228
04-34	安全でおいしい給食の推進対策事業(小学校)		234
04-35	沼田高校寮の施設管理	指導第二課	235
04-36	副読本の給与	指導第一課	236
04-37	副読本の給与(中学校)	指導第二課	237
04-38	さわやかハイスクール支援事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		238
04-39	学校経営推進サポート事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		238
04-40	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備	指導第二課 特別支援教育課	239
04-41	広島市ハイスクールビジョンの推進	指導第二課	240
04-42	高等学校 DX 加速化推進事業		240
04-43	特別支援学校高等部充実事業	特別支援教育課	241
04-44	毒物及び劇物の適正な管理について	指導第一課 指導第二課	242
04-45	各学校における空調の設置について	施設課	245

4. 広島市立学校の状況

令和6年5月1日現在の広島市立学校の状況（教職員数・学校数・園児児童生徒数）は次のとおりである。

(1) 学校種別教員数・職員数の状況（令和6年5月1日現在）

【学校種別教員数】

（単位：人）

区 分		合 計	校長・ 園長	教頭・ 副園長	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	実習 教員
合 計		5,458	227	233	40	3	4,656	224	58	17
幼 稚 園		49	19	－	－	－	30	－	－	－
小 学 校		3,211	137	146	18	1	2,713	145	51	－
中 学 校		1,558	62	70	15	1	1,340	64	6	－
高等 学校	全日制	323	6	8	4	－	281	9	－	15
	定時制	55	1	2	－	－	50	2	－	－
	通信制	27		2	－	－	24	1	－	－
中等教育学校		47	1	2	－	－	42	1	－	1
特別支援学校		188	1	3	3	1	176	2	1	1

（暫定再任用フルタイムを含む）

【学校種別職員数】

（単位：人）

区 分		合 計	事務職員	栄養士	業務員	給食調理員
合 計		488	274	－	94	120
小 学 校		297	143	－	41	113
中 学 校		124	73	－	45	6
高等学校	全日制	41	35	－	6	－
	定時制	9	9	－	－	－
	通信制	－	－	－	－	－
中等教育学校		8	7	－	1	－
特別支援学校		9	7	－	1	1

（暫定再任用フルタイムを含む）

(2) 広島市立学校校種別学校数（令和6年5月1日現在）

（単位：園又は校）

区分	合計	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
幼稚園	19	1	3			10	2	3	
小学校	140	14	12	17	18	26	25	10	18
中学校	63	4	6	8	8	13	10	5	9
高等学校（全日制）	6	2	1	1		1			1
高等学校 （定時制・通信制）	1	1							
中等教育学校	1						1		
特別支援学校	1			1					
合計	231	22	22	27	26	50	38	18	28

(3) 学校種別園児・児童・生徒数（令和6年5月1日現在）

ア 広島市立幼稚園園児数

（単位：学級又は人）

区	幼稚園名	3歳児				4歳児				5歳児				合計			
		学級数	園児数			学級数	園児数			学級数	園児数			学級数	園児数		
			男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
1園	中区計	1	4	6	10	1	10	6	16	1	11	7	18	3	25	19	44
3園	東区計					3	15	6	21	3	20	17	37	6	35	23	58
10園	安佐南区計					10	43	32	75	10	63	63	126	20	106	95	201
2園	安佐北区計	1	2	2	4	1	5	6	11	2	7	2	9	4	14	10	24
3園	安芸区計	1	5	7	12	3	9	13	22	3	17	21	38	7	31	41	72
合 計（19園）		3	11	15	26	18	82	63	145	19	118	110	228	40	211	188	399

イ 広島市立小学校児童数

（単位：学級又は人）

区	学校名	1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				特別 支援 学級	合 計			
		学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数			学級	児童数							
			男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計	
14校	中区計	33	484	445	929	33	489	480	969	33	525	458	983	35	510	488	998	34	542	458	1000	34	483	476	959	47	249	3033	2805	5838
12校	東区計	31	482	439	921	34	519	523	1042	33	513	496	1009	36	541	536	1077	34	530	488	1018	34	536	501	1037	54	256	3121	2983	6104
17校	南区計	38	516	531	1047	40	588	559	1147	39.5	578	568	1146	40.5	602	588	1190	39	607	542	1149	41	632	586	1218	61	299	3523	3374	6897
18校	西区計	46	668	696	1364	47	697	677	1374	49	725	712	1437	49	775	760	1535	49	743	741	1484	52	823	761	1584	79	371	4431	4347	8778
26校	安芸南区計	74	1180	1127	2307	78	1226	1178	2404	80	1242	1275	2517	81	1271	1224	2495	86	1338	1319	2657	82	1331	1265	2596	121	602	7588	7388	14976
25校	安芸北区計	38.5	484	479	963	38.5	518	448	966	38	532	508	1040	39	546	500	1046	42.5	553	536	1089	41.5	555	536	1091	68	306	3188	3007	6195
10校	安芸区計	22	293	259	552	22	313	299	612	22	287	311	598	23	309	288	597	22	338	325	663	24	335	340	675	32	167	1875	1822	3697
18校	佐伯区計	47	693	662	1355	42	669	625	1294	46.5	677	692	1369	44.5	702	672	1374	43.5	717	667	1384	46.5	718	688	1406	76	346	4176	4006	8182
合 計（140校）		329.5	4800	4638	9438	334.5	5019	4789	9808	341	5079	5020	10099	348	5256	5056	10312	350	5368	5076	10444	355	5413	5153	10566	538	2596	30935	29732	60667

ウ 広島市立中学校生徒数

(単位：学級又は人)

区	学校名	1 年				2 年				3 年				特別支援 学級	合 計			
		学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数				学級数	生徒数		
			男	女	計		男	女	計		男	女	計			男	女	計
4校	中区計	20	314	342	656	19	351	335	686	18	335	315	650	14	71	1000	992	1992
6校	東区計	28	470	432	902	26	481	459	940	26	469	449	918	21	101	1420	1340	2760
8校	南区計	30	485	423	908	27	501	451	952	28	506	454	960	23	108	1492	1328	2820
8校	西区計	40	683	667	1350	38	702	699	1401	40	728	701	1429	30	148	2113	2067	4180
13校	安佐南区計	78	1323	1267	2590	70	1320	1277	2597	67	1277	1266	2543	41	256	3920	3810	7730
10校	安佐北区計	35	563	552	1115	32	575	575	1150	33	583	562	1145	25	125	1721	1689	3410
5校	安芸区計	19	335	288	623	17	334	303	637	18	335	291	626	15	69	1004	882	1886
9校	佐伯区計	36	573	577	1150	34	647	574	1221	32	624	544	1168	31	133	1844	1695	3539
合 計 (63校)		286	4746	4548	9294	263	4911	4673	9584	262	4857	4582	9439	200	1011	14514	13803	28317

収養学級(再掲)

学校名	1 年				2 年				3 年				特別支援 学級	合 計			
	学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数				学級数	生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計			男	女	計
二葉	1	2	4	6	1	2	1	3	1	3	1	4	0	3	7	6	13
観音	1	7	3	10	1	1	6	7	1	4	6	10	0	3	12	15	27

エ 広島市立中等教育学校生徒数

(単位：学級又は人)

1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				合 計			
学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数			学級	生徒数		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
4	42	78	120	4	53	65	118	4	58	61	119	4	45	70	115	4	37	78	115	4	36	64	100	24	271	416	687

オ 広島市立特別支援学校児童生徒数

(単位：学級又は人)

区分	1 年				2 年				3 年				4 年				5 年				6 年				合 計			
	学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数			学級	児童生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
小学部	9	27	14	41	7	19	8	27	8	17	13	30	10.3	33	9	42	5.3	16	8	24	7.3	18	11	29	47	130	63	193
中学部	11.5	33	17	50	7.5	14	18	32	6	16	8	24													25	63	43	106
高等部	16	59	38	97	14	60	29	89	15	63	29	92													45	182	96	278
合 計																									117	375	202	577

カ 広島市立高等学校生徒数

(単位：学級又は人)

学校名	学級数	1年			学級数	2年			学級数	3年			学級数	4年			学級数	合計		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
基町高等学校	9	151	216	367	10	140	220	360	10	128	229	357					29	419	655	1084
舟入高等学校	8	126	194	320	8	123	202	325	8	116	200	316					24	364	596	960
広島商業高等学校	6	83	160	243	6	77	132	209	6	62	103	165					18	222	395	617
広島工業高等学校	6	210	30	240	6	190	28	218	6	189	33	222					18	599	91	690
沼田高等学校	8	157	183	340	9	151	162	313	9	143	175	318					26	451	500	951
美穂が丘高等学校	6	94	147	241	6	90	144	234	6	93	130	223					18	277	421	698
小計	43	821	910	1731	45	771	888	1659	46	730	870	1600					133	2322	2658	4980
広島みらい創生高等学校 (定時制)	-	105	135	240	-	99	113	212	-	83	73	156	-	104	69	173	-	391	390	781
小計	-	105	135	240	-	99	113	212	-	83	73	156	-	104	69	173	-	391	390	781
広島みらい創生高等学校 (通信制)	-	139	170	309	-	136	181	317	-	127	179	306	-	161	148	309	-	563	678	1241
小計	-	139	170	309	-	136	181	317	-	127	179	306	-	161	148	309	-	563	678	1241
前計	43	1065	1215	2280	45	1006	1182	2188	46	940	1122	2062		265	217	482	133	3276	3736	7012

5. 監査の対象とした学校の決定

監査の対象とした学校は以下のとおりである。

生徒数などの規模、理科物品等の購入校を考慮して小学校・中学校・高等学校から抽出した15校と特別支援学校1校の計16校を選定した。

番号	学校名	所在地	創立年月日
1	吉島小学校	広島市中区吉島西三丁目4番60号	昭和31年4月1日
2	段原小学校	広島市南区的場町二丁目4番19号	明治30年11月15日
3	大河小学校	広島市南区旭一丁目8番1号	明治17年5月2日
4	三篠小学校	広島市西区三篠町一丁目9番25号	明治7年2月1日
5	己斐小学校	広島市西区己斐上二丁目1番1号	明治6年7月1日
6	安東小学校	広島市安佐南区安東一丁目28番1号	昭和50年4月1日
7	三入小学校	広島市安佐北区三入三丁目12番1号	明治24年4月1日
8	国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号	昭和24年4月30日
9	仁保中学校	広島市南区仁保一丁目56番1号	昭和51年4月1日
10	瀬野川中学校	広島市安芸区中野四丁目24番1号	昭和48年4月1日
11	五日市中学校	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号	昭和22年4月1日
12	基町高等学校	広島市中区西白島町25番1号	昭和24年5月9日
13	広島みらい創生高等学校	広島市中区大手町四丁目4番4号	平成30年4月1日
14	広島商業高等学校	広島市東区牛田新町一丁目1番1号	大正10年4月1日
15	沼田高等学校	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号	昭和60年4月6日
16	広島特別支援学校	広島市南区出島四丁目1番1号	昭和58年1月1日

第4章 監査の視点

1. 監査の基本方針

外部監査人による地方公共団体の監査は、「官官接待」や「カラ出張」などの公費の不正・不当支出の問題が発覚したのを契機に、1997年(平成9年)の地方自治法の改正で創設された制度である。したがって、本監査においては合規性(示されたものが正確であるか、法令等に反していないか)の視点に重きを置きつつも、妥当性(経済的、効率的、有効的に行われているか)の視点からも監査を実施した。なお、具体的な着眼点は以下のとおりである。

(1) 合規性

- ・契約は広島市契約規則等に沿って適切に行われているか。
- ・備品や公有財産の管理は広島市財産規則等に沿って適切に行われているか。
- ・補助金等の交付にかかる事務手続は広島市補助金等交付規則等に準拠しているか。
- ・教職員の人員配置及び労務管理は関連法令等に準拠して適切に行われているか。
- ・学校給食費等の債権管理は適切に行われているか。
- ・教育現場において学校納入金の管理は適切に行われているか。
- ・その他、事業に係る事務の執行は関連法令等に準拠しているか。

(2) 妥当性

- ・事業の実施方法や内容は、目的や目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業費の見積は適正に行われているか。
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるために内部統制が構築され、また機能しているか。
- ・事業実施後に効果測定が実施され、結果は有効に活用されているか。
- ・規則、要綱等を見直すことで効率化が図られるものはないか。
- ・事業実施に際し、関係機関との連携は適切に行われているか。
- ・教職員の資質能力向上のための適切な取組が効果的に実施されているか。

2. 監査の手続

(1) 全体像及び事業概要の把握

- ・監査対象事業に関する事業概要、関連法令規定、要綱、要領、事務取扱い、業務フロー等の一連の関係資料の入手及び理解
- ・令和4年度及び令和5年度の監査対象事業に関する予算・決算数字の把握
- ・監査対象校の資料閲覧及び入手(証憑書類・備品台帳)
- ・各担当者へのヒアリングの実施

(2) 監査対象とした各所管部署に関する資料等の査閲及び担当者への質問

監査対象事業に関する資料等を査閲し、所管部署の各担当者・学校関係者にヒアリングを実施した。

各所管部署への往査スケジュール

実施日 (令和6年)	対象部署等	調査対象
6月7日～9月26日 ～10月2日	市民活動推進課・生涯学習課・教育企画課・学事課・施設課・教職員課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・生徒指導課・教育センター・まちづくり市民交流プラザ (関係人調査) 広島市立広島商業高等学校公開講座運営委員会・広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会	資料閲覧及び概要把握のための調査及び質問
7月25日～10月2日	監査対象校 16校 (詳細は第3章参照)	教育物品現物実査・私費会計等証憑突合監査

第5章 監査の結果（指摘事項）及び意見

1. 総括

監査の結果（指摘事項）及び意見について、以下、表形式でまとめたものである。

詳細は、「2. 各監査対象事業の結果及び意見」に記載のとおりであるが、監査対象事業は大きく分けて4事業であり、これに各学校監査を加えたものとなっている。

監査の結果（指摘事項）は計113件、意見は計82件となり、トータルの件数としては相当程度のものとなったが、一方で、監査の結果（指摘事項）や監査の意見として何ら指摘することがなかった事業も相当数存在する。（(6) 検出事項一覧表 参照）

(1) 生涯学習振興事業

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	生涯学習課	-	6
01-02	高等教育機関との連携事業		-	1
01-03	学校施設開放事業		-	-
01-04	市立高等学校公開講座		-	2
01-05	生涯学習団体育成指導補助		-	1
01-06	次世代自動車購入		-	-
01-07	生涯学習推進事務		-	-
合計			0	10

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	事業名等	監査対象課等	区分	
			結果	意見
02-01	道徳教育推進事業	指導第二課	-	-
02-02	スクールカウンセラー活用事業	生徒指導課	1	-
02-03	スクールソーシャルワーカー活用事業		1	6
02-04	学校問題解決支援事業		-	2
02-05	いじめ防止対策推進審議会等の運営	指導第一課 生徒指導課	1	-
02-06	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	生徒指導課 教育センター	1	1
02-07	いじめに関する総合対策事業全般	生徒指導課	-	1
合計			4	10

(3) 学校における働き方改革の推進事業

No.	事業名等	監査対象課等	区分	
			結果	意見
03-01	総論	総務課 教育企画課 教職員課	-	7
03-02	スクール・サポート・スタッフ配置	教職員課	-	5
03-03	学校給食費の徴収管理	健康教育課	-	5
03-04	採点システムの導入・運用	財政局契約部 物品契約課 教育企画課	-	3
03-05	教育情報推進化のための学校支援体制の整備事業	教育企画課	-	2
03-06	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	指導第二課	-	1
03-07	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務		-	1
03-08	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	施設課	-	1

合計 0 25

(4) 教育物品整備事業

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
04-01	広島みらい創生高等学校の管理運営	学事課	-	-
04-02	市立工業高校の振興備品更新整備		-	-
04-03	小・中学校業務員の配置見直し		-	-
04-04	オーディオメーターの更新		-	-
04-05	牛乳用冷蔵庫の更新整備		-	-
04-06	食器等消毒保管庫の増設		-	-
04-07	食器等消毒保管庫の更新整備		-	-
04-08	中学校給食調理委託に伴う物品整備		-	-
04-09	特別支援学級新設等に伴う物品の整備		-	-
04-10	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業		-	-

No.	事業名	監査対象課等	区分	
			結果	意見
04-11	理科教育設備の整備	学事課	-	1
04-12	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業(みらい創生高)		-	-
04-13	小学校校舎増築		-	-
04-14	戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替		-	-
04-15	エレベーター整備		-	-
04-16	特別支援学校の校舎増築		-	-
04-17	広島市ハイスクールビジョンの推進		-	-
04-18	公用車の更新		-	1
04-19	学校給食設備更新		-	1
04-20	学校における備品及び消耗品管理について		-	2
04-21	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園の教育振興(コンピュータ)	教育企画課	-	-
04-22	教育委員会情報ネットワーク管理・運営(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)		-	-
04-23	高等学校の校内 LAN 整備		-	-
04-24	広島みらい創生高等学校の管理運営		-	-
04-25	高等学校施設情報環境整備		-	1
04-26	中学校の教育振興(「学びの変革」県補助金)		-	-
04-27	学校納入金について		-	6
04-28	定期・臨時健康診断(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)	健康教育課	-	-
04-29	結核健康診断(小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校)		-	-
04-30	給食管理事務(小学校・中学校)		-	-
04-31	市立学校 AED 更新・管理		-	-
04-32	感染症対策等支援事業(感染症対策の充実)		-	-
04-33	給食調理委託事業(中学校給食調理委託)		-	1

04-34	安全でおいしい給食の推進対策事業(小学校)	健康教育課	-	-
04-35	沼田高校寮の施設管理	指導第二課	-	-
04-36	副読本の給与	指導第一課	-	-
04-37	副読本の給与(中学校)	指導第二課	-	-
04-38	さわやかハイスクール支援事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-	-
04-39	学校経営推進サポート事業 (広島市ハイスクールビジョンの推進)		-	-
04-40	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備	指導第二課 特別支援教育課	-	-
04-41	広島市ハイスクールビジョンの推進	指導第二課	-	-
04-42	高等学校 DX 加速化推進事業		-	-
04-43	特別支援学校高等部充実事業	特別支援教育課	-	-
04-44	毒物及び劇物の適正な管理について	指導第一課 指導第二課	-	1
04-45	各学校における空調の設置について	施設課	-	1
合計			0	15

(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

No.	学校名	区分	
		結果	意見
05-01	吉島小学校	6	-
05-02	段原小学校	4	2
05-03	大河小学校	9	2
05-04	三篠小学校	3	-
05-05	己斐小学校	5	2
05-06	安東小学校	4	1
05-07	三入小学校	6	1
05-08	国泰寺中学校	12	1
05-09	仁保中学校	6	3
05-10	瀬野川中学校	4	2
05-11	五日市中学校	7	-
05-12	基町高等学校	3	1

No.	学校名	区分	
		結果	意見
05-13	広島みらい創生高等学校	3	4
05-14	広島商業高等学校	15	1
05-15	沼田高等学校	13	2
05-16	広島特別支援学校	9	-

合計 109 22

(6) 検出事項一覧表

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
(01) 生涯学習振興事業						
01-01-01	まちづくり市民交流プラザ各種事業	事業の効果検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)	生涯学習課		○	52
01-01-02		発行部数の検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)			○	52
01-01-03		事業の効果検証について(ICT 個人学習支援事業)			○	56
01-01-04		事業の効果検証について(託児サービスの提供事業)			○	56
01-01-05		アンケートの回収方法について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)			○	56
01-01-06		自己評価報告書における評価基準について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)			○	57
01-02-01	高等教育機関との連携事業	事業の効果検証について			○	61
01-04-01	市立高等学校公開講座	委託先における事務手続きの誤りについて			○	85

01-04-02	市立高等学校公開講座	受講者の任意保険への加入について	生涯学習課		○	85
01-05-01	生涯学習団体育成指導補助	補助金のあり方について			○	87
(02) いじめに関する総合対策事業						
02-02-01	スクールカウンセラー活用事業	学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開について	生徒指導課	○		108
02-03-01	スクールソーシャルワーカー活用事業	募集要項において年齢を記載することの可否について		○		111
02-03-02		給与の検討について			○	114
02-03-03		勤務時間の検討について			○	115
02-03-04		採用に関する募集方法の検討について			○	115
02-03-05		名簿登載制度の検討について			○	116
02-03-06		スクールソーシャルワーカー活用事業における備品購入について			○	116
02-03-07		スクールソーシャルワーカー運営協議会における報償費の支払いについて			○	117
02-04-01	学校問題解決支援事業	相談内容の検証について			○	118
02-04-02		相談体制の見直しについて			○	119
02-05-01	いじめ防止対策推進審議会等の運営	証憑書類作成について	指導第一課	○		121
02-06-01	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	証憑書類作成について	教育センター	○		125
02-06-02		研修の効率化について			○	125
02-07-01	いじめに関する総合対策事業全般	効果検証について	生徒指導課		○	126

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
(03) 学校における働き方改革の推進事業						
03-01-01	総論	調査・報告業務の合理化・適正化について	総務課		○	157
03-01-02		研修の効率化について	教育センター		○	158
03-01-03		超過業務時間の削減について	教職員課		○	159
03-01-04		勤務時間の記録方法について①			○	159
03-01-05		勤務時間の記録方法について②			○	160
03-01-06		文書の取扱いについて①	総務課		○	160
03-01-07		文書の取扱いについて②			○	161
03-02-01	スクール・サポート・スタッフ配置	スクールサポートスタッフの配置について	教職員課		○	164
03-02-02		スクールサポートスタッフの目標設定と測定の方法			○	166
03-02-03		スクールサポートスタッフの任用期間等			○	166
03-02-04		スクールサポートスタッフの業務内容について①			○	166
03-02-05		スクールサポートスタッフの業務内容について②			○	167
03-03-01	学校給食費の徴収管理	滞納者の資力等に関する資料の徴求について	健康教育課		○	171
03-03-02		教職員による滞納者に対する督促・催告と教職員の負担への配慮			○	172
03-03-03		滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりについて			○	172

03-03-04	学校給食費の徴収管理	私費会計時の滞納給食費の回収業務に関する整理	健康教育課		○	177
03-03-05		滞納給食費の債権管理に関する今後の取組の検討			○	178
03-04-01	採点システムの導入・運用	公募型プロポーザル方式に関するガイドラインの公表について	財政局契約部物品契約課 教育企画課		○	179
03-04-02		業者決定時における評価方法について	教育企画課		○	183
03-04-03		導入対象の校種について			○	184
03-05-01	教育情報推進化のための学校支援体制の整備事業	調達方法の検討に関する資料の作成			○	186
03-05-02		調達方法の検討に当たりガイドラインに準拠することの確認・徹底			○	187
03-06-01	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業	部活動指導員の確保に向けた取り組みについて	指導第二課		○	192
03-07-01	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務	長期契約締結時のチェック体制等について			○	193
03-08-01	広島市立幼稚園園庭維持管理業務	委託業務実績報告書に写真を添付させることについて	施設課		○	194
(04) 教育物品整備事業						
04-11-01	理科教育設備の整備	理科物品の現物確認について	学事課		○	207
04-18-01	公用車の更新	公用車の更新について			○	214

No.	事業名等	検出事項	監査対象課等	区分		頁
				結果	意見	
04-19-01	学校給食設備更新	計画的な更新について	学事課		○	215
04-20-01	学校における備品及び消耗品管理について	消耗品の管理方法について			○	216
04-20-02		備品シール抹消の取り扱いについて			○	216
04-25-01	高等学校施設情報環境整備	備品台帳の確認について	教育企画課		○	222
04-27-01	学校納入金について	帳簿関係書類の電子データでの保管の検討について			○	224
04-27-02		電子押印や電子決裁の検討について			○	224
04-27-03		現金取扱いの削減の検討について			○	224
04-27-04		証憑資料の電子データでの受領の検討について			○	224
04-27-05		電子化による会計報告の実施について			○	224
04-27-06		管理職に対する学校納入金会計処理に係る研修の実施について			○	224
04-33-01	給食調理委託事業（中学校給食調理委託）	物品の貸付について	健康教育課		○	232
04-44-01	毒物及び劇物の適正な管理について	毒物及び劇物の適正な管理に係る指導履歴の文書化及び保管について	指導第一課 指導第二課		○	242
04-45-01	各学校における空調の設置について	特別教室・体育館への空調設置について	施設課		○	245

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
(05) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校						
05-01-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	吉島小学校	○		247
05-01-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		248
05-01-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		248
05-01-04		会計報告の不備		○		248
05-01-05	備品管理について	備品台帳の廃棄処理漏れ		○		248
05-01-06		私物の取扱不備		○		248
05-02-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	段原小学校	○		249
05-02-02		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		249
05-02-03		決算報告に係る校長の会計検査の実施漏れ			○	249
05-02-04	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		250
05-02-05		備品シールの取扱不備		○		250
05-02-06		使用していない備品について保管転換等の検討			○	250
05-03-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	大河小学校	○		251
05-03-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		251
05-03-03		支払決裁書等と領収金額の相違		○		251
05-03-04		領収書の受領漏れ		○		251
05-03-05		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		252
05-03-06		収支相殺による不適切な事務処理		○		252
05-03-07	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		252
05-03-08		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		252
05-03-09		備品台帳への登録漏れ		○		252

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-03-10	備品管理について	使用していない物品について廃棄処分の検討	大河小学校		○	253
05-03-11		体育館倉庫の利用方法についての検討			○	253
05-04-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	三篠小学校	○		254
05-04-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		254
05-04-03		会計報告の不備		○		254
05-05-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	己斐小学校	○		255
05-05-02		金融機関への預入遅延		○		255
05-05-03		領収書の記載漏れの看過		○		256
05-05-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		256
05-05-05		楽器の取扱い・廃棄処分等の検討について		○		256
05-05-06		使用していない物品について廃棄処分の検討			○	256
05-05-07	理科物品について	薬品出納簿の記載不備等			○	256
05-06-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	安東小学校	○		257
05-06-02		金融機関への預入遅延		○		257
05-06-03		業者への支払遅延		○		258
05-06-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		258
05-06-05		備品台帳と現物の突合が困難なもの			○	258
05-07-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	三入小学校	○		259
05-07-02		金融機関への預入遅延		○		259
05-07-03		会計報告の不備		○		259
05-07-04	備品管理について	消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱不備		○		260
05-07-05		消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱改善			○	260

05-07-06	理科物品について	薬品出納簿の不備①	三入小学校	○		260
05-07-07		薬品出納簿の不備②		○		260
05-08-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	国泰寺中学校	○		261
05-08-02		金融機関への預入遅延		○		261
05-08-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		262
05-08-04		返金処理の遅延		○		262
05-08-05	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		262
05-08-06		現物確認できない備品		○		262
05-08-07	理科物品について	安全点検票の作成・保管の不備		○		262
05-08-08		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		262
05-08-09		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		263
05-08-10		薬品保管庫の整理整頓不備		○		263
05-08-11		理科準備室の整理整頓不備		○		263
05-08-12		薬品保管庫の鍵の取扱不備		○		264
05-08-13		薬品出納簿の記載不備等			○	264
05-09-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	仁保中学校	○		265
05-09-02		金融機関への預入遅延		○		265
05-09-03		年度引継の失念			○	265
05-09-04	備品管理について	備品登録があるが現物の確認が困難なものについて			○	265
05-09-05		備品台帳の登録内容の不備			○	266
05-09-06	理科物品について	薬品出納簿の作成漏れ		○		266
05-09-07		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		266

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-09-08	理科物品について	毒物劇物規定についての認識欠如	仁保中学校	○		267
05-09-09		理科準備室、薬品庫の整理整頓不備		○		267
05-10-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	瀬野川中学校	○		268
05-10-02		会計検査の実施結果の記載漏れ		○		268
05-10-03		支払いに係る手続不備			○	268
05-10-04	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		268
05-10-05		取得経緯不明備品の存在			○	268
05-10-06	理科物品について	薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		269
05-11-01	学校納入金について	金融機関への預入遅延	五日市中学校	○		269
05-11-02		会計報告の不備		○		270
05-11-03	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		270
05-11-04		備品シールの取扱不備		○		270
05-11-05		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		270
05-11-06		備品台帳に登録がない物品について(私物預かり)		○		270
05-11-07	理科物品について	毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		271
05-12-01	学校納入金について	収入印紙の貼付漏れの看過	基町高等学校	○		271
05-12-02	備品管理について	備品シールの取扱不備		○		272
05-12-03		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		272
05-12-04		理科物品の現物確認の実施推進			○	272
05-13-01	学校納入金について	収入印紙の貼付漏れの看過	広島みらい創生高等学校	○		274
05-13-02	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		274

05-13-03	備品管理について	備品シールの取扱不備	広島みらい創生 高等学校	○		274
05-13-04		備品台帳の登録内容の不備			○	274
05-13-05		使用していない備品について保管転換等の検討			○	274
05-13-06		備品台帳へ登録のない備品の存在			○	274
05-13-07		備品管理の今後について			○	275
05-14-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	広島商業高等 学校	○		276
05-14-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		276
05-14-03		発行済領収書の日付の記載漏れ		○		276
05-14-04		支払決裁書等と領収金額の相違		○		276
05-14-05		発行済領収書の控えの保管漏れ		○		276
05-14-06		会計検査の実施結果の記載漏れ		○		276
05-14-07	備品管理について	備品シールの貼付漏れ		○		277
05-14-08		備品シールの取扱不備		○		277
05-14-09		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		277
05-14-10		備品の使用場所の変更・使用していない備品の廃棄検討について		○		278
05-14-11		令和4年度整備備品の登録漏れ（令和6年度登録）		○		278
05-14-12	理科物品について	薬品出納簿の作成漏れ		○		278
05-14-13		薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		278
05-14-14		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		278
05-14-15		毒物劇物規定についての認識欠如		○		279

No.	項目	検出事項	監査対象校	区分		頁
				結果	意見	
05-14-16	理科物品について	長期間使用していない薬品について廃棄処分の検討	広島商業高等学校		○	279
05-15-01	学校納入金について	金融機関への預入遅延	沼田高等学校	○		280
05-15-02		収入印紙の貼付漏れの看過		○		280
05-15-03		支出命令の原因となる領収書の添付漏れ①		○		280
05-15-04		支出命令の原因となる領収書の添付漏れ②		○		280
05-15-05		領収書の記載漏れの看過		○		280
05-15-06	備品管理について	備品シールの貼付漏れ①		○		281
05-15-07		備品シールの貼付漏れ②		○		281
05-15-08		備品シールの貼付漏れ③		○		281
05-15-09		備品シールの取扱不備①		○		281
05-15-10		備品シールの取扱不備②		○		281
05-15-11		現物確認できない備品		○		282
05-15-12		使用していないテレビについて廃棄処理の検討			○	282
05-15-13		備品台帳の登録内容の不備			○	282
05-15-14	理科物品について	薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ		○		282
05-15-15		毒物劇物危害防止規定の更新漏れ		○		282
05-16-01	学校納入金について	予算差引簿の未作成	広島特別支援学校	○		284
05-16-02		収支計画書の作成漏れ		○		284
05-16-03		入金（現金）日計表の作成漏れ		○		284
05-16-04		領収書の記載漏れの看過		○		284

05-16-05	学校納入金 について	発行済領収書の日付の記載漏れ	広島特別支援 学校	○		284
05-16-06		会計検査の実施漏れ		○		284
05-16-07		支払決裁書の不備		○		285
05-16-08	備品管理に ついて	備品シールの貼付漏れ		○		285
05-16-09		備品台帳の廃棄処理漏れ		○		285

2. 各監査対象事業の結果及び意見

(1) 生涯学習振興事業

No.	01-01
事業名	まちづくり市民交流プラザ各種事業
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

広島市まちづくり市民交流プラザの管理運営を行う事業である。施設の管理運営については、市民活動推進課が行うため生涯学習に係る事業費のみ生涯学習課が負担している。

広島市まちづくり市民交流プラザは、指定管理者である（公財）広島市文化財団（以下、「指定管理者」と表記する。）が管理運営を行っている。広島市まちづくり市民交流プラザで実施される指定管理事業31事業のうち生涯学習に係る7事業についての概要は次のとおりである。

(ア) まちづくり・市民活動情報誌「らしっく」発行事業

まちづくり・市民活動情報誌「らしっく」を発行する。発行目的は広島市内で行われる市民活動及び生涯学習に関する情報を掲載し、広く市民等に無料配布することで、市民活動及び生涯学習を広報面で支援するとともにまちづくり活動等への参画等を促進する。

薄氷号（2024. 3）



まちづくり・市民活動情報誌「らしっく」は広島市まちづくり市民交流プラザ



(カ) パソコンボランティア養成事業

パソコンボランティア活動の意義や活動上の心構え、活動への取り組み方など実践に基づいた講義及びパソコンボランティア登録制度の管理運営を行う。



(キ) 生涯学習支援講座

社会教育施設や文化施設等と連携し、市民ニーズや社会的課題に対応した講座を実施する。

(ク) 生涯学習成果発表事業

社会教育施設や文化施設等と連携し、展示や発表会による学習グループの活動成果を発表する機会を提供する。

エ 監査の意見

(ア) (01-01-01) 事業の効果検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)

指定管理者は実施する事業について、「広島市まちづくり市民交流プラザ指定管理者実施事業報告書兼自己評価報告書」(以下、「自己評価報告書」と表記する。)により、生涯学習課へ報告を行っている。

この自己評価は3段階評価となっており、A:計画を上回った等 B:計画通り実施した等 C:計画を下回った等で評価することとされている。

令和4年度・令和5年度の自己評価報告書においてまちづくり・市民活動情報誌「らしっく」発行事業は自己評価 Bとなっている。

生涯学習課及び指定管理者にヒアリングしたところ、自己評価 Bとしたのは発行事業自体計画どおり部数を発行し、配布することができたことからとの回答を得た。

また、生涯学習課に対し、自己評価 Aになるには何が必要か質問したところ、「自己評価 Aになるには、「らしっく」の記事に対する市民(読者)からの要望・意見をアンケートや問合せ等を利用して積極的に把握して、今以上にその声を反映し、改善につなげていくことが必要であると考えています。」との回答を得た。

実際のアンケートの回収結果は令和4年度 4枚、令和5年度に至っては0枚である。

また、回収枚数が少ないため上記アンケートの集計等を行っていないとの回答も得た。

当該事業の効果検証において、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられ、上記回答から生涯学習課も認識しているが、実際には上記のとおりアンケートはほぼ回収されておらず利用者の満足度が把握されていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケートの回収方法及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

(イ) (01-01-02) 発行部数の検証について(生涯学習・市民活動情報誌「らしっく」発行事業)

「らしっく」は年3回、各5,000部を発行している。(令和4年度・令和5年度実績)

それとともにWEBサイトで創刊1号から「らしっく」を読むことができる。

5,000部の配架先について詳細を生涯学習課にヒアリングしたところ以下の回答を得た。

- ・令和４年度 公民館等 2,714 部 その他関係各所 1,268 部 広島市まちづくり市民交流プラザ内 1,018 部（アンケートの差し込み 800 部）（資料Ⅰ参照）
- ・令和５年度 公民館等 2,714 部 その他関係各所 1,261 部 広島市まちづくり市民交流プラザ内 1,025 部（アンケートの差し込み 800 部）（資料Ⅱ参照）

また、この紙媒体の送付について、指定管理者にヒアリングしたところ、広島市まちづくり市民交流プラザ館内の配架以外の郵送先からは「WEB サイトで確認可能であるし、紙媒体での配布は必要ない」との声も少なからずあるとの回答を得た。また、公民館において配架後の状況や館内配架後の状況について確認はしておらず、在庫確認もしていないとのことであった。

現状、発行後に公民館、広島市まちづくり市民交流プラザ館内配架分について市民に渡った部数を把握できていないということである。差し込みのアンケートの回収率も不明である。

生涯学習課は指定管理者に対し、各回発行後の在庫の集計、各配架先に対する紙媒体の必要性についてアンケートの集計を指示し、厳密に必要な部数を検証し、今後の発行部数を検討されたい。

資料 I

令和4年度情報誌配布先一覧 vol.65

区分	配布先	施設数	配布部数	計	配布方法	添書様式
学校	大学	16	1	16	郵送	案内
	広島文教大学(地域連携室)	1	20	20	郵送	配布依頼
	専修学校	29	1	29	郵送	案内
広島県	関係機関(県庁、外郭団体ほか)	16	10	160	郵送	配布依頼
	県立文書館	1	3	3	郵送	案内
企業/団体	社資研	21	1	21	郵送	案内
	助成機関	15	1	15	郵送	案内
	地域商店街振興組合	3	1	3	郵送	案内
マスコミ	放送局、タウン誌、ミニコミ誌、経済誌ほか	20	1	20	郵送	案内
全国NPOセンター等	全国NPO・市民活動センター	40	1	40	郵送	案内
全国支援機関等	全国民間支援組織	22	1	22	郵送	案内
広島市	政令市担当部署・政令市ボランティアセンター	30	1	30	郵送	案内
	生涯学習センター	38	1	38	郵送	案内
	全国自治体	4	1	4	郵送	案内
県内支援機関	県内支援組織	10	10	100	郵送	配布依頼
市内NPO	市内NPO	296	1	296	郵送	案内
人材バンク	人材バンク登録者	139	1	139	郵送	案内
プラザ	運営委員	2	1	2	郵送	案内
	袋町地区社会福祉協議会	0	1	0	郵送	案内
文化財団	理事(12)・評議員(12)	24	1	24	郵送	案内
市施設(外部)	留学生会館	1	10	10	郵送	配布依頼
観光・交通	エールエール案内所	1	15	15	郵送	配布依頼
	補広島バスセンター	1	15	15	郵送	配布依頼
観光(広島県)	観光連盟	1	1	1	郵送	案内
	農林水産部	1	3	3	郵送	案内
周辺市町	広島(府中町、海田町、熊野町、坂町)	4	10	40	郵送	配布依頼
	広島西(大竹市、廿日市市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	呉(呉市、江田島市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	広島中央(東広島市、竹原市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	三原市	1	10	10	郵送	配布依頼
	岩国市	1	10	10	郵送	配布依頼
	柳井市	1	10	10	郵送	配布依頼
	芸北(北広島町、安芸太田町、安芸高田市)	3	10	30	郵送	配布依頼
県内	県内市町村(福山市、尾道市、府中市、神石高原町、大崎上島町、三次市、庄原市、世羅町)	8	10	80	郵送	配布依頼
納本	国立国会図書館	1	2	2	郵送	案内
プラザ	プラザ送付分(公民館、区役所等)			2,714	プラザ納品	
	プラザ館内配布用			1,018		うちアンケート票 し込み800部
合計		757		5,000		

資料Ⅱ

令和5年度情報誌配布先一覧 vol.68

区分	配布先	施設数	配布部数	計	配布方法	添書様式
学校	大学	16	1	16	郵送	案内
	広島文教大学(地域連携室)	1	20	20	郵送	配布依頼
	専修学校	27	1	27	郵送	案内
広島県	関係機関(県庁、外郭団体ほか)	16	10	160	郵送	配布依頼
	県立文書館	1	3	3	郵送	案内
企業/団体	社資研	21	1	21	郵送	案内
	助成機関	15	1	15	郵送	案内
	地域商店街振興組合	3	1	3	郵送	案内
マスコミ	放送局、タウン誌、ミニコミ誌、経済誌ほか	20	1	20	郵送	案内
全国NPOセンター等	全国NPO・市民活動センター	40	1	40	郵送	案内
全国支援機関等	全国民間支援組織	21	1	21	郵送	案内
他都市	政令市担当部署・政令市ボランティアセンター	30	1	30	郵送	案内
	生涯学習センター	38	1	38	郵送	案内
	全国自治体	4	1	4	郵送	案内
県内支援機関	県内支援組織	10	10	100	郵送	配布依頼
市内NPO	市内NPO	293	1	293	郵送	案内
人材バンク	人材バンク登録者	139	1	139	郵送	案内
プラザ	運営委員	2	1	2	郵送	案内
	袋町地区社会福祉協議会	0	1	0	郵送	案内
文化財団	理事(12)・評議員(12)	23	1	23	郵送	案内
市施設(外部)	留学生会館	1	10	10	郵送	配布依頼
観光・交通	エールエール案内所	1	15	15	郵送	配布依頼
	梯広島バスセンター	1	15	15	郵送	配布依頼
観光(広島県)	観光連盟	1	1	1	郵送	案内
	農林水産部	1	3	3	郵送	案内
周辺市町	広島(府中町、海田町、熊野町、坂町)	4	10	40	郵送	配布依頼
	広島西(大竹市、廿日市市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	呉(呉市、江田島市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	広島中央(東広島市、竹原市)	2	10	20	郵送	配布依頼
	三原市	1	10	10	郵送	配布依頼
	岩国市	1	10	10	郵送	配布依頼
	柳井市	1	10	10	郵送	配布依頼
	芸北(北広島町、安芸太田町、安芸高田市)	3	10	30	郵送	配布依頼
県内	県内市町村(福山市、尾道市、府中市、神石高原町、大崎上島町、三次市、庄原市、世羅町)	8	10	80	郵送	配布依頼
納本	国立国会図書館	1	2	2	郵送	案内
プラザ	プラザ送付分(公民館、区役所等)			2,714	プラザ納品	うちアンケート差し込み800部
	プラザ館内配布用			1,025		
合計		750		5,000		

(ウ) (01-01-03) 事業の効果検証について(ICT 個人学習支援事業)

令和 4 年度・令和 5 年度の ICT 個人学習支援事業は自己評価報告書において自己評価 B となっている。指定管理者に自己評価についてヒアリングしたところ、実施回数の目標 28 回を予定どおり実施できたことが理由とのことである。

また、自己評価報告書の項目にある「アンケート等利用者聴取の主な内容」欄が「特になし」となっており、指定管理者にヒアリングしたところ、参加者が不特定多数で予定時間内の出入りが自由なため、アンケート回収が難しいことから、「特になし」となったとのことである。

当該事業の効果検証においても、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられる。しかしながら、アンケート聴取等が十分になされておらず利用者の満足度が把握できていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケート回収及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

(エ) (01-01-04) 事業の効果検証について(託児サービスの提供事業)

令和 5 年度の託児サービスの提供事業は自己評価報告書において自己評価 B となっている。指定管理者に自己評価についてヒアリングしたところ、コロナ禍の間の中止を経て 4 年ぶりに実施できたことが理由とのことである。

また、自己評価報告書の項目にある「アンケート等利用者聴取の主な内容」欄が「特になし」となっており、指定管理者にヒアリングしたところ、ラウンジ利用時のアンケート聴取等はなされていないため「特になし」になったとのことである。

当該事業の効果検証においても、事業の実施状況・利用者の満足度が重要であると考えられる。しかしながら、アンケート聴取等が十分になされておらず利用者の満足度が把握できていないため、効果の検証が不十分であると言わざるを得ない。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、アンケート回収及び利用者の満足度を測る何らかの方法を検討されたい。

※ 7 事業のうち上記以外の 4 事業については意見なし。

(オ) (01-01-05) アンケートの回収方法について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)

監査の意見 01-01-01、01-01-02 及び 01-01-03 でも記載しているが、指定管理者にヒアリングしたところ、まちづくり・市民活動情報誌「らしっく」発行事業・ICT 個人学習支援事業・託児サービスの提供事業についてアンケート回収（聴取）

が難しい若しくは十分にできていないと回答を得ている。

アンケート回収方法として以下を検討されたい。

- ・広島市のホームページにアンケートを掲示する。
- ・WEB サービスを利用したアンケート回収
- ・ICT 個人学習支援事業についてはパソコンボランティアの方にアンケートの配付をお願いする。(利用時間開始時にパソコンの近くに設置)
- ・託児サービスの提供事業ではラウンジ利用時の保護者にアンケートを配付する。

(カ) (01-01-06) 自己評価報告書における評価基準について(まちづくり市民交流プラザ各種事業共通)

生涯学習課より提出の「指定管理者の業務実施状況(令和5年度)の評価等における基準値の取扱いについて(通知)」には以下の記載がある。

1 指定管理者の業務実施状況(令和5年度)の評価及び令和6年度の基準値の取扱い

令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類となったことで、法に基づく外出自粛や行動制限などを要請する仕組みがなくなり、基本的には、平時と同様の施設運営が可能となっています。

以降、新型コロナウイルス感染症に係る国の対応方針に変化はなく、また、各施設において利用者増に向けた様々な取組が可能な状況であることを踏まえ、令和5年度の評価は、通常どおり、「施設の利用状況」を含む3項目で全体の評価を行うこととします。

「3項目」の内容についてヒアリングしたところ、「事業の実施状況」・「施設の利用状況」・「利用者の満足度」と回答を得た。業務全体の評価においても、利用者の満足度は重要であることがわかる。

自己評価報告書における自己評価(3段階評価)は前述のように、

- A: 計画を上回った等
- B: 計画通り実施した等
- C: 計画を下回った等

の3段階で評価がなされている。数値目標を定め、これを計画どおり実施することを評価の基準としているものについては、事業の実施回数や参加率が市民に対して生涯学習の機会をどれだけ提供できたかの効果検証になるが、参加者(利用者)があるものについては参加者(利用者)の満足度を含めての評価とされることが望ましい。

今後は生涯学習課と指定管理者が協議の上、評価基準の検討をされたい。

No.	01-02
事業名	高等教育機関との連携事業
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

(ア) 目的

広島市では、人生 100 年時代の到来が予想される中、多様な市民が生涯にわたり、新たな知識や技能を学び続け、あるいは学び直すことのできる環境づくりを進める必要があるとしている。

そこで本事業は、高等教育機関と連携して、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供し、市民の生涯学習を支援することを目的として実施する。

(イ) 事業の具体的な内容

a 高等教育機関との協力連携

高等教育機関が、広島市まちづくり市民交流プラザで開催する公開講座を支援する。

受注者は、高等教育機関からの申請に基づき、広報、会場確保等における支援を行う。

b シティカレッジの開催

受注者は、教育ネットワーク中国と広島市と共催し、文学、環境情報等、各高等教育機関の特色を生かした講座を「シティカレッジ」として一体的に開催する。

講座の企画及び運営を高等教育機関が行い、受注者は、広報、会場確保等の支援、申込受付（受講料が無料の場合に限る）等を行う。

実施講座数は 8 講座程度とする。

c リカレント学習講座の開催

高等教育機関等の協力等を得て、社会人向けの実効的な学習、又は高度な学習を一定量、系統立てて行う講座を「リカレント講座」として実施する。

高等教育機関による企画の支援を受けながら、受注者は講座の企画・運営・広報・申込受付等を行う。

実施講座数は 2 講座とする。

令和4年度 リカレント講座（広島経済大学）

広島経済大学との連携講座 2022年度（令和4年度）
近現代における広島

令和4年度リカレント講座は、近年度に引き続き、近現代における広島の特徴をあらわす時期についてお話しいたします。
具体的には、明治維新後の「第一編」：大正期の社会経済、広島に関連する加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

1. 8月2日（火）18:00~20:00
「明治維新期における『第一編』」
講師：広島経済大学教員 渡辺 敏彦さん
内容は、明治維新後の「第一編」を題材に、広島県は広島県として、40年間、明治維新を機に社会経済が変化したことについてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

2. 8月9日（火）18:00~20:00
「大正期の社会経済と経済」
講師：広島経済大学教員 平下 義雄さん
内容は、大正期の社会経済と経済についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

3. 8月17日（水）18:00~20:00
「広島と平和（加賀友三とツルイデ・シュエー）」
講師：広島経済大学教員 渡辺 敏彦さん
内容は、広島と平和（加賀友三とツルイデ・シュエー）についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

4. 8月24日（水）18:00~20:00
「戦前期における日本の満洲開拓と広島」
講師：広島経済大学教員 平下 義雄さん
内容は、戦前期における日本の満洲開拓と広島についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

【お申し込み】
お申し込みは、お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。

広島経済大学との連携講座 2022年度（令和4年度）
近現代における広島

この講座は広島経済大学との連携により、高度で専門的な学習機会を提供するレバレッジ型講座として実施するものです。

期日 8月2日（火）、8月9日（火）、8月17日（水）、8月24日（水）
いずれも18:00~20:00 全4回

申込 各人社ウェルビーイング・まちづくり（まちづくり市民交流プラザ）
北郷3階 研修室A・B（広島市の駅より徒歩3分）

参加費 広島市内に在住の通勤・通学の人
定員 60名（定員を越える場合は抽選）

受講料 2,000円（A席） 参加方法は別途通知します。
（B席） 広島市文化財団 D・まちネットワーキング 管理課

申込先 広島市文化財団 TEL (082) 541-5335 FAX (082) 541-5551

申込 広島市文化財団、広島市

【お申し込み】
お申し込みは、お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。

令和5年度 リカレント講座（広島経済大学）

広島経済大学との連携講座 2023年度（令和5年度）
近代における広島

令和5年度リカレント講座は、近年度に引き続き、近代における広島の特徴をあらわす時期についてお話しします。
具体的には、明治維新後のインフラ整備としての平島開港、戦前期の日本列島と広島・長門のテーマを扱います。

1. 9月12日（火）18:00~20:00
「平島開港と平島開港〜戦前期のインフラ整備〜」
講師：広島経済大学教員 渡辺 敏彦さん
内容は、平島開港と平島開港〜戦前期のインフラ整備〜についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

2. 9月22日（金）18:00~20:00
「戦前期の生活と戦前期の生活（『第一編』の生活）」
講師：広島経済大学教員 平下 義雄さん
内容は、戦前期の生活と戦前期の生活（『第一編』の生活）についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

3. 9月26日（火）18:00~20:00
「近代広島の生活〜『第一編』の生活〜」
講師：広島経済大学教員 渡辺 敏彦さん
内容は、近代広島の生活〜『第一編』の生活〜についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

4. 10月3日（火）18:00~20:00
「戦前期の広島、南と日本列島」
講師：広島経済大学教員 平下 義雄さん
内容は、戦前期の広島、南と日本列島についてお話しします。また、加賀友三とツルイデ・シュエー、広島県を志す満洲開拓団などをテーマとしてお話しします。

【お申し込み】
お申し込みは、お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。

広島経済大学との連携講座 2023年度（令和5年度）
近代における広島

この講座は広島経済大学との連携により、高度で専門的な学習機会を提供するレバレッジ型講座として実施するものです。

期日 9月12日（火）、9月22日（金）、9月26日（火）、10月3日（火）
いずれも18:00~20:00 全4回

申込 各人社ウェルビーイング・まちづくり（まちづくり市民交流プラザ）
北郷3階 研修室A・B（広島市の駅より徒歩3分）

参加費 広島市内に在住の通勤・通学の人
定員 100名（定員を越える場合は抽選）

受講料 2,000円（A席） 参加方法は別途通知します。
（B席） 広島市文化財団 D・まちネットワーキング 管理課

申込先 広島市文化財団 TEL (082) 541-5335 FAX (082) 541-5551

申込 広島市文化財団、広島市

【お申し込み】
お申し込みは、お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。
お申し込みのうえです。

CITY COLLEGE 2023
CITY COLLEGE 2023

申 込 方 法

- 申込、ファックス、来庁での申し込みください。
受付期間：月～金/9時～17時、土曜日は9時～17時（17時15分まで）、休日の場合は9時から10時（希望者によるのみ）
①希望校名を記入した大学名 ②氏名（ふりがな） ③住所 ④連絡先（電話・郵中・ファックス番号等）を正確に記入してください。★郵送は（がき類）による申し込みは受け付けておりません。
なお、申し込み時にお寄せいただいた個人情報については、各大学・教育ネットワーク中国と共有しますが、事業運営以外の目的には使用いたしません。
- 各連絡先にもご郵送品を郵送に受け付けております。
- 申込開始3日前後によって異なりますので、ご確認ください。（申込開始3日前までは受け付けできません。）
- 各連絡先にもご郵送品を受け付けます。定員になり次第、締め切ります。

受講上のお知らせ

- 本学1階エレベーターまで預けられます。研修室は本学5階です。
- 受講料の簡便・徴収は、各講座開始30分前からです。
- 各人及ウェンディロとまちプラザ（まちづくり市民交流プラザ）の期間は9時からです。
- 車道コナンシステム等と共同のため、本学は（各講座）の出入りや駐車場の状況が異なる場合があります。事前に各講座の案内を各大学・教育ネットワーク中国のホームページ（<https://www.wtlc.jp/>）にてご確認ください。
- シティカレッジは、「高齢者・外国人・外国人のイベント」の開催を行います。

申込・問合せ

公益財団法人広島市文化財団ひと・まちネットワーク運営部
電話082-541-5335 Fax082-541-5411
〒730-0035 広島市南区南元町1-1-1
（法人及ウェンディロとまちプラザ（まちづくり市民交流プラザ）と共同）
★土曜日・日曜日・夜間は5時～夜半まで受付が停止しています。

シティカレッジ会場

〔合人社ウェンディロとまちプラザ（まちづくり市民交流プラザ）〕

駐車場：本学5階エレベーターまで、公共交通機関から徒歩10分。
 駐車場：本学の敷地内、地下に公共交通機関（有料）が設置されています。
 〔備考〕 ① 各大学・教育ネットワーク中国のホームページ（<https://www.wtlc.jp/>）にてご確認ください。

2023年
【受講生募集】

シティカレッジ

シティカレッジは、県内の大学や短期大学、一般社団法人教育ネットワーク中国と広島市、公益財団法人広島市文化財団が連携して、大学などが持つ優れた研究・教育資源を市民生活に生かすことを目的に、社会人の皆様に学習機会を提供しています。日常の暮らしに生涯学習の時間を取り入れてみてはいかがでしょうか。

（シティカレッジは、大学・短大などで構成する教育ネットワーク中国の加盟校が提供する生涯学習講座「ひろしまカレッジ」の一部としても実施しています。）

主 催

一般社団法人教育ネットワーク中国、広島市、公益財団法人広島市文化財団、安田女子大学、広島文化学園大学、広島市市立大学、広島学院大学、広島工業大学、広島経済大学、北山大学・北山大学短期大学部

主 催

合人社ウェンディロとまちプラザ（まちづくり市民交流プラザ）（広島市中区段原6番36号）

注 意 事 項

- 発熱等症状のある方、また、健康や体調に不安のある方は、参加を控えてください。
- 毎授業時に検温を行います。体温が37.5℃以上の方は、参加をご遠慮いただきますのでご了承ください。
- 受付時には手指消毒用アルコールでの消毒をお願いします。
- 感染症拡大の状況等によっては、講座が中止等となる場合があります。（上記「注意事項」はチラシ作成時点のものです。今後、変更になる場合があります。）

[illegible]

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、(公財)広島市文化財団に対する委託料である。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	408	408	408
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	408	408	408
決算額	358	395	390
国庫補助金	0	0	0
参加者負担金(歳入)	139	109	226
一般財源	219	286	164
不用額	50	13	18

ウ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(ア) (01-02-01) 事業の効果検証について

高等教育機関と連携して、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供し、市民の生涯学習を支援することを目的とした事業である。(公財)広島市文化財団へ委託し、広島市まちづくり市民交流プラザを会場として、①リカレント学習講座②シティカレッジが実施されている。

仕様書によれば、広島市の定める様式で実施状況について毎月集計し、報告するものとされており、業務実施報告書を確認したところ、すべての月において、事業効果として「高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。」と同様の記載内容であった(資料Ⅲ参照)。令和5年度の具体的な実施状況については、①リカレント学習講座については募集人数100人に対して参加者数55名(参加率55%)のもの、②シティカレッジについては募集人数60人に対して参加者数17名(参加率28%)のもの等参加率の低調な講座も見受けられる中(資料Ⅳ参照)、事業効果として上記記載が妥当するか検討の余地があると思われる。

講座の内容については開催大学に一任されているものの、生涯学習課と開催大学がアンケート結果を共有し、開催大学が講座の内容検討の材料としているとのことであったが、参加率が低調であった講座についての原因分析及び対策について検討がなされていない。事業の経済性、効率性、有効性の向上を図るべく、アンケート結果以外の観点からの効果検証も検討されたい。

資料Ⅲ

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (4月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 4月1日～ 4月30日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	0	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 4月1日～ 4月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応		
	3 4月1日～ 4月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (5月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 5月1日～ 5月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	0	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 5月1日～ 5月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・1講座(3回)の申し込み受付開始及び実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 5月1日～ 5月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (6月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 6月1日～ 6月30日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	0	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 6月1日～ 6月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報		
	3 6月1日～ 6月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (7月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 7月1日～ 7月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	2	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 7月1日～ 7月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報		
	3 7月1日～ 7月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議 ・広島経済大学との連携講座の申し込み受付		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (8月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 8月1日～ 8月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	1	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 8月1日～ 8月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・3講座(11回)の申し込み受付開始及び実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 8月1日～ 8月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (9月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 9月1日～ 9月30日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	26	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 9月1日～ 9月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・4講座(13回)の申し込み受付開始及び実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 9月1日～ 9月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議 ・広島経済大学との連携講座「近代における広島の諸相 Part2」(第1～3回)実施		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (10月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 10月1日～ 10月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	68	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 10月1日～ 10月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・2講座(7回)の申し込み受付開始及び2講座(5回)の実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 10月1日～ 10月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議 ・1講座(2回)の申し込み受付開始及び1講座(1回)の実施 (詳細は別紙のとおり)		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (11月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 11月1日～ 11月30日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	24	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 11月1日～ 11月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・2講座(7回)の実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 11月1日～ 11月30日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (12月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 12月1日～ 12月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	1	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 12月1日～ 12月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・受講生募集広報 ・1講座(1回)の実施 (詳細は別紙のとおり)		
	3 12月1日～ 12月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議 ・1講座(2回)の実施 (詳細は別紙のとおり)		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (1月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 1月4日～ 1月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	34	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 1月4日～ 1月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・次年度講座実施に係る準備等		
	3 1月4日～ 1月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・実施講座について連携大学と協議		

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (2月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 2月1日～ 2月29日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	1	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 2月1日～ 2月29日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・次年度講座実施に係る準備等		
	3 2月1日～ 2月29日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・次年度実施講座について連携大学と協議		

別紙様式

高等教育機関との連携事業
令和5年度 業務実施報告書 (3月分)

実施内容	実施時期 または期間	所要経費 (千円)	事業効果
高等教育機関と連携し、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供するための準備等を実施 1 高等教育機関との協力連携 2 シティカレッジ対応等 3 リカレント学習講座対応等	1 3月1日～ 3月31日 ・大学等の公開講座実施に係る相談対応	232	高等教育機関との連携強化を図るとともに、市民の高度化・多様化した学習要求に対応し、生涯学習の振興に寄与することができた。
	2 3月1日～ 3月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・次年度講座実施に係る準備等		
	3 3月1日～ 3月31日 ・市民からの講座実施問い合わせ対応 ・次年度実施講座について連携大学と協議		

資料Ⅳ

シティカレッジ

令和5年度実績

大学名	講座名	申し込み開始日	回数	No.	月日曜	開始時刻	終了時刻	テーマ	講師	募集人数	申込者数(人)	計参加者数(人)
安田女子大学	人の心の不思議とその対応	5/1 (月)	3	1		12:30	12:00	人間関係と心の健康について	教授 金谷 雅雄	60	48	48
				2	5/27 (土)	13:00	14:30	こどもの心の不思議とその対応	教授 西 友幸	60	43	91
				3		14:40	16:10	思春期の心の健康と不思議	教授 宮崎 久美子	60	40	131
広島文化学園大学	シニア世代が元気で健康な生活を送るためのヒント	8/1 (火)	3	1		10:30	12:00	加齢に伴うからだの変化と元気で健康な生活を送るヒント「消化・吸収」	教授 榊崎 由紀子	50	52	52
				2	8/2 (土)	13:30	15:00	加齢に伴うからだの変化の理解と元気で健康な生活を送るヒント「睡眠・排便」	教授 榊崎 由紀子	50	50	102
				3		15:10	16:40	食生活と老化	教授 中村 哲	50	48	150
広島都市学園大学	専門職から学ぶリハビリテーション	8/1 (火)	5	1	8/9 (土)	13:00	14:30	いつでもどこから美味しく食べるために	講師 平松 智彦	60	29	29
				2	8/23 (土)	13:00	14:30	脳の障害と作業療法	助教 田本 優士	60	25	54
				3	8/30 (土)	13:00	14:30	脳とコミュニケーション	教授 本多 富美	60	23	77
				4	10/14 (土)	13:00	14:30	こころの病気と作業療法	准教授 川根 なみ	60	23	100
				5	10/28 (土)	13:00	14:30	ことばをなくく	助教 河村 千夏	60	22	122
広島女学院大学	生活のなかのデザイン—ファッション・恋愛・ビジネス	8/1 (火)	3	1	8/11 (月)	18:00	19:30	アパレル産業の現状と課題	准教授 数田 麗矢子	60	19	19
				2	8/12 (火)	18:00	19:30	ブランド心で—問題行動と差別化—	教授 三木 幹子	60	18	37
				3	8/13 (水)	18:00	19:30	現代イメーション—日本女性の男性観と美意識—	教授 三木 幹子	60	17	54
広島工業大学	暮らしを豊かにする建築デザイン	8/1 (火)	4	1	8/28 (木)	18:30	20:00	木造住宅の耐震性を考える	准教授 荒井 尚平	60	37	37
				2	10/4 (水)	18:30	20:00	快適な居住環境とネットゼロエネルギー	准教授 安 城基	60	27	64
				3	10/11 (水)	18:30	20:00	緑の建築の盛り方 — 在宅介護時代に向けた住環境とは—	教授 平岡 敦也	60	30	94
				4	10/18 (水)	18:30	20:00	オフィス空間の内装木質化	教授 森田 秀樹	60	21	115
広島経済大学	「共生社会」を考える	10/2 (月)	4	1	11/9 (水)	18:00	19:30	メディアと人権の問題 —ネット社会におけるメディアとのかきあい方—	准教授 飯島 心平	60	31	31
				2	11/15 (水)	18:00	19:30	デザインは誰のためのもの？ —これからのユニバーサルデザイン—	准教授 宮地 英和	60	27	58
				3	11/22 (水)	18:00	19:30	異文化理解を考える —留学生に接する者の視点から—	教授 宮崎 雅生	60	22	80
				4	11/29 (水)	18:00	19:30	品のおもてなし —私たちは接客とどのように向き合ってきたのか—	准教授 阿部 誠	60	30	110
比治山大学・比治山大学短期大学部	広島を学ぶ	10/7 (月)	3	1	11/11 (土)	14:00	15:30	広島における防災	助教 川崎 栄純	60	40	40
				2	11/28 (日)	14:00	15:30	広島の芸術・文化運動	講師 宇多 博	60	33	73
				3	12/2 (土)	14:00	15:30	健康時代の広島神社—地上社殿を中心に—	講師 山口 進巳	60	37	110
7講座		-	-	-	-	-	-	-	1430	延べ792人	-	

リカレント

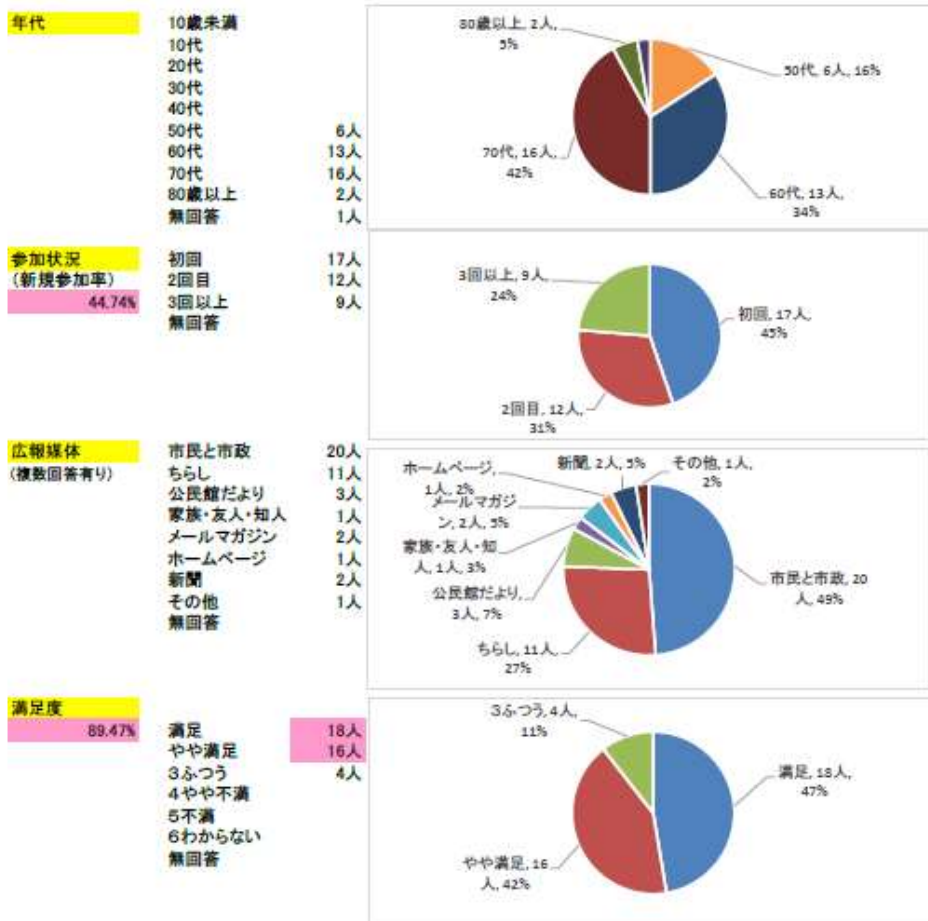
令和5年度実績

大学名	講座名	申し込み 開始日	回数	期	月	日曜	開始時刻	終了時刻	テーマ	講師	募集人数	参加者数(人)	卒業生数(人)
広島経済大学	近代における広島の特徴Part2	3/3(月)	4	1	8/12(火)	18:00	20:00	千原貞徳と千品忠清 ～明治時代前期のインフラ整備～	教授 渡田 敏彦	100	66	66	
				2	8/21(金)	18:00	20:00	「貧困者」の生活史 ～財団法人義倉の「貧困者調査」の検討～	准教授 平下 義紀	100	55	121	
				3	8/26(火)	18:00	20:00	近代広島の特徴～「地歴ウエーク」のススメ～	教授 田中 真	100	66	137	
				4	10/3(火)	18:00	20:00	戦前戦中の広島、兵と日本外交	教授 中澤 康雄	100	64	251	
広島大学大学院	リテラ「21世紀の人文学」講座 2023 広島の道徳と文化財	10/2(月)	2	1	12/2(土)	13:30	15:00	広島県における古墳の発掘調査と墓内設備	教授 野島 光	100	91	91	
				2	12/2(土)	15:10	16:40	失われた御厨の復元 今早川龍景の三原城	教授 中村 恵博	100	91	132	
2講座		-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	蓄べ433人	-

令和4年度 リカレント講座 アンケート結果（広島経済大学）

令和4年度リカレント講座 広島経済大学との連携講座「近現代における広島」の諸相
参加者アンケート集計結果

回答数 38人



(満足度: 満足の理由)

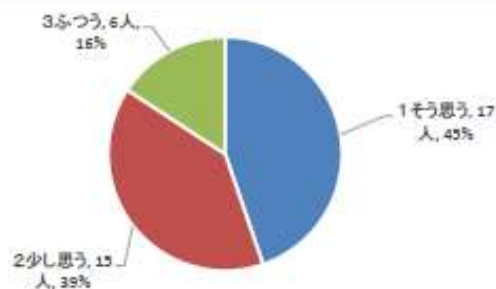
- とても分かりやすく、知らない情報も多く、勉強になった。
- 知る気にならないと分からない広島のことがよく分かった。
- 内容が他の講座とは異なること
- 広島過去の実情がわかり、教育・文化の向上に役立った。
- 広島について知らないことが勉強できた。武一騒動など。
- 満州開拓の広島にとっての歴史的意味が学べてよかった。
- 種々の資料をもとに講義を進めていただいたので非常にわかりやすかった。
- 広島県は近現代史で重要な役割を果たしていた。
- 過去受講したことのないテーマだった。
- 興味あること、又、未知のことを勉強することができた。
- 知らない分野の話が聞けたので。
- テーマが地元の歴史に関するもので興味ある分野、歴史的事象につき、なぜ起きたか、原因と背景を述べてもらえる。
- 知らなかったことが多かった。知識を得てよかった。
- 近代の歴史に関する興味深い話題を提供していただけたからです。
- これまで知らなかった広島歴史を深く知ることができました。
- 新しい知識を得ることができた。
- 特に満州移民について深く知りました。できれば更に知識を得たいです。
- 広島県内の近現代史について、関心があり、講義がマッチしてよかった。詳細な資料は助かります。

学習内容 85.09%

学習目標の達成度

84.21%

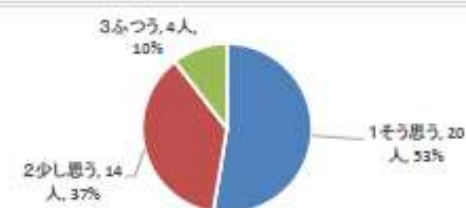
1 と思う 17人
2 少し思う 15人
3 ふつう 6人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



学習内容の難易度

89.47%

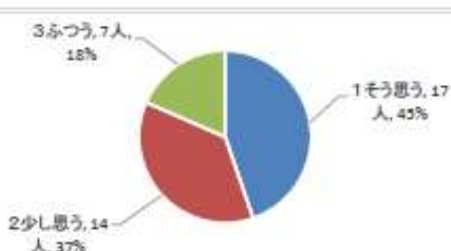
1 と思う 20人
2 少し思う 14人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



学習内容の期待値

81.58%

1 と思う 17人
2 少し思う 14人
3 ふつう 7人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



講師・教材

88.60%

話の分かりやすさ

89.47%

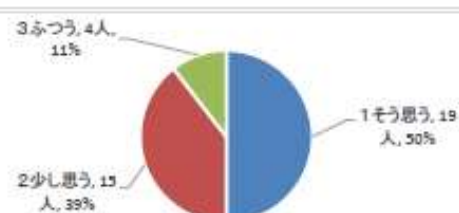
1 と思う 23人
2 少し思う 11人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



話すスピードの適切さ

89.47%

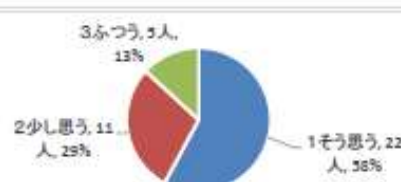
1 と思う 19人
2 少し思う 15人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



教材等の分かりやすさ

86.84%

1 と思う 22人
2 少し思う 11人
3 ふつう 5人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答

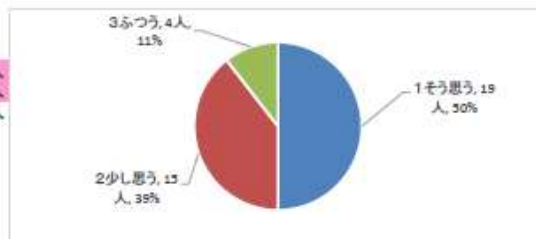


講座全体の感想

新たな知識・技能を得た

83.33%
89.47%

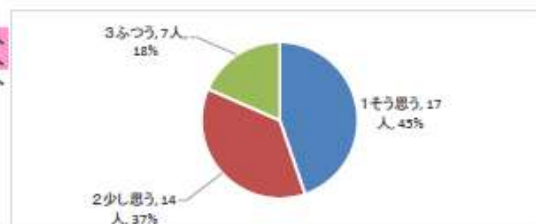
1 と思う 19人
2 少し思う 15人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



学習意欲が高まった

81.58%

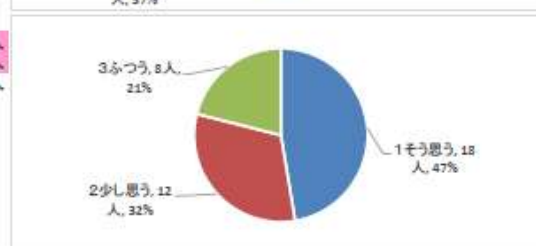
1 と思う 17人
2 少し思う 14人
3 ふつう 7人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



今後の学習・活動等への活用

78.95%

1 と思う 18人
2 少し思う 12人
3 ふつう 8人
4 あまり思わない
5 全く思わない
6 分からない
無回答



上で1か2を選ばれた場合の活用内容

- 歴史勉強会に所属しており、情報を共有したい。
- さらに広島の歴史に興味を持ち、掘り下げていく気持ちが高まった。
- 自己研鑽
- ガイド活動への応用
- 今後、講座が開催されれば受講したい。
- ボランティアで地域活動をしており、仲間に話し、広島の歴史に興味を持ってもらう。
- ボランティアガイドの知識として
- 子や孫たちに伝えていけたらと考えています。
- 日本近代の歴史について、もっと学んでいき他人にも伝えていきたい。
- 広島への来訪者(観光客)に説明する際の基礎知識となる。
- 県外から広島に来られた方に広島の歴史を伝えます。
- 広島の近現代史の書籍を読む上での興味づけとなった。この講座で学んだ事跡を訪ねたい。

講座運営などご意見・ご要望

- 同様に広島の江戸～近現代の歴史、淡路藩の歴史
- 大学の先生の講義を身近に聞けてよかったです。
- 歴史と経済を背景にした内容を要望します。
- 広島から日本全体への波及効果や世界への影響力があったこと等をもっと知りたい。
- 広島城以前の広島について勉強したい。
- 広島県の産業史
- 2時間の内容としてはやや量が多いのかなと感じました。
- 知らなかったことをわかりやすく教えてくださり、ありがとうございました。
- 近代の広島、中国地方の歴史、広島をよく知りたい。
- 身近な地域の歴史が聞くことができ、勉強になりました。お話の中に知人の名前があったりして、昔の歴史がとても身近に感じられました。
- 江戸時代から明治維新にかけて、「芸州公の商売上手」と言われたり、「ニセ金造り」をせねばならないほど、徹底した財政の歴史を知りたい。
- 広島の文化人たちが作品等についての解説
- 現代史～戦後70年史の広島、軍事史～明治維新後の広島
- 戦後史についても話を聞く機会をお願いします。
- 広島の戦後の復興の歴史について
- 行動経済学の話を知りたい。
- ありがとうございました
- 武一騒動、はじめて知りました。無血政変の中にこんなことがあったんだと知りました。何故、今まであまり知らなかったんでしょう。
- 次回があれば是非参加したい。お世話になりました。

リカレント講座 令和5年度アンケート結果（広島経済大学）

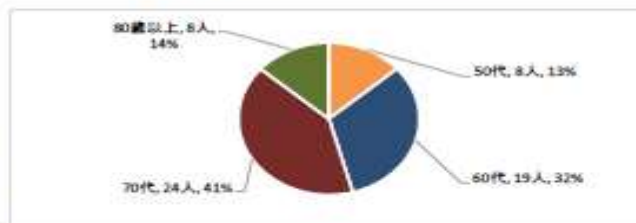
令和5年度リカレント講座 広島経済大学との連携講座「近代における広島」の諸相Part2」

参加者アンケート集計結果

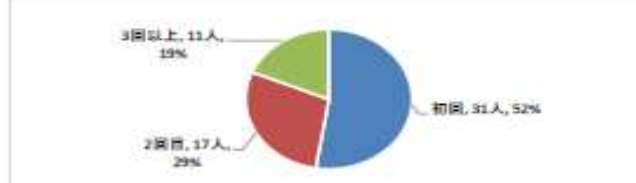
回答数

59人

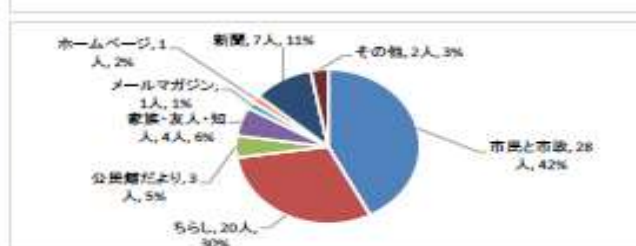
年代	10歳未満	
	10代	
	20代	
	30代	
	40代	
	50代	8人
	60代	19人
	70代	24人
	80歳以上	8人
	無回答	



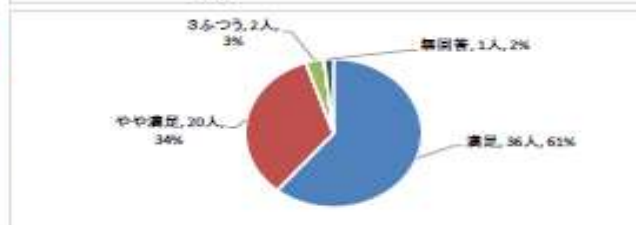
参加状況 (新規参加率)	初回	31人
	2回目	17人
	3回以上	11人
	無回答	
		52.54%



広報媒体 (複数回答有り)	市民と市政	28人
	ちらし	20人
	公民館だより	3人
	家族・友人・知人	4人
	メールマガジン	1人
	ホームページ	1人
	新聞	7人
	その他	2人
	無回答	



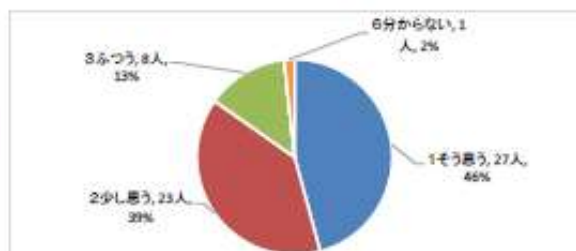
満足度	満足	36人
	やや満足	20人
	3ふつう	2人
	4やや不満	
	5不満	
	6わからない	
	無回答	1人
		94.92%



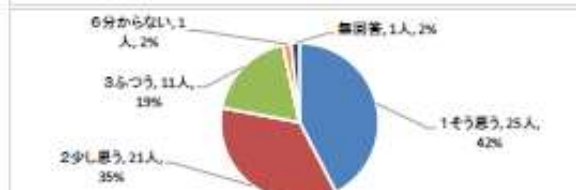
(満足度: 満足の理由)

- 一回目の宇品港の章がとくに良かった。
- 広島のことについてより知識が深まったから。
- 講座内容に統一性がある。
- 広島に興味があるから。
- 歴史書で学べない、一歩踏み込んだ講座でした。
- 背景知識の少ない私にも、理解しやすく説明されていた。
- 2回目が特に良かった。
- 近代史の講座が他にないので、よい機会となりました。
- 知らない知識を吸収できた。話がおもしろかった。
- 宇品線、宇品港(広島港)と軍部のかかわりを知ることができたため。
- 資料が充実している
- 実証的な史料からの見解がききたかった。
- 寺本先生の話は興味深かった。
- 1史料を使って、根拠を明確にしながら講義をされていた。
- 2私自身がもう少し知りたいという事柄についての的確に講義されていた。
- 何より広島のことを深く理解出来たと思う。
- 4回の内容がつながりが明確で理解出来た。
- 内容が詳しく、知らない事も多い。興味深い。
- 興味のある事や、ない事もあった。
- 広島が歴史がよくわかったから、いろいろと興味深い内容で参考になった。
- 知らない事多かった。貧困の事、救援団体がいた事、三つの戦争の時、政府がどのような外交をしたのか。外交戦略がある事知りました。戦略も考えて練られていたのですね。この事から避ける為にはどう外交をしたらよかったのか、難しいです。
- 宇品築港、貧困者の生活史など、学校の歴史授業で学べなかった事が学べて、生活のなかでの刺激になった。
- 4回目の「これと日本外交」を学び、具の海軍に関する施設を訪ね、学びを深めていこうと思う。
- とてもよい、資料が丁寧に作られている、講師の熱気を聞いた。
- 研究者の方の話を聞くことができて非常に良かった。

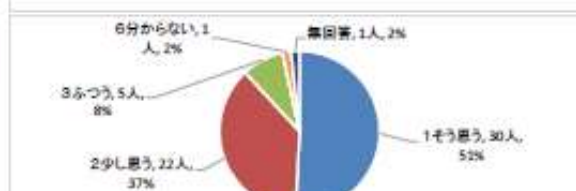
学習内容	83.62%	
学習目標の達成度	84.75%	
1 そう思う	27人	
2 少し思う	23人	
3 ふつう	8人	
4 あまり思わない		
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答		



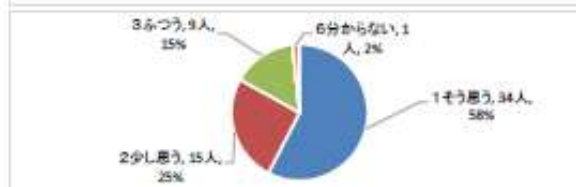
学習内容の難易度	77.97%	
1 そう思う	25人	
2 少し思う	21人	
3 ふつう	11人	
4 あまり思わない		
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答	1人	



学習内容の期待値	80.14%	
1 そう思う	30人	
2 少し思う	22人	
3 ふつう	5人	
4 あまり思わない		
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答	1人	



講師・教材	78.53%	
話の分かりやすさ	83.05%	
1 そう思う	34人	
2 少し思う	15人	
3 ふつう	9人	
4 あまり思わない		
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答		



話すスピードの適切さ	76.27%	
1 そう思う	30人	
2 少し思う	15人	
3 ふつう	12人	
4 あまり思わない		
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答	1人	



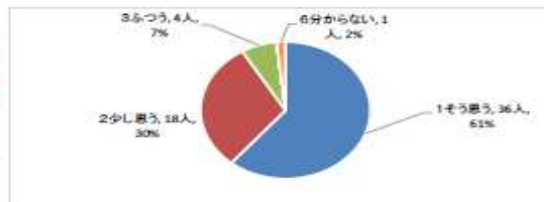
教材等の分かりやすさ	76.27%	
1 そう思う	31人	
2 少し思う	14人	
3 ふつう	11人	
4 あまり思わない	1人	
5 全く思わない		
6 分からない	1人	
無回答	1人	



講座全体の感想 91.92%

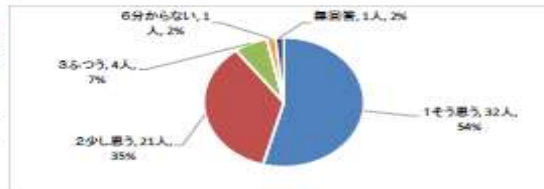
新たな知識・技能を得た 91.53%

1 そう思う 36人
2 少し思う 18人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない 1人
6 分からない
無回答



学習意欲が高まった 89.83%

1 そう思う 32人
2 少し思う 21人
3 ふつう 4人
4 あまり思わない
5 全く思わない 1人
6 分からない
無回答 1人



今後の学習・活動等への活用 84.41%

1 そう思う 21人
2 少し思う 17人
3 ふつう 16人
4 あまり思わない 1人
5 全く思わない
6 分からない 2人
無回答 2人



うで1か2を選ばれた場合の活用内容

- 宇品線跡を実際に歩いてみようと考えています。
- 歴史のボランティアガイドに活用したい。
- ボランティアガイド
- 講座に上がった場所を歩いてみたいと思いました。
- 歴史ウォークをしてみたい。
- 次世代へ伝えていきたいです。
- 「継承」として深く、史実を学びたい。
- 宇品海岸のガイド予定があるので、少し深い話が出来るかなと思った。
- 学び直し
- 仕事の資料として
- 観光アシスタントひろしまのガイド説明に生かしたい。
- 郷土館の中におこみしたい。
- 再訪をし直し、もっと知識を深めるとともに現場に行き、確かめてみたい。
- 10/3の講座は大変に心打たれました。やはり戦争をやってはいけないと。今の政治にNo！を出すの選挙ですね。来年度更に深掘りした講座があればと思います。ありがとうございました。
- 一度深く勉強する為の動機付けとなった。
- 自己の勉強、観光ガイド
- 日々、活用(友人共に)
- 地区訪問時に改めて思い出す。
- 総合的な知識として、ガイドに役立てたい。
- 日本の近代史もう少し深めたい。日本はどうして3つの戦争をしたのか？当時曾祖父、うちの祖父・父はどうしていたのか。
- 平和公園での修学旅行生に向けてのガイドを始めたが、一般の方に向けてのガイドには、戦争に向かうきっかけとなる歴史を学んでおく必要がある為。
- 広島城などでのガイドに活用します。

講座運営などご意見・ご要望

- 今回の講座4回目的(貧困)がわかりにくい
- 広島・県・外交政策～2回に分けてでもよいのでは、1回ではテーマが大きすぎる。
- 農業、工業、商業に関する歴史について希望します。
- 民間の講義は出来ないでしょうか。
- 今後の地方自治体もしくは地方政府はどうあるべきかを模索する。(歴史・法・判例等々)
- 広島を貢献した経済人・政治家等
- 長い間住んでいる広島について、まだまだ知らないことがたくさんあることが分かります。(毎回)ありがとうございます
- 戦争中の広島の様子や戦後の平和都市として復興を上げる広島の歩みについて具体的な話が聞きたい。
- 4人の講師で4テーマで話を聞くのもよいが、例えば寺本先生のテーマを4回に分け、もう少し丁寧に詳しく話を聞きたい。
- また、平和史の深堀をテーマに講座を開いていただくように願います。
- 広島復興、主に都市計画を学べる講座
- 寺本先生の話をシリーズにして講演を聞きたい。
- もう少し広島を主にした内容かと思いましたが・・・
- 講座のボリュームもあり良かったです。
- 可能なら(土)(日)に開催して頂きたい。
- ありがとうございます。今後また参加させていただきたいと思います。
- 資料の文字もう少し大きくと助かります。
- 資料はカラー印刷していただくとありがたい。
- 浅野家の足跡
- 広島経済大学にかたよっており(大体同じテーマになりつつある)、加えて、他の大学(広大を活用)を活用してほしい。
- 同一テーマ例で今回は「近代における広島と他府県」に合致する様な他の大学よりの参照を取れる。
- 広島思想と文化～広島から発信したものが全国・世界にどのような影響をもたらしたのか、また、現代社会にもたらしているのか～
- 写真撮影禁止しているが、冒頭のみ講師の写真ぐらいはOKとしていいのでは。やはり記録しておきたいの
- 先生がスライド画像をうまくスクリーンに表示できない時、スタッフのヘルプがあればよかった。
- 広島のことを話しながら、他の地方の状況などの説明があり、大変よかったと思いました(第1講)。感謝します。
- 瀬戸内の環境と経済バランス、SDGsと経済、CO2低下削減と経済の関わり

No.	01-03
事業名	学校施設開放事業
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

市民の生涯学習の振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で、広島市立の小学校の特別教室等を市民の学習活動等の自主的な利用に供する。

令和4年度・令和5年度ともに開放校（特別教室等開放事業の実施場所となる広島市立小学校）は袋町小学校、八木小学校、伴東小学校である。

(イ) 利用状況の推移

広島市は本事業について、コロナ禍の影響を受けて活動等を縮小していたが、ようやく回復しつつあると認識している。

また、今後の方針としては、本事業が学校教育に支障のない範囲で実施することを前提にしているため、近年の「学校における働き方改革」の重要性の高まりを踏まえると、現在、開放校を追加（拡大）する方向にないとしている。

利用状況の推移

令和4年度学校施設開放事業利用実績																											
学 校 名	開放する特別教室等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計												
		回数	30	28	24	27	25	29	24	28	28	29	28	24		324											
袋町小学校	音楽室 家庭科室 会議室	人数	425	368	329	355	315	370	351	357	363	379	444	307	4,363												
八木小学校	音楽室 家庭科室 図工室 理科室	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
伴東小学校	第2音楽室 オープンルーム コミュニティ広 場(3室) ふれあい広場	回数	0	0	0	0	0	0	4	5	5	5	5	5	29												
		人数	0	0	0	0	0	0	48	60	60	62	60	145	435												
合 計		回数	30	28	24	27	25	29	28	33	33	34	33	29	353												
		人数	425	368	329	355	315	370	399	417	423	441	504	452	4,798												

令和5年度学校施設開放事業利用実績															
学 校 名	開放する特別教室等		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
			回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	回数	
袋町小学校	音楽室 家庭科室 会議室	回数	25	24	22	28	22	25	26	19	24	5	7	22	249
		人数	344	365	333	542	357	616	344	365	333	542	357	470	4,968
八木小学校	音楽室 家庭科室 図工室 理科室	回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伴東小学校	第2音楽室 オープンルーム コミュニティ広 場(3室) ふれあい広場	回数	0	5	5	4	0	3	7	5	5	4	2	4	44
		人数	0	83	82	64	0	44	147	69	85	57	24	69	724
合 計		回数	25	29	27	32	22	28	33	24	29	9	9	26	293
		人数	344	448	415	606	357	660	491	434	418	599	381	539	5,692

広島市立袋町小学校 特別教室等利用希望団体の募集³

広島市立袋町小学校の特別教室等の利用を希望する団体を募集します

ページ番号：0000010679 | 更新日：2019年10月21日更新 | [印刷ページ表示](#)

市民のみさんの生涯学習の振興を図るため、広島市立袋町小学校の音楽室・家庭科室を市民団体の活動場所として提供します。〔ただし、学校教育費上支障のない範囲に限ります。〕

広島市のホームページには、詳細が掲示されている。

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、本事業で使用する用紙類等の消耗品である。

³ [広島市立袋町小学校の特別教室等の利用を希望する団体を募集します - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市](#)

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	97	83	83
繰越・流用等	▲29	▲25	0
最終予算額	68	58	83
決算額	62	58	83
国庫補助金	0	0	0
利用者負担金(歳入)	34	76	68
一般財源	28	▲18	15
不用額	6	0	0

ウ 監査の結果(指摘事項)
指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見
該当事項はない。

No.	01-04
事業名	市立高等学校公開講座
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

広島市は、生涯学習の振興に資するための多様な学習活動を援助するため、広島市立高等学校が有している専門的な教育機能を広く地域社会に開放することにより、住民の生活上、職業上に必要な知識、技術及び一般的な教養に関する学習機会を提供する事業を実施する。

運営は学校及び住民代表者で組織する各高等学校公開講座運営委員会に委託し、学校の特色を生かし、市民の学習ニーズに応えるための一般市民が参加可能な公開講座を実施する。

なお、平成 28 年度に受益者負担の適正化の観点から、公民館や広島市まちづくり市民交流プラザ等で実施の講座等の参加負担金との均衡も考慮し、予算ベースで事業費のほぼ全額を賄うことができる金額に改定した。

- ・令和 4 年度 開催校 広島市立広島商業高等学校、広島市立沼田高等学校
- ・令和 5 年度 開催校 広島市立広島商業高等学校、広島市立沼田高等学校

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、高等学校公開講座運営委員会に対する委託料である。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	900	900	900
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	900	900	900
決算額	300	500	500
国庫補助金	0	0	0
参加者負担金(歳入)	60	182	192
一般財源	240	318	308
不用額	600	400	400

ウ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(ア) (01-04-01) 委託先における事務手続きの誤りについて

公開講座実施の委託先である広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会への往査実施時、関係証憑書類を確認したところ、講師謝礼金につき、担当講師に対して給与支払報告書が交付されていた。生涯学習課作成の「市立高等学校公開講座開催事務の手引き(以下、「事務の手引き」と表記する。)」には、講師について、「講師への謝礼は、1時間当たり 2,500 円を上限とする。この場合、市立高等学校公開講座の性格(非営利性)及び講師として受ける謝礼の性格(労働の対価としての報酬又は給与に該当しない)から、営利企業等への従事(地方公務員法第 38 条)には当たらないものとする。講師への謝礼は、労働の対価ではないが、金額の多少や営利非営利に関係なく、源泉徴収の対象となることから、源泉徴収をする。(所得税法第 204 条第 1 項第 1 条に該当)」との記載があり、交付すべき書類は給与支払報告書ではなく、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書であることが確認できる。交付する書類により所得の種類も変わってくることから、事業の委託先においても法令に準拠した正確な事務処理がなされるよう、生涯学習課においてはより一層適切な指導及び助言等に努められたい。

(イ) (01-04-02) 受講者の任意保険への加入について

事務の手引きには、「事業の実施に当たって、講師は、事故防止及び安全確保に留意するとともに、万一の事故等に備えて保険に加入することとする。この場合、

保険料は委託料の中で対応する。受講者についても、スポーツ系の講座及び校外活動や実習を伴う講座等に参加する場合、任意保険への加入を促すこととする。この場合、保険料は、委託料の中からではなく、受講者から徴収する。加入する保険の例としては、(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険がある。この保険はスポーツ活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う5名以上のアマチュア団体やグループ(社会教育関係団体)を対象としたもので、講師及び受講者で5名以上であれば、講義形式の講座等はA2区分年額800円、スポーツ等の講座はC区分年額1,850円の掛金(年間払いのみ)で加入でき、活動中及び往復中が対象となる。」との記載がある。広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会の事業実施決算書等の資料を確認する限り、受講者に任意保険への加入を促した事実を確認できなかったため、生涯学習課に確認したところ、広島市立沼田高等学校公開講座運営委員会は、加入希望がなかった旨を電話で生涯学習課へ伝えたので事業実施決算書等に記載がなかったとのことであった。このような事務処理では、事務の手引きにのっとりた処理が適切に行われているのか否か不明であるため、事業実施前に保険の加入意思についてのアンケートを実施する等、受講者に任意保険への加入を促した事実を客観的に確認できるような方法を検討されたい。

No.	01-05
事業名	生涯学習団体育成指導補助
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

公益性の高い社会教育関係団体に対して、積極的に助成を行い、広島市の社会教育の一層の振興・発展に資することを目的とする。

(イ) 具体的な実施内容

a 広島ユネスコ協会活動事業

- ① 広島ユネスコ講演会
- ② 広島ユネスコ活動奨励賞
- ③ 高校生の集い・国際セミナー

※ 令和4年・令和5年とも同じ

b 子どもコミュニティネットひろしまシアター事業

- ① 令和4年度 「花咲爺～はなさかじいさん」 人形芝居燕屋

② 令和 5 年度 小さな劇場「ミクロポディウム」& 肩掛け人形芝居

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は、2 団体への補助金交付である。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	260	260	260
繰越・流用等	0	0	0
最終予算額	260	260	260
決算額	260	260	260
国庫補助金	0	0	0
一般財源	260	260	260
不用額	0	0	0

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(ア) (01-05-01) 補助金のあり方について

公益性の高い社会教育関係団体に対して、積極的に助成を行い、広島市の社会教育の一層の振興・発展に資することを目的とした事業である。特定の 2 団体に対し、それぞれ毎年 12 万円と 14 万円を補助している。同一団体に同額の補助金を交付し続けている経緯について担当者にヒアリングしたところ、以下の内容が確認できた。

- ① 平成 22 年度に財政課が補助金見直しのプロジェクトチームを作り、公募制度を導入した。その結果、平成 23 年度には 5 団体に補助金交付を決定し、その交付金額は 3 年間有効とされた。
- ② その後制度が変わり、公募制度は廃止されたが、既存の補助金交付団体が引き続き補助金交付を希望する場合は、公募時と同様に仮申請を行いその内容の評価等を行うことにより、補助金の交付は継続されている。
- ③ 補助金交付条件は公募時のものなので、同一団体でも事業内容を変更すると補助金を出せなくなる(例・青年会議所)。女性団体は所管が変わり、障害者の団体は申請希望がなくなった。
- ④ 既存の 2 団体が、事業内容に変更がなく、交付を希望する限りは補助金交付が継続されると思われる。

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となるものであるが、当該補助金に関する事業実施報告書等の資料を確認したところ、以下の問題点があると考えられる。

- ① 生涯学習課からは、団体からの仮申請をもとに補助金評価調書を作成し、財政課と協議にかけているとの説明があったが、補助金評価調書の内容は例年全く同じ内容であり(資料 V 参照)、財政課との協議も書面協議で実施され議事録等もないため、協議の内容を確認することはできなかった。提出された資料から判断すると、補助金の終期設定がされないまま現在に至っており、補助金額等を見直す機会を失っている。
- ② 当該補助団体の補助金が長期にわたって継続されることで、交付を受けている 2 団体の補助金に対する依存度が強くなり、当該団体の自主性や自律性を阻害している可能性がある。
- ③ 生涯学習課からは、当該事業における補助金は、その交付にあたり、社会教育委員の会議において意見を聞いているとの説明があったが、社会教育委員には当該補助金の交付を受けている団体の関係者が含まれていることが確認された。
- ④ 補助によることが、他の手法と比較しても最も効果的であることの検証がなされていない。

上記内容を踏まえ、当該事業全般についての見直しを実施されたい。

補助金評価調書

補助金名 広島ユネスコ協会事業補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2765))

公共が関与する必要性

評価項目	説 明
事業の公益性・唯一性	<u>1. 市として積極的に関与すべき分野か。</u> 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「平和への思いを共有するまち」を目指す取組に沿った事業であり、市として積極的に関与すべき分野である。 <u>2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。</u> 当該事業は、一般市民、市民団体及び市内通学の高校生を対象とするものであり、事業効果は広く市民に及ぶものと言える。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	<u>1. 事業の重要度・緊急性が高まっているか。</u> 被爆者が高齢化し被爆体験の継承が喫緊の課題となる一方、核兵器廃絶に向けた取組として核兵器の非人道的性に焦点を当て、「核兵器を非合法化」しようとする動きが世界的に加速しつつある状況の中、ユネスコ憲章の理念を踏まえ広島市が掲げる「平和への思いを共有するまち」の実現に寄与しようとする本事業の重要性・緊急性は非常に高まっていると言える。 <u>2. 事業に先進性・独自性は認められるか。</u> ユネスコ憲章の理念に基づくユネスコ活動自体は、全世界で推進されており、先進性・独自性のある活動とは認めがたいが、事業内容は、被爆都市ヒロシマの市民を対象としており、次代を担う青少年や草の根地域活動への支援、活動奨励など先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	<u>1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。</u> 本市からの補助金がない場合は、実施主体が会費や事業参加費を増やすことにより補てんするか、事業を縮小若しくは取り止めることになり、本市におけるユネスコ活動の縮小につながる。 <u>2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。</u> 令和3年度実施団体の決算書を確認したところ、予備費は、支出総額の約1.0%と低い。令和2年度に続き、新型コロナウイルスにより1事業しか実施できず、自主財源の参加費は予算額より少ないが、会費、助成金など、広く確保に努めている。 <u>3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。</u> 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	<u>1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。</u> 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 <u>2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。</u> 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. 事業効果を測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。 (1)文化(全般的)、平和に関する市民意識の向上と行動参加、(2)国際関係活動への市民参加、(3)高校生の平和や国際理解・国際協力・国際交流への意識高揚など、いずれも広島市が掲げる平和への思いを共有するまちの実現につながるものであり、項目・指標は妥当なものと言える。 2. 目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。 (1)「文化(全般)」「平和」に関する講演の参加者を前年度比3%増、(2)ユネスコ活動奨励賞応募団体を10団体、(3)高校生のつどいの内容充実と参加者及び高校生との企画・運営を前年度比3%増を、それぞれ目標として事業効果の拡大を図ることとしており、具体的に現実的な設定であり、市民が理解可能なものと言える。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. 補助金額に見合う効果が期待できるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. 事業そのものに社会的純便益があるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

補助金評価調書

補助金名 特定非営利法人子どもコミュニティネットひろしま補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説 明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている安心して子育てができる、家族でくつろぐことができる、優れた文化芸術を鑑賞できるといった市民が生き生きと暮らすことができる「ワーク・ライフ・バランスのまち」を目指す取組に沿った事業であり、また、その取組の方向性を示す「未来を担う子どもの育成」にも相応しい事業であることから、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民を対象としており、事業効果は子どもを中心に広く市民に及ぶものとなっている。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要度・緊急性が高まっているか。 都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの弱体化、情報機器の普及、有害情報の氾濫、所得格差の拡大など、子どもを巡る環境が大きく変化している中で、家庭や地域はもとより、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要になっている。 このような中、舞台芸術の鑑賞を通しての享受体験及びアーティストとの交流体験は、感動体験とともに想像力、コミュニケーション力などを向上させ、子どもの健全な成長と文化芸術に触れる機会を拡充することができ、事業の重要度・緊急性は高まっているといえる。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 子どもとその保護者をはじめ、障害者や高齢者にも参加しやすい事業計画になっており、異世代・異年齢交流事業として、先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、事業参加費を増やすことにより補てんし、子どもを持つ家庭に対して経済的な負担を増大させることになるか、又は事業を縮小若しくは取り止めざるを得ない。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度の団体全体の収支計算書を確認したところ、繰越金は、支出総額に対し▲1.7%となっており、補助対象経費に比して過大なものではない。(参考：令和3年度の繰越金は支出総額に対し▲0.1%)自主財源は、各種事業収入や寄付金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明	明
事業効果を測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. <u>事業効果を測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。</u> 新たに広がった参加の層、事業に関わった市民の数、アンケートでの参加者の満足度、ネットワークの広がりを項目としている。 本事業では参加者数だけではなく、アンケートにより参加者の満足度、ネットワークの広がりについて図るものであり、項目・指標は具体的に妥当なものと言える 2. <u>目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。</u> 新たな参加者数の獲得と子ども・文化芸術の新たなネットワーク形成を目標とする。 作品内容、交流内容について、子ども・おとな・関係者双方から、＜期待＞と＜実際に参加してどうだったか＞を対比し、期待度を上回る満足度を目標としており、より具体的に事業効果を計ることができ、市民が理解可能な目標となっている。	
費用対効果額 (補助金額が1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. <u>補助金額に見合う効果が期待できるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. <u>事業そのものに社会的純便益があるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)	

補助金評価調査

様式 2

補助金名 広島ユネスコ協会事業補助金 市民局生涯学習課 (TEL504-2495 (内線 2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプト一に掲げている核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「平和への思いを共有するまち」を目指す取組に沿った事業であり、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、一般市民、市民団体及び市内通学の高校生を対象とするものであり、事業効果は広く市民に及ぶものと言える。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要性・緊急性が高まっているか。 被爆者が高齢化し被爆体験の継承が喫緊の課題となる一方、核兵器廃絶に向けた取組として核兵器の非人道性に焦点を当て、「核兵器を非合法化」しようとする動きが世界的に加速しつつある状況の中、ユネスコ憲章の理念を踏まえ広島市が掲げる「平和への思いを共有するまち」の実現に寄与しようとする本事業の重要性・緊急性は非常に高まっていると言える。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 ユネスコ憲章の理念に基づくユネスコ活動自体は、全世界で推進されており、先進性・独自性のある活動とは認めがたいが、事業内容は、被爆都市ヒロシマの市民を対象としており、次代を担う青少年や草の根地域活動への支援、活動奨励など先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、実施主体が会費や事業参加費を増やすことにより補てんするか、事業を縮小若しくは取り止めることになり、本市におけるユネスコ活動の縮小につながる。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度実施団体の決算書を確認したところ、予備費は、支出総額の約2.4%と低い。令和3年度に続き、新型コロナウイルスの影響により、自主財源の参加費は予算額より少ないが、会費、助成金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. 事業効果測るための項目・指標は具体的に妥当なものか。 (1)文化(全般)、平和に関する市民意識の向上と行動参加、(2)国際関連活動への市民参加、(3)高校生の平和や国際理解・国際協力・国際交流への意識高揚など、いずれも広島市が掲げる平和への思いを共有するまちの実現につながるものであり、項目・指標は妥当なものと言える。 2. 目標は具体的に現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。 (1)「文化(全般)」「平和」に関する講演の参加者を前年度比3%増、(2)ユネスコ活動奨励賞応募団体を10団体、(3)高校生のつどいの内容充実と参加者及び高校生との企画・運営を前年度比3%増を、それぞれ目標として事業効果の拡大を図ることとしており、具体的に現実的な設定であり、市民が理解可能なものと言える。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. 補助金額に見合う効果が期待できるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. 事業そのものに社会的純便益があるか。 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

補助金評価調書

補助金名 特定非営利法人子どもコミュニティネットひろしま補助金

市民局生涯学習課(TEL504-2495(内線2719))

公共が関与する必要性

評価項目	説 明
事業の公益性・唯一性	1. 市として積極的に関与すべき分野か。 世界に誇れる「まち」の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプトに掲げている安心して子育てができる、家族でくつろぐことができる、優れた文化芸術を鑑賞できるといった市民が生き生きと暮らすことができる「ワーク・ライフ・バランスのまち」を目指す取組に沿った事業であり、また、その取組の方向性を示す「未来を担う子どもの育成」にも相応しい事業であることから、市として積極的に関与すべき分野である。 2. 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間だけでは対応できないような事業内容か。 当該事業は、幼児から高齢者まで幅広い年代の市民を対象としており、事業効果は子どもを中心に広く市民に及ぶものとなっている。
社会経済情勢や市民ニーズの変化への対応	1. 事業の重要性・緊急性が高まっているか。 都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの弱体化、情報機器の普及、有害情報の氾濫、所得格差の拡大など、子どもを巡る環境が大きく変化している中で、家庭や地域はもとより、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要になっている。 このような中、舞台芸術の鑑賞を通しての享受体験及びアーティストとの交流体験は、感動体験とともに想像力、コミュニケーション力などを向上させ、子どもの健全な成長と文化芸術に触れる機会を拡充することができ、事業の重要性・緊急性は高まっているといえる。 2. 事業に先進性・独自性は認められるか。 子どもとその保護者をはじめ、障害者や高齢者にも参加しやすい事業計画になっており、異世代・異年齢交流事業として、先進性・独自性があると認められる。
補助金額の妥当性	1. 事業実施主体はどの程度経済的に自立可能か。 本市からの補助金がない場合は、事業参加費を増やすことにより補てんし、子どもを持つ家庭に対して経済的な負担を増大させることになるか、又は事業を縮小あるいは取り止めざるを得ない。 2. 事業実施主体の経営状況は確認されているか。 令和4年度の団体全体の収支計算書を確認したところ、繰越金は、支出総額に対し▲1.7%となっており、補助対象経費に比して過大なものではない。(参考：令和3年度の繰越金は支出総額に対し▲0.1%) 自主財源は、各種事業収入や寄付金など、広く確保に努めている。 3. 補助対象経費等は妥当であると言えるか。 補助対象経費は事業実施に直接必要な経費であり、金額の積算も妥当と言える。
実施手法の効率性	1. 事業実施主体の効率性は考慮されているか。 関係者により設立した非営利活動組織が主体となって行う事業であり、事業実施が最も効率的に実施することができる組織であると認められる。 2. 関連性のある事業と統合・融合することにより事業効果を高める余地はないか。 事業実施主体、対象エリア、受益者が重複する補助事業や関連する本市事業はない。

目標設定と費用対効果

評価項目	説明
事業効果測るための項目・指標と目標設定の考え方 (数値化できない場合はその理由を記入) (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず数値化)	1. <u>事業効果測るための項目・指標は具体的で妥当なものか。</u> 新たに広がった参加の層、事業に関わった市民の数、アンケートでの参加者の満足度、ネットワークの広がりなどを項目としている。 本事業では参加者数だけでなく、アンケートにより参加者の満足度、ネットワークの広がりについて図るものであり、項目・指標は具体的で妥当なものと言える 2. <u>目標は具体的で現実的なものか。数値化が困難な場合、少なくとも市民が理解可能な目標となっているか。</u> 新たな参加者数の獲得と子ども・文化芸術の新たなネットワーク形成を目標とする。 作品内容、交流内容について、子ども・おとな・関係者双方から、〈期待〉と〈実際に参加してどうだったか〉を対比し、期待度を上回る満足度を目標としており、より具体的に事業効果を計ることができ、市民が理解可能な目標となっている。
費用対効果額 (補助金額が、1団体で500万円を超える場合は必ず記入)	1. <u>補助金額に見合う効果が期待できるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(補助金額)(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(補助金額)(B) = (効果額の積算) 2. <u>事業そのものに社会的純便益があるか。</u> 効果 千円(A) / 費用 千円(B) = 効果 千円(A) - 費用 千円(B) = (便益の積算)

No.	01-06
事業名	次世代自動車購入
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

購入から10年を経過した公用車について、計画的にクリーンディーゼル車に更新する。

予算執行課は生涯学習課であるが、予算要求は環境局により行われる。

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は車両購入に係るものとなっている。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	0	1,700	0
繰越・流用等	0	▲93	0
最終予算額	0	1,607	0
決算額	0	1,607	0
国庫補助金	0	0	0
一般財源	0	1,607	0
不用額	0	0	0

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

該当事項はない。

No.	01-07
事業名	生涯学習推進事務
監査対象課	生涯学習課

ア 事業の概要

(7) 一般事務

生涯学習課において必要な一般事務経費である。

事業経費の内容は、備品・消耗品費、社会教育研究大会への出席に係る費用と
なっている。

(イ) 千田廟管理

千田廟の管理を実施する事業である。

事業経費の内容は、剪定業務委託料・上下水道料金となっている。

(ウ) 頼山陽文徳殿管理

頼山陽文徳殿の管理を実施する事業である。

事業経費の内容は、剪定業務委託料・光熱費・管理料からなる。

イ 事業費の予算と実績

事業経費の内容は前述のものと、給与（監査対象外）からなる。

（単位：千円）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,342	1,369	1,476
繰越・流用等	2,191	1,084	1,421
最終予算額	3,533	2,453	2,897
決算額	3,323	2,306	2,696
国庫補助金	0	0	0
一般財源	3,323	2,306	2,696
不用額	210	147	201

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

該当事項はない。

(2) いじめに関する総合対策事業

No.	02-01
事業名	道徳教育推進事業
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として、各教科等教育活動全体を通じて行うものであり、児童生徒の人間としての在り方についての自覚を深め、人生をよりよく生きるための基盤となる豊かな人間性や社会性などの道徳性の育成を図るため、本事業において、各学校の実態に即して教科用図書や「広島市道徳教育プログラム」等を活用した「特別の教科 道徳」の授業改善の取組を実施する。

「みんなで語ろう！心の参観日」の実施は各校において、道徳の授業を家庭や地域に公開し、道徳教育について相互理解を図ることによって、児童生徒の命の大切さや思いやりなどの豊かな心をはぐくむことを目的としている。

各学校において、ボランティア経験者やスポーツ選手等を講師として招へいし、道徳の時間の内容と関連した講話を児童生徒及び保護者、地域住民、教職員が共に聴き、その内容について互いの感想や思いなど意見交流を行う。また、その取組について学校便りやホームページ等で情報を発信する。

また、いじめ等の対策として、実践研究校等において、必要に応じて複数回実施するなど、学校の実情に応じた取組を行うことにより、効果的に児童生徒の道徳性を育む。

「みんなで語ろう！心の参観日」取組イメージ⁴



⁴「みんなで語ろう！心の参観日」 - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

令和 5 年度の実践研究校対象校は石内北小学校、安西中学校、口田中学校となっている。

イ 事業費の予算と実績

道徳教育推進事業に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの予算と実績である。

なお、内容は招へいした講師への謝礼金となっている。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	1,662	1,662	1,662
繰越・流用等	0	▲84	▲6
最終予算額	1,662	1,578	1,656
決算額	1,081	1,471	1,550
国庫補助金	0	0	0
一般財源	1,081	1,471	1,550
不用額	581	107	106

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

該当事項はない。

No.	02-02
事業名	スクールカウンセラー活用事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業の概要

(ア) スクールカウンセラーの配置

- a スクールカウンセラー配置事業は児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び学校における教育相談の充実を図るために行うことを目的としている。

近年、児童生徒の多様な実態に係る相談に加え、精神的に不安定になり自傷行為を繰り返したり、訴えたりする児童生徒の相談が増加している。そうしたケースの多くの児童生徒に毎週継続してカウンセリングを実施する必要があり、緊急性がある場合は、一週間の間隔をとることが適切でない場合も

あり、通常の勤務日以外に急遽、スクールカウンセラーに来校してもらっている実態がある。

こうしたことから、市教委においては、段階的に拡充の検討を行い、平成 30 年度からは、27 学級以上の小学校に週 6 時間、24 学級以上の中学校に週 12 時間に配置を拡充した。

本事業は平成 13 年度から事業を開始し、その後、相談件数の増加に伴い、措置時間数を増加しながら現在は、全市立学校にスクールカウンセラーを配置している。

b スクールカウンセラーの身分と要件

スクールカウンセラーはパートタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。）として任用されている。以下の要件に該当する者より任用する。

スクールカウンセラーとは、以下に該当する者をいう。

- ・公認心理士
- ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ・精神科医
- ・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者

また、上記のスクールカウンセラーにより難しい場合は、スクールカウンセラーに準ずる者として、以下に該当する者を任用する。

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者
- ・大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者
- ・医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者

c スクールカウンセラーの職務

生徒指導課長又は配置校の校長の指示を受け、次の掲げる職務を行う。

- ・教職員への助言
- ・児童生徒、保護者等へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する情報収集・提供

- ・校内研修等での支援
- ・相談機関等との連携
- ・教育委員会への報告のための記録
- ・学校教育における心理教育の推進に係る助言・援助
- ・その他カウンセリング等に関し学校において適当と認められるもの

d スクールカウンセラーの配置方式

- ・小学校及び中学校においては、拠点校配置方式（拠点となる中学校に配置し、当該校及び当該校区内の小学校を担当させる方式をいう。）又は特定校配置（特定の小学校又は中学校に配置し、当該校を担当させる方式をいう。）
- ・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、単独校配置方式（単独の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に配置し、当該校を担当させる方式をいう。）

スクールカウンセラーへの相談件数の推移

スクールカウンセラーへの相談件数の推移

年度		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数		38,183	41,742	42,507	41,102	37,861
主な相談内容	不登校	11,089 29.0%	12,115 29.0%	12,399 29.2%	12,063 29.3%	10,922 28.8%
	発達障害等	8,054 21.1%	8,256 19.8%	7,144 16.8%	7,016 17.1%	6,210 16.4%
	心身の健康・保健	4,729 12.4%	6,938 16.6%	7,249 17.1%	7,491 18.2%	6,740 17.8%
相談者	児童生徒	9,752	11,077	12,006	10,912	11,230
	保護者	7,999	7,232	7,647	7,980	7,436
	教職員等	20,432	23,433	22,854	22,210	19,171
配置人数		75	73	76	78	78

※ 令和6年度のスクールカウンセラーの配置人数は、83名
（生徒指導課作成資料）

(イ) SOSの出し方に関する教育

警察庁・厚生労働省の自殺統計⁵によると児童生徒の自殺者数は次のとおり、令和3年、一旦減少したものの、引き続き憂慮すべき状況にあり、国は通知等により、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を積極的に実施することを求め、予算の増額を要求している。

広島市においても例外ではなく、自殺予防に係る取組の推進は不可欠である。市教委は令和3年度より指定校等で実施、令和5年度より全ての小学5・6年生、中学1・2年生、高校1・2年生を対象にSOSの出し方に関する教育（MLB教育）を年1回実施している。

これは児童生徒の自殺予防に向けてストレスに対処する力や、SOSを出す力を育成するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーと教員が連携した授業を実施する取組である。当該授業にスクールカウンセラーが参加できるよう及び担当教員との打合せのための時間措置を実施している。

小中高生の自殺者数の年次推移⁵



厚生労働省ホームページ「自殺の統計：各年の状況」より令和5年中資料の中から抜粋したものである。

令和3年度、一旦減少しているが令和4年度より増加している。

⁵令和5年中における自殺の状況（本体 Excel）

図表 1-12 小中高生の自殺者数の年次推移（性別）

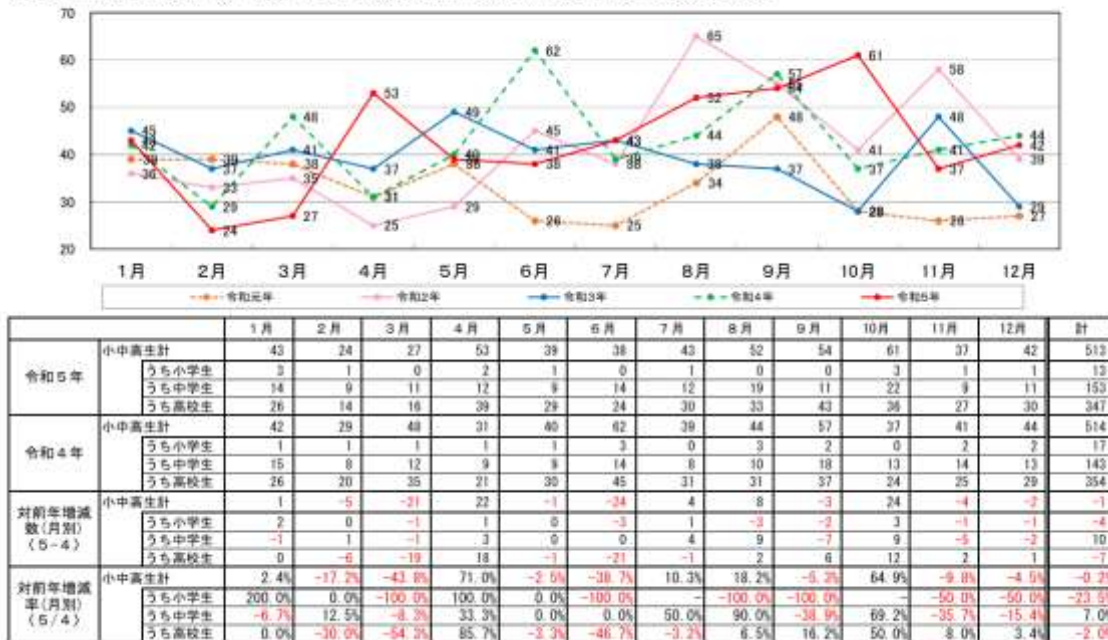
○男性は、中学生が前年と同数となり、小学生（7人減）及び高校生（27人減）は減少した。
○女性は、小学生（3人増）、中学生（10人増）及び高校生（20人増）のいずれも増加した。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

図表 1-13 小中高生の月別自殺者数の推移

○令和5年の月別の小中高生の自殺者数は、10月（61人）が最も多く、2月（24人）が最も少なかった。
○令和5年の4月（53人）、7月（43人）及び10月（61人）の小中高生の自殺者数は、直近5年間で最多となった。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

月ごとでは年度明け、長期休み明けに多いことがわかる。

図表 1-14 小中高生の自殺の原因・動機

○令和5年の小中高生の原因・動機は、学校問題が最も多く（261件）、次いで健康問題（147件）、家庭問題（110件）となった。

○特に学校問題の内訳をみると、学業不振（85件）、進路に関する悩み（入試以外）（33件）、学校問題その他（51件）、学友との不和（いじめ以外）（48件）が多かった。

			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	動機問題	交友問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
令和5年	小学生	総計	0	1	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	4	3
		男性	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2
		女性	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1
	中学生	総計	40	28	1	0	4	82	28	12	12	1	20	2	0	17	19	24
		男性	23	10	1	0	2	43	15	7	7	0	5	0	0	9	9	8
		女性	17	18	0	0	2	39	13	5	5	1	15	2	0	8	10	16
	高校生	総計	64	120	4	4	29	166	36	24	41	0	27	4	1	53	36	61
		男性	37	63	2	2	7	109	22	18	29	0	18	3	0	31	21	26
		女性	27	57	2	2	22	57	14	6	12	0	11	1	1	22	15	35
	合計	総計	110	147	5	4	35	281	65	36	53	1	48	6	1	51	59	88
		男性	61	63	3	2	10	154	28	25	38	0	21	3	0	31	32	36
		女性	55	84	2	2	25	127	27	11	17	1	27	3	1	20	27	52

			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	動機問題	交友問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
令和4年	小学生	総計	4	3	0	0	0	8	2	0	0	1	3	0	0	1	3	4
		男性	3	2	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	2	3
		女性	1	1	0	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1
	中学生	総計	43	25	1	0	3	84	22	17	25	2	11	1	0	8	22	30
		男性	25	12	1	0	1	43	13	10	13	1	3	1	0	3	15	14
		女性	18	13	0	0	2	41	9	7	12	1	8	0	0	4	9	16
	高校生	総計	67	101	8	1	27	189	58	20	35	5	25	7	1	28	41	59
		男性	38	35	6	1	18	125	43	15	28	1	16	5	1	18	26	42
		女性	29	66	2	0	9	64	15	5	7	4	9	2	0	10	15	17
	合計	総計	114	129	9	1	30	291	83	37	60	8	40	8	1	25	66	93
		男性	66	68	7	1	19	172	58	26	39	3	26	6	1	20	42	58
		女性	48	60	2	0	11	119	25	12	21	5	14	2	0	15	24	35

			家庭問題	健康問題	経済・生活問題	動機問題	交友問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み（入試以外）	いじめ	学友との不和（いじめ以外）	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
令和3年	小学生	総計	2	-2	0	0	0	-5	-2	0	0	-1	-2	0	0	0	1	-1
		男性	-2	-2	0	0	0	-2	-1	0	0	-1	-1	0	0	1	-1	-1
		女性	4	0	0	0	0	-2	-1	0	0	0	-1	0	0	-1	2	0
	中学生	総計	3	1	0	0	1	8	6	-5	-13	-1	8	1	0	11	-3	-6
		男性	-2	-2	0	0	2	0	2	-3	-6	-1	2	-1	0	7	-4	-6
		女性	5	3	0	0	-1	8	4	-2	-7	0	6	2	0	4	1	0
	高校生	総計	-3	19	-4	3	2	-23	-22	4	6	-5	-3	-3	-1	3	-5	2
		男性	-1	18	-4	1	-11	-18	-21	3	3	-1	0	-2	-1	3	-5	-18
		女性	-2	1	0	2	13	-5	-1	1	3	-4	-3	-1	0	0	0	18
	合計	総計	2	18	-4	3	3	-20	-18	-1	-7	-7	-1	-2	0	18	-7	-5
		男性	-5	14	-4	1	-9	-18	-20	0	-2	-3	1	-3	-1	11	-10	-23
		女性	7	4	0	2	12	-2	2	-1	-4	-4	-2	1	1	7	3	18

資料：警察庁自殺統計調査データより厚生労働省作成

図表 2-15 小中高生の自殺者数の推移

	合計	小学生	中学生	高校生
昭和55年	289	12	73	204
昭和56年	300	13	88	199
昭和57年	295	12	81	202
昭和58年	306	10	102	194
昭和59年	251	10	79	162
昭和60年	263	12	92	159
昭和61年	401	16	133	252
昭和62年	263	10	77	176
昭和63年	290	15	89	186
平成元年	240	7	81	152
平成2年	225	7	52	166
平成3年	195	6	55	134
平成4年	245	16	91	138
平成5年	195	5	65	125
平成6年	286	14	87	185
平成7年	253	8	71	174
平成8年	244	10	77	157
平成9年	243	12	62	169
平成10年	339	17	102	220
平成11年	319	13	84	222
平成12年	279	10	93	176
平成13年	287	11	78	198
平成14年	233	5	54	174
平成15年	318	10	83	225
平成16年	284	10	70	204
平成17年	288	7	66	215
平成18年	315	14	81	220
平成19年	274	8	51	215
平成20年	308	9	74	225
平成21年	306	1	79	226
平成22年	287	7	76	204
平成23年	353	13	71	269
平成24年	336	8	78	250
平成25年	320	8	98	214
平成26年	330	18	99	213
平成27年	349	6	102	241
平成28年	320	12	93	215
平成29年	357	11	108	238
平成30年	369	7	124	238
令和元年	399	8	112	279
令和2年	499	14	146	339
令和3年	473	11	148	314
令和4年	514	17	143	354
令和5年	513	13	153	347

児童生徒数が少子化により減少しているにもかかわらず、小中高生の自殺者数は増加傾向にある。

(ウ) 学校いじめ防止委員会等への出席

学校のいじめ防止委員会とは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71）第 22 条に規定するもので以下のとおりである。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校が策定する「いじめ防止等のための基本方針」において、スクールカウンセラーは、いじめ防止委員会を構成する者として位置付けられている。そのため、広島市はスクールカウンセラーが学校のいじめ防止委員会に出席できるよう、平成 31 年度から 1 校当たり年間 24 時間分のスクールカウンセラーへの報酬を予算措置していたが、いじめの認知件数は増加傾向にあり、いじめ防止委員会の開催回数を増やす必要があるため、1 校当たり最大 48 時間分に拡充して予算措置している。

なお、本事業は国の補助事業（補助率 1/3）を活用して実施されている。

イ 事業の効果検証（スクールカウンセラー活用事業）

効果検証は所管課である生徒指導課で行われており、いじめに関するあらゆる角度からの情報収集及び各学校の校長先生へのアンケート結果等から多角的な視点でなされている。

市教委では分析の結果、教職員とスクールカウンセラーの連携により一定の効果があり、目標をある程度達成したとしており、今後の方針として、継続して教職員とスクールカウンセラーの連携を推進するとしている。

ウ 事業費の予算と実績

スクールカウンセラーへの報酬と事業に必要な消耗品費及び通信費からなる。

（単位：千円）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	275, 506	273, 534	278, 443
繰越・流用等	▲25	▲5, 135	20
最終予算額	275, 481	268, 399	278, 463
決算額	260, 972	260, 882	268, 951
国庫補助金	90, 638	90, 027	91, 668
一般財源	184, 843	178, 372	186, 795
不用額	14, 509	7, 517	9, 512

エ 監査の結果（指摘事項）

（ア）（02-02-01）学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開について

市教委はいじめ防止対策推進法第 12 条に基づき、「広島市いじめ防止等のための基本方針」⁶（以下「広島市基本方針」と表示する。）を策定している。国の基本方針や広島市基本方針を参考にして各学校は「いじめ防止等のための基本方針」を策定し、いじめ防止等の対策を推進している。

「いじめ防止等のための基本方針」には大きく 4 項目の記載がある。

- ① いじめ防止等のための基本的事項（いじめの定義・特性など）
- ② いじめ防止等のための施策（体制・取組など）
- ③ 重大事態への対処
- ④ 「いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定について

上記からもわかるように、各学校のいじめに対する対策の基本的な情報が網羅されている。

「いじめ防止等のための基本方針」を各学校のホームページに公開することは生徒や保護者に向けて学校いじめ対策組織の存在・活動を周知する上で効果的であると考えられる。

また、広島市基本方針には「いじめ防止等のための基本方針」の策定及び運用に当たっての留意点に「学校の取組を円滑に進めていくため、必ず、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者などに説明するとともに、学校のホームページで公開すること」と記載がある。

そこで、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・中等教育学校のホームページにおける「いじめ防止等のための基本方針」の公開状況を確認した。以下が、結果である。（「広島市立学校のご案内」WEB サイト⁷より）

- ① ホームページに公開なし 2 校
（監査実施後の令和 6 年 10 月に生徒指導課から監査人へ連絡があり 2 校とも指導の上、公開済みであると確認）
- ② ホームページに公開があるが、年度の誤記載（令和 8 年度）1 校
（監査実施後の令和 6 年 10 月に生徒指導課から監査人へ連絡があり指導の上、修正済みであると確認）

⁶広島市いじめ防止等のための基本方針 - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

⁷広島市立学校のご案内 (city.hiroshima.jp)

③ ホームページに公開あり 209校

前述したホームページに公開することの効果及び広島市基本方針に明記されている留意点から「いじめ防止等のための基本方針」を学校のホームページで公開していなかった2校を含め、生徒指導課は各学校に対しホームページで公開、適宜情報を更新するよう指導するべきである。

エ 監査の意見

該当事項はない。

No.	02-03
事業名	スクールソーシャルワーカー活用事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

スクールソーシャルワーカー活用事業は、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている生徒に対し、その問題の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関とのネットワークを構築したり、家庭や地域など児童生徒をとりまく環境に働きかけたりするなどの支援を行う。

スクールソーシャルワーカー活用事業は平成20年度から、事業を開始している。開始時はスクールソーシャルワーカー3名体制であった。その後、学校からの派遣要請に応えるため、配置人数を段階的に増やして令和4年度は21名、令和5年度は22名となっている。

令和元年度からスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置(1名)も行っている。

スクールソーシャルワーカー活用事業については、活動実施件数が増加傾向にあるが、スクールソーシャルワーカーの採用人数が令和3年度20名、令和4年度21名、令和5年度22名と人材が微増となっており(年度内の人材の入れ替わりも激しい)、人材確保が課題となっている。

(イ) スクールソーシャルワーカーの身分と要件

スクールソーシャルワーカーは、パートタイム会計年度任用職員として任用する。以下の要件に該当する者から任用する。

要件

スクールソーシャルワーカーは次のいずれかに該当する者とする。

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

また、上記のスクールソーシャルワーカーにより難しい場合は、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として、以下に該当する者を任用する。

- ・大学又は短期大学を卒業したもので、福祉に係る相談業務に 3 年以上従事した者
- ・大学又は短期大学を卒業したもので、児童生徒等を対象とした相談業務に 5 年以上従事した者
- ・学校心理士で、児童生徒等を対象とした相談業務に 1 年以上従事した者

(ウ) スクールソーシャルワーカーの具体的な職務

- ・問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
- ・支援にあたっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・要保護児童対策地域協議会及び引きこもりに関する事例検討会等への参加、情報の収集や協議
- ・保護者への相談対応、教職員等に対する助言、その他必要な情報提供や支援 等

スクールソーシャルワーカーの活動状況

年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	589 件	727 件	797 件	811 件	942 件
家族数	527 戸	633 戸	697 戸	690 戸	824 戸
継続件数 (前年度から)	256 件	348 件	412 件	396 件	441 件
割合 (継続件数/件数)	43%	48%	52%	49%	47%
スクールソーシャルワーカー	13 人	16 人	18 人	19 人	20 人
スーパーバイザー	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

スクールソーシャルワーカー 22 名 (R6)

(生徒指導課作成)

継続件数に係るケースは、いじめや不登校等児童生徒自身の課題の背景に児童虐待やヤングケアラー、貧困などの問題を抱え、関係機関と連携しながら、支援する必要がある困難なケースで、継続的かつ丁寧な支援が求められている。

なお、本事業は国からの補助事業（補助率 1/3）を活用して実施されている。

イ 事業の効果検証

スクールソーシャルワーカー活用事業においても、前述のスクールカウンセラーと同様に生徒指導課において、効果検証がなされている。

検証方法についてもスクールカウンセラーと同様に多角的な視点で分析が行われている。スクールソーシャルワーカー活用事業においては、目標値は達成しており、その要因としてスクールソーシャルワーカーの配置方法にあるとしている。市教委は今後の方針として配置方針は継続し、更なる改善を実施して事業の充実を図るとしている。

ウ 事業費の予算と実績

内容はスクールソーシャルワーカーへの報酬、備品・消耗品の購入及び通信費からなる。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	64,189	68,228	73,179
繰越・流用等	▲51	73	100
最終予算額	64,138	68,301	73,279
決算額	55,533	63,302	70,990
国庫補助金	21,396	22,742	24,393
一般財源	25,532	40,560	44,308
不用額	8,605	4,999	2,289

エ 監査の結果（指摘事項）

(02-03-01) 募集要項において年齢を記載することの可否について

令和6年度のスクールソーシャルワーカーの募集要項には任用期間について、

※ 任用期間は令和7年1月1日から令和7年3月31日までです。(令和7年4月1日以後について引き続き1年ごとに勤務をお願いすることがあります。ただし、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。)

と記載があり、令和7年度の再度の任用について65歳という年齢制限を設けているように読み取れる。

総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル Q&A」⁸によれば、

【再度の任用】

問 6－1 再度の任用について、募集に当たって任用回数や年数による制限を設けることは可能か。また、定年制や年齢制限を設けた採用を行うことは可能か。

という問いに対し、総務省は、

○募集に当たって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる。

○また、会計年度任用職員については、新地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項の規定に基づく非常勤職員に当たることから、定年制は適用されず、また、募集に当たり年齢制限を設けることは雇用対策法の趣旨から適切ではない。

と回答している。

総務省回答の根拠法令となる（地方公務員法 昭和 25 年法律第 261 第 13 条）及び（労働施策総合推進法 昭和 41 年法律第 132 第 9 条（旧雇用対策法））を検証した。

地方公務員法

（平等取扱いの原則）

第 13 条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第 16 条第 9 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。

⁸総務省「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル Q&A」
(soumu.go.jp)

労働施策総合推進法 第九条

(旧雇用対策法 第十条)

(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保)

事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

また、総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)の修正等について⁹⁾」を確認すると、会計年度任用職員制度の設計に当たっての留意事項の中に任用等及び再度の任用についての項目があり、「新地方公務員法13条」に関連する規定として「労働施策総合推進法第9条」などが挙げられた後、以下の記載がある。(一部抜粋)

これらの規定自体は地方公務員については適用除外とされていますが、会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、新地方公務員法13条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要があります。

上記から、会計年度任用職員の任用及び再度の任用について労働施策総合推進法第9条は直接的には適用除外であるが、新地方公務員法第13条の規定を踏まえ考慮すべき法令と考えられる。

労働施策総合推進法第9条においては、年齢にかかわらず期間の定めのある労働契約に関する募集及び採用にあたっては、年齢制限を設けることはできないとされている。また、労働施策総合推進法第9条を踏まえて労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項の例外事由1号から3号ニを根拠法令として年齢制限が例外的に認められるか否かも検証したが、例外事由に該当しないと考えられ、結果、募集要項に年齢制限を記載することは不適切である。

この点について生徒指導課にヒアリングしたところ「再度の任用」の定義について、総務省と本市は異なっており、総務省は、「再度の任用」を、募集するか否かに関わらず、同一の者を同一の職務内容の職に引き続き任用することと定義した上

⁹⁾ 総務省 | 地方公務員制度等 | 会計年度任用職員制度等

で、募集に当たっては年齢制限を設けることは適切ではないとしているが、本市では、「再度の任用」を、募集によらず、能力実証に基づき、同一の者を同一の職務内容の職に引き続き任用することと定義している。令和6年度版 広島市会計年度任用職員ハンドブックにおいても、「通年任用・日任用を問わず、募集時の年齢制限はありませんが、通年任用については、65歳を超えての再度の任用は行いません。」と記載しており、募集時の年齢制限はしていない。」と回答を得た。しかしながら、広島市の会計年度任用職員ハンドブックは一般応募者が目にするものではなく、募集要項を確認して応募の可否を判断する中で、上記の募集要項の記載では65歳の年齢制限があるように誤解される可能性があることから、年齢制限を設けないことを明記するべきである。

エ 監査の意見

(ア) (02-03-02) 給与の検討について

スクールソーシャルワーカーは広島市の会計年度任用職員として月給制を採用している。他の地方自治体（広島県・さいたま市）との待遇を比較検討した。

市教委にヒアリングしたところ令和5年度 初任給 約 189,000 円・令和6年度 初任給 約 208,000 円となっている。以下時給換算したものである。

	月給（約）	時給換算		1日の勤務時間	時給算定
		勤務時間	勤務日数/週		
令和5年度	189,000	115	5日	5時間45分	1,643
令和6年度	208,000	124	4日又は5日	5時間45分又は7時間45分	1,677

（監査人作成）

※広島市 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領より

令和5年度 週勤務時間 28 時間 45 分

令和6年度 週勤務時間 31 時間 と設定されているため4週/月として時給換算した。

広島県の令和6年度の募集要項¹⁰を確認すると勤務先は県内の公立中学校区（広島市を除く）とあり、時給（令和5年度の単価を参考と記載）は広島市・府中町勤務 2,930 円／時間、その他地域勤務 2,850 円／時間となっている。

さいたま市の令和6年度の募集要項¹¹を確認すると有資格者 1,820 円／時間それ以外 1,500 円／時間となっている。さいたま市は政令指定都市であり、人口

¹⁰令和6年度広島県スクールソーシャルワーカー募集案内 (hacsw.jp)

¹¹さいたま市／令和6年度採用 スクールソーシャルワーカーの追加募集 (saitama.lg.jp)

も広島市 1,200,754 人¹²でさいたま市 1,324,025 人と近似していることから参考にした。(人口は令和 2 年 10 月 1 日時点の数値)

広島市は社会保険の適用、有給休暇等の制度もあることから、単純に時給のみをもって待遇の良し悪しを判断することはできず、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて給与改定を行っていることも考慮すると、直ちに給与改定を実施することは難しいと思われるが、人材確保の面から今後も給与については検討されたい。

(イ) (02-03-03) 勤務時間の検討について

スクールソーシャルワーカーの令和 5 年度の勤務時間の設定は、5 時間 45 分である。令和 6 年度の勤務時間の設定は、令和 6 年度採用のスクールソーシャルワーカーについては、7 時間 45 分(週 4 日勤務)であり、令和 5 年度以前からのスクールソーシャルワーカーに関しては、5 時間 45 分(週 5 日勤務)の場合と、7 時間 45 分(週 4 日勤務)の場合とで選択できる。ただし、週 4 日勤務を選択したスクールソーシャルワーカーは、次年度以降週 5 日勤務を選択することはできない。

令和 7 年度以降の勤務時間の設定については、令和 6 年度以降任用されたスクールソーシャルワーカーに関しては、7 時間 45 分(週 4 日勤務)であり、令和 5 年度以前から任用されているスクールソーシャルワーカーに関しては、5 時間 45 分(週 5 日勤務)の場合と、7 時間 45 分(週 4 日勤務)の場合とで選択できる。ただし、週 4 日勤務を選択したスクールソーシャルワーカーは、次年度以降 5 日勤務を選択することはできない。

スクールソーシャルワーカーの大半が女性であり 40 歳代以降という年齢層から、子育てや介護等により働き方について給与よりも時間を重視するという応募者も想定できるため、勤務時間について検討されたい。

(ウ) (02-03-04) 採用に関する募集方法の検討について

現在は、スクールソーシャルワーカーの募集を広島市のホームページと『ひろしま市民と市政』で行っている。

応募者の裾野を広げるため、広島市ホームページに専用のページを設けるなどインターネットを活用した周知により、幅広い人材確保が期待できるため以下の方法を検討されたい。

- ・広島県社会福祉士会の WEB サイトへ掲載及び会員への周知
- ・ハローワーク広島(広島労働局)掲載
- ・日本精神保健福祉士協会の WEB サイトへ掲載(他の教育委員会の求人掲載あり。)
- ・広島県精神保健福祉士協会の WEB サイトへの掲載及び会員への周知

¹²総務省 | 地方自治制度 | 指定都市一覧 (soumu.go.jp) (R2.10.1 時点)

文部科学省の令和4年度スクールソーシャルワーカー活用事例集¹³に「配置・採用計画上の工夫」という項目があり、今後の具体的な採用計画上の施策を検討する上で参考にされたい。なお、広島県教育委員会（当該事例集 133 ページ）を確認すると、「人材確保については、広島県教育委員会ホームページに募集案内を掲示するとともに、広島県社会福祉士会及び広島県精神保健福祉士協会と連携し、会員への周知を依頼した。」との記載がある。広島県だけでなく広島県内の他の市町村も広島県社会福祉士会で募集案内（社会福祉士）を行っている。今後の採用に関する募集方法の一つとして検討されたい。

(エ) (02-03-05) 名簿登載制度の検討について

名簿登載制度の採用と、募集要項に名簿登載制度を記載することを検討されたい。

さいたま市などでは、募集要項に名簿登載制度の記載があり、突然の欠員に対応しているようである。採用方法・待遇について、WEB サイトでの周知・選択可能な勤務時間の採用・年齢制限なし等により選択肢が広がれば応募者の増加が見込める。労働人口が確実に減少する中で、広島市のスクールソーシャルワーカーを担う人材を確保する手段として検討されたい。

(オ) (02-03-06) スクールソーシャルワーカー活用事業における備品購入について

スクールソーシャルワーカー活用事業に使用する目的でパソコンが購入されている。その経緯と内容についてヒアリングしたところ以下の回答を得た。

購入の理由（内訳）

令和4年 購入の内訳 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（3台）
（新規採用：1台 古いパソコン更新：2台）

・ふれあい教室の運営：2台

令和5年 購入の内訳 ・スクールソーシャルワーカー活用事業（3台）
（古いパソコン更新：3台）

・スクールソーシャルワーカー活用事業に使用する目的でのパソコンの現在の総所有台数 26台（確認日時：令和6年10月3日）

・上記26台を根拠とする資料 スクールソーシャルワーカー：22台、正規職員：2台、廃棄予定：2台

上記の回答から、スクールソーシャルワーカー活用事業に使用するパソコン台数の想定は人数を根拠としていると推測される。

¹³HP_令和4年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集 I (mext. go. jp)

ただし、令和５年度スクールソーシャルワーカーの人数は２２名に対し、正規職員用の２台を除くと２４名分パソコンを所有していたことになる。

備品については「備品の基準額の改訂について（通知）」（令和４年２月２８日会計室次長通知）によると、物品に関し「故障や不調あるいは汚れ等により安易に処分することなく、場合によっては修繕や調整を行い当該物品の機能を全うするまで使用するなど、物品の適正な使用・管理（保管）に努めてください。」とある。

単に「古いパソコンの更新」という理由は、廃棄・新規購入について適正に検討されているか疑問であるし、現時点でスクールソーシャルワーカーの人数以上のパソコンを保有している（スクールソーシャルワーカー活用事業で活用されていない）ことも予算執行の面で疑問となる。

今後は「古い」という理由だけでなく、購入の必要性を厳密に検討されたい。

(カ) (02-03-07) スクールソーシャルワーカー運営協議会における報償費の支払いについて

支出命令書を確認したところ(伝票番号 0000174271-001、0000205518-002)、同一人物に対する同額の支払いがあり、一方では俸給・給料等として乙欄として源泉徴収し、もう一方では報酬・料金等として源泉徴収していた。「確認書」によれば、参加者及び内容が異なることから、業務内容を踏まえた上で支出命令書及び確認書の件名等を適切に表記するよう改善されたい。

No.	02-04
事業名	学校問題解決支援事業
監査対象課	生徒指導課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

学校問題解決支援事業とは不登校、いじめ、暴力行為、少年非行などの生徒指導上の課題への対応及び法的に専門家の助言が必要となる事案などに当たって、当該児童生徒や学校を支援し、課題の早期解決を図ることを目的とするものである。

(イ) 具体的な内容

① (弁護士等への相談)

学校からの要請を受け、解決が困難な生徒指導上の問題に対して、校長等が弁護士等への相談を行う。

② (生徒指導支援員の派遣)

生徒指導上の課題に適切に対応するために、生徒指導支援員を学校に派遣す

る。

生徒指導支援員は教育委員会、学校と連携しながら、以下のことを行う。

- ・問題行動等を起こす児童生徒やその保護者に対して、相談等の支援を行う。
- ・関係機関等との連携活動により、学校への支援を行う。

弁護士等への相談件数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数 (件)	12	15	13	25	25

(生徒指導課への聞き取りにより監査人作成)

イ 事業費の予算と実績

金額の内容は弁護士等への報酬及び生徒指導支援員への謝礼金が主であり、その他学校までの交通費や保険料も含まれる。

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	19,513	19,551	17,599
繰越・流用等	▲60	▲1,157	▲2,014
最終予算額	19,453	18,394	15,585
決算額	15,764	15,471	14,289
国庫補助金	0	0	0
一般財源	15,764	15,471	14,289
不用額	3,689	2,923	1,296

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(ア) (02-04-01) 相談内容の検証について

当該事業は解決困難な課題に対し、学校長等が弁護士等へ相談し対応策を検討し、早期の問題解決を図るものである。

当該事業における弁護士への相談件数は令和2年度15件（弁護士以外への相談1件を含む）、令和3年度13件、令和4年度25件、令和5年度25件と増加傾向にある。

上記の目的と類似する事業としてスクールロイヤー活用事業があり、生徒指導

課へスクールロイヤー活用事業との振り分けについてヒアリングしたところ、

- a スクールロイヤー活用事業について
 - ・学校問題全般における比較的軽易な法務相談…（弁護士 5 名体制）
- b 学校問題解決支援事業について
 - ・生徒指導に係り争訟となることを想定して対応すべき法務相談…（弁護士 2 名体制）

ただし、教育委員会が振り分けるのではなく、利用についての判断は学校側が行い、希望すれば両方へ相談することも可能との回答を得た。

スクールロイヤー活用事業についても資料を確認したところ、「スクールロイヤー制度に係る事務処理手順」の中に「3 他事業との連携について」の項目があり、「教育企画課は、問題が複雑化するおそれがある又はすでに複雑化している場合は、生徒指導課に学校問題解決支援事業の利用が可能か協議する」の記載がある。当該資料には実績内容（相談内容と件数）について記載があった（区分内容：保護者対応・近隣住民対応・いじめ問題・その他）ため、学校問題解決支援事業における相談件数が増加した要因と相談内容の検証についてヒアリングしたところ、「分析についてはしていない」との回答を得た。

①相談件数は増加傾向にあること、②スクールロイヤー活用事業と比較して問題自体が解決困難で対応を慎重に行うことが求められるものであること、③分析することでいじめ防止につながると考えられることから、今後は相談件数・内容について分析することを検討されたい。

(イ) (02-04-02) 相談体制の見直しについて

学校問題解決支援事業における弁護士等への相談体制についてヒアリングしたところ、基本的に面談によるとの回答を得た。スクールロイヤー活用事業においては書面、電話、オンラインによる相談体制の見直しを令和 4 年 10 月以降の相談から実施している。その理由として、全校を対象に行ったアンケートによれば、スクールロイヤーに気軽に相談できないと回答した学校が約半数に上っていたためとのことである。学校問題解決支援事業においても学校側と意見交換を進めつつ、相談体制の見直しを検討されたい。

No.	02-05
事業名	いじめ防止対策推進審議会等の運営
監査対象課	指導第一課・生徒指導課

ア 事業の概要

(ア) 目的

a 広島市いじめ防止対策推進審議会

「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策を実効化するため、当該対策に関する重要な事項を調査審議する。

いじめの重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）に係る事実関係を明確にする調査を行う。

b 広島市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめの対応）に係る機関及び団体の連携を図る。

(イ) 概要

a 審議委員…広島市いじめ防止対策推進審議会は学識経験者等その他教育委員が必要と認める者から教育委員会が任命（5 名）

b 広島市いじめ問題対策連絡協議会は広島市教育委員会、広島市立小・中・高等学校校長会、広島市児童相談所、広島法務局、広島県警察、広島県臨床心理士会、広島弁護士会、広島市 P T A 協議会、広島市医師会、広島県社会福祉士会、広島人権擁護委員協議会からなる。

広島市いじめ防止対策推進審議会及び広島市いじめ問題対策連絡協議会の設置については、いじめ防止対策推進法により定められており、広島市いじめ防止対策推進審議会はいじめ防止等の対策の推進状況の確認、広島市いじめ問題対策連絡協議会はいじめの未然防止・早期発見・対応方法などの連絡協議を行う。

イ 事業費の予算と実績

金額の内容は、審議会・連絡協議会に必要な謝礼金・報酬が主な支出であり、その他旅費・消耗品費も含まれる。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	3, 136	3, 079	3, 071
繰越・流用等	7	▲2	0
最終予算額	3, 143	3, 077	3, 071
決算額	371	341	346
国庫補助金	0	0	0
一般財源	371	341	346
不用額	2, 772	2, 736	2, 725

ウ 監査の結果（指摘事項）

（02-05-01） 証憑書類作成について（対象課：指導第一課）

レターパックライト・切手等の購入に関する支出負担行為確定書及び内訳書を確認したところ（伝票番号 0000088752、0000048754）、一方は消費税が非課税として処理され、もう一方は消費税 10%として処理されていた。郵便切手類又は物品切手等は、購入時においては原則として、消費税法上非課税とされているが、購入者が自ら使用する場合には、継続適用を要件に、その購入と使用を同時期の行為ととらえ、購入時に課税仕入れとして処理することができるものとされている。従来の経理処理方法をよく確認し、正確な証憑書類を作成すべきである。

[参考：国税庁 HP より一部抜粋]

郵便切手類又は物品切手等は、購入時においては原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなりますが、適格請求書等保存方式以前における取扱いとして、郵便切手類又は物品切手等を購入した事業者が、その購入した郵便切手類又は物品切手等のうち、自ら引換給付を受けるものにつき、継続してその郵便切手類又は物品切手等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これを認めることとされていきました。適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。また、物品切手等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付を受ける際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該物品切手等により役務又は物品の引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができます。したがって、このような郵便切手類及び物品切手等（適格請求書発行事業者により回収されることが明らかなものに限ります。）のうち、自ら引換給付を受けるものについては、適格請求書等保存方式においても、購入（対価の支払）時に課税仕入れとして計上し、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます。なお、上記（一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができるもの）以外の物品切手等に係る課税仕入れは、購入（対価の支払）時ではなく、適格請求書等の交付を受けることとなるその引換給付を受けた時に課税仕入れを計上し、仕入税額控除の適用を受けることとなります。

エ 監査の意見

該当事項はない。

No.	02-06
事業名	いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業
監査対象課	生徒指導課・教育センター

ア 事業の概要

(ア) 目的

広島市のこどもたちがいじめでつらい思いをすることがないように、「広島市いじめ防止等のための基本方針」による、「教職員の資質向上」、「教育相談体制の充実」、「児童生徒の主体的活動」等の取組を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

いじめや不登校等の早期支援・早期解決を図るため、予兆のある児童生徒等を対象に、「異なる専門性をもつ SC・SSW・教職員等が、問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うコンサルテーション会議」、「個別の支援計画の作成」、「チーム支援」などを行う（「SC」はスクールカウンセラー、「SSW」はスクールソーシャルワーカーを表す。）。

また、児童生徒が「人間関係を築く力」「周りの人と仲良くつき合う力」を育むため、「グループによる協同学習」、「体験学習」、「異学年・異校種間の交流体験活動」等を推進する。

(イ) 具体的な事業内容

a 教職員の資質向上

・教育センター研修の実施…「いじめへの対応」「スクールコンプライアンス」等の専門講師を招へいして研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

目的は次のとおりである。

研修名	目的	対象
新任生徒指導主事研修	児童生徒理解など生徒指導に必要な知識を得るとともに、生徒指導主事の役割を理解し、組織的な生徒指導の推進に向けた見通しを持つことを目的とする研修	生徒指導主事で受講経験が一度もない者、もしくは、小・中学校生徒指導主事で平成 25 年以降に本研修を受講していない者
生徒指導主事研修	児童生徒理解など生徒指導に必要な知識を得るとともに、生徒指導主事の役割を深め、組織的な生徒指導の充実に必要な力量を高めることを目的とする研修	生徒指導主事（新任生徒指導主事研修の対象者以外）

- ・生徒指導協議会における研修の実施…「いじめ問題」の専門講師を招へいして研修を行う。

いじめ問題に対する組織的対応やいじめ問題に万全を期するための取組を推進する上で、基盤となる教職員の力量を高める。

b 教育相談体制の充実

- ・教育センター研修の実施…教育相談（あらゆる機会を通じて、児童生徒の実態把握、人間関係の構築、悩み等の傾聴、解決のための支援を行う）体制を強化するため、専門講師を招へいして研修を実施し、教職員の力量を高める。

目的・対象者は次のとおりである。

研修名	目的	対象
新任教育相談・支援主任研修	教育相談及びいじめ・不登校の未然防止に係る必要な知識を得るとともに、教育相談・支援主任の役割を理解し、組織的な教育相談及びいじめ・不登校等の未然防止の取組の推進に向けた見通しを持つ	新任の教育相談・支援主任で、過去に受講経験が一度もない者
教育相談・支援主任研修	教育相談及びいじめ・不登校等の未然防止に係る必要な知識を得るとともに、教育相談・支援主任の役割の理解を深め、組織的な教育相談及びいじめ・不登校等の未然防止の取組の充実に必要な力量を高める	教育相談・支援主任 (新任教育相談・支援主任研修の対象者以外)

c 「児童生徒の主体的取組」の推進

「全国いじめ問題子供サミット」（文部科学省主催）に、中学校1校の生徒会役員2名、引率教員2名、生徒指導課の指導主事1名の計5名を参加させる。

当該生徒会役員が「全国いじめ問題子供サミット」で学んだこと、発表したことを市内全中学校の生徒会役員に伝える機会を設定し、広島市全体の「生徒会が主体となるいじめ問題に対する取組」の強化を図る。

生徒指導課にヒアリングしたところ、令和4年度の参加校は吉島中学校、令和5年度の参加校は庚午中学校となっている。

d 多様な相談機関の周知、いじめ等の予兆の早期認知

「広島市いじめ問題対策連絡協議会」として「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードを作成し、市内に所在する小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒全員に配付するとともに公民館等に掲出する。



上記のカードを全児童生徒（不登校等生徒を含む。）本人に配付し、どのような状況にいる児童生徒にも教育相談窓口があることを知って貰えるよう市教委は努めている。（令和6年度「いじめ問題 24 時間電話相談窓口」カード¹⁴）

なお、本事業は国からの補助事業（補助率 1/3）を活用して実施されている。

イ 事業費の予算と実績

金額の内容は、研修に係る講師への謝礼金・旅費及びカード・ポスター作成費からなる。

¹⁴ 「いじめ問題 24 時間電話相談窓口」カード&ポスター - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	1,567	1,312	1,412
繰越・流用等	314	172	39
最終予算額	1,881	1,484	1,451
決算額	1,282	1,295	1,205
国庫補助金	151	124	163
一般財源	532	1,171	796
不用額	599	189	246

ウ 監査の結果（指摘事項）

(02-06-01) 証憑書類作成について（対象課：教育センター）

研修講師用飲物として支出した請求書・領収証書及び内訳書を確認したところ（伝票番号 0000032898）、支払額に誤りはないものの、消費税の軽減税率 8%の対象となるものにつき、誤って標準税率 10%として関係書類が作成されていた。消費税の軽減税率制度は会計処理・事務処理において誤りが生じやすいものとなっているため、消費税に関する基本的な知識及び経理処理方法を再確認し、正確な証憑書類を作成すべきである。

参考資料として「軽減税率制度の手引き」を添付（P137～P146）

エ 監査の意見

(02-06-02) 研修の効率化について（対象課：教育センター）

新任生徒指導主事研修・生徒指導主事研修・新任教育相談・支援主任研修・教育相談・支援主任研修の研修日程、研修方法について検証した。（令和 5 年度）

① オンライン研修の日程が少ない

- ・新任生徒指導主事研修 全回数 5 回のうちオンライン研修 0 回
- ・生徒指導主事研修 全回数 3 回のうちオンライン研修 0 回
- ・「新任教育相談・支援主任研修」全回数 6 回のうちオンライン研修 2 回
- ・「教育相談・支援主任研修」全回数 3 回のうちオンライン研修 1 回

② 後日配信がないものがある。

③ 日程の選択肢が少ない。

- ・新任生徒指導主事研修 全回数 5 回のうち 2 回が選択可能（2 日の日程で選択）
- ・生徒指導主事研修 全回数 3 回のうち 2 回が選択可能（2 日の日程で選択）

- ・「新任教育相談・支援主任研修」全回数 6 回のうち 1 回が選択可能（2 日の日程で選択可能）
- ・「教育相談・支援主任研修」全回数 3 回のうち 1 回が選択可能（2 日の日程で選択可能）

上記から、会場集合型の研修が多いことが確認できる。

研修の手段及び配信等に関することは教育センター所管とのことであるが、研修資料には主催者として「広島市教育委員会学校教育部生徒指導課・広島市教育センター」との記載がある。研修内容の復習・時間の有効活用の観点からインターネットを活用した配信による研修体制を検討するよう協議されたい。

No.	02-07
事業名	いじめに関する総合対策事業全般
監査対象課	生徒指導課

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

（02-07-01） 効果検証について

生徒指導課作成の「令和 4 年度 不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）」¹⁵によれば、不登校児童生徒数及び暴力行為の発生件数（小・中・高合計）は平成 30 年度から一貫して増え続けている。不登校の対策として、市教委では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」の基本理念や基本指針等にのっとり、「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」を設置等し、不登校児童生徒の居場所づくりや教育機会の確保を図っているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して課題解決に取り組んでいる。価値観も多様化する中、不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こりうるものであり、不登校児童生徒数の増減データのみをもって事業実施の効果を検証することは難しいと思われる。当該データに加え、例えば、不登校児童生徒のうち、ふれあいひろばやふれあい教室、ICT を活用した教育支援等を全く活用できていない児童生徒数等もデータ化することで、課題認識や事業実施の効果測定が現状と比較して容易になるものと考ええる。

¹⁵ 教育委員会議 資料（令和 5 年第 14 回定例会） - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市 議題資料より

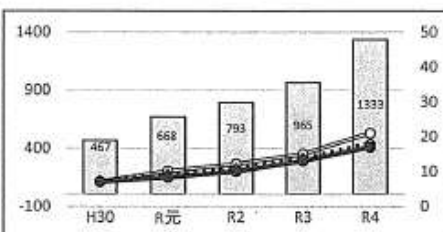
令和4年度 不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）より

〈不登校児童生徒の状況〉

不登校児童生徒及び1000人当たりの不登校児童生徒数（全国・指定都市との比較）

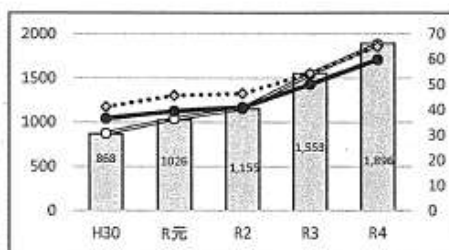
小学校

	不登校児童数	1000人あたりの不登校児童数		
	広島市	広島市	指定都市	全国
H30	467	7.1	7.3	7.0
R元	668	10.1	9.2	8.3
R2	793	12.2	10.9	10.0
R3	965	15	13.8	13.0
R4	1333	21	18.2	17.0



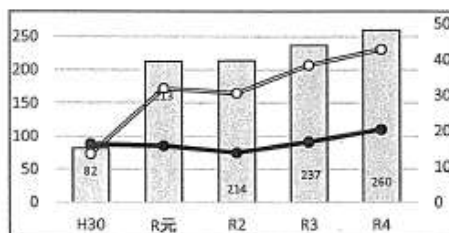
中学校

	不登校生徒数	1000人あたりの不登校生徒数		
	広島市	広島市	指定都市	全国
H30	868	30.6	41.1	36.5
R元	1026	36.3	45.6	39.4
R2	1,155	40.5	46.4	40.9
R3	1,553	54	54.4	50
R4	1,896	65.8	65	59.8



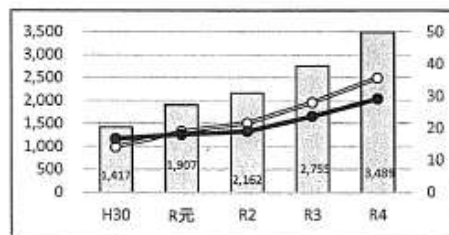
高等学校

	不登校生徒数	1000人あたりの不登校生徒数	
	広島市	広島市	全国
H30	82	13.5	16.3
R元	213	31.8	15.8
R2	214	30.5	13.9
R3	237	38.3	16.9
R4	260	42.7	20.4



小・中・高合計

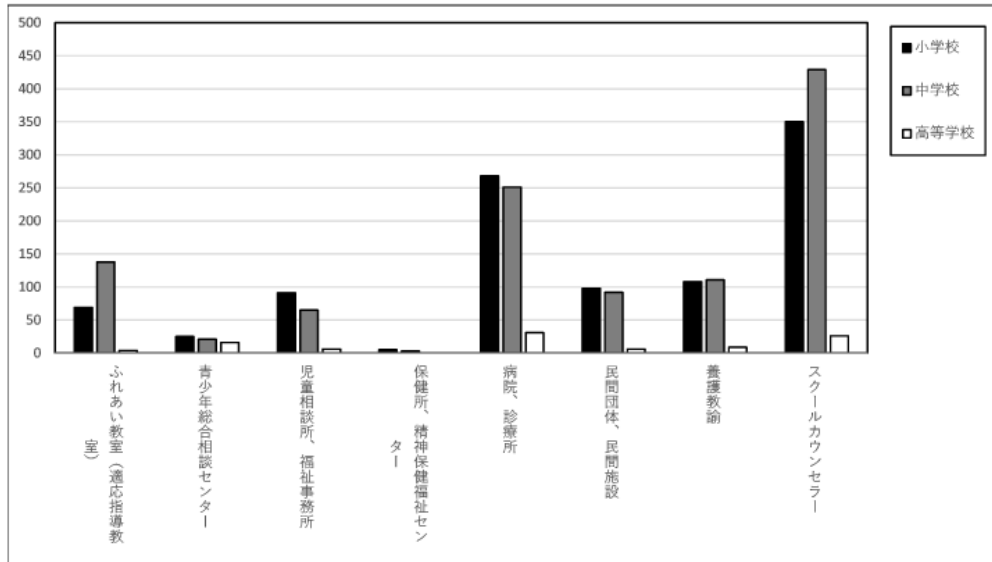
	不登校生徒数	1000人あたりの不登校生徒数	
	広島市	広島市	全国
H30	1,417	14.1	16.7
R元	1,907	18.9	18
R2	2,162	21.5	18.9
R3	2,755	27.9	23.6
R4	3,489	35.6	29



※ 凡例共通

- 広島市（不登校児童生徒数）
- 広島市（1000人あたりの不登校児童生徒数）
- ...◇... 指定都市（1000人あたりの不登校児童生徒数）
- 全国（1000人あたりの不登校児童生徒数）

相談・指導等を受けた機関（複数回答）



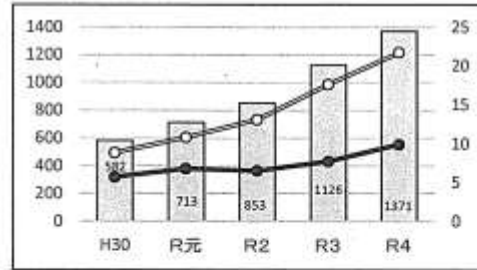
		年度	小学校		中学校		高等学校		合計			
			人数 (A)	割合(%)	人数 (A)	割合(%)	人数(A)	割合(%)	人数 (A)	割合(%)		
不登校児童数		R4	1333		1896		260		3489			
		R3	965		1553		237		2755			
学校の担任や学年教員、部活動顧問等が主に支援し、 学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない人数		R4	615	46	1114	59	133	51	1862	53.4		
		R3	394	41	970	63	157	66	1521	55.2		
学校内や学校外で専門的な相談・指導等を受けた人数		R4	718	54	782	41	127	49	1627	46.6		
		R3	571	59	583	38	80	34	1234	44.8		
複数回答	学校外		R4	491	37	461	24	63	24	1015	29.1	
			R3	370	38	386	25	39	17	795	28.9	
		ふれあい教室(適応指導教室)	R4	69	5.2	138	7.3	4	1.5	211	6	
			R3	51	5.3	138	8.9	3	1.3	192	7	
		青少年総合相談センター	R4	25	1.9	21	1.1	16	6.2	62	1.8	
			R3	7	0.7	10	0.6	0	0	17	0.6	
		児童相談所、福祉事務所	R4	91	6.8	65	3.4	6	2.3	162	4.6	
			R3	66	6.8	48	3.1	2	0.8	116	4.2	
		保健所、精神保健福祉センター	R4	5	0.4	3	0.2	0	0	8	0.2	
			R3	2	0.2	4	0.3	1	0.4	7	0.3	
	学校内	病院、診療所	R4	268	20	251	13	31	12	550	15.8	
			R3	241	25	213	14	33	14	487	17.7	
		民間団体、民間施設	R4	98	7.4	92	4.9	6	2.3	196	5.6	
			R3	78	8.1	70	4.5	0	0	148	5.4	
		上記以外	R4	51	3.8	47	2.5	4	1.5	102	2.9	
			R3	26	2.7	17	1.1	0	0	43	1.6	
		養護教諭		R4	407	31	480	25	33	13	920	26.4
				R3	346	36	305	20	53	22	704	25.6
			スクールカウンセラー	R4	108	8.1	111	5.9	9	3.5	228	6.5
				R3	61	6.3	47	3	21	8.9	129	4.7
			R4	350	26	429	23	26	10	805	23.1	
			R3	313	32	271	18	36	15	620	22.5	

＜暴力行為の状況＞

暴力行為の発生件数及び1,000人当たりの発生件数（市との比較）

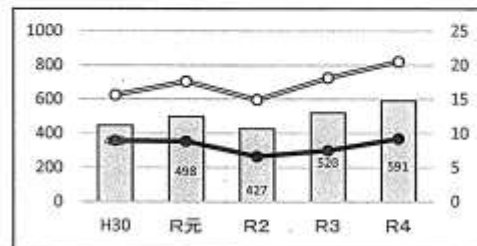
小学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	582	8.8	5.7	
R元	713	10.8	6.8	
R2	853	13.1	6.5	
R3	1126	17.6	7.7	
R4	1371	21.7	9.9	



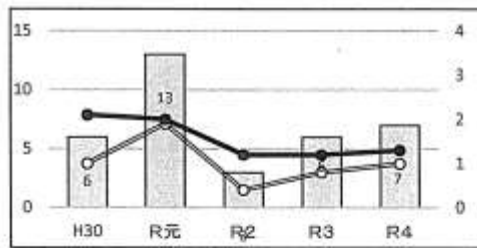
中学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	446	15.6	8.9	
R元	498	17.6	8.8	
R2	427	14.9	6.6	
R3	520	18.1	7.5	
R4	591	20.5	9.2	



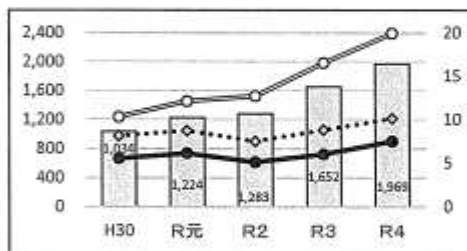
高等学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	6	1.0	2.1	
R元	13	1.9	2.0	
R2	3	0.4	1.2	
R3	6	0.8	1.2	
R4	7	1.0	1.3	



小・中・高合計

	発生件数		1000人あたりの発生件数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
H30	1,034	10.3	8.1	5.5
R元	1,224	12.1	8.7	6.1
R2	1,283	12.7	7.5	5.1
R3	1,652	16.5	8.8	6.0
R4	1,969	19.9	10.1	7.5



※ 凡例共通

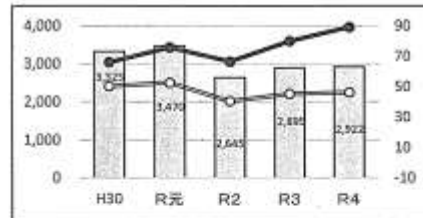
- 広島市(暴力行為発生件数)
- 広島市(1000人あたりの暴力行為発生件数)
- ◆... 指定都市(1000人あたりの暴力行為発生件数)
- 全国(1000人あたりの暴力行為発生件数)

<いじめの状況>

いじめの認知件数及び1,000人当たりの認知件数（全国・指定都市との比較）

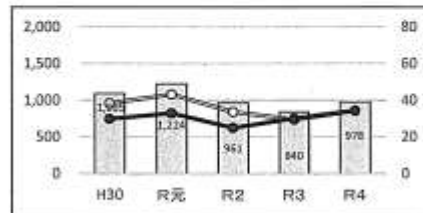
小学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	3,325	50.3	66.0	
R元	3,470	52.6	75.8	
R2	2,645	40.4	66.5	
R3	2,895	45.3	79.9	
R4	2,922	46.2	89.1	



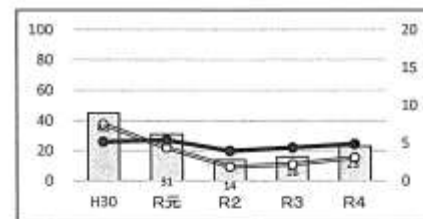
中学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	1,089	38.3	29.8	
R元	1,224	43.1	32.8	
R2	961	33.5	24.9	
R3	840	29.3	30.0	
R4	978	34.0	34.3	



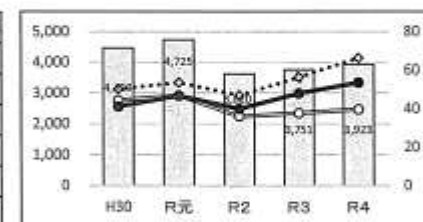
高等学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
H30	45	7.5	5.2	
R元	31	4.4	5.4	
R2	14	1.9	4.0	
R3	16	2.2	4.4	
R4	23	3.1	4.9	



小・中・高合計

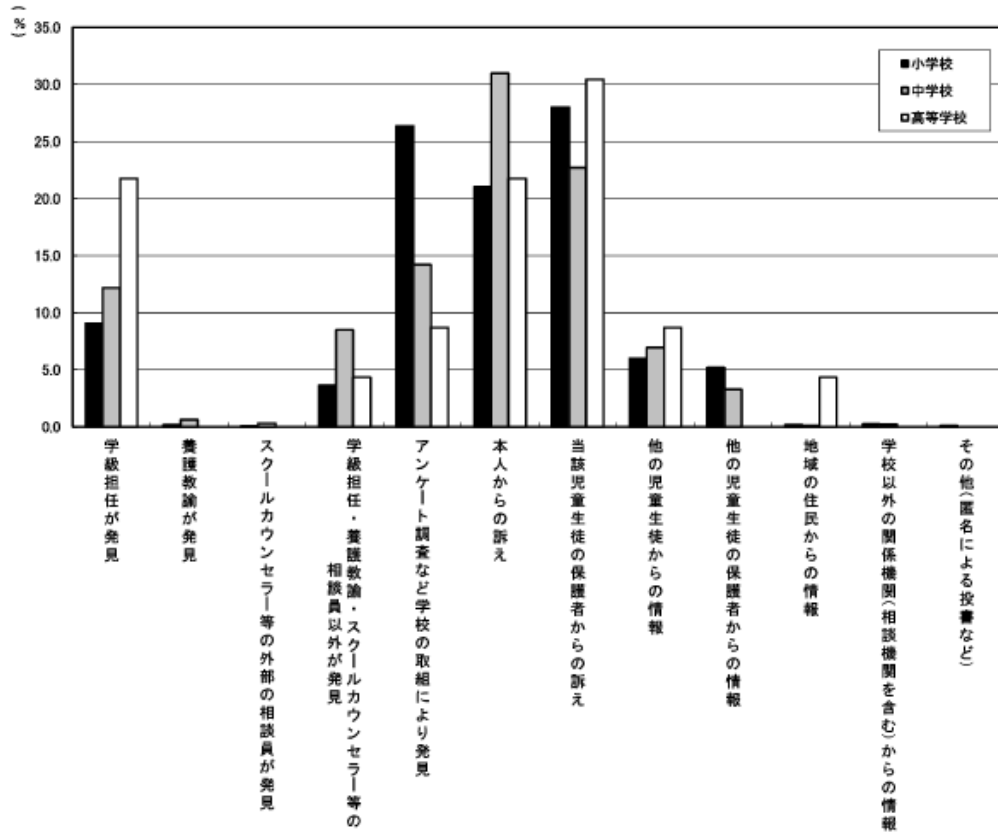
	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
H30	4,459	44.1	50.0	40.9
R元	4,725	46.6	53.4	46.5
R2	3,620	35.8	46.7	39.7
R3	3,751	37.4	56.1	47.7
R4	3,923	39.3	66.1	53.3



※ 凡例共通

- 広島市（いじめ認知件数）
- 広島市（1000人あたりのいじめ認知件数）
- ◆ 指定都市（1000人あたりのいじめ認知件数）
- 全国（1000人あたりのいじめ認知件数）

いじめの発見のきっかけ



区 分	小学校				中学校				高等学校				合 計			
	R 4		R 3		R 4		R 3		R 4		R 3		R 4		R 3	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
学級担任が発見	265	9.1	225	7.8	119	12.2	98	11.7	5	21.7	0	0.0	389	9.9	323	8.6
養護教諭が発見	5	0.2	7	0.2	6	0.6	9	1.1	0	0.0	0	0.0	11	0.3	16	0.4
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	2	0.1	4	0.1	3	0.3	2	0.2	0	0.0	0	0.0	5	0.1	6	0.2
学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員以外が発見	106	3.6	63	2.2	83	8.5	114	13.6	1	4.3	0	0.0	190	4.8	177	4.7
アンケート調査など学校の取組により発見	770	26.4	1078	37.2	139	14.2	166	19.8	2	8.7	0	0.0	911	23.2	1244	33.2
本人からの訴え	614	21.0	448	15.5	303	31.0	198	23.6	5	21.7	10	62.5	922	23.5	656	17.5
当該児童生徒の保護者からの訴え	818	28.0	716	24.7	222	22.7	174	20.7	7	30.4	5	31.3	1047	26.7	895	23.9
他の児童生徒からの情報	175	6.0	196	6.8	68	7.0	50	6.0	2	8.7	1	6.3	245	6.2	247	6.6
他の児童生徒の保護者からの情報	152	5.2	146	5.0	32	3.3	22	2.6	0	0.0	0	0.0	184	4.7	168	4.5
地域の住民からの情報	5	0.2	7	0.2	1	0.1	7	0.8	1	4.3	0	0.0	7	0.2	14	0.4
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	7	0.2	4	0.1	2	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	0.2	4	0.1
その他（匿名による投書など）	3	0.1	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.1	1	0.0

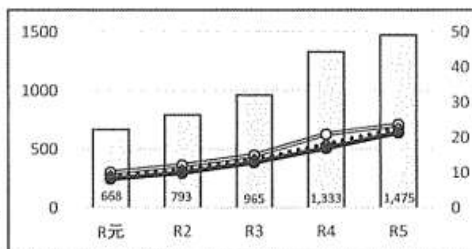
令和5年度 不登校・暴力行為・いじめの状況について（報告）より

＜不登校児童生徒の状況＞

- ・不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数（全国・指定都市との比較）

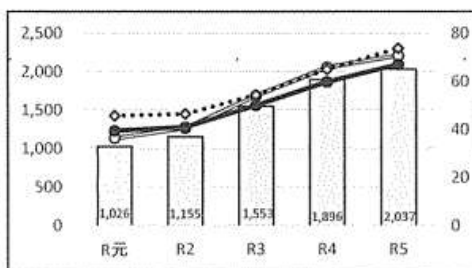
小学校

	不登校児童数		1000人あたりの不登校児童数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
R元	668	10.1	9.2	8.3
R2	793	12.2	10.9	10.0
R3	965	15	13.8	13.0
R4	1,333	21	18.2	17.0
R5	1,475	23.7	22.7	21.4



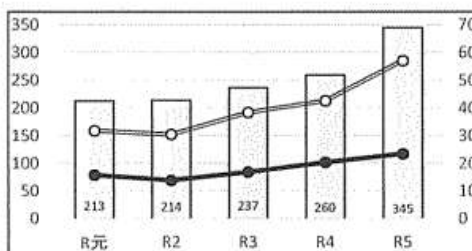
中学校

	不登校生徒数		1000人あたりの不登校生徒数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
R元	1,026	36.3	45.6	39.4
R2	1,155	40.5	46.4	40.9
R3	1,553	54	54.4	50
R4	1,896	65.8	65	59.8
R5	2,037	70.8	73.8	67.1



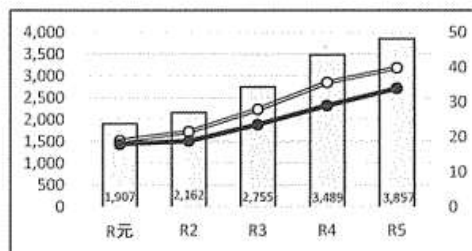
高等学校

	不登校生徒数		1000人あたりの不登校生徒数
	広島市	広島市	全国
R元	213	31.8	15.8
R2	214	30.5	13.9
R3	237	38.4	16.9
R4	260	42.7	20.4
R5	345	57.1	23.5



小・中・高合計

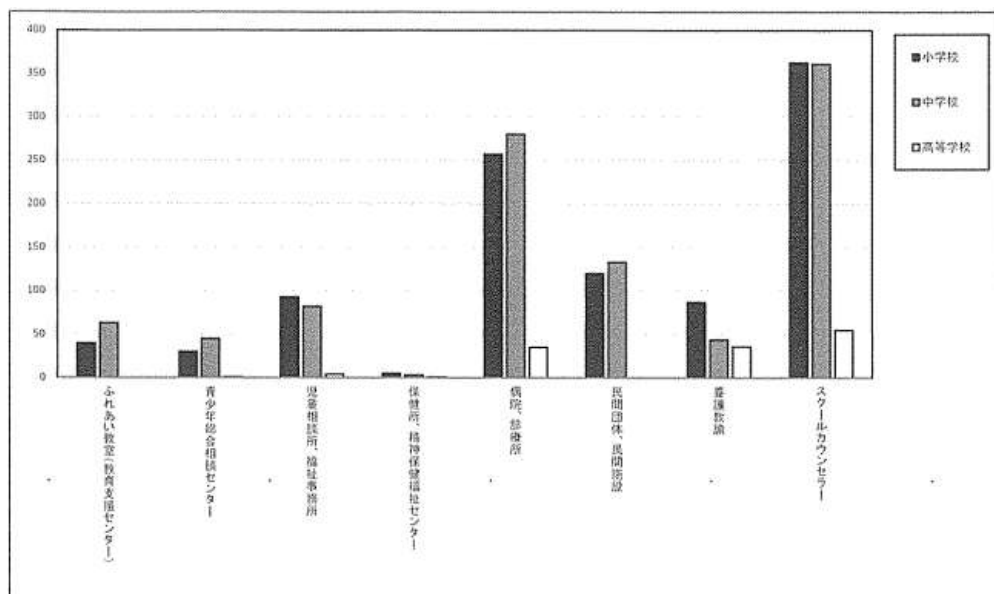
	不登校生徒数		1000人あたりの不登校生徒数
	広島市	広島市	全国
R元	1,907	18.9	18
R2	2,162	21.5	18.9
R3	2,755	27.9	23.6
R4	3,489	35.6	29.0
R5	3,857	39.8	33.9



※ 凡例共通

- 広島市(不登校児童生徒数)
- 広島市(1000人あたりの不登校児童生徒数)
- ◆ 指定都市(1000人あたりの不登校児童生徒数)
- 全国(1000人あたりの不登校児童生徒数)

・相談・指導等を受けた機関等（複数回答）



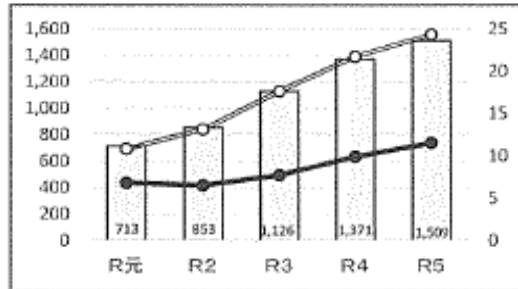
		小学校		中学校		高等学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
不登校児童数		1,475		2,037		345		3,857		
学校内や学校外で専門的な相談・指導等を受けた人数		703	47.7	863	42.4	107	31.0	1,673	43.4	
複数回答	学校外		482	32.7	647	31.8	42	12.2	1,171	30.4
		ふれあい教室 (教育支援センター)	128	8.7	152	7.5	4	1.2	284	7.4
		青少年総合相談センター	30	2.0	45	2.2	1	0.3	76	2.0
		児童相談所、福祉事務所	93	6.3	82	4.0	4	1.2	179	4.6
		保健所、精神保健福祉センター	5	0.3	3	0.1	1	0.3	9	0.2
		病院、診療所	257	17.4	280	13.7	35	10.1	572	14.8
		民間団体、民間施設	120	8.1	133	6.5	0	0.0	253	6.6
		上記以外	52	3.5	117	5.7	1	0.3	170	4.4
	学校内		397	26.9	390	19.1	82	23.8	869	22.5
		養護教諭	87	5.9	44	2.2	36	10.4	167	4.3
	スクールカウンセラー	363	24.6	361	17.7	55	15.9	779	20.2	
学校内外で専門的な相談・指導等を受けていない人数		772	52.3	1,174	57.6	238	69.0	2,184	56.6	
うち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数 ※「継続的」とは、週に1回以上、家庭訪問や電話等により相談や指導等を行うこと		724	49.1	1,092	53.6	210	60.9	2,026	52.5	
うち、教職員から相談・指導等を継続的には受けていない人数		48	3.3	82	4.0	28	8.1	158	4.1	

＜暴力行為の状況＞

暴力行為の発生件数及び1,000人当たりの発生件数（全国・指定都市との比較）

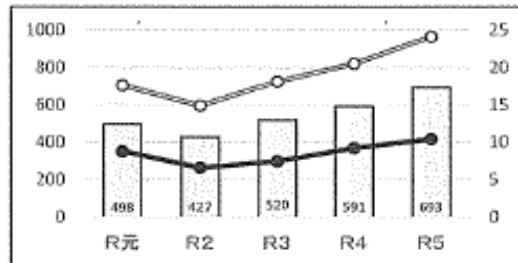
小学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数
	広島市	広島市	全国
R元	713	10.8	6.8
R2	853	13.1	6.5
R3	1,126	17.6	7.7
R4	1,371	21.7	9.9
R5	1,509	24.3	11.5



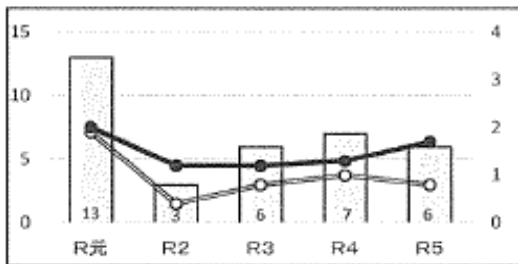
中学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数
	広島市	広島市	全国
R元	498	17.6	8.8
R2	427	14.9	6.6
R3	520	18.1	7.5
R4	591	20.5	9.2
R5	693	24.1	10.4



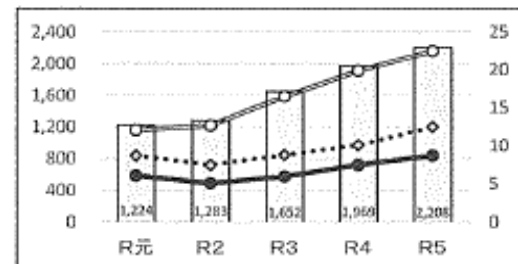
高等学校

	発生件数		1000人あたりの発生件数
	広島市	広島市	全国
R元	13	1.9	2.0
R2	3	0.4	1.2
R3	6	0.8	1.2
R4	7	1.0	1.3
R5	6	0.8	1.7



小・中・高合計

	発生件数		1000人あたりの発生件数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
R元	1,224	12.1	8.7	6.1
R2	1,283	12.7	7.5	5.1
R3	1,652	16.5	8.8	6.0
R4	1,969	19.9	10.1	7.5
R5	2,208	22.5	12.5	8.7



※ 凡例共通

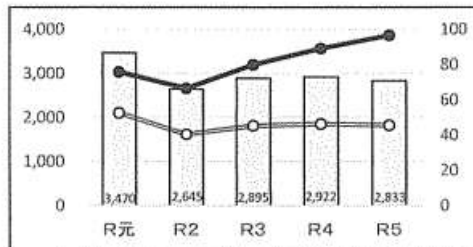
- 広島市(暴力行為発生件数)
- 広島市(1000人あたりの暴力行為発生件数)
- ◆ 指定都市(1000人あたりの暴力行為発生件数)
- 全国(1000人あたりの暴力行為発生件数)

<いじめの状況>

- ・いじめの認知件数及び1,000人当たりの認知件数（全国・指定都市との比較）

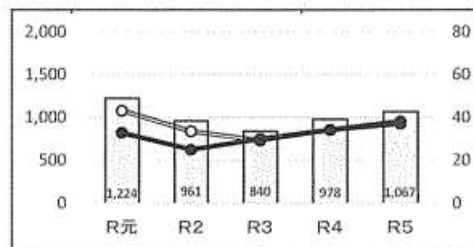
小学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
R元	3,470	52.6	75.8	
R2	2,645	40.4	66.5	
R3	2,895	45.3	79.9	
R4	2,922	46.2	89.1	
R5	2,833	45.6	96.5	



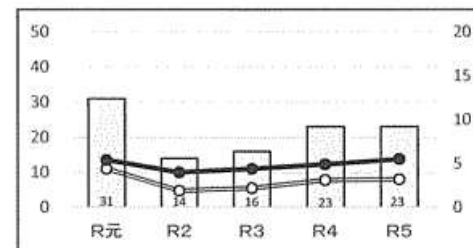
中学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
R元	1,224	43.1	32.8	
R2	961	33.5	24.9	
R3	840	29.3	30.0	
R4	978	34.0	34.3	
R5	1,067	37.1	38.1	



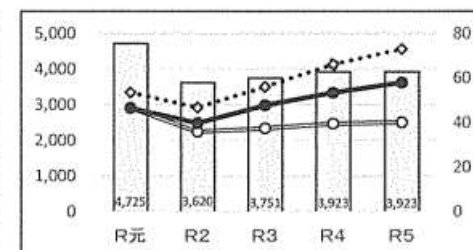
高等学校

	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	全国	
R元	31	4.4	5.4	
R2	14	1.9	4.0	
R3	16	2.2	4.4	
R4	23	3.1	4.9	
R5	23	3.2	5.5	



小・中・高合計

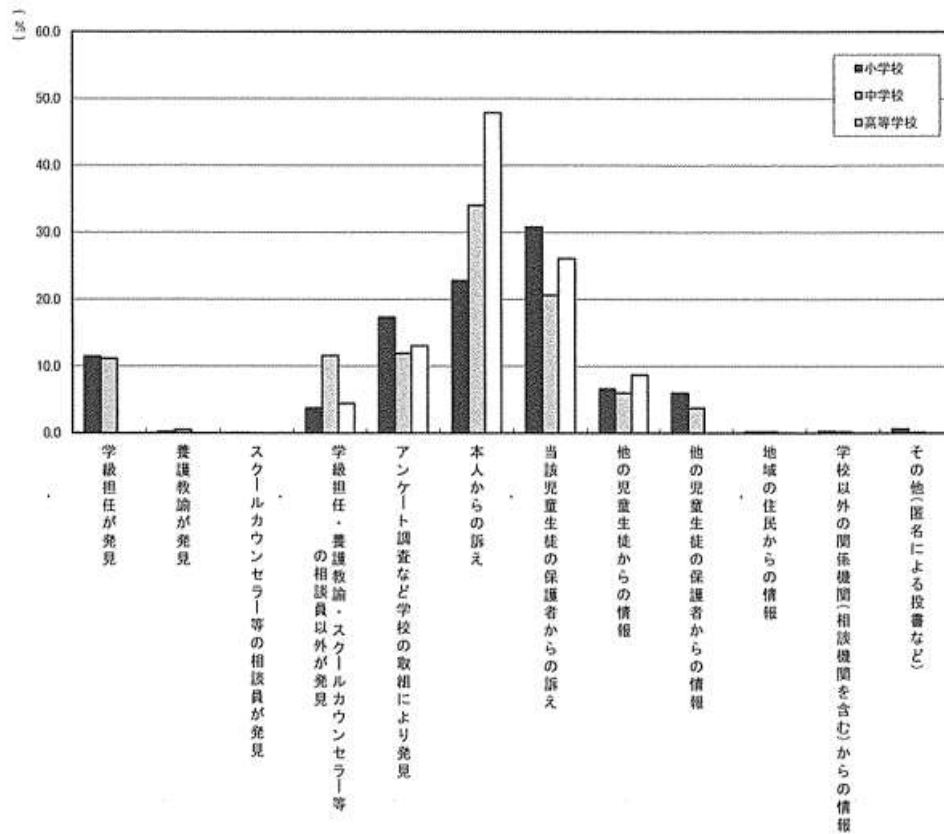
	認知件数		1000人あたりの認知件数	
	広島市	広島市	指定都市	全国
R元	4,725	46.6	53.4	46.5
R2	3,620	35.8	46.7	39.7
R3	3,751	37.4	56.1	47.7
R4	3,923	39.5	66.1	53.3
R5	3,923	40.0	73.0	57.9



※ 凡例共通

- 広島市(いじめ認知件数)
- 広島市(1000人あたりのいじめ認知件数)
- ◇ 指定都市(1000人あたりのいじめ認知件数)
- 全国(1000人あたりのいじめ認知件数)

・いじめの発見のきっかけ



区 分	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
学級担任が発見	325	11.5	119	11.2	0	0.0	444	11.3
養護教諭が発見	6	0.2	5	0.5	0	0.0	11	0.3
スクールカウンセラー等の相談員が発見	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員以外が発見	106	3.7	124	11.6	1	4.4	231	5.9
アンケート調査など学校の取組により発見	490	17.3	127	11.9	3	13.0	620	15.8
本人からの訴え	645	22.8	363	34.0	11	47.8	1,019	26.0
当該児童生徒の保護者からの訴え	873	30.8	220	20.6	6	26.1	1,099	28.0
他の児童生徒からの情報	186	6.6	64	6.0	2	8.7	252	6.4
他の児童生徒の保護者からの情報	170	6.0	40	3.7	0	0.0	210	5.3
地域の住民からの情報	6	0.2	2	0.2	0	0.0	8	0.2
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	8	0.3	2	0.2	0	0.0	10	0.3
その他(匿名による投書など)	17	0.6	1	0.1	0	0.0	18	0.5

消費税 軽減税率制度の手引き



令和3年8月版



この社会あなたの税がいきている

消費税軽減税率制度の手引き

目次

I 消費税の軽減税率制度	VI 適格請求書等保存方式(令和5年10月1日～)
消費税の軽減税率制度の概要 1	適格請求書等保存方式の記載について は、削除しています。 適格請求書等保存方式（インボイス制 度）の内容について、お知りになりたい 方は、インボイス制度特設サイトをご覧 ください。
II 軽減税率の対象品目	
1 飲食料品の範囲等 6	
2 一体資産 14	
3 外食等の範囲 18	
4 新聞の範囲 26	
III 区分記載請求書等保存方式	
1 区分記載請求書等保存方式の 概要 27	VII 免税事業者の方に留意していただき たい事項 72
2 帳簿及び区分記載請求書等の 記載に係る留意点 29	(参考1) 軽減税率制度・適格請求書等 保存方式の施行スケジュール 75
IV 税額計算 36	(参考2) 軽減税率制度実施に伴う価格 表示 76
V 中小事業者の税額計算の特例	(参考3) インボイス制度特設サイト・相談 窓口 77
1 中小事業者の税額計算の特例 (経過措置)の概要 40	
2 売上税額の計算の特例 40	
3 仕入税額の計算の特例 50	
4 売上げ及び仕入れの両方を区 分経理することが困難な場合 . . . 52	

- この「消費税軽減税率制度の手引き」は、事業者の方に対し、消費税の軽減税率制度が、取引や日々の業務にどのような関係があるかについて、理解を深めていただくために作成したものです（令和3年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。）。
- この手引きは、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式について記載していますので、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続きについては、「消費税のあらまし」をご参照ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。）。

I 消費税の軽減税率制度

この章では、消費税率の引上げに合わせて令和元年10月1日から実施されている消費税の軽減税率制度について、その全体像を理解していただくために、制度の概要について説明します。

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があります。あるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。



消費税の軽減税率制度の概要

(1) 消費税の軽減税率制度の実施

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、令和元年10月1日に、それまでの8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられました。

また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

(2) 消費税等の税率

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率です。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(3) 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の要件を満たす一体資産^{（注1）}を含みます。
なお、外食やケータリング等は対象品目には含まれません。



（注1）
一体資産の詳細については、
Ⅱ 2 一体資産（P14）
を参照してください。

② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号^{（注2）}を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくものをいいます。

（注2）
一定の題号とは、例えば、「〇〇新聞」、「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。

軽減税率の対象品目について、詳しくは、
「Ⅱ 軽減税率の対象品目」（P6～）をご覧ください。

(4) 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっていますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

区分記載請求書等保存方式について、詳しくは、
「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」（P27～）をご覧ください。

(5) 税額計算とその特例

消費税等の税率は複数税率となっていますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行う必要があります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、一定期間、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

税額計算について、詳しくは、
「Ⅳ 税額計算」（P36～）を、
区分経理が困難な中小事業者を対象とした税額計算の特例について、詳しくは、
「Ⅴ 中小事業者の税額計算の特例」（P40～）をご覧ください。

日々の業務で必要な対応は…？



仕 入 れ

- 軽減税率対象品目の仕入れがあるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れがある場合、区分記載請求書等保存方式（P27参照）の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費、雑費などの経費で飲食料品や新聞を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」を記載して、交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P57参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。



免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー○○ [店受書]	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
豚肉 8%	2,200円
合計	7,600円
(8%対象)	5,400円
(10%対象)	2,200円
お預り	8,000円
お釣り	400円

※ 区分記載請求書と適格請求書等では記載事項が異なります。

(6) 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。「適格請求書等保存方式」の下では、帳簿及び、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 （いわゆるインボイス制度）
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書（いわゆるインボイス）等の保存

■適格請求書について

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類するものをいい、その様式や名称は問いません。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、その登録申請は、令和3年10月1日からとなります。

（参考）請求書等の記載事項の比較

	区分記載請求書	適格請求書																																																
① 書類の作成者の氏名又は名称	請求書 株式会社〇〇 XX年11月30日	請求書 株式会社〇〇 XX年11月30日																																																
② 資産の譲渡等の年月日	11月分 131,200円（税込）	11月分 131,200円（税込）																																																
③ 課税資産の譲渡等に係る内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td><td>小麦粉 ※</td><td>5,400円</td></tr> <tr> <td>11/1</td><td>牛肉 ※</td><td>10,800円</td></tr> <tr> <td>11/2</td><td>キャベツ ※</td><td>2,200円</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td><td>131,200円</td></tr> <tr> <td>10% 対象</td><td></td><td>88,000円</td></tr> <tr> <td>8% 対象</td><td></td><td>43,200円</td></tr> </tbody> </table>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	牛肉 ※	10,800円	11/2	キャベツ ※	2,200円	...	...	...	合 計		131,200円	10% 対象		88,000円	8% 対象		43,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td><td>小麦粉 ※</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>11/1</td><td>牛肉 ※</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>11/2</td><td>キャベツ ※</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td><td>120,000円 消費税 11,200円</td></tr> <tr> <td>10%対象</td><td></td><td>80,000円 消費税 8,000円</td></tr> <tr> <td>8%対象</td><td></td><td>40,000円 消費税 3,200円</td></tr> </tbody> </table>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/2	キャベツ ※	2,000円	...	...	...	合 計		120,000円 消費税 11,200円	10%対象		80,000円 消費税 8,000円	8%対象		40,000円 消費税 3,200円
日付	品名	金額																																																
11/1	小麦粉 ※	5,400円																																																
11/1	牛肉 ※	10,800円																																																
11/2	キャベツ ※	2,200円																																																
...	...	...																																																
合 計		131,200円																																																
10% 対象		88,000円																																																
8% 対象		43,200円																																																
日付	品名	金額																																																
11/1	小麦粉 ※	5,000円																																																
11/1	牛肉 ※	10,000円																																																
11/2	キャベツ ※	2,000円																																																
...	...	...																																																
合 計		120,000円 消費税 11,200円																																																
10%対象		80,000円 消費税 8,000円																																																
8%対象		40,000円 消費税 3,200円																																																
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）	※軽減税率対象 △△商事㈱	※軽減税率対象 △△商事㈱																																																
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称		登録番号 T12345-.....																																																

区分記載請求書の記載事項に以下を加えます。

- 登録番号
- 税率ごとの消費税額及び適用税率
（税率ごとに区分して合計した額は、「税抜き」又は「税込み」のいずれでもかまいません。）

〈 用 語 の 説 明 〉

1 課税期間 とは

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度^(注3)をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



令和元年の課税売上高が1,000万円超の場合には、令和3年は課税事業者となります。^(注4)

3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

4 免税事業者 とは

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除きます。）をいいます。

5 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額^(注5)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。^(注6)

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

6 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者^(注7)から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ	○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払いなどの非課税取引 ○ 給与、税金の支払いなど

^(注3)
前々事業年度が1年末前である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

^(注4)
基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。
特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後6か月間をいいます。

^(注5)
消費税額及び地方消費税額を除きます。

^(注6)
棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃借収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含みます。

^(注7)
取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。

Ⅱ 軽減税率の対象品目

消費税の軽減税率の対象品目は、「飲食物品」、「新聞」です。この章では、これらの範囲について説明します。

1 飲食物品の範囲等



(1) 飲食物品とは

軽減税率の対象品目である「飲食物品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類^(注1)を除きます。以下「食品」といいます。）をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」^(注2)）といいます。）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

この「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

したがって、「飲食物品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすものをいい、

・ 酒税法に規定する酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除きます。

ただし、次の外食やケータリング等は「飲食物品の譲渡」に含まれません^(注3)。

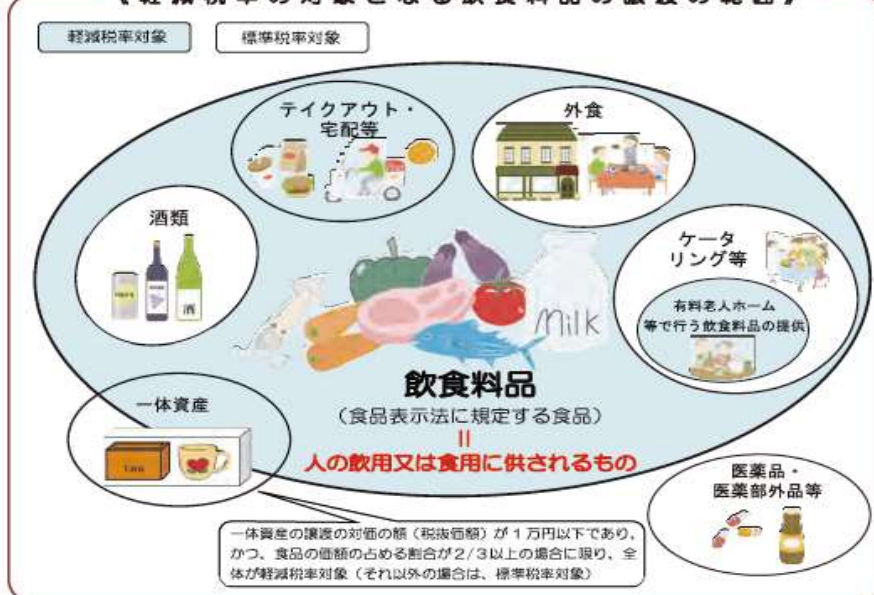
外食	ケータリング、出張料理等
飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の <u>飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所において、飲食物品を飲食させる役務の提供</u>	<u>相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食物品の提供</u>

(注1)
酒税法において酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（飲用に供し得る程度まで水等を混和してそのアルコール分を薄めて1度以上の飲料とすることができるものや水等で溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものをいいます。）をいいます。

(注2)
一体資産の詳細については、[Ⅱ 2 一体資産（P14）](#)を参照してください。

(注3)
外食、ケータリング・出張料理の詳細については、[Ⅱ 3 外食等の範囲（P18）](#)を参照してください。

《軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲》



適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者（売手）が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例）・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率
・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率



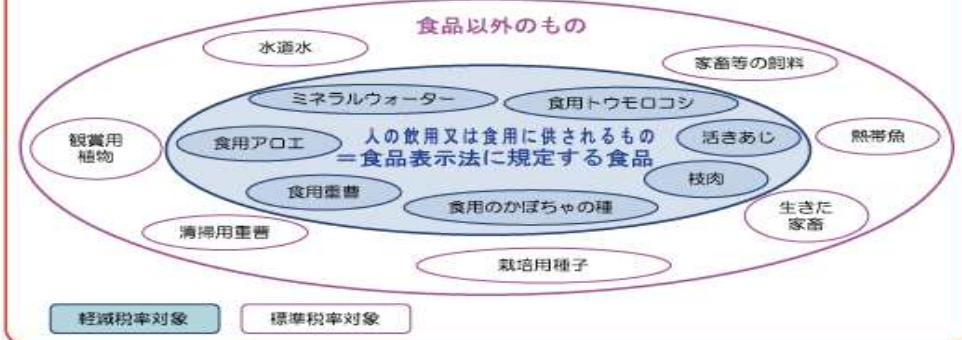
食品表示法（平成25年法律第70号）

第2条第1項

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

《適用税率の判定イメージ》

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの（食品表示法に規定する「食品」以外のもの）として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食物品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



(2) 「酒類」、「医薬品・医薬部外品等」

酒税法に規定する「酒類」は、軽減税率の対象となる「食品」から除かれています。このため、食品の製造原料として「酒類」を販売する場合であっても軽減税率の対象となりません。

なお、日本酒を製造するための原材料の米は、「酒類」ではありませんので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の対象となります。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、食品表示法上の「食品」から除かれていますので、これらの販売は、軽減税率の対象となりません。



もっと詳しく

■ 栄養ドリンクの適用税率は…？

いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。



- 「飲食物品」とは、人の飲用又は食用に供されるものである。
- 軽減税率が適用される取引が否かは、事業者（売手）がその取引時点において、「食品」として（人の飲用又は食用に供されるものとして）取引するか否かにより判定する。
- 酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食物品」から、除かれる。

(3) 学校における働き方改革の推進事業

① 総論

No.	03-01
事業名	総論
監査対象課	総務課・教育企画課・教職員課

ア 事業の概要

(7) 市教委の取組の経緯

広島市の学校における働き方改革については、「教職員の心身の健康保持」と「児童生徒に向き合う時間の確保」に向け、平成30年12月、市教委により「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（平成30年度～令和4年度、以下、この章において「第1期プラン」という。）が策定され、以下の取組が順次進められた。

年月	主な取組等
平成30年12月	「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、「第1期プラン」という。）を策定
平成30年12月	部活動の適切な運営等に向けた「広島市立中・高等学校 部活動の方針」を策定（週当たり2日以上の子休養日の設定等）
平成31年3月	学校関係者及び教育委員会事務局の代表者で構成する「働き方改革推進プロジェクトチーム」を設置
平成31年4月～	「スクールサポートスタッフ」の配置・活用を開始 ※ 当初9校、令和2年度から全校に拡大
令和元年5月～	全中学校へ「部活動指導員」の配置・活用を開始
令和元年6月	在校等時間の正確な把握に向けたシステムの改修
令和元年6月～	全小・中学校に留守番電話を設置し、運用を開始
令和元年10月	学校における働き方改革に関する理解と協力を求める保護者向けリーフレットを配布
令和元年8月～	夏期休業期間における「学校一斉閉庁」の実施 ※ 令和4年度から冬季休業期間においても実施
令和2年4月	保護者・地域と協働した取組事例を掲載した地域向けリーフレットを配布
令和2年9月～	中学校等へ「採点システム」の導入を開始 ※ 当初4校、令和4年度から40校に拡大
令和3年11月	第1期プランの時点修正
令和4年4月	「地域ぐるみでの学校運営」に向け、全校へ「学校運営協議会制度」を導入
令和4年4月～	教育委員会による給食費の徴収・管理の一元化を開始

(イ) 教職員へのアンケート調査

第1期プランの最終年度に当たる令和4年度には、取組の総括を行うために教職員へのアンケート調査が実施された。教員について明らかとなった主な事項を抜粋すると以下のとおりである。

a 1日あたりの勤務時間外の在校等時間

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	園・校長、教頭 (n=113)	その他の教員 (n=1,438)	園長 (n=4)	その他の教員 (n=15)	校長、教頭 (n=44)	その他の教員 (n=527)	校長、教頭 (n=48)	その他の教員 (n=533)	校長、教頭 (n=12)	その他の教員 (n=212)
1時間未満	2人 1.8%	117人 8.1%	1人 25.0%	5人 33.3%	0人 0.0%	41人 7.8%	1人 2.1%	31人 5.8%	0人 0.0%	31人 14.6%
1時間以上2時間未満	21人 18.6%	334人 23.2%	0人 0.0%	7人 46.7%	10人 22.7%	131人 24.9%	8人 16.7%	107人 20.1%	3人 25.0%	51人 24.1%
2時間以上3時間未満	32人 28.3%	481人 33.5%	2人 50.0%	3人 20.0%	10人 22.7%	193人 36.6%	15人 31.2%	161人 30.2%	4人 33.3%	78人 36.8%
3時間以上4時間未満	37人 32.7%	296人 20.6%	1人 25.0%	0人 0.0%	17人 38.7%	103人 19.5%	13人 27.1%	132人 24.8%	4人 33.3%	32人 15.1%
4時間以上	21人 18.6%	210人 14.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	7人 15.9%	59人 11.2%	11人 22.9%	102人 19.1%	1人 8.4%	20人 9.4%

・管理職（園長、校長、教頭）では、2時間以上が79.6%、3時間以上が51.3%を占める。

・その他の教員では、2時間以上が68.7%、3時間以上が35.2%を占める。

(補足)

上記のアンケートとは別に、在校等管理システム（Microsoft Excel マクロ）により勤務時間外の在校等時間が集計されている。これによると令和4年度の勤務時間外の在校等時間の1人あたり月平均は、管理職が55.5時間、その他の教員が37.3時間である。

b 勤務時間外の在校の要因となっている業務（複数回答可）

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	園・校長、教頭 (n=113)	その他の教員 (n=1,438)	園長 (n=4)	その他の教員 (n=15)	校長、教頭 (n=44)	その他の教員 (n=527)	校長、教頭 (n=48)	その他の教員 (n=533)	校長、教頭 (n=12)	その他の教員 (n=212)
1位	⑭ 調査物・報告書等対応 85人 75.2%	② 授業準備 1087人 75.6%	⑭ 調査物・報告書等対応 4人 100.0%	② 授業準備 13人 86.7%	⑭ 調査物・報告書等対応 33人 75.0%	② 授業準備 422人 80.1%	⑭ 調査物・報告書等対応 35人 72.9%	② 授業準備 395人 74.1%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 11人 91.7%	② 授業準備 146人 68.9%
2位	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 82人 72.6%	⑩ 学年・学級経営 616人 42.8%	⑪ 学校経営 3人 75.0%	⑨ 学校行事 9人 60.0%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 31人 70.5%	⑩ 学年・学級経営 270人 51.2%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 33人 68.8%	⑦ 部活動・クラブ活動 389人 73.0%	⑪ 学校経営 9人 75.0%	⑦ 部活動・クラブ活動 113人 53.3%
3位	⑪ 学校経営 75人 66.4%	⑪ 保護者対応 593人 41.2%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 2人 50.0%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 8人 53.3%	⑪ 学校経営 27人 61.4%	⑬ 職員間の打合せ・指導・相談 238人 45.2%	⑪ 学校経営 32人 66.7%	⑪ 保護者対応 248人 46.5%	⑫ 各種会議（職員会議等） 6人 50.0%	⑤ 生徒指導（個別） 87人 41.0%

【選択項目】

① 朝の業務	② 授業準備	③ 学習指導	④ 成績処理
⑤ 生徒指導（集団）	⑥ 生徒指導（個別）	⑦ 部活動・クラブ活動	⑧ 児童会・生徒会指導
⑨ 学校行事	⑩ 学年・学級経営	⑪ 学校経営	⑫ 各種会議（職員会議等）
⑬ 職員間の打合せ・指導・相談	⑭ 調査物・報告書等対応	⑮ 学校納入金関連	⑯ 校内研修
⑰ 保護者対応	⑯ PTA等対応	⑰ 地域対応	⑱ 行政・関係団体対応
⑲ 校務としての研修	⑲ 会議・打合せ（校外）	⑲ その他	⑲ 特になし

・管理職（園長、校長、教頭）では、「調査物・報告書等対応」が1位となっており、全校種で上位2位に入っている。また、「職員間の打合せ・指導・相談」と「学校経営」が上位3位に入っている。

- ・その他の教員は「授業準備」が1位となっている。
- ・中学校と高校において、その他の教員の半数以上が「部活動・クラブ活動」を挙げている。

c 令和3年度における年次有給休暇の取得状況

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)																			
					幼稚園				小学校				中学校				高等学校			
	園・校長、教頭 (n=113)		その他の教員 (n=1,438)		園長 (n=4)		その他の教員 (n=15)		校長、教頭 (n=44)		その他の教員 (n=527)		校長、教頭 (n=48)		その他の教員 (n=533)		校長、教頭 (n=12)		その他の教員 (n=212)	
5日未満	29人	25.7%	77人	5.4%	1人	25.0%	1人	6.7%	8人	18.2%	14人	2.7%	15人	31.2%	41人	7.7%	4人	33.4%	18人	8.5%
5日以上10日未満	41人	36.2%	267人	18.6%	2人	50.0%	1人	6.7%	16人	36.4%	69人	13.1%	15人	31.2%	139人	26.1%	6人	50.0%	36人	17.0%
10日以上15日未満	35人	31.0%	455人	31.6%	1人	25.0%	8人	53.2%	17人	38.6%	182人	34.5%	14人	29.2%	167人	31.3%	1人	8.3%	53人	25.0%
15日以上20日未満	4人	3.5%	316人	22.0%	0人	0.0%	1人	6.7%	2人	4.5%	130人	24.7%	2人	4.2%	89人	16.7%	0人	0.0%	58人	27.3%
20日以上	3人	2.7%	222人	15.4%	0人	0.0%	3人	20.0%	1人	2.3%	93人	17.6%	2人	4.2%	63人	11.8%	0人	0.0%	35人	16.5%
昨年度勤務していない・無回答	1人	0.9%	101人	7.0%	0人	0.0%	1人	6.7%	0人	0.0%	39人	7.4%	0人	0.0%	34人	6.4%	1人	8.3%	12人	5.7%

- ・管理職（園長、校長、教頭）では61.9%が10日未満である。
- ・その他の教員では、10日以上20日未満が53.6%、20日以上が15.4%である。

d 負担感・多忙感の状況

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)																			
	園・校長、教頭 (n=113)		その他の教員 (n=1,438)		園長 (n=4)		その他の教員 (n=15)		校長、教頭 (n=44)		その他の教員 (n=527)		校長、教頭 (n=48)		その他の教員 (n=533)		校長、教頭 (n=12)		その他の教員 (n=212)	
① 小さい	9人	8.0%	54人	3.8%	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	4.5%	16人	3.0%	5人	10.4%	17人	3.2%	2人	16.7%	18人	8.5%
② どちらかといえば小さい	21人	18.6%	263人	18.3%	0人	0.0%	1人	6.7%	6人	13.6%	94人	17.8%	12人	25.0%	97人	18.2%	2人	16.7%	35人	16.5%
③ どちらかといえば大きい	57人	50.4%	673人	46.7%	3人	75.0%	11人	73.3%	25人	56.9%	251人	47.7%	22人	45.8%	233人	43.7%	3人	25.0%	107人	50.5%
④ 大きい	24人	21.2%	438人	30.5%	1人	25.0%	3人	20.0%	10人	22.7%	164人	31.1%	8人	16.7%	184人	34.5%	5人	41.6%	49人	23.1%
無回答	2人	1.8%	10人	0.7%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	2.3%	2人	0.4%	1人	2.1%	2人	0.4%	0人	0.0%	3人	1.4%

- ・管理職（園長、校長、教頭）の71.6%、その他の教員の77.2%が「大きい、どちらかといえば大きい」と回答している。

e 負担感・多忙感を最も解消してほしい業務（1つのみ回答）

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)																			
	園・校長、教頭 (n=113)		その他の教員 (n=1,438)		幼稚園 (n=4)		その他の教員 (n=15)		小学校 (n=44)		その他の教員 (n=527)		中学校 (n=48)		その他の教員 (n=533)		高等学校 (n=12)		その他の教員 (n=212)	
1位	⑮ 調査物・報告書等対応	⑧ 部活動・クラブ活動	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応
	39人	34.5%	215人	15.0%	3人	75.0%	3人	20.0%	17人	38.6%	103人	19.5%	15人	31.3%	162人	30.4%	2人	16.7%	44人	20.8%
2位	⑯ 保護者対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応	⑮ 調査物・報告書等対応
	14人	12.4%	193人	13.4%	1人	25.0%	2人	13.3%	10人	22.7%	52人	9.9%	7人	14.6%	57人	10.7%	1人	8.3%	20人	9.4%
3位	⑮ その他	⑤ 成績処理	—	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)	② 授業準備 ⑦ 各種会議 (職員会議等)
	13人	11.5%	105人	7.3%	0人	0.0%	2人	13.3%	5人	11.4%	46人	8.7%	6人	12.5%	44人	8.3%	0人	0.0%	19人	9.0%

① 朝の業務	② 授業	③ 授業準備	④ 学習指導	⑤ 成績処理
⑥ 生徒指導(集団)	⑦ 生徒指導(個別)	⑧ 部活動・クラブ活動	⑨ 児童会・生徒会指導	⑩ 学校行事
⑪ 学年・学級経営	⑫ 学校経営	⑬ 各種会議(職員会議等)	⑭ 職員間の打合せ・指導・相談	⑮ 調査物・報告書等対応
⑯ 学校納入金関連	⑰ 校内研修	⑱ 保護者対応	⑲ PTA等対応	⑳ 地域対応
㉑ 行政・関係団体対応	㉒ 校務としての研修	㉓ 会議・打合せ(校外)	㉔ その他	㉕ 特になし

- ・管理職（園長、校長、教頭）、その他の教員ともに「調査物・報告書等対応」が上位2位に入っている。
 - ・その他の教員は「部活動・クラブ活動」が1位となっている。
 - ・管理職では「保護者対応」が2位となっている。
 - ・中学校の管理職では「PTA等対応」が2位となっている。
- （補足）

管理職が「調査物・報告書等対応」を選択した理由の説明として、「提出の時期が重なることが多いから」、「必要性をあまり感じない調査や提出しても結果等の報告がない調査等があるから」、「市教委内で把握できる調査内容についても学校に回答作成を依頼されるから」、「毎日大量の書類の送付があり、それらを印刷して目を通すだけでも多くの時間がかかるから」などのコメントが寄せられている。

f 勤務時間外の在校等時間の削減に向けて引き続き実施する必要があると考える取組（3つまで選択可）

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	園・校長、教頭 (n=113)	その他の教員 (n=1,438)	園長 (n=4)	その他の教員 (n=15)	校長、教頭 (n=44)	その他の教員 (n=527)	校長、教頭 (n=48)	その他の教員 (n=533)	校長、教頭 (n=12)	その他の教員 (n=212)
1位	No.11: 調査・報告等の縮減 62人 54.9%	No.11: 調査・報告等の縮減 464人 32.3%	No.11: 調査・報告等の縮減 4人 100.0%	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 8人 53.3%	No.11: 調査・報告等の縮減 25人 56.8%	No.7: 学校行事等の見直し 211人 40.0%	No.11: 調査・報告等の縮減 26人 54.2%	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置) 221人 41.5%	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 5人 41.7%	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置) 67人 31.6%
2位	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 32人 28.3%	No.7: 学校行事等の見直し 446人 31.0%	No.2: 園内清掃等の実施方法の見直し 1人 25.0%	No.7: 学校行事等の見直し 7人 46.7%	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 16人 36.4%	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 203人 38.5%	No.19: 部活動休業日の拡大等 13人 27.1%	No.11: 調査・報告等の縮減 151人 28.3%	No.7: 学校行事等の見直し 4人 33.3%	No.11: 調査・報告等の縮減 56人 26.4%
3位	No.7: 学校行事等の見直し 26人 23.0%	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 439人 30.5%	— 0人 0.0%	No.2: 園内清掃等の実施方法の見直し 5人 33.3%	No.7: 学校行事等の見直し 10人 22.7%	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化 141人 26.8%	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置) 12人 25.0%	No.7: 学校行事等の見直し 135人 25.3%	No.14: ICT環境の整備・活用 2人 16.7%	No.15: 業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進 54人 25.5%

【選択項目】 ※(13)～(16)共通

No.1: 登下校に関する対応の見直し	No.2: 園内清掃等の実施方法の見直し	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
No.4: スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	No.5: スクールロイヤーの活用	No.6: 就業指導に係る外部人材の活用
No.7: 学校行事等の見直し	No.8: 放課後児童クラブの運営体制の見直し	No.9: 学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
No.10: 学校納入金の徴収・管理の標準化・効率化	No.11: 調査・報告等の縮減	No.12: 学校を通じてイベント高内等の配布物の見直し
No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.14: ICT環境の整備・活用の促進	No.15: 業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進
No.16: 教育委員会の体制等の見直し	No.17: 定時退校日の実施	No.18: 学校との連絡方法等の見直し
No.19: 部活動休業日の拡大等	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)	No.21: 学校開庁日の実施
No.22: 学校行事等における働き方改革関連目標の設定	No.23: 人事関係における働き方改革関連目標の設定	No.24: 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の実施
No.25: 経験年数に応じた働き方改革に係る研修の実施	No.26: 保護者・地域等と協働した働き方改革の促進	

- ・管理職（園長、校長、教頭）、その他の教員ともに「調査・報告等の縮減」が最も多い（管理職 54.9%、その他の教員 32.3%）

- ・「授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用」は管理職が 2 位 (28.3%)、その他の教員が 3 位 (30.5%) に挙げている。
- ・「学校行事等の見直し」は管理職が 3 位 (23.0%)、その他の教員が 2 位 (31.0%) に挙げている。
- ・中学校、高校のその他の教員では「部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)」が 1 位となっている (中学校 41.5%、高校 31.6%)。

g 年次有給休暇取得日数の増加に向けて引き続き実施する必要があると考える
取組 (3 つまで選択可)

区分	全市立の園・学校 (幼・小・中・高・中等・特支)		幼稚園		小学校		中学校		高等学校	
	園・校長、教頭 (n=113)	その他の教員 (n=1438)	園長 (n=4)	その他の教員 (n=15)	校長、教頭 (n=44)	その他の教員 (n=527)	校長、教頭 (n=48)	その他の教員 (n=533)	校長、教頭 (n=12)	その他の教員 (n=212)
1位	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.7: 学校行事等の見直し	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.21: 学校閉庁日の実施	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化 No.15: 業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進
	81人 71.7%	480人 33.4%	4人 100.0%	7人 46.7%	34人 77.3%	208人 39.5%	31人 64.6%	163人 30.6%	9人 75.0%	56人 26.4%
2位	No.7: 学校行事等の見直し	No.7: 学校行事等の見直し	No.17: 定時退校日の実施	No.3: 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用 No.13: 研修・会議・説明会等の適正化 No.17: 定時退校日の実施	No.7: 学校行事等の見直し	No.21: 学校閉庁日の実施	No.19: 部活動休業日の拡大等	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.20: 部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)
	34人 30.1%	443人 30.8%	2人 50.0%	4人 26.7%	18人 40.9%	196人 37.2%	16人 33.3%	161人 30.2%	3人 25.0%	54人 25.5%
3位	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.11: 調査・報告等の縮減 No.26: 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進	No.22: 学校評価等における働き方改革関連目標の設定	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.13: 研修・会議・説明会等の適正化	No.7: 学校行事等の見直し	No.19: 部活動休業日の拡大等	No.19: 部活動休業日の拡大等 No.23: 人事評価における働き方改革関連目標の設定	No.21: 学校閉庁日の実施
	22人 19.5%	412人 28.7%	1人 25.0%	3人 20.0%	9人 20.5%	179人 34.0%	12人 25.0%	148人 27.8%	2人 16.7%	51人 24.1%

- ・管理職(園長、校長、教頭)、その他の教員ともに、「学校閉庁日の実施」が 1 位、「学校行事等の見直し」が 2 位、「研修・会議・説明会等の適正化」が 3 位となっている。
- ・高校のその他の教員では「研修・会議・説明会等の適正化」と「業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進」が 1 位となっている。
- ・中学校、高校では、管理職が「部活動休業日の拡大等」を、その他の教員が「部活動対応の見直し(部活動指導員の配置)」をそれぞれ 2 位又は 3 位に挙げている。

上記のアンケート回答から、事務作業の観点においては、特に「調査・報告等の縮減」や「授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用」が取り組むべき課題であることが読み取れる。これらの課題は、次項で述べる「第 2 期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」における取組項目のうち「重点項目」として設定されている。

(ウ) 第2期 広島市の学校における働き方改革推進プランの策定

a 策定の経緯

第1期プランの結果や教職員アンケートの結果を踏まえて、令和5年7月に「第2期 広島市の学校における働き方改革推進プラン」（令和5年度～令和9年度、以下、この章において「第2期プラン」という。）が策定された。これは、「広島市教育大綱（令和3年3月改定）」、「広島市教育振興基本計画（令和2年7月改定）」に基づく、市教委の部門計画として位置づけられている。

第2期プランにおいては、達成目標に掲げた数値の一層の改善に取り組むとともに、「子どもたちにより良い教育を提供する」という教育の質の向上を目指すことに軸足を置き、学校と市教委、その他全ての関係者が一体となって取組を推進することとされている。

b 第2期プランの達成目標

第2期プランでは、教職員が子どもたちと向き合い、一人一人が精神的なゆとりをもって前向きに教育活動に取り組めるようにすることを目的として、「長時間勤務の解消」と「休暇取得の促進」の観点から目標が策定され、継続的に取組が行われている。

(1) 長時間勤務の解消

児童生徒に向き合うに当たり、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積することがないように、日々の働き方の見直し等を行うことで、勤務時間外の在校等時間の短縮を図ります。

目標1

年間月平均の勤務時間外の在校等時間が
45時間以下の教職員の割合

100%

(令和4年度実績：73.3%)

目標2

連続した3か月平均で勤務時間外の在校等時間が
80時間以下の教職員の割合

100%

(令和4年度実績：95.2%)

(2) 休暇取得の促進

教職員が心身をリフレッシュさせ、より意欲的に教育に取り組めるよう、長期休業期間中を中心に休暇取得の促進を図ります。

目標3

全教職員の年次有給休暇の平均取得日数

16日以上

(令和4年度実績：15.0日)

c. 第2期プランの取組項目

第1期プランの目標の達成状況、取組の定着状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、第2期プランにおいては、以下の22項目の取組が設定された。中でも教職員のニーズが高く、特に効果が大きいと考えられる項目等は「重点項目」として設定されている。

なお、第1期プランに引き続き、各取組は、①学校における業務改善、②過密期間・日程の緩和、③働き方に係る教職員等の意識改革、の3つの視点から実施することとされている。

1 学校における業務改善	
① 学校や教員が担うべき業務範囲の適正化	
重点	NQ.1 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用
重点	NQ.2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
重点	NQ.3 スクールロイヤーの活用
	NQ.4 就職指導に係る外部人材の活用
	NQ.5 学校行事等の見直し
重点	NQ.6 学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化
② 教育委員会等から学校に求める業務の縮減	
重点	NQ.7 調査・報告等の負担軽減 (変更)
	NQ.8 研修・会議・説明会等の適正化
③ 業務改善に資する環境整備	
重点	NQ.9 ICT環境の整備・活用の推進
	NQ.10 教育委員会の体制等の見直し
2 過密期間・日程の緩和	
① 勤務時間管理の徹底	
	NQ.11 定時退校日の実施
② 授業・部活動の負担軽減	
	NQ.12 日課の見直し (新規)
重点	NQ.13 小学校高学年における教科担任制の推進 (新規)
重点	NQ.14 部活動の負担軽減 (変更)
③ 休暇取得の促進	
	NQ.15 学校閉庁日の実施
	NQ.16 計画的取得の推進 (新規)
3 働き方に係る教職員等の意識改革	
① 学校経営との連携	
	NQ.17 学校評価等における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進 (変更)
重点	NQ.18 人事評価における働き方改革関連目標の達成に向けた取組の推進 (変更)
重点	NQ.19 メンタルヘルス対策の充実 (新規)
② 研修の充実	
	NQ.20 働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実
	NQ.21 経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実
③ 保護者・地域と連携した学校運営	
重点	NQ.22 保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

(注) この表で「変更」、「新規」と記載されている項目は、第1期プランにおける取組項目から追加や変更が行われた項目である。

(エ) 調査・報告等の負担軽減に関する取組の状況

「調査・報告等の負担軽減」は第2期プランにおける重点項目の1つであり、かつ教職員からの改善要望が最も多いものである。第2期プランでは、これについて次のように記載されている。

重点

No.7 : 調査・報告等の負担軽減

(変更)

長時間勤務
の解消

休暇取得
の促進

● 現状

- 学校への調査・統計については、その重要性を踏まえつつ、真に必要なものかなどの視点の下、1つ1つ、廃止や調査頻度の削減、調査の一元化等の検討をしており、これまで100件以上の見直しを行うとともに、年度当初に「調査・統計実施予定一覧」として、学校に提供してきました。
- こうした中、アンケート調査では、プラン策定前と比べると負担感・多忙感が軽減されたという回答もある一方で、「調査物・報告書等対応」は依然として負担が大きい業務として挙げられており、負担感・多忙感の主な要因として、「回答量等が多い」、「回答日程に関する配慮不足」、「調査・報告等内容の重複」、「目的等が不明瞭」と回答されています。

● 今後の方向性

- 学校において計画的に業務が進められるよう、引き続き年度当初に一覧表を学校に周知します。
- 負担感・多忙感の主な要因について、働き方改革推進モデル校等からの協力を得ながら、学校における現状を把握・分析し、「内容の簡素化による文書量・設問量等の削減」、「依頼時期等の分散及び回答期間の延長」、「事務局で保有する情報の共有及びこれによる回答作業等の負担軽減」、「目的の明確化や活用策等の明示」等、具体的な見直しに取り組んでいきます。

● 取組スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
・モデル校等の協力による負担軽減策の検討・実施 ・実施予定一覧の作成及び周知				

この調査・報告業務の見直しに関する具体的取組状況を調査したところ、第1期プラン策定後の平成31年度以降、総務課主導で調査・報告業務の見直しのため、毎年度、学校への調査・統計を実施する市教委各課に対して当該調査・統計の必要性や内容・方法等の精査を求めるとともに、各課から自己点検のための報告書を徴求しており、これにより平成31年度以降、下記表のとおり調査・報告等の廃止・見直しを進めていることが確認できた。

(校種ごとの調査件数推移表 (平成31年度～令和6年度))

(単位: 件)

区 分		H31	R2	R3	R4	R5	R6
幼稚園	悉皆	59	50	50	49	44	46
	抽出	4	8	4	5	3	3
小学校	悉皆	95	84	84	82	79	80
	抽出	15	21	15	16	13	13
中学校	悉皆	99	89	88	86	84	85
	抽出	16	21	14	15	11	12
高等学校	悉皆	76	64	59	57	56	58
	抽出	7	11	5	5	2	3
中等教育学校	悉皆	77	71	73	72	72	74
	抽出	4	8	4	5	3	4
特別支援学校	悉皆	75	67	69	67	63	67
	抽出	6	9	5	6	4	4

イ 教職員の超過業務時間

(ア) 教職員の超過業務時間に関する広島市の方針

令和2年4月に策定された「広島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する方針」では、教職員の超過業務時間の上限時間について次のように定められている。

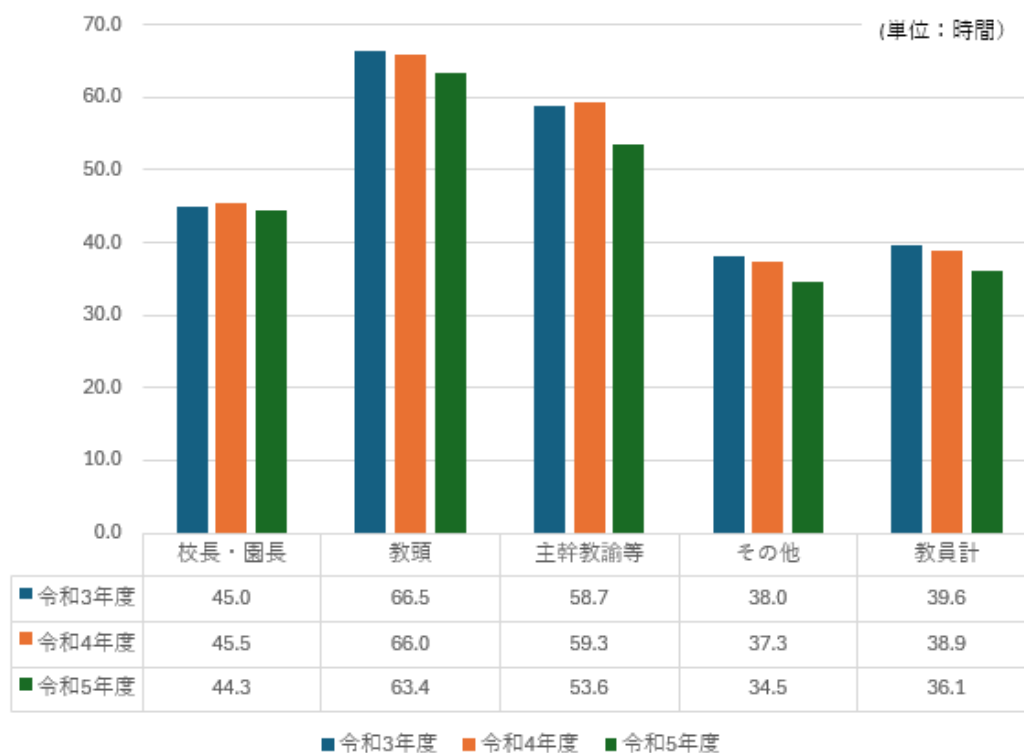
- ・1か月について45時間
- ・1年について360時間

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合

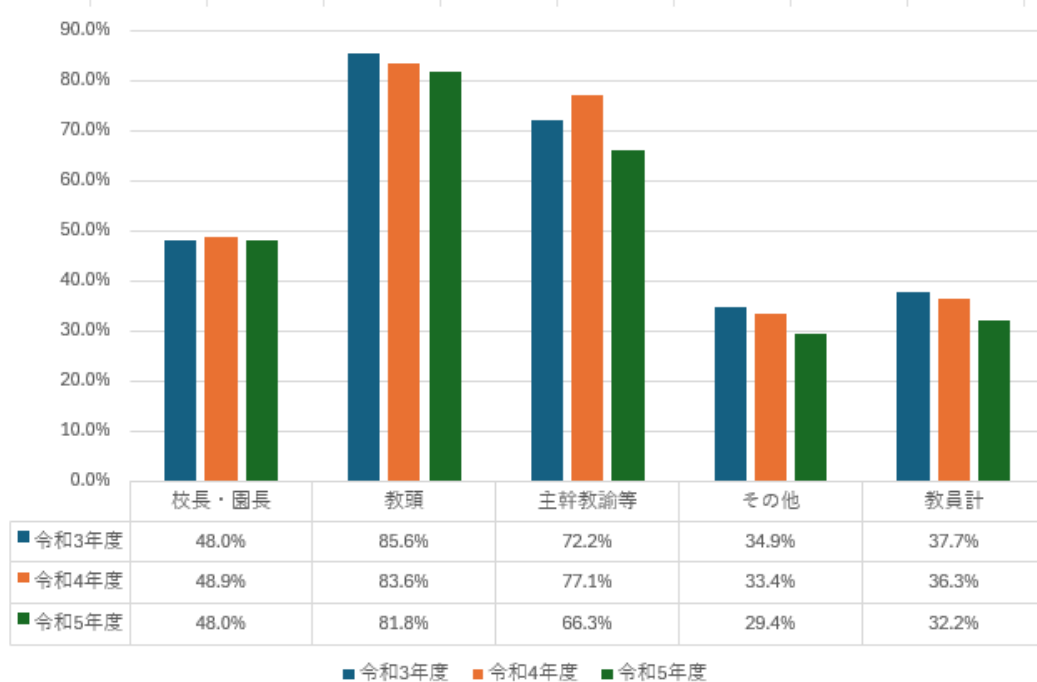
- ・1か月について100時間未満
- ・1年について720時間
- ・1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間
- ・1年のうち1か月において45時間を超える月数について6か月

(イ) 教職員の超過業務時間の推移（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

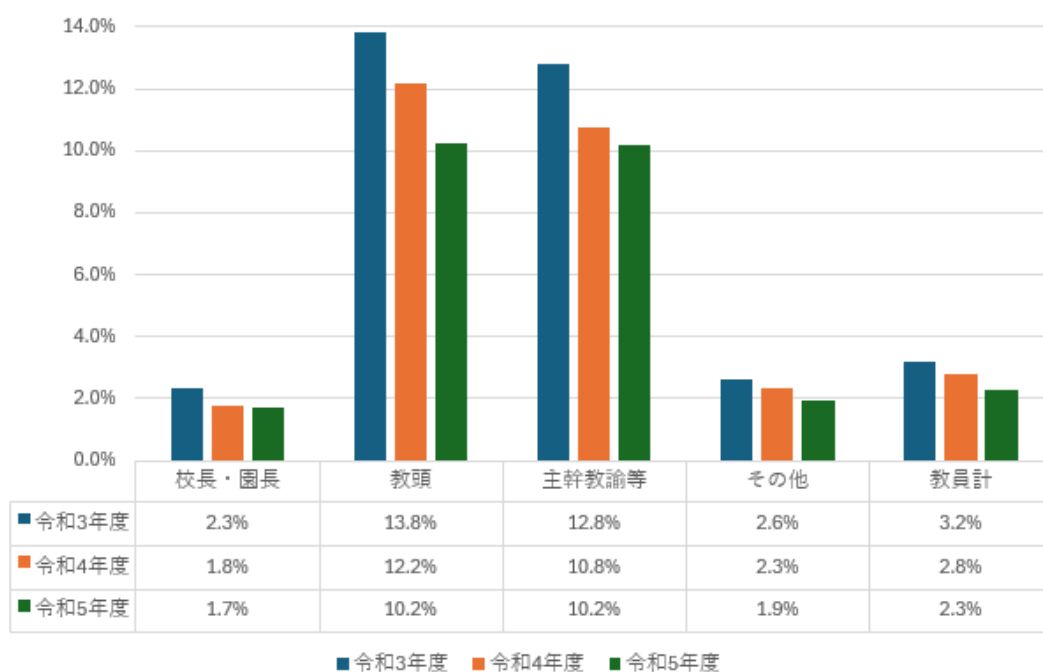
a 1人当たり年間月平均超過業務時間



b 年間月平均超過業務時間が 45 時間を超える教職員の割合



c 年間月平均超過業務時間が 80 時間を超える教職員の割合



教職員 1 人当たりの年間月平均超過業務時間、年間月平均超過業務時間が 45 時間を超える教職員の割合、年間月平均超過業務時間が 80 時間を超える教職員の割合は、それぞれ上記 a から c の表に示したとおりである。なお、教職員全体の人数のうち、「校長・園長」と「教頭」はそれぞれ 4%弱ずつ、「主幹教諭等」は約 1%、「その他」が約 92%を占めているため、教職員合計の数値は「その他」に近似した値となっている。

第 1 期プラン、第 2 期プランを通じた取組により、少しずつではあるが教職員の超過業務時間は減少する傾向にある。ただし、第 2 期プランの目標に照らすと、以下の点において未達成となっている。

令和 5 年度においては、まず、目標 1「年間月平均の勤務時間外の在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合 100%」については、b の表に示した通り、いまだ 3 割強の教職員が 45 時間を超えている状況である。特に教頭と主幹教諭等は、教頭の 8 割強、主幹教諭の 7 割弱が 45 時間を超過しており、a の表のとおり、年間月平均の数値自体も 45 時間を大きく超過している。

次に、目標 2「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合 100%」については、b の表で教職員の年間月平均を示している。80 時間を超える教職員の割合は、教職員全体では 2.3%まで減少したものの、教頭と主幹教諭等についてはまだそれぞれ 10.2%を占めている状況である。なお、年度初めなどの繁忙期の影響のため、「3 か月連続で 80%超」に限定した場合はもう少し比率が高くなり、令和 5 年度では教職員全体が 5.0%、教頭が 24.9%、主幹教諭等が 19.6%である。

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(ア) (03-01-01) 調査・報告業務の合理化・適正化について（対象課：総務課）

市教委では調査・報告業務の見直しの一環として、従前から、実施予定の調査・統計に関する所管課・実施主体・実施対象・実施スケジュールなどを一覧化した「調査・統計実施予定一覧」を年度当初に作成し、各学校に配付している。

この点、監査人において令和 6 年度分に係る調査・統計実施予定一覧などを確認したところ、当該年度に実施されている調査・統計については必要性や内容の実質的重複が疑われる調査・統計は認められなかった。なお、当該一覧において予定された調査・統計の全数は 127 件であるが、そのうち市教委のみが実施主体であるものは約 6 割の 75 件であり、残りの 4 割は国または県、あるいはこれらと市とが共同で実施しているものであった。

このような調査・報告業務の見直しに関する取組による効果検証のため、監査人において、無作為に抽出した複数の市立学校に対して監査を実施し、管理職の立場にある教員から調査・報告業務の見直しによる負担感や調査・報告業務に関する業務負担の改善状況に関してヒアリングした。その結果、調査・報告の件数自体は減少していると認識しているものの、未だ調査・報告業務に関する負担感や業務負担が大きい状況であるといった内容が多く認められた。また、当該ヒアリングにおいて負担感の要因として、調査・報告業務の目的や効果が見えにくいという意見が一定程度認められたところである。

このような意見については市教委も令和５年に実施した調査・報告業務の負担に関するアンケート調査結果により把握しているところであり、これを踏まえて令和５年度以降、順次、調査・統計を実施するに当たりその依頼書などにおいて当該調査・統計実施の趣旨・目的を可能な限り記載することを進め、これにより調査・統計を担当する教職員から当該調査・統計実施に関する理解を得られるよう取り組んでいる。

以上の結果、第１期プラン策定以降、調査・報告業務の見直しに関する取組により、不必要な調査・統計の廃止や調査・統計の重複の解消は適切に進められていること、他方で、上記ア(エ)のとおり調査・報告の件数自体は依然として多く、かつ、これらについては実施主体の点などから廃止できない状況であることを確認した。

この点、上述のとおり、見直し後も実施する必要がある調査・統計の件数が依然として相当程度存在しており、これを担当する教職員にとって負担感を感じやすいものであることから、引き続き調査・報告業務の見直しに向けた取組は継続する必要がある。そのため、今後も新たな調査・統計を実施する場合には実施主体に関わらず他の調査・統計との実質的な重複の有無の確認することや、既に予定されている他の調査・統計との統合などによる合理化、調査・統計実施時における目的の明確化や活用策の明示などの措置についてはこれを継続することが望ましい。

そのほか、今後更なる調査・報告業務の見直しのための取組として、教育現場におけるＩＣＴ化の推進による調査・報告業務に係る事務作業の合理化の検討や、市教委から各学校に対して調査・報告業務の分担に関する検討を推進するために働きかけを行うこと、各調査・報告業務に関する問題点や意見を学校側から吸い上げるための措置なども検討されたい。

(イ) (03-01-02) 研修の効率化について（対象課：教育センター）

教職員には様々な研修が課されているところ、学校への実地監査実施時において、移動時間も含め研修に参加するために時間が割かれることで他の業務を圧迫している、必要性に疑問がある研修も存在するとの意見が確認された。

さらに、これら研修日程は指定されており教職員側において研修の受講日程につ

いて選択の余地がないため、学校行事などで忙しい時期に組み込まれてしまうことも多々あり、一層負担感が強いとの意見が認められた。

この点、既に必要な研修の選別・見直しが進められているところであるが、これらの選別・見直しをさらに進めるほか、研修の内容及び対象者に応じて、ライブでの研修実施と同時並行でオンライン研修や動画配信による研修を導入し、一定期間中に動画視聴を行えば研修を受講したものとして扱うなどの研修のD X化も含め、研修の適正化を一層進められたい。

(ウ) (03-01-03) 超過業務時間の削減について(対象課：教職員課)

「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」(勤務時間規則)において、超過業務時間の上限時間の原則は1か月につき45時間、特別な事情がある場合でも直前数か月の平均で80時間、最大でも月100時間未満と定められている。

在校等管理システム(Microsoft Excel マクロ)により各学校から市教委に対して月次で教職員の超過業務実績が報告されており、市教委では発生原因別、職位別、個人別での分析を行っているほか、各学校で実施される超過業務時間が80時間を超える教職員への面談結果のモニタリングなどの取組を行っているが、特に教頭や主幹教諭等の職位において削減効果は未だ十分とは言えない状況である。

超過業務が常態化している組織や、長時間勤務が可能な者しか管理職になれない傾向の職場では、多様な人材を登用する機会を阻害したり、良い人材が集まりにくくなったりすることで人材不足の悪循環を招く恐れがある。超過業務時間削減に向けて一層の取組が求められる。

なお、任意に抽出して訪問した学校にて管理職(校長、教頭)への聞き取り調査を行ったところ、在校等管理システムの数値のモニタリングは日々行われていたものの、超過時間が月80時間を超えないことが主眼になる傾向があり、市教委の分析結果が各学校において十分に活用されていないように見受けられた。

学校の現場で、必要に応じて分析データを活用した勤務時間管理を行えるようにするために、市教委から各学校に対して、分析ツールまたは分析結果の提供、在校等管理システムにより作成したデータファイルの活用方法の周知などの支援を行うことが望ましい。その際、管理職(校長、教頭)の業務負荷をかえって増大させることのないよう十分に配慮されたい。

(エ) (03-01-04) 勤務時間の記録方法について①(対象課：教職員課)

教職員の勤務時間を把握する仕組みとして、在校等管理システム(Microsoft Excel マクロ)、庶務事務システム、Web サービスという3つのシステムが併存しており、現場で若干の混乱が発生している可能性がある。たとえば、在校等管理システムに、本来は入力する必要のないスクールサポートスタッフの勤務時間を入力し

ている事例が見受けられた。

在校等管理システムは、その他 2 つの給与システムとは異なり、超過業務時間を管理する目的で使用されている。市教委において管理の対象としているのは、「在校等時間管理システムについて（通知）」で示されている職種（園長・校長、教頭、部主事、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員、業務員、栄養職員等、給食調理員、実習助手、嘱託講師、指導員、学校司書）のみであり、それ以外の職種について各学校で管理することは任意とされている。

このことが各学校で十分認識されず、市教委でも各学校でも管理に使用していない勤務データを日々入力することのないよう、各学校に対して、「在校等時間管理システムについて（通知）」で示されていない対象外の職種についてはシステムへの勤務時間の入力を省略しても構わない旨を改めて周知することが望ましい。

(オ) (03-01-05) 勤務時間の記録方法について②（対象課：教職員課）

庶務事務システムと Web サービスは勤務時間に応じて給与が支払われる職員を対象としているが、その勤務時間を記録する補助簿が手書きで作成されているため、①補助簿に記載された勤務時間をシステムに入力する作業、②入力結果が正しいかどうかを確認する作業が別途発生している。

職員の中には PC が貸与されない者があることから手書きの補助簿が採用されているようであるが、PC がなくともスマホアプリ等で勤務時間を入力できる勤怠管理システムも構築可能である。いずれにせよ管理職の承認業務は残るものの、少なくとも上記①、②のような作業は、ゆくゆくはシステムの改良によってなくしていくことが望ましい。その際、可能であればシステムを統一することで事務のさらなる効率化に繋がるものと考えられる。

(カ) (03-01-06) 文書の取扱いについて①（対象課：総務課）

市教委の各課より、日々メールにて通知、依頼、情報提供などの文書が各学校に宛てて発信されている。各学校では「広島市立学校文書取扱要領」に従い、①文書処理簿に記載、②収受者、担当者、主幹、教頭、校長が文書処理簿に押印、③文書を紙に印刷して回覧、④文書を紙で保存 という手順が採られている。メールで届いた文書を紙に印刷して受付管理、回覧、保存することは不経済かつ非効率である。文書の収受及び取扱いについては、広島市立学校文書取扱要領第 6 条で次のとおり定められている。

「郵送等により学校に到着した文書は、親展文書を除きすべてこれを開封し、受付印及び閲覧印を押して、文書処理簿に記載し校長の閲覧に供する。ただし、案内文、訃報、回章、刊行物、パンフレットその他の軽易な内容の文書については、閲覧印の押印及び文書処理簿への記載を省略することができる。」

メールは「郵送等」に含まれるという解釈により、メールで届いた文書についてもこの規定が適用されている。上記のただし書きにおける「軽易な内容の文書」の範囲については明確な規定がなく各学校の判断に委ねられており、監査対象として訪問した学校においては、相当な数の文書が上記①～④の手続で管理されている状況が見受けられた。もしも「軽易な内容の文書」の範囲が学校の現場で必要以上に狭く解釈されているのであれば、事務の効率性の観点から広く解釈できることを学校に周知すべきである。

なお、文書の電子化が進む昨今の状況に鑑みれば、ゆくゆくは取扱要領を改正することを視野に入れ、より一層のイントラの整備により文書を電子データで保存し検索や閲覧ができる仕組みを構築すること、また通知の方法として紙の回覧に代えてメーリングリストなど電子媒体の活用を検討することが望ましい。その際、文書処理簿の内容や作成範囲、押印の必要性についても改めて検討すべきである。

(キ) (03-01-07) 文書の取扱いについて②(対象課：総務課)

監査対象として訪問した学校において、学校内で作成した文書のうち、電子データで整理されているものについても紙に印刷して保存する実務慣行が見受けられた。

紙で作成した資料は、紙のまま保存した方が利便性が高いのであれば無理に電子化する必要はないが、原資料が電子データで作成されていればそのまま電子データで保存の方が合理的な場合もあり得る。

広島市立学校文書取扱要領においては、公文書の保存年限は定められているが保存方法は指定されていない。また、公文書以外の文書については、各学校、各担当者が必要に応じて保存、引継ぎを行う性質のものであって保存に関するルールは存在しない。

したがって、学校内で作成される文書は、公文書であるか否かにかかわらず、電子データにより保存することを妨げるものではないことを各学校に改めて周知することが望まれる。

なお、市教委においてはフォルダにアクセス制限を付けることができる仕組みが既に整備されており、秘匿性の高い文書を電子データで保存する場合は、必要に応じてこれを活用することも一案である。この点も合わせて各学校に周知することが望ましい。

② 各論

No.	03-02
事業名	スクール・サポート・スタッフ配置
監査対象課	教職員課

ア 事業の概要

(7) 目的と概要

授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用は、第2期プランにおいて、重点項目の1つとして位置づけられている施策である。

重点

長時間勤務
の解消

休暇取得
の促進

No.1 : 授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用

● **現状**

- 全校にスクールサポートスタッフを配置するとともに、教員が日常的に行っていた業務のうち、必ずしも教員が行う必要のないプリントの印刷・配布準備やデータの入力作業等についてスクールサポートスタッフが行っている具体的な活用事例の周知を行ってきました。
- 働き方改革を一層進める必要がある中、スクールサポートスタッフのより効果的な活用を図っていく必要があります。

● **今後の方向性**

- 教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の確保に向け、引き続きスクールサポートスタッフを配置するとともに、教員のニーズを捉えた効果的、効率的な活用方法等の好事例について、校長会等を通じて周知します。

● **取組スケジュール**

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
・教員のニーズを捉えた効果的、効率的な活用事例等の周知				

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割は拡大しており、教員の長時間勤務の実態は看過できない状況となっている。さらに新型コロナウイルス感染症への対応が必要となった時期もあり、教員の負担は増大する傾向にある。

このため、学習プリントの印刷、家庭への配布文書の仕分け、新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業など、専門性を必要としない業務を教員に代わって行うスクールサポートスタッフを配置し、教員の長時間勤務の削減を図るとともに、教員が本来の業務である児童生徒への指導や教育研究等に注力できる体制を確保することとなった。

平成31年度から働き方改革モデル校にスクールサポートスタッフを配置したところ、教員の負担軽減及び在校等時間の削減に効果が認められたため、令和2年度からモデル校に加えて大規模校等へ配置を拡大した。さらに令和2年度には、国の第2次補正予算を受け、新型コロナウイルス感染症対策に従事するスクール

サポートスタッフを全ての幼稚園と学校に配置した。

こうした中、学校教育法施行規則の改正（令和3年8月23日施行）により、スクールサポートスタッフは、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフ「教員業務支援員」として規定され、学校における働き方改革を推進するため教員業務支援員を積極的に配置するよう国から通知された。

これを受けて、新型コロナウイルス感染症対策のみならず児童生徒の安心かつ安全な学びの保証のために、スクールサポートスタッフは毎年度継続して全ての学校に配置されている（幼稚園への配置は令和5年度に廃止）。

令和5年度の予算策定時の配置予定人数は、小学校146人（141校）、中学校64人（63校）、高校7人（7校）、広島中等教育学校2人（1校）、広島特別支援学校6人（1校）である。

なお、本事業は国の補助事業（補助率1/3）を活用して実施されている。

（イ） 任用・勤務条件等

スクールサポートスタッフはパートタイム会計年度任用職員として任用されており、任用期間は児童生徒の登校日に合わせる形で、1年間を学期ごと、すなわち4月初旬～7月下旬、8月下旬～12月下旬、1月初旬～3月下旬の3つに分けている。

勤務時間は1日当たり4時間または5時間45分のいずれかであり、報酬（時給換算）は、令和3、4年度が942円、令和5年度が1,000円である。

採用活動において、候補者は原則として市教委から推薦されるが、学校同士で情報交換して候補者を探す場合もある。採用の可否は各学校の校長面接により最終決定される。

採用したスタッフには学期ごとに面接を実施し、継続の希望を確認している。このため、辞令は学期ごとに発出されるものの、同じ人が続けて採用されていることも多い。

イ 事業費の予算と実績（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

スクールサポートスタッフに係る令和3年度から令和5年度までの予算と実績は以下のとおりである。なお、金額には報酬のほか、通勤手当と共済費が含まれている。

【令和 3 年度】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算額	不用額
小学校	152,490	133,767	18,722
中学校	67,165	54,498	12,666
高等学校	8,703	6,019	2,683
特別支援学校	6,356	5,709	647
幼稚園	17,317	14,229	3,087
合 計	252,031	214,223	37,808

【令和 4 年度】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算額	不用額
小学校	144,592	143,794	797
中学校	61,762	60,067	1,694
高等学校	8,653	6,937	1,715
特別支援学校	6,053	6,021	32
幼稚園	17,122	15,729	1,393
合 計	238,183	232,550	5,633

【令和 5 年度】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算額	不用額
小学校	150,221	135,403	14,818
中学校	64,170	55,621	8,548
高等学校	9,172	9,006	165
特別支援学校	6,608	6,066	541
幼稚園	0	0	0
合 計	230,171	206,099	24,072

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(7) (03-02-01) スクールサポートスタッフの配置について

広島市では平成 31 年度から、働き方改革モデル校においてスクールサポートスタッフの配置を開始した。そして、スクールサポートスタッフの配置による教員の負担軽減及び在校等時間の削減との効果検証を行い、その有効性が認められた

ため、令和 2 年度から大規模校を中心にスクールサポートスタッフの配置を開始し、以降、各校種においてスクールサポートスタッフの配置を進めてきている（但し、令和 5 年度から幼稚園へのスクールサポートスタッフの配置は廃止されている）。

この点、令和 4 年度に広島市立学校を対象として行われた働き方改革に関するアンケート調査におけるスクールサポートスタッフの活用状況に関するアンケート結果を確認すると、ほぼすべての学校がスクールサポートスタッフを活用することで教員の負担軽減及びこれによる教育活動の充実につながっているとの回答であった。また、監査人において無作為に抽出した複数の市立学校における実地監査を実施した際に、スクールサポートスタッフの活用による教員の負担軽減の効果や配置数の適正等に関するヒアリングを行ったところ、スクールサポートスタッフが配布物の印刷や仕分け、各種データ入力、掲示物の貼替、清掃など様々な領域で学校現場における教職員の負担軽減に寄与していることが確認された。

しかしながら、スクールサポートスタッフの活用度合いは学校ごとに異なっており、中にはスクールサポートスタッフに依頼できる業務の範囲が不明確であることなどの理由から十分にスクールサポートスタッフを活用できていないケースも存在した。また、教育現場での勤務経験のあるスクールサポートスタッフが配置されたケースではスクールサポートスタッフに依頼できる範囲が幅広く、負担軽減効果が特に大きかったが、そのような経験のないスクールサポートスタッフが配置されたケースでは依頼できる範囲が限定的であったため、負担軽減効果も限定的であったという意見も確認された。

他方で、スクールサポートスタッフの配置数は基本的に各校 1 名、多くても 2 名であるところ、児童・生徒数、教職員数に比してスクールサポートスタッフの配置数が足りておらず、スクールサポートスタッフに対する教職員からの依頼がひっ迫している状況となっているケースも確認された。

この点、スクールサポートスタッフの配置の拡充は教職員が担う業務量の軽減との関係で明確な効果が見込まれるものであり、文部科学省もスクールサポートスタッフの導入促進・配置の拡充を推進しているところである。したがって、予算の兼ね合いがあるものの、広島市において今後も引き続き、スクールサポートスタッフの配置の拡充が望まれるところである。また、上記のとおり配置されたスクールサポートスタッフを十分に活用しきれていないケースも存在することから、現在、市教委ではスクールサポートスタッフの活用状況のヒアリングを行っており、今後、各学校に対してその活用例の紹介を行うなどしてスクールサポートスタッフの活用度を高めるべく取り組んでいるところである。

今後このような取組みの継続のほか、市教委においてスクールサポートスタッフに期待される役割や業務内容を整理・公表することや、スクールサポートスタ

ップへの研修による人材育成、スクールサポートスタッフの募集広告にあたり広島市公式ホームページのみならず市の広報紙への掲載や公式SNSを活用するといった人材確保に関する取組などの検討が望まれる。

(イ) (03-02-02) スクールサポートスタッフの目標設定と測定の方法

スクールサポートスタッフ事業の事業計画書によると、「アンケート調査等において、スクールサポートスタッフの活用により教員の本来業務が充実したかを問う項目で肯定的回答 90%以上を目指す」と目標が設定されている。

しかし、働き方改革推進プランにおいて今後必要な取り組みとして「調査・報告等の縮減」が挙げられていることに鑑みると、学校へのアンケートの実施はこれに逆行する可能性がある。したがって、効果を検証するための手法としては、たとえば校長へのヒアリングなど、現場への負荷を極力減らすための代替的な手法を検討することが望ましい。

(ウ) (03-02-03) スクールサポートスタッフの任用期間等

スクールサポートスタッフは学期ごとに年 3 回に分けて任用されており、生徒・児童の登校日に合わせて、夏休みや冬休みが除外された勤務日が定められている。採用時の面接は新規採用の時のみ行われるが、同じ人が続けて任用される場合であっても任用期間ごとに面接が行われ、市教委に結果が報告されている。

各学校の管理者への聞き取り調査を実施したところ、年 3 回の面接はちょうど良いと回答した管理者もいる一方で、負担に感じると回答した管理者もいるのが実情である。また、スクールサポートスタッフに依頼する業務は、生徒・児童の登校日の方が業務量は多いものの、登校日以外でも業務は発生し得るようである。

これらを受けて、もしも国の補助事業の運用として問題がなければ以下のように対応することが考えられる。

- ① スクールサポートスタッフは会計年度任用職員であるため、任用期間は地方公務員法の最長期間に合わせて原則として任期 1 年とし、面接や市教委への報告も期中で交代する場合を除いて年 1 回とする。
- ② 学校ごとに日数や勤務時間の予算上限を設けた上で、勤務日の決定は各学校の判断に任せる。

(エ) (03-02-04) スクールサポートスタッフの業務内容について①

スクールサポートスタッフの業務内容は、勤務条件通知書において次のように定められている。

- ① プリント・配布物の印刷や仕分け、採点業務補助、授業準備補助、教材作成補助、パソコンによる各種データの入力・集計作業、アンケート調査等の転

記・集計、学校行事や式典等の準備補助等の教員補助業務

②来客対応や電話対応

③掲示物の貼替、資料整理、整頓、清掃・消毒作業、健康観察の取りまとめ等の環境整備

④その他、所属長が必要と認める業務

スクールサポートスタッフの給与は時給換算で 1,000 円程度であり、専門的な業務は想定されていないが、実際には教員免許を有するなど専門的な知見を持つ者が任用されているケースがあり、上記④をどこまで頼めるのか現場で苦慮しているようにも見受けられた。

専門的な知見を持つ人を低賃金で雇用することを推奨するものではないが、業務内容を狭めすぎると折角の能力を活かしづらい面もあり、上記④の業務範囲を所属長の判断でどこまで広げることができるのか、方針を明確にすることが望ましい。

(オ) (03-02-05) スクールサポートスタッフの業務内容について②

スクールサポートスタッフの実際の作業内容を具体的にどのように決定するかは各学校に任せられており、各学校で聞き取り調査を行ったところ、教頭が管理している学校と、各教員の判断でそれぞれ業務を依頼している学校の両方が存在することが分かった。また、作業を依頼するにあたり、独自の依頼書の様式を作成するなどの工夫もみられた。

スクールサポートスタッフは今後予算を増やしたり増員したりすることが想定されているため、各校のノウハウを共有する機会を設けて、より効果的な活用方法を検討することが望ましい。

No.	03-03
事業名	学校給食費の徴収管理
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

(ア) 広島市の市立小中学校における学校給食費（以下「給食費」という。）は、令和 3 年度までは学校ごとに徴収・管理することとされていた。具体的には、各学校において関係業者等に対する毎月の食数の報告のほか、保護者に対する給食費の請求や徴収・管理業務、広島市学校給食会への給食費の支払いや給食費の精算業務等を行っていた。そのため、給食費の滞納が発生した際の督促は各学校において実施しなければならず、担任の教員や学校長等において保護者への架電や自宅訪

問等の方法により回収を図るなどしており、このような給食費に関する請求・徴収管理等の一連の業務は学校現場において負担となっていた。

そこで、広島市では令和 3 年 6 月に「広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を制定し、学校における働き方改革の一環として、令和 4 年度から給食費を広島市の予算に組み込み、購入した給食の食材費を広島市の予算から支払う、給食費の公会計化を実施するに至った。

(イ) 給食費の公会計化に向けて、市教委では令和 2 年度から給食費等管理システムの構築が進められ、公会計化がスタートした令和 4 年度以降は、市教委学校教育部健康教育課において当該システムにより保護者宛ての給食費等に関する通知書・納付書等の作成や発送、給食費の徴収管理等の業務を行っている。

(ウ) この点、学校における働き方改革の観点から給食費の公会計化の効果検証のため、監査人において、無作為に抽出した複数の学校に対して監査を実施し、給食費の公会計化による業務負担の変化や削減効果等に関してヒアリングを行った。

その結果、給食費の公会計化による業務量の削減効果は給食費の出納管理を担当していた各学校の事務職員において特に顕著であるほか、滞納が発生した場合の回収業務の負担がなくなったことで教員の業務負担やこれに関する負担感が軽減したとの回答を得た。したがって、給食費の公会計化は働き方改革との関係で一定の効果を上げていると評価することができる。

(エ) この点、上記のとおり広島市では、給食費の公会計化に向けて給食費等管理システムを新たに導入するほか、令和 3 年 10 月頃から給食費の公会計化に関するリーフレットの作成・配布や広報紙による周知に取り組んできた。

学校給食費の 公会計化について Q&A ～保護者の皆さまへ～

令和3年11月



学校給食費の公会計化について、わかりにくいことや、
知っておいていただきたいことをまとめています。

お問合せ先 広島市教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 食育係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
TEL : 082-504-2490 FAX : 082-504-2328
E-Mail : kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

(令和3年11月発行 保護者向け説明資料 学校給食費の公会計化についてQ&A)

また、学校給食の提供に当たり必要となる「広島市学校給食申込書」において、給食費の滞納が生じた場合には債権調査に必要な範囲で広島市・広島市教育委員会・学校・福祉事務所等の関係機関において情報共有を行うことの同意文言を盛り込むほか、児童手当等の額から滞納給食費の支払いに充てることの申出書を追加するといった方法により、給食費の支払い確保に向けた策を講じてきた。

広島市学校給食申込書

(宛先) 広島市長

令和 年 月 日

私は、下記の者について、学校給食の提供を申し込むこととし、学校給食費を広島市が別途指定する期日までに支払います。また、学校給食費に滞納が生じた場合、当該債権の調査に必要な範囲内において、個人情報（連絡先、勤務先等）を調査し、関係する組織間（広島市、広島市教育委員会、学校、福祉事務所等）で共有することを了承します。

保護者等 (郵送先)	フリガナ			
	氏 名	児童生徒 から見た続柄		
	住 所	〒		
	連絡先 (電話番号)	※携帯電話等日中に連絡の取れる連絡先 — —		
給食の提供を受ける 児童生徒	学校名	広島市立	学校	学年
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	平成・令和	年	月 日

- ・ 本申込書は、学校給食の提供を受ける者が広島市立の学校に在学する間、有効となります。ただし、選択制のデリバリー給食の提供に当たっては、別途、「デリバリー給食注文書」の提出が必要となります。「デリバリー給食注文書」の提出がない限り、デリバリー給食の提供及びこれに伴う学校給食費の支払いはありません。
- ・ 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部若しくは一部の停止、除去食の提供又はアレルギー情報の提供を希望する場合は、別途、学校に申し出てください。また、特別の理由により、給食の対応が必要な場合は、その旨を別途学校に申し出てください。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

(宛先) 広島市長

下記事項について ☐ 同意します ☐ 同意しません
(いずれかの口に「✓」を付けてください。)

学校給食費の納入が滞った場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、広島市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、当該児童手当等の支払期日をもって学校給食費の滞納分の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等を受給している間、学校給食費の滞納分の支払いに充てるものとします。

令和 年 月 日

児童手当等受給者 氏名： 児童生徒氏名：

住所：

(広島市学校給食申込書)

しかしながら、給食費の公会計化が開始した令和4年度以降、給食費の滞納額が一気に増加し、いずれも単年で令和4年度は約2,000万円、令和5年度は約2,800万円もの滞納が発生する事態となった。

その後、市教委の担当職員による督促・催告及び納付折衝の結果、滞納給食費の回収が進められ、令和4年度分については約1,100万円、令和5年度分について

は約 600 万円を回収できたものの、令和 6 年 9 月末時点で残る合計約 3, 100 万円については依然として回収できていない状況であったため、この滞納給食費については完全成功報酬制で当該給食費等の債権回収等業務を弁護士法人に委託するに至った。

イ 事業費の予算と実績（令和 4 年度、令和 5 年度）

この給食費の公会計化にかかる給食費等管理システムの運用等に関する令和 4 年度及び令和 5 年度の予算・決算状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	42, 662	36, 771
繰越・流用等	13	▲29
最終予算額	42, 675	36, 742
決算額	33, 168	30, 074
翌年度繰越額	0	0
不用額	9, 507	6, 668

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

（7）（03-03-01）滞納者の資力等に関する資料の徴求について

- a 上記のとおり、給食費の公会計化以降、滞納額が大きく増加した状況を踏まえ、公会計化以降における給食費の徴収管理業務の実施状況に関して調査を行った。
- b まず、滞納給食費の徴収管理業務の全体像についてみると、令和 4 年度から運用を開始した給食費等管理システムを活用して、健康教育課の職員 6 名体制で（必要に応じて他の同部署職員が補助する。）滞納給食費の督促・催告及び納付折衝を実施している。

当該業務の具体的な流れとしては、まずは納付期限経過後に督促状を発付することとされており、それでも支払われない場合には債務者に対して個別に催告書等の送付や架電、自宅訪問等により任意の支払いを促し、納付折衝を行う流れとなっている。

このうち、滞納給食費の回収ができていない債務者の対応状況についてみる

と、文書や電話等により支払いを催促するも債務者側が何ら対応しないケースが最も多く、債務者側から支払う旨の回答がなされるも、結局、納付期限内に支払われないといったケースも存在する状況である。

- c このような納付折衝の状況・結果については上記のとおり給食費等管理システム上において入力・管理されているものの、納付折衝において債務者と連絡が取れたケースでも、当該債務者に対して資力や収入に関する資料の徴求は行われていない状況である。

この点、債務者から資力・収入に関する資料を入手することは、債務者との間で分割納付や履行延期に関する協議を行うためのみならず、将来の強制執行等による回収を検討する上でも非常に重要な資料である。また、上記のとおり、督促に対して債務者が「納付期限内に支払う」と約束しながら結局納付期限内に支払われないというケースも多く、このようなケースではそれ以降も支払いを怠り続け、滞納額が累積していくことが予想されるところである。このような事態を防ぐためにも、納付折衝の初期において、積極的に資力や収入に関する情報収集を行い、その資料を徴求することは重要である。

健康教育課としては、現段階では、教育的な観点も踏まえ、保護者との関係性に配慮し、資力・収入に関する資料の徴求を行わず、納付折衝を実施しているとのことだが、資力・収入に関する資料を徴求することの意義・必要性は広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」にも記載されているとおりであるから、今後は納付折衝の際に積極的に資力・収入に関する資料の徴求を行うなどして財産情報の把握に努められたい。

- (イ) (03-03-02) 教職員による滞納者に対する督促・催告と教職員の負担への配慮

市教委では現在、給食費等に関する督促に対して任意に支払わず、何らの対応も行わないような債務者に対する催告方法に関して、校長会等の場を通じて各学校と協議を行っている。具体的には、保護者面談等の機会に、担任教員や校長・教頭といった管理職の教員から債務者に対して納付書類を手渡すといった方法などが検討され、一部学校では既に実施されているところである。

このような方法は債権回収の上で有効であると思われるものの、実施に当たっては給食費の公会計化による教職員の業務負担軽減効果を減殺することがないように引き続き注意しなければならない、各学校と協議してその意見を踏まえて実施されたい。

- (ウ) (03-03-03) 滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりについて

- a 地方自治法第 240 条第 2 項は債権管理に関して「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保

全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と定めており、これを受けて地方自治法施行令第 171 条の 2 は、徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合を除き、「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき」は「訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求する」措置をとらなければならないと定めている。

また、広島市債権管理事務取扱規則第 9 条においても、債権の管理は「債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも市の利益に適合するよう処理しなければならない。」と定めた上で、同規則第 14 条第 1 項本文において上記地方自治法施行令第 171 条の 2 と同様の定めを置いている。

なお、地方自治法施行令第 171 条の 2 の「相当の期間」がどの程度の期間であるかは債権の性質・内容、時効期間の長短等の諸般の事情から決せられるものであり画一的な基準はないものの、地方自治法に関する逐条解説書には一般的に 1 年程度であるとするものもある。

実際に、広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」における一般的な債権管理のフローチャートにおいても、督促から概ね 1 年以内に支払いがない場合には強制執行等の手続に移行すべきことが記載されている。

平成 30 年 3 月制定
令和 2 年 4 月改正

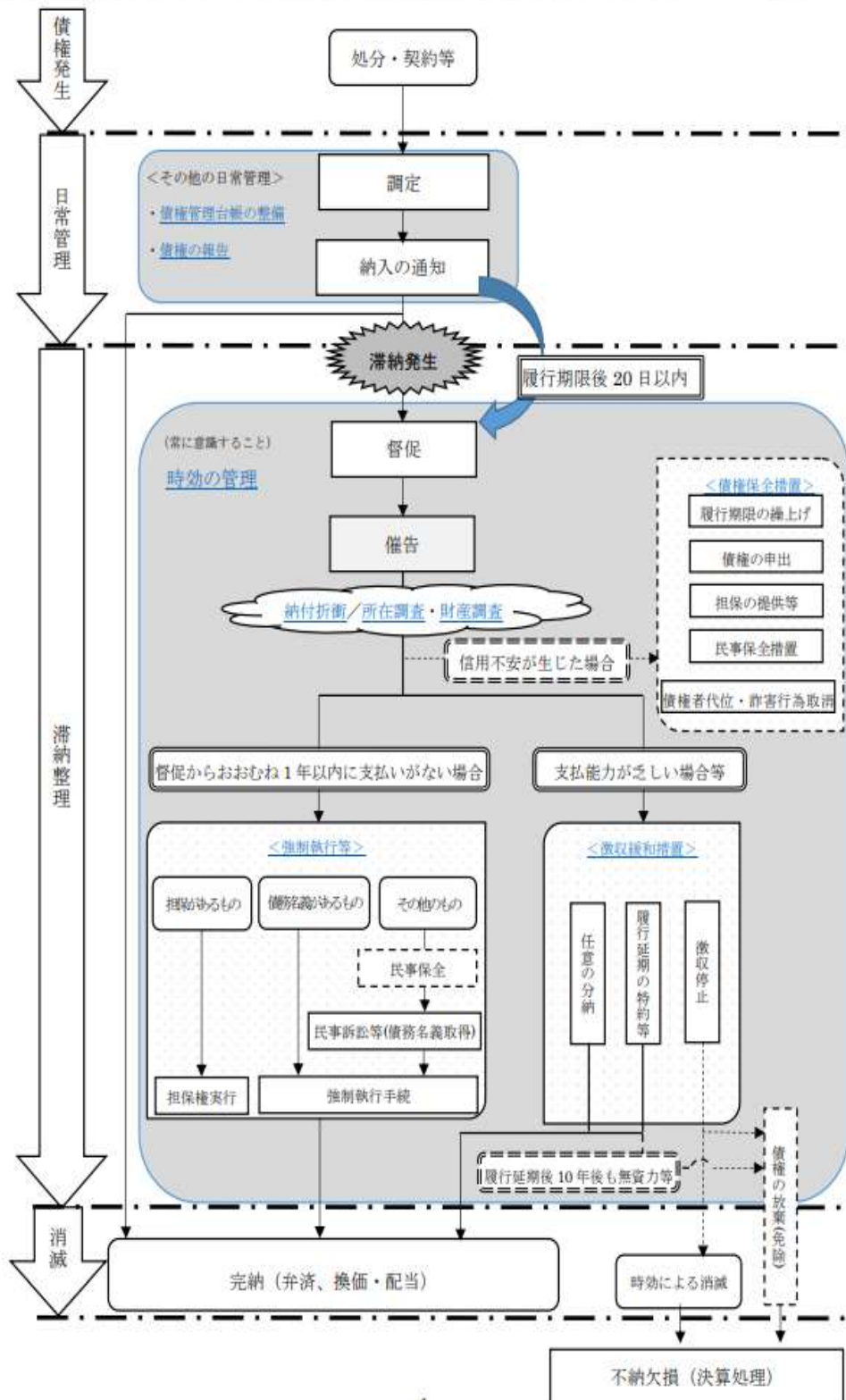
債権管理事務マニュアル

(Ver.1.2)

広島市財政局管財課

(令和 2 年 4 月改正 広島市財政局管財課 債権管理事務マニュアル (Ver. 1.2))

《一般的な債権管理の流れ（債権発生～消滅までのフロー図）》



したがって、仮に、滞納された債権について督促・催告を行ったものの何ら弁済もなされず、納付折衝も行うことができないようなケースについて、当該債権を漫然と放置することは、「財産の管理を怠る事実」に該当するものとして住民監査請求（地方自治法第 242 条第 1 項）、住民訴訟（同法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号）の対象となりうるというべきである。

- b この点、広島市における滞納給食費の管理状況についてみると、上述のとおり広島市では令和 4 年の給食費の公会計化後に給食費の滞納額が一気に増加した。その後、市教委では、担当職員による納付折衝によって回収を進めつつ、より効果的・効率的な回収のために弁護士又は弁護士法人が有する専門的な知識及びノウハウを活用することとし、令和 6 年 6 月に公募型プロポーザル手続開始を公示し、同年 8 月 13 日付けで受託者である弁護士法人と債権回収等業務委託契約（契約期間は令和 7 年 3 月 31 日まで）を締結し、令和 6 年度にその回収業務を弁護士法人に委託しているところである。この債権回収等業務委託の実施に当たり、市教委では、担当職員による令和 4 年度分の滞納給食費の回収率が令和 5 年度末までで約 49.5%であったことから、受託者である弁護士法人との間で目標回収率を 50%として設定し、業務に着手することとした。

そして、当該債権回収等業務委託契約に基づく滞納給食費の回収状況等についてみると、当該債権回収等業務委託契約の締結後、市教委から受託者への債務者情報の受渡しなどの準備期間を経て、受託者において令和 6 年 9 月 30 日付けで各債務者に対して受任通知を発送して以降、債権回収が進められ、令和 6 年 12 月 12 日時点では約 3,100 万円のうち約 1,070 万円が回収されている。

このような回収状況及び令和 4 年度・5 年度分の滞納給食費に係る受託者による納付折衝実施期間が約半年間にすぎず、当該滞納給食費について受託者による納付折衝期間を今一度確保すべきであるとの考えから、市教委では現在の債権回収等業務委託の契約期間の満了後、令和 6 年度分の滞納給食費に加え、令和 4 年度・令和 5 年度分の滞納給食費も対象とする債権回収等業務の委託を実施する予定である、とのことであった。

- c 以上によれば、現時点では債権回収等業務委託契約に基づく受託者による納付折衝及び滞納給食費の回収は順調に進められていると評価できる。

この点、公会計化時の滞納給食費の消滅時効期間は 5 年であることから、最短で令和 9 年 4 月末には消滅時効が完成することが見込まれる。仮に令和 7 年度以降、契約期間を 1 年間として債権回収等業務に係る委託契約を締結した場合には当該契約期間満了後 1 年程度で消滅時効が完成することになる。そのため、時効の管理については債権回収等業務委託契約の締結中であっても受託者任せにすることなく市教委の責任において行われたい。

また、当該契約期間満了時点でどの程度の滞納給食費が残存しているかを見通すことは困難であるが、訴訟提起や支払督促の申立準備には一定の時間を要する。したがって、市教委において滞納給食費に係る訴訟提起や支払督促を申し立てる際に備えて、予め書面や必要書類の整理・準備やこれに関する体制の整備を進められたい。

さらに、上記 b のような回収率が今後も維持されるとは限らず、むしろ、現在締結中の債権回収等業務委託契約に基づく受託者による督促に対して何ら対応しないような債務者に対しては、さらに督促を重ねて行ったとしても任意の支払いがなされる可能性は低いと判断することが合理的である。そのような債務者については上記 a で述べた地方自治法、広島市債権管理事務取扱規則、広島市財政局管財課作成の「債権管理事務マニュアル」の趣旨に照らし、債権回収等業務委託契約期間の満了を待たず、速やかに徴収停止等の措置をとるか相当の期間内に訴訟手続による履行の請求をするなど、適切な時機・方法による債権管理が実施されるべきであり、そのためにも、債権回収等業務委託契約中、受託者との間で定期的に納付折衝の具体的状況の共有をするなどして市教委において必要な情報の収集・整理を積極的に行われたい。

(エ) (03-03-04) 私費会計時の滞納給食費の回収業務に関する整理

広島市では、令和 3 年度分以前の給食費は各学校において徴収・管理を行う「私費会計」とされていた。ただし、この私費会計時に発生した滞納給食費については、その徴収管理が市教委に委任されているところ、当該私費会計時の滞納給食費は古いものでは平成 11 年以前に発生したものも存在する状況である。このような相当以前に発生した滞納給食費については、債務者と連絡がとれないばかりか、債務者が所在不明になっているケースが存在するとともに、債務者から援用されていないものの事実上消滅時効が完成していると考えられるケースも存在する。

上記 (ア) a のとおり、今後もまずは市教委健康教育課の限られた人的資源により、給食費の徴収管理業務及び回収業務を行っていかねばならないことを踏まえると、私費会計時の滞納給食費に係る回収業務をいつまでも市教委において負担し続けることは妥当でないし、現実的でもない。

したがって、これら私費会計時の滞納給食費については債権者である各学校長あるいは広島市学校給食会との間で協議・情報共有の上、その私費会計時の滞納分の回収業務について、いつまで、どの範囲で市教委が行うかといった点を整理した上で、その私費会計時の滞納給食費に係る徴収管理業務・回収業務を債権者である各学校長又は広島市学校給食会に戻すことも検討されたい。

(オ) (03-03-05) 滞納給食費の債権管理に関する今後の取組の検討

給食費の滞納については、その債権額が少額であるケースが多く、法的手続による回収までに要する費用が債権額を上回るケースも存在する。加えて、限られた人的資源で債権回収を行わなければならないことなどを踏まえ、他の地方公共団体では、徴収停止の措置をとった後も依然として債務者の資力状況等に変化が見られず、回収不能の状況が一定期間継続した場合には債権放棄を可能とすることを条例で定めているケースも存在する。

この点、広島市においては、給食費の公会計化に向けて「広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定される際、当該条例において債権放棄等を可能とする条項を定めることが検討されたものの、当時、債権放棄等について広島市の有する債権一般に適用される債権管理条例を制定することも検討されて長期未収債権に係る債権放棄の基準の調査研究をしていたことから、「広島市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」において債権放棄等に関する条項を定めるには至らなかった。そして、未だ債権放棄を可能とする債権管理条例は制定されていない状況である。

そこで、今後、限られた人的資源で効率的に債権管理を行っていくために、広島市が「学校給食用物資調達等に関する協定書」を締結している広島市学校給食会とも協議の上、滞納者に対する法的手続に向けた体制・方針づくりを進めるほか、給食費等の滞納分にかかる徴収停止の措置に関する判断基準の設定、さらには回収不能なケースにおいて債権放棄を可能とするための方策などを検討・実施されたい。

No.	03-04
事業名	採点システムの導入・運用
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

市教委では、平成 30 年度に各学校を対象に実施した働き方改革に関するアンケート調査において、日常的に負担感・多忙感が大きい業務として成績処理を挙げる回答が多く認められたことを受け、学校における働き方改革の一環として、また、採点結果の分析等による授業や指導の充実化を目的として、令和 2 年度から採点システムの導入を開始している。

令和 2 年度・令和 3 年度においてはモデル校（各年度 4 校ずつ）において採点システムの先行導入を実施し、その効果検証を行ったところ、採点業務に要する時間が新規導入した学校では約 5 割から約 6 割、2 年連続で使用した学校では約 7 割削

減できたとの結果を得られた。この効果検証の結果を受け、令和 4 年度以降、採点システムの導入校を順次拡大している状況である。

上記のとおり採点業務を含む成績処理についてはアンケート上、日常的に負担感・多忙感の大きい事業の上位として挙がっていた業務であったが、本監査業務の一環として行った学校における実地監査において採点システム導入の効果に関してヒアリングを実施したところ、多くの教員から、採点システム導入が負担感・多忙感の解消及び業務の効率化に大きく寄与していると実感しているとの回答を得た。

イ 事業費の予算と実績（令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度）

採点システムの導入・運用に係る予算・決算の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	4,738	5,234	12,320	10,847
補正・繰越・流用等	0	0	0	0
最終予算額	4,738	5,234	12,320	10,847
決算額	3,402	5,122	6,466	9,654
翌年度繰越額	0	0	0	0
不用額	1,336	112	5,854	1,193

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

（ア）（03-04-01） 公募型プロポーザル方式に関するガイドラインの公表について （制度所管課：財政局契約部物品契約課）

上記採点システム導入に当たっては令和 2 年度に公募型プロポーザル方式で委託事業者が決定されているところ、導入する採点システムは機能性や実際に使用する教員にとっての使いやすさ、トラブル発生時のフォロー体制などが重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用したことは妥当な判断である。

この点、地方公共団体が契約を締結する場合、経済性、選定における公平性を確保する観点から一般競争入札による方法が原則であり、随意契約の一種である公募型プロポーザル方式は例外的に認められる方法であることから（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2）、公募型プロポーザル方式は契約の性質や目的等を考慮して限定的に採用されなければならない。そこで、このよ

うな公募型プロポーザル方式を採用する基準や契約手続の公平性・透明性・客観性を確保し、事業者選定に関する市民・事業者からの信頼を得るためには、公募型プロポーザル方式を採用する場合のガイドラインを策定・公表することが望ましいところである。

このガイドラインの策定・公表状況についてみると、広島市では平成 29 年度に「総合評価一般競争入札等の手引」が策定されており、その中に総合評価一般競争入札のほか公募型プロポーザル方式及びコンペ方式を採用する場合の一般的な事務手順や考え方が定められているものの、公表はされていない状況であった。

上記のとおり、当該手引には一般的な事務手順や考え方が定められているにすぎず、これを公表することにより公募型プロポーザル方式の実施及びこれに関する事務に具体的な不利益・支障が生じるおそれはなく、他方で公募型プロポーザル方式を採用する基準や契約手続の公平性・透明性・客観性を確保し、事業者選定に関する市民・事業者からの信頼を得るべく、当該手引については公表することが望まれた。

そこで、監査人が、当該手引の所管課である財政局契約部物品契約課との間で当該手引の公表に向けて協議を行った結果、当該手引を公表すべきであるとの認識を共有することができた。そして、当該協議時点で公募型プロポーザル方式により調達手続が進められている案件があったことから、当該手引については令和 6 年 11 月 13 日付けで広島市のホームページ上において公表されるに至っている。

総合評価一般競争入札等の手引

(物品・委託業務)

令和6年7月16日～

広島市財政局契約部物品契約課

第1章 概要	1
第2章 総合評価一般競争入札の事務手順等	2～8
第3章 プロポーザル方式及びコンペ方式による随意契約の事務手順	9～13
資料1 各入札・契約方式の特徴及び適用対象等	14
資料2 契約内容に応じた各入札・契約方式の適用に関するフローチャート	15
資料3 評価項目の事例等（総合評価一般競争入札）	16～20
資料4 評価項目の事例（プロポーザル方式・コンペ方式）	21
資料5 入札説明書等への記載例	22
資料6 審査委員会設置要綱の例	23～25
資料7 関係法令	26～27



おしえコール
ひろしま
 Language
 閲覧履歴
 検索
 メニュー

防災
 くらし・手続き
 事業者向け情報
 観光・文化・スポーツ
 産業・平和
 市政

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約情報](#) > [関係規程](#) > [関係規程](#) > [物品・役務等の競争入札に関する要綱等の一覧](#) > [（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#) > 総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）

[（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#) > 総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）

関係規程

総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）

ページ番号：0000406521 更新日：2024年11月13日更新  印刷ページ表示

総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）を掲載しています。

ダウンロード

 [総合評価一般競争入札等の手引（物品・委託業務）](#) [PDFファイル/2.14MB]

このページに関するお問い合わせ先

財政局 契約部 物品契約課
 電話：082-504-2083/Fax:082-504-2612
 メールアドレス：keivaku-bup@city.hiroshima.lg.jp

☐ 各契約に共通する要綱等の一覧

- [（共通）指名停止措置に関すること](#)
- [（共通）談合に関すること](#)
- [（共通）特定調達契約（WTO案件）に関すること](#)
- [（共通）入札・契約に関する条約及び規則](#)
- [（共通）異力同の排除に関すること](#)

☐ 物品・役務等の競争入札に関する要綱等の一覧

- [（物品・委託・施設・リース）競争入札参加資格に関すること](#)
- [（物品・委託・施設・リース）入札の手続等に関すること](#)
- [（物品・委託・施設・リース）物品売買等に係る随時契約ガイドライン](#)
- [（物品・委託・施設・リース）建築約款](#)

（広島市ホームページ） <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankei-kitei/406521.html>

(イ) (03-04-02) 業者決定時における評価方法について

本件の採点システム導入に係る契約の経過についてみると、令和 2 年度からのモデル校における先行導入に当たって公募型プロポーザル方式を採用し、応募のあった 2 社のうち 1 社との間で契約を締結した。その後、同社との契約期間満了に伴い、令和 4 年度に新たに公募型プロポーザル方式を採用したものの、同社以外の参加希望者はなかった。このような経過を踏まえ、採点システム導入に係る業者決定時の手続・審査に関する調査については、令和 2 年度に実施された公募型プロポーザル手続を対象とした。

この点、当該公募型プロポーザル手続における具体的な審査方法についてみると、プロポーザル説明書によれば「提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、採点業務等効率化システム審査委員会において審査し、最も高い点数を得た者を受託候補者として決定する」と記載されているのみであり、実際に採点システムのデモンストレーションを実施することは求められていなかった。また、プレゼンテーション実施要領の個別通知によれば、プレゼンテーションはWEB会議方式による 20 分間の説明（プレゼンテーション）と 10 分程度の質疑応答の内容に基づき審査することとされ、その説明方法の具体的内容については、説明の「内容を補足するために、採点システムの画面等に切り替えて操作しながら説明したり、あらかじめ撮影しておいた採点システムの操作説明ビデオを流したりする場面を設けることは可能」である旨が記載されているにすぎず、やはりデモンストレーションの実施を積極的に求める内容とはなっていなかった。

当該プレゼンテーションの具体的内容について、ヒアリング及び審査過程における資料により確認したところ、採点システムの一部についてデモンストレーションがなされたとのことであったが、当時のプレゼンテーションの録画記録などの客観的資料は保存されておらず、また、当該プレゼンテーションに係る評価書面においても操作性や機能性の評価に関する有意な記載は認められなかった。このことからすれば、当該プレゼンテーションにおいては、審査委員において実際の操作性や機能性を適切に知覚又は体験して評価することができるような十分なデモンストレーションが行われたとは認められない。

この点、当該採点システムの導入に当たり通常の一般競争入札ではなく公募型プロポーザル方式が採用されたのは、導入する採点システムは操作性や機能性、サポート体制といった、実際に使用する教員にとっての使いやすさが重要であり、これらの点で最も優れた者を受託候補者として特定するためである。したがって公募型プロポーザル方式における審査方法は、そのような目的との関係で有効な方法が検討・設定されるべきであり、本件では机上の提案資料に関するプレゼンテーションのみではなく、実際の操作画面や具体的な操作方法のデモンストレー

ションを実施することを積極的に審査方法として設定すべきであったと考える。

結果として、学校における実地監査においてヒアリングを実施した際、導入された採点システムの操作性等に関する否定的意見は認められなかったものの、今後、教育現場のＩＣＴ化などが進められていく中で新たなシステムの導入等に関して公募型プロポーザル方式を採用する場合には、対象システムのデモンストレーションの実施を審査方法に積極的に組み込むなど、目的に沿った有効かつ適切な審査方法を柔軟に検討・設定することが望まれる。

(ウ) (03-04-03) 導入対象の校種について

前述のとおり、採点システムの導入は効果検証を受けて現在、中学校・高等学校を中心に進められている一方で、小学校には導入されていない。

その理由として、採点システムは教科担任制において最も有効とされているところ、小学校では学級担任制が多く採用されており採点システム導入による効果が低いと思われる点になる。

この点、文部科学省が小学校高学年における教科担任制の導入を推進しており、今後広島市でも小学校高学年における教科担任制導入が進められていくことが見込まれること、小学校への実地監査実施時において採点システム導入による業務の効率化に期待する声が挙がっていたこと等から、今後、教科担任制の推進と共に、小学校における採点システム導入の検討を進められたい。

No.	03-05
事業名	教育情報推進のための学校支援体制の整備事業
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

教育現場のＩＣＴ環境の充実による教育の質の向上を目指す取組として国が令和元年12月に打ち出した「ＧＩＧＡスクール構想」において、児童生徒1人1台端末の整備を支援することが示された。以降、このＧＩＧＡスクール構想に関して端末の取得費用のほか、校内通信ネットワーク整備事業に関する費用についても補助金制度が用意されている。

GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における
校内LANを整備
加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2
※市町村は都道府県を通じて国に申請
私立 補助対象：学校法人
補助割合：1/2
国立 補助対象：国立大学法人、
(独)国立高等専門学校機構
補助割合：定額

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
補助割合：定額（上限4.5万円）
※市町村は都道府県を通じて国に申請
私立 補助対象：学校法人
補助割合：1/2（上限4.5万円）
国立 補助対象：国立大学法人
補助割合：定額（上限4.5万円）

支援メニュー

① 校内LAN整備+端末整備

② 端末独自整備を前提とした
校内LAN整備

③ LTE通信費等独自確保を
前提とした端末整備

措置要件

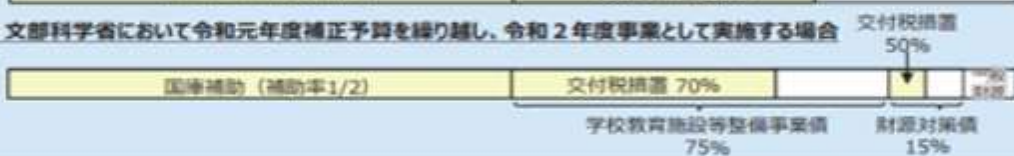
- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコスト**の確保を踏まえた**LTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画

校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置（イメージ）

(1) 令和元年度補正予算の場合



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。

このために必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
（実物投影機は、整備実施を要し、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール^(注)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(注) クラウドソフトや電子教科書、プレゼンテーションソフトなどは広く普及する教育用ソフト等。活動に必要で必要なソフトウェア

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県	高等学校費	434	万円（生徒642人程度）
	特別支援学校費	573	万円（35学級）
市町村	小学校費	622	万円（18学級）
	中学校費	595	万円（15学級）

（文部科学省作成リーフレット「GIGA スクール構想の実現へ」より抜粋）

これに基づき、広島市では令和２年度以降、補助金を活用して１人１台のタブレット端末の調達・整備を進めるとともに、学校における情報教育環境整備及び働き方改革を推進するため、教育情報化推進のための学校支援体制の整備の一環として、各学校に整備されているパソコン・タブレット端末の機器やネットワーク等の設定やトラブルサポート等に関する支援業務を委託している。

イ 事業費の予算と実績（令和４年度、令和５年度）

このパソコン・タブレット端末の機器やネットワーク等に関する支援業務の委託費に係る令和４年度及び令和５年度における予算・決算の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	91, 756	73, 987
補正・繰越・流用等	0	15, 254
最終予算額	91, 756	89, 241
決算額	82, 856	62, 114
国庫補助金	41, 428	15, 619
翌年度繰越額	0	0
不用額	8, 900	27, 127

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

パソコン・タブレット端末の調達方法に関する検討について

監査により、このパソコン・タブレット端末の機器やネットワーク等に関する支援業務に係る契約手続・契約の履行に関する監督等については適切に執行されていることを確認した。

この点、当該支援業務の対象となるパソコン・タブレット端末の調達方法の検討に関しても監査を実施した。これに関する意見は以下のとおりである。

(ア) (03-05-01) 調達方法の検討に関する資料の作成

まず、パソコン・タブレット端末の調達方法には購入のほかにリースやレンタルによる方法があり、これらの調達方法ごとに初期費用や保守費用、維持管理費用、処分費用、端末の更新に係るコストなど様々な点で相違がある。そして、最少の経費で最大の効果を挙げるという観点(地方自治法第２条第１４項)からすれば、これらの要素に加えて調達目的や想定される使用態様・使用期間などをも考慮し

た上で調達方法を決定すべきこととなる。

このことは、企画総務局行政経営部情報政策課が策定する「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン」においても示されており、パソコン・タブレット端末といった「ハードウェアの調達方法には購入とリースの２種類があり」、「調達方法の決定に当たっては、保守業務の内容や経費などの観点で検討し」、リースによる方法と購入による方法とを具体的に比較検討すべきものとされている。

購入とリースの比較

ハードウェアの調達方法には購入とリースの２種類があります。調達方法の決定に当たっては、保守業務の内容や経費などの観点で検討し、どちらを採用するかを判断します。

(企画総務局情報政策課「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン第13.1版」(令和2年9月より抜粋 ※タブレット端末調達検討時のもの)

本件におけるリースと購入による検討状況を調査したところ、高等学校については、授業を行う上でパソコンが必須となる教科・科目があり、不具合による授業遅延等の影響を避けるといった点から検討した結果、迅速な修理・交換等の保守体制の面で購入よりも優れているリースによる方法を採用し、その他のパソコン・タブレット端末については、できる限り長期にわたり使用することを想定するといった点から検討した結果、トータルコストの面でリースよりも優れている購入による方法を採用したとのヒアリング結果を得た。しかしながら、このような検討内容やリース・購入それぞれの場合の見積書類など、調達方法の検討に関する客観的資料は確認できなかった。

この点、これらパソコン・タブレット端末等についてはいずれ大規模な更新を行う時期が到来することが見込まれるところ、当該更新時においてリースと購入とを比較する際の資料としても、あるいは当初の導入時の調達方法に関する事後的な検証のためにも、調達方法に関する一連の検討資料の作成等を検討されたい。

(イ) (03-05-02) 調達方法の検討に当たりガイドラインに準拠することの確認・徹底

なお、上記調査の過程において、平成13年頃以降、パソコンについては原則購入により調達するような方針が存在し、職員間の口授などにより一定の承継がなされていることが伺われるヒアリング結果を得た。

当該方針の存在・内容について調査したところ、当該方針の存在を示す文書は確認されず、これに関する詳しい内容や趣旨、根拠を明らかにすることはできなかったものの、平成13年度に庁内LANパソコンを導入した際、購入により調達

したことなどから、パソコンについては原則購入とする方針であるという誤った認識が一部で伝播した可能性が認められた。

この点、上記(ア)で言及した「広島市情報システムの導入等に関するガイドライン」において示されているとおり、パソコン・タブレット等のハードウェアの調達方法については、リースによる方法と購入による方法とを比較検討して決定すべきものである。本件のパソコン・タブレット端末の調達において当該方針の影響は認められなかったものの、今後とも同ガイドラインに基づく適切な対応を徹底されたい。

No.	03-06
事業名	部活動指導員配置促進事業・休日部活動地域移行事業
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

(ア) 学校における部活動は、これによる体力や技能の向上のみならず心身の健全な育成と豊かな人間力の形成に資するものであり、生徒の学びの場としての教育的意義が大きいものである。他方で、部活動にあたっては顧問において実技指導や部活動に関する管理運営等の業務を担う必要があるため、顧問となった教員にとって業務負担が大きく、時間外勤務の要因の一つとなっていること、今後少子化の加速が見込まれる状況化における部活動の維持といった課題が存在する。

このような中で平成 30 年以降、運動部活動を持続可能なものとする等ことを目的として、わが国では部活動指導を専門とする部活動指導員の配置や部活動の地域移行といった取組が推し進められている状況である。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困難家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

（スポーツ庁、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（概要）」）

- (イ) これを受けて、市教委においても平成30年12月に策定した「広島市立中・高等学校 部活動の方針」において、その中で部活動を担当する教職員の負担への配慮その他の観点から、部活動指導員等の外部人材を活用することを打ち出している。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、部活動に関して教職員の共通理解を図るとともに、学校の方針を生徒や保護者に伝えるため、本方針を踏まえ、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

各部活動顧問は、校長が策定した方針を踏まえ、担当する部活動の年間の活動計画や毎月の活動計画・活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日等を記載すること）を作成し、校長に提出します。

イ 校長は、活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動の運営や管理（部の新設や廃止等）について、部活動に係る規定を定め、適正な部活動運営を行います。

設置する部の数については、生徒のニーズや教職員の人数、地域の実情等を勘案し、校長が決定します。

イ 校長は、教職員の他の校務分掌や部活動の活動状況等を勘案し、適切な校務分掌となるよう、部活動顧問を決定します。

なお、全ての部活動に複数の顧問を配置するよう努めるものとします。

ウ 校長は、全ての部活動の毎月の活動計画や活動実績等を確認し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、各部活動顧問への指導を行います。

(3) 外部人材の活用

ア 教育委員会は、各学校における部活動の振興及び教職員の負担軽減を図るため、各分野における専門的な知識を有し、指導力に長けた外部人材の活用を図ります。

イ 校長は、生徒や教職員の数、校務分担の実情等を踏まえ、外部人材の活用に努めます。

ウ 部活動顧問は、外部人材と生徒の様子や練習計画等について、細かな情報共有や、連絡・相談を行うとともに、保護者へも周知し、理解を得ます。

（市教委作成 「広島市立中・高等学校 部活動の方針」より抜粋）

また、市教委では、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、平成30年以降、第1期プラン及び第2期プランを策定して部活動の負担軽減に取り組むことを打ち出しており、特に第2期プランにおいては重点項目として設定している。

重点

No.14 : 部活動の負担軽減

(変更)

長時間勤務の解消

休暇取得の促進

● 現状

- 「広島市立中・高等学校 部活動の方針」に基づいて、部活動休養日の拡大や中学校への部活動指導員の配置等に取り組み、部活動が生徒と教職員の双方にとって健康に配慮されたものとなるよう取組を進めています。こうした中、部活動指導員を配置している部活動では、教員の負担軽減が図られてきました。
- 一方で、中学校・高等学校へのアンケート調査では、依然として部活動が教職員にとって負担感・多忙感の大きい業務であることが課題となっています。
- また、国において示された休日の部活動の段階的な地域移行についても、本市での実施に向けて取組を進める必要があります。

● 今後の方向性

- 部活動指導員の人材確保に努め、中学校への配置に加え、国庫補助金の対象となっていない高等学校へも配置するなど、部活動指導員の配置拡充を進めます。
- 休日の部活動の段階的な地域移行については、「地域移行モデル」を実施し、全校実施を見据え、課題や対応策等の検証を行い、順次拡大していきます。また、国の動向も踏まえながら、本市の部活動の在り方について検討します。

● 取組スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
→ ・高等学校への部活動指導員の配置 ・中学校休日の部活動の地域移行モデルの実施	・部活動指導員の配置拡充 ・中学校休日の部活動の地域移行実施校や科目、クラブの拡充			

(「第2期広島市の学校における働き方改革推進プラン」より抜粋)

このような方針及び広島市の学校における働き方改革推進プランに基づき、広島市では平成31年から中学校において部活動指導員の配置を開始するほか、休日における部活動の地域移行に関して部活動支援員の配置拡充を進めるとともに、土日の部活動の指導に教職員が参加せず部活動指導員のみで担当するというモデル事業の導入を開始しているところである。

イ 事業費の予算と実績（令和3年度、令和4年度、令和5年度）

この部活動の負担軽減に向けた取組みのうち、部活動指導員の配置に係る令和3年度から令和5年度における予算及び決算の状況は以下のとおりである。なお、令和3年度及び令和4年度は中学校への配置のみ、令和5年度は中学校及び高等学校への配置となっている。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	94, 415	96, 675	101, 888
補正・繰越・流用等	30	▲19, 671	796
最終予算額	94, 445	77, 004	102, 684
決算額	58, 199	72, 959	87, 750
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	38, 246	4, 045	14, 934

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(03-06-01) 部活動指導員の確保に向けた取り組みについて

上記アのとおり、広島市では平成 31 年以降、部活動の負担軽減に向けた取組みが進められている。しかしながら、令和 4 年度に行われた学校における働き方改革に係るアンケート調査結果において、依然として部活動が「勤務時間外の在校の要因となっている業務」及び「日常的に負担感・多忙感が大きい業務」の上位に挙げられている。

このことから、今後も外部人材を活用して部活動に関する教職員の負担軽減をより一層進める必要があるところ、その中で、部活動指導員・部活動支援員の確保がさらに課題になっていくことが想定される。

この点、広島市では部活動指導員・部活動支援員の募集を広島市公式ホームページ上で行っているところ、さらに広告効果を上げるために、広島市の広報紙への掲載や広島市の公式 SNS を活用するなどして、より広く部活動指導員・部活動支援員の業務内容の告知や募集を行うことも検討すべきである。

No.	03-07
事業名	広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

志願者及び保護者の利便性の向上を図るとともに、中学校、高等学校及び中等教

育学校の入学者選抜に係る事務負担を軽減することを目的として、広島市立高等学校入学者選抜及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜において、インターネット出願システムを導入する事業である。

(イ) 内容

・広島市立高等学校入学者選抜

広島県公立高等学校入学者選抜は広島県教育委員会と市教委が同一の制度で実施している。このため、広島市立高等学校入学者選抜のインターネット出願システムは、広島県教育委員会が契約するシステムを負担金支払により運用する。

・広島市立広島中等教育学校入学者選抜

広島市立広島中等教育学校入学者選抜は、本市単独で実施しているため、市販されているインターネット出願システムを契約して運用する。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(03-07-01) 長期契約締結時のチェック体制等について

令和4年9月5日付けで締結した広島市立広島中等教育学校入学者選抜等インターネット出願システム構築及び運用・保守業務について、記載内容に誤りがあったため、令和5年8月1日付けで変更契約を締結している。契約金額等の変更はなかったものの、契約相手方に変更する内容について説明を行い、承諾を得て変更契約を締結したのは契約の次年度となってしまう。複数年にわたる契約等につき、チェック体制等に不備がないか再確認されたい。

No.	03-08
事業名	広島市立幼稚園園庭維持管理業務
監査対象課	施設課

ア 事業の概要

幼稚園には小学校・中学校などと異なり学校業務員が配置されていないため、教職員が低木剪定、除草清掃、側溝清掃の作業を行ってきたが、これらの作業は肉体的な負担が高く長時間勤務の一つの要因となっていたため、働き方改革の観点から委託業務により実施している。

作業は、広島市の幼稚園 19 園について 1 園当たり年平均 10 回程度行っている。1 回当たりの標準時間は 3.5 時間、委託先は公益社団法人広島市シルバー人材センターである。

イ 事業費の予算と実績（令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度）

当該事業の令和 3 年度から令和 5 年度までの予算・決算の状況は以下のとおりである。なお、金額の大半は人件費である。

（単位：千円）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	1,014	1,146	1,268
補正・繰越・流用等	117	251	329
最終予算額	1,131	1,397	1,597
決算額	1,131	1,050	1,205
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	0	347	392

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

（03-08-01）委託業務実績報告書に写真を添付させることについて

仕様書によれば、具体的な業務内容は①低木剪定②草抜き③側溝の泥上げとされ、報告については、受注者は毎月の業務完了後、業務を実施した幼稚園における業務実施回数を記入し、園長の確認印（手書きサイン不可）を受けた「完了届」と併せて、所定の「委託業務実績報告書」を発注者に提出し、確認を受けることとされている。

具体的な業務内容を踏まえると、業務実施前と業務実施後の現場の写真を撮影し、「委託業務実績報告書」に添付することが望ましいと思われる。「完了届」等の文書のみでは業務実施の効果を確認することが困難であり、現場の写真を撮影することで、業務実施日を客観的に記録することが可能になるとも考えられるため、検討されたい。

(4) 教育物品整備事業

教育物品整備事業の監査において対象とした所管課は学事課・教育企画課・健康教育課・指導第一課・指導第二課・特別支援教育課・施設課となる。

監査対象事業については所管課ごとに記載する。

また、教育物品整備事業は事業によって、複数の所管課にまたがっているため、事業費の予算と実績については次のとおり総合計で記載する。

なお、指摘事項等があった事業及び起案課が複数の所管課にまたがっていないものなど算定可能なものについては個々で記載する。

① 事業費の予算と実績

令和4年度 予算

2 教育物品整備

区 分	事 業 費	内 訳				
		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校	幼 稚 園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管 理 用 物 品	795,208	443,930	237,295	77,073	17,974	18,936
給 食 用 物 品	86,273	57,532	28,707		34	
教 科 用 物 品	985,600	469,282	284,595	210,793	12,220	8,710
計	1,867,081	970,744	550,597	287,866	30,228	27,646

令和4年度 決算

2 教育物品整備

区 分	事 業 費	内 訳				
		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特別支援学校	幼 稚 園
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
管 理 用 物 品	1,057,567	610,088	319,467	90,962	19,334	17,716
給 食 用 物 品	74,833	46,998	27,801		34	
教 科 用 物 品	992,757	450,970	275,167	248,952	9,060	8,608
計	2,125,157	1,108,056	622,435	339,914	28,428	26,324

令和5年度 予算

2 教育物品整備

区 分	事業費	内 訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
管理用物品	千円 797,457	千円 443,149	千円 240,042	千円 76,874	千円 19,421	千円 17,971
給食用物品	123,355	59,727	63,594		34	
教科用物品	955,985	450,181	277,760	204,033	15,109	8,902
校舎新增築等に伴う初年度備品	13,928	13,397			531	
計	1,890,725	966,454	581,396	280,907	35,095	26,873

令和5年度 決算

2 教育物品整備

区 分	事業費	内 訳				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
管理用物品	千円 893,179	千円 500,419	千円 280,258	千円 74,108	千円 19,716	千円 18,678
給食用物品	83,761	41,473	42,254		34	
教科用物品	919,637	430,054	270,656	200,500	10,360	8,067
校舎新增築等に伴う初年度備品	8,321	7,921	400			
計	1,904,898	979,867	593,568	274,608	30,110	26,745

② 監査対象課 学事課

令和4年度・令和5年度実施の以下の各事業において教育物品整備が実施された。

04-20は備品及び消耗品管理についての学事課に対する監査の意見である。

(所管課：学事課)

	令和4年度	令和5年度
04-01	広島みらい創生高等学校の管理運営	広島みらい創生高等学校の管理運営
04-02	市立工業高校の振興備品更新整備	市立工業高校の振興備品更新整備
04-03	小・中学校業務員の配置見直し	小・中学校業務員の配置見直し
04-04	オーディオメーターの更新	オーディオメーターの更新
04-05	牛乳用冷蔵庫の更新整備	牛乳用冷蔵庫の更新整備
04-06	食器等消毒保管庫の増設	食器等消毒保管庫の増設
04-07	食器等消毒保管庫の更新整備	食器等消毒保管庫の更新整備
04-08	中学校給食調理委託に伴う物品整備	中学校給食調理委託に伴う物品整備
04-09	特別支援学級新設等に伴う物品の整備	特別支援学級新設等に伴う物品の整備
04-10	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業
04-11	理科教育設備の整備	理科教育設備の整備
04-12	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業（みらい創生高）	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業（みらい創生高）
04-13		小学校校舎増築
04-14		戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替
04-15		エレベーター整備
04-16		特別支援学校の校舎増築
04-17		広島市ハイスクールビジョンの推進
04-18		公用車の更新
04-19		学校給食設備更新
04-20	学校における備品及び消耗品管理について	

以下、事業についての監査結果である。

No.	04-01
事業名	広島みらい創生高等学校の管理運営
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

市立及び県立の定時制・通信制高校を、県市共同で、従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われない新しいタイプの市立高校に再編整備したことにより設置された広島みらい創生高等学校が、平成 30 年 4 月に開校した。

今後においても引き続き、広島みらい創生高等学校が特色ある学校づくりの構築や適正な学校運営を行っていくために必要な経費である。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-02
事業名	市立工業高校の振興備品更新整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

産業教育のための実験実習設備を更新整備することにより、実社会で即戦力となりうる人材を育成し、産業教育の振興に資する。

令和 4 年度・5 年度は、製図機器の更新整備を行っている。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-03
事業名	小・中学校業務員の配置見直し
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的

小・中学校に勤務する学校業務員の配置体制については、ブロック体制を構築している。今後、執行体制の更なる効率化を図るとともに、学校の環境美化対策、施設設備の安全対策・老朽化対策等を行い、こどものよりよい教育環境の維持向上を図る。

ブロック体制とは、小・中学校を 3～5 校ずつのブロックに分け、原則、拠点校に正規職員を 2 人、その他の構成校に再任用職員又は会計年度任用職員を 1 人ずつ配置するものである。平成 18 年度 20 ブロック（82 校）で開始し、平成 31 年度に 47 ブロック（202 校）となり、ブロック体制の構築が完了した。

(イ) 内容

- ・複数の学校業務員が 1 校に集まり、効果的・効率的に中小規模の作業・修繕を実施する（共同作業の実施）。
- ・学校業務員として業務を行う上で、必要な知識の習得と技能の向上、安全管理の徹底を図るため、特別教育等を受講する。
- ・これまで業者発注していた業務について、経費削減の観点から学校業務員の共同作業により実施することとし、必要な機器をリースする。
- ・拠点校に配置された技術指導員（指導監督員）が、構成校に配置された職員に対して、巡回指導等により業務的・技術的支援を行う。

本事業の共同作業用消耗品等について支出している。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-04
事業名	オージオメーターの更新
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

オーディオメーターは、広島市立小中学校にある難聴特別支援学級及び言語障害通級指導教室に配備し、難聴や発音が不明瞭な児童生徒の聴力検査に活用している。難聴児は風邪等の症状により聴力が変動しやすく、日常的に聴力検査を必要とする。また、通級による指導（言語障害）を受ける児童生徒が発音を誤る要因の一つに、軽度難聴の可能性がある。そのため、定期的に聴力検査を行う必要がある。

配備中のオーディオメーターは、経年劣化による著しい機能低下が見られる。聴力検査により、聴力の状態や補聴器の不具合等を正確に把握することは、児童生徒の学校生活上の情報保障や、自立活動等の学習には欠かせない。そのため、令和3年度から令和7年度までオーディオメーターを計画的に更新していくものである。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-05
事業名	牛乳用冷蔵庫の更新整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

学校給食の安全性を確保するため、昭和54年度から給食実施校へ順次整備してきたが、冷却装置等の老朽化による能力の低下や底部の腐食により使用に支障をきたしている。

また、冷媒として使用しているフロンガス（フロン12）は、平成7年末には世界的に全廃となっており、冷媒の補給、修理等が困難となることや、近年の温暖化の影響により冷却部分への負担が増え牛乳用冷蔵庫が故障しやすい状況もあることから計画的に更新整備する。

(イ) 内容

耐用年数（概ね10年）を大幅に経過した、使用に支障のある古いものから順次更新する。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-06
事業名	食器等消毒保管庫の増設
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

食器等消毒保管庫を増設することにより、調理器具を高温の熱風で乾燥消毒し、使用直前まで汚染を受けない状態で保管することが可能となり、衛生管理の充実により学校給食の安全性を確保するとともに、作業効率の向上を図る。

(イ) 内容

食器等消毒保管庫の容量が不足する学校に対して、食器等消毒保管庫を増設する。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-07
事業名	食器等消毒保管庫の更新整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

老朽化で修理不能となった食器消毒保管庫を昇降装置付きに順次更新することにより、衛生管理の徹底及び給食調理員の労働条件の改善（安全対策）を図る。

(イ) 内容

食器等消毒保管庫が修理不能となった場合、昇降装置付食器消毒保管庫を整備する。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-08
事業名	中学校給食調理委託に伴う物品整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

平成9年度より本格実施した中学校給食調理委託（デリバリー）方式において、学校給食の安全性を確保するため、給食実施に必要な物品を整備する。

(イ) 内容

ポリ袋等ゴミ捨て用品、手袋等衛生対策用品、消毒液等殺菌用品について支出する。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-09
事業名	特別支援学級新設等に伴う物品の整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

小・中学校の特別支援学級において、障害を持つ児童・生徒の特性や能力に応じた教育を実施するために必要とする物品を整備することにより、特別支援学級の振

興に資する。

障害を持った児童・生徒が転入学し、特別支援学級を新增設する小・中学校について、その児童・生徒の障害に適応した教育を行うため、新增設する特別支援学級の種別に応じて必要な物品を整備する経費である。

※過去6年間の新增設する学級数の平均は、令和5年度時点において小学校が36学級、中学校が13学級

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-10
事業名	広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金事業
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

広島版「学びの変革」推進寄附事業補助金は、広島県が受領した広島版「学びの変革」推進寄附金（ふるさと納税）等を原資とし、広島県教育委員会が、県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動を促進するため、県内の各種学校の設置者である市町等に、広島県教育委員会教育長が認める経費について、補助金を交付するものである。

なお、広島版「学びの変革」推進寄附金は寄附者が学校を指定して寄附することができ、当該補助金は、寄附者が指定した学校において対象事業に充当し、学校は寄附者へ活用報告を送付することとされている。

補助金の対象となる学校において、補助金を活用し各事業を実施する。なお、本事業は県の補助事業（補助率 10/10）を活用して実施されている。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-11
事業名	理科教育設備の整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

小・中・高等学校の理科教育の振興を図るため、理科教育振興法に基づく国の補助制度により、理科教育に関する物品の現有率の低い学校から順次整備してきた。

平成 21 年度には国の補正予算を活用し、1 校当たり約 100 万円分の設備整備を行ったが、依然として、国の整備基準額に対する各学校の現有金額は低く、継続して整備していく必要がある。

(イ) 広島市教育委員会の整備方針

国が定める最重点設備（学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導を行う上で、全ての学校が最低限整備すべき設備：小学校 12 品、中学校 52 品）のうち、広島市において基準数量の整備未完了品名を「特定重点設備」とし、当面、「特定重点設備」が整備未了の学校について重点的に整備を行うことで、教育環境の均一化を図り、その後に他の理科教育設備の充実を目指す。なお、特定重点設備は、補助対象外（取得価格：小学校 1 組 1 万円未満、中学校 1 組 2 万円未満）が見込まれる品名を除く。また、中学校については、品名が多いため、授業での使用頻度が高いものから、順々に整備する。

(ウ) 理科教育設備基準の現況等

区分	国の整備基準額 (1 校当たり) (千円)	国の整備基準額に対する 各学校の現有金額の割合 (令和 3 年度末現在) (%)			特定重点設備の品名
		最低	最高	平均	
小学校	11,630	22.9	83.3	47.6	百葉箱、冷凍冷蔵庫、薬品庫、生物顕微鏡、人体骨格模型、人体解剖模型、筋肉付腕の骨格模型
中学校	21,525	18.6	66.6	44.9	顕微鏡、真空ポンプ、冷凍冷蔵庫、共鳴おんさ、クロス真空計、実験用オシロスコープ、力学的エネルギー実験器

令和 5 年度の整備は小学校、中学校の合計 28 校に実施されている。
品名は上記の特定重点設備に該当するものが主となっている。

なお、本事業は国の補助事業（補助率 1/2）を活用して実施されている。

(エ) 理科教育等設備台帳について

理科教育設備整備費等補助金交付要綱には以下の記載がある。

(補助金の経理)	
第 17 条	補助事業者は、補助事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、理科教育を実施するための設備を管理するための台帳を作成し、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 か年間保管しておかなければならない。

上記法令の台帳とは理科教育等設備台帳である。但し少額設備については台帳に記載する必要はない。少額設備についての記載は次のとおりである。

理科教育設備整備費等補助金交付要綱

(交付の対象及び補助率)	
第 3 条	(略)
2	補助金の区分及び補助対象経費並びに補助率は、別記 2 に掲げるとおりとする。
(別記 2 の一部抜粋)	
1. 補助金の区分及び補助対象経費並びに補助率	
別記 2	
補助金の区分	補助対象経費
理 科 設 備	1 補助事業者が、別表第 1、第 2、第 3、第 4、第 10、第 11、第 12、第 13、第 14、第 20、第 21、第 22、第 23 及び第 24 に定める品目に該当する設備のうち、理科教育に通常必要な設備を整備するために必要な経費。 2 補助対象経費は、上記 1 に定める理科設備の整備に要する経費の合計額とする。 3 学校ごとの補助対象経費は、別記 2-1 に定める理科設備 1 校当たりの基準金額(以下「基準金額」と言う。)を限度とする。 4 小学校(義務教育学校の前期課程を含む)並びに特別支援学校の小学部については取得価格が 1 組 1 万円未満の設備、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)並びに特別支援学校の中学部については取得価格が 1 組 2 万円未満の設備、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)並びに特別支援学校の高等部については取得価格が 1 組 4 万円未満の設備は、補助対象経費に含まないものとする。 5 上記 1 の別表に定める例示品名に該当しない設備及び当該別表に定める数量を超える数量の品目を整備するために必要な経費については、別に定める基準金額の範囲内において補助対象とすることができる。
	補助対象経費の 2 分の 1 (沖縄にあっては 4 分の 3) の額 (千円未満の額は切り捨てる。)とする。

また、理科教育設備整備費についてのQ & Aには以下の記載がある。

【台帳の記載について】

理科教育等設備台帳には本補助金で整備したもののみを記載すればよい
ですか？

理科教育等設備台帳に記載する理科及び算数・数学設備は、本補助金で整備したものに限らず、各学校で管理する理科及び算数・数学設備について記載します。ただし、少額設備は記載する必要はありません。

少額設備の内訳

校種	取得価格
小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部	1組1万円未満
中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部	1組2万円未満
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部	1組4万円未満

また、当該補助金で取得した物品の廃棄処理についても一定の制限がある。

(財産処分の制限)

- 第16条 施行令第13条第4号の規定により大臣が定める財産は、取得財産のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。
- 2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

そのため、所管課である学事課は各学校で管理する理科設備及び算数設備の状況について各学校より毎年度、報告を受けて理科教育等設備台帳を作成し把握している。（少額設備を除く。）

イ 事業費の予算と実績

【小学校費】

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	3, 325	3, 225	2, 236
決算額	3, 308	3, 211	2, 085
特定財源(補助金)	1, 654	1, 606	1, 043
一般財源	1, 654	1, 605	1, 042
不用額	17	14	151

【中学校費】

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
予算額	1, 105	1, 072	1, 975
決算額	977	1, 061	1, 953
特定財源(補助金)	488	530	976
一般財源	489	531	977
不用額	128	11	22

ウ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(04-11-01) 理科物品の現物確認について

今回の監査で基町高等学校の理科教育設備台帳に登録がある「力の実験器」の現物確認ができなかった。調査すると昭和 55 年取得の耐用年数を過ぎた古い備品で、使用に耐えられないため廃棄処分を行っていたが、それが台帳に登録されていなかったためとのことである。かなり古い備品でいつ廃棄されて現物がない状態か不明だが、現物がないのに学事課が管理する理科教育設備台帳には記載があるという報告がされていることは事実である。今回の学校監査で備品シールとの突合がなされていない理科物品も散見された。学事課は、同課が統括する理科物品について、現物確認のため学校の負担にも配慮しつつ、学校から写真による報告書の受領などについて検討されたい。

No.	04-12
事業名	広島市高等学校定時制・通信制課程教科書等給与事業（みらい創生高）
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

勤労青年教育の重要性に鑑み、生徒の経済的負担を軽減することで高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を図る。

市教委では、広島市高等学校定時制課程及び通信制課程教科書給与事業実施要綱に基づき、高等学校定時制及び通信制課程（広島みらい創生高校）に在学する有職生徒で、要綱に定める修得単位及び履修単位、所得要件等を満たしている生徒に、教科書代金相当額を給付している。

なお、本事業は県の補助事業（補助率 1/2）を活用して実施されている。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-13
事業名	小学校校舎増築
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

校区内の宅地開発等により児童数が増加し、長期的に教室不足が発生している井口小学校について、校舎の増築を行い、教育環境の改善に取り組むものである。

また、校舎増築に併せ狭溢な職員室の環境改善など既存校舎の改修を行う。

工事は第Ⅰ期と第Ⅱ期に分けられ、第Ⅰ期工事は、令和 5 年度中に完了。第Ⅱ期工事は、仮契約後令和 5 年 9 月議会に諮り、議決を経た上で契約を締結し、令和 5 年度から令和 7 年度までの工期で実施している。

本事業に伴い必要となる備品を整備している。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-14
事業名	戸山まちづくり支援に係る屋内運動場移転建替
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

恵下埋立地（仮称）整備事業の地元である戸山学区町内会連合会より、土砂災害警戒区域の指定により戸山小中教育一貫校の屋内運動場が指定緊急避難場所として使用できなくなったことから、新たな指定緊急避難場所の早期整備要望が出されたことを踏まえ、屋内運動場を指定緊急避難場所に指定できるよう移転改築する。

本事業は、当該屋内運動場の完成に伴い、必要な備品、消耗品を整備したものである。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-15
事業名	エレベーター整備
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

現在、本市の学校施設へのエレベーター整備は、新增改築する校舎に整備することとし、既設校舎においては、基本的には階段昇降機を使用するなどの対応を行っている。

令和３年４月の改正バリアフリー法施行により、既存の公立小中学校施設においても、障害者等が円滑に移動などできるための基準への適合が努力義務とされたことから、国（文部科学省）において、エレベーターの整備に関する数値目標が示された。

そのため、エレベーターが未整備の学校のうち、まずは、常時車椅子を利用している児童生徒が在籍している学校を対象に、必要となる既設校舎の改修内容や学校運営への影響等を検討した上で、整備可能な学校から順次整備に取り組む。

本事業において、エレベーターの整備に伴い必要となる備品・消耗品について支出したものである。

【令和 7 年度末までの国（文部科学省）の整備目標】

○要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校にエレベーターを整備する。
については、これら改正バリアフリー法における努力義務及び国の目標を踏まえた計画的なエレベーターの整備を実施する。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-16
事業名	特別支援学校の校舎増築
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

本事業は、広島特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、「高等部の単一障害を持つ生徒全員」を収容できる規模の校舎を増築することとし、令和 3 年 7 月に基本・実施設計を完了した。

現在、令和 6 年度中の工事完了に向けて、校舎等増築工事を実施している。

本事業における物品整備は増築校舎の整備に伴う消耗品等の支出である。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-17
事業名	広島市ハイスクールビジョンの推進
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

目的と概要

「広島市ハイスクールビジョン」及び「ハイスクールビジョン推進プログラム」は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、令和 2 年に改訂した広島市基本構想・第 6 次基本計画における広島市のまちづくりの方向性や令和 3 年に改訂した広島市教育大綱における広島市の目指す教育の方向性等を踏まえ、令和 4 年 3 月に一部改定を行った。

この一部改定を行ったハイスクールビジョンに基づき、「魅力ある高校づくり」を行っていくために必要な経費である。

【広島市ハイスクールビジョン】とは¹⁶

広島市ハイスクールビジョンの概要（令和 4 年 3 月一部改定）

I ハイスクールビジョンの策定に当たって

本市教育委員会では、これまで推進してきた「魅力ある高校づくり」の一層の充実に取り組むため、市立高等学校の将来構想となる「広島市ハイスクールビジョン」を策定し、今後の本市高等学校教育の基本方針を示します。

1 計画期間

平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間。ただし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、5 年経過した時点で必要に応じ、中間見直しを行います。（令和 4 年 3 月一部改定）

2 ハイスクールビジョン推進プログラムの策定

本ビジョンに基づき、各市立高等学校における学科、コース等の特色を生かした具体的な行動計画となる「ハイスクールビジョン推進プログラム」を別途策定します。

¹⁶「広島市ハイスクールビジョン～広島市立高等学校の将来構想～」(令和 4 年 3 月一部改定) - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

Ⅱ 広島市域内の高等学校の20年後の姿を見据えた今後の取組

これからの高等学校教育の一層の充実を図るためには、グローバル化や国の教育制度改革などを踏まえ、県立・私立も含めた高等学校教育の在るべき姿を今一度捉え直し、20年後の市立高等学校の姿をイメージする必要があります。その上で、まずは、今後10年間程度は、「魅力ある高校づくり」のソフト面の充実に向けて、それぞれの学校に期待されている社会的役割等を明確にし、教育活動の指針を策定するとともに、「豊かで深い学び」による探究的な授業の実現やカリキュラム・マネジメントの推進のほか、教員の資質向上等に取り組みます。また、ハード面では、ICT環境の整備や学校施設の老朽化対策などに取り組みます。

更に、併せて、市域の周辺部を含む県立・市立・私立の学校の設置主体が、それぞれの特性を生かした教育を提供しつつ、今後の少子化の進展を見据え、県・市の役割分担の下、生徒の多様なニーズに応じた受入体制の在り方の検討や普通科の特色化・魅力化に取り組みます。

こうしたことに加え、共助の精神の下、学校と地域社会が連携・協働し、学校運営や地域コミュニティ活性化に取り組むなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

その後の令和8年度（2026年度）以降の10年間程度は、こうした取組の結果を踏まえ、地域の実情や生徒のニーズ、大都市制度の動向などに応じて、公立・私立間及び県・市間の質的・量的な機能分担を図り、広島広域都市圏全体の発展を支えられるよう、更に質を重視した「魅力ある高校づくり」に取り組みます。

Ⅲ ハイスクールビジョンの実現に向け、目指す人間像と重点を置く教育

1 広島市の高等学校教育が目指す人間像

「国際平和文化都市」を都市像として掲げ、その実現に向けて、共助の精神を基盤とする「地域共生社会」の構築に取り組む本市は、これからの都市づくりの担い手である広島子どもたちを「心身ともにたくましく思いやりのある人」として育成していくことを基本理念とし、基礎・基本をしっかりと身に付けることを基盤に、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力の育成を柱とする広島らしい新しい教育を展開してきました。今後は、こうした教育を更に充実させながら、命を大切に、平和で持続可能な社会を創造していく力を育むことや、地域への誇りと愛着を持ち、多様な人々と主体的・積極的に協働できる社会性を身に付けさせることが求められています。こうしたことから、新しい時代にふさわしく、人間力を高める高等学校教育を通じて育成する人間像を、

「志高く、世界に誇れるまち広島を創造する人材」

とし、具体的な人間像のイメージとして、「『ヒロシマの心』を自らのものとしグローバル社会で活躍できる人材」や「脱炭素社会の構築などの持続可能な社会づくりを担う人材」、「郷土を愛し本市を中心とした都市圏の活性化に貢献できる人材」の育成を目指すこととします。

2 重点を置く教育

(1) 全ての生徒が共通して身に付けるべき資質・能力の育成

ア 社会・環境の変化に適應する力

今後、少子高齢化は更に進行し、平成27年度（2015年度）の20年後となる令和17年度（2035年度）には65歳以上の割合が総人口の3分の1を超える一方、生産年齢人口は総人口の2分の1以下まで減少すると見込まれています。

また、Society 5.0時代に向かって、社会の在り方そのものが劇的に変わりつつある中において、大規模な自然災害などをもちらす地球温暖化の進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会・環境の変化は一層先行きが不透明なものとなっています。

こうした状況においても、困難を乗り越え、夢や希望に向かって挑戦する心構えとそれを継続する力を育むとともに、ものごとの本質や根源を探究し、多角的・多面的に吟味し、見定めていく力（いわゆる「クリティカルシンキング」）や創造力、情報活用能力、ICTを理解し使いこなす科学的素養など、これからの時代に適應していくために求められる資質・能力を身に付けさせることにより、生徒一人一人が自己実現を図り、幸福で充実した人生を送れるようにします。

イ 地域共生社会の一員として参画し貢献する力

本市では、地域共生社会や誰もが平和の尊さを実感できる社会の実現に向けて取り組んでおり、「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方の下、社会を構成する一員としてその形成に主体的に参画していくことが求められています。

そのため、生徒自らが、知識・技能を活用し課題を発見して、その解決に向けて考え行動し、成果等を表現するために必要となる力を育むとともに、互いの違いや多様性を理解・尊重する態度、平和を希求する心、自分たちのまちを愛する心、他者と共生・協働するためのリーダーシップやチームワークといった資質・能力を高めていくことにより、地域や社会の将来を担う人材として、社会的・職業的自立を目指していきます。

(2) 多様な生徒の学習ニーズに応じたきめ細かな対応

多様な生徒一人一人の可能性を伸ばすことを基本とし、そうした生徒の学びに応えられるよう、芸術・文化、スポーツ等において優れた才能や個性・特性を有する生徒に対する普通科コースの充実や、学び直しを希望する生徒に対する学習スタイルを選択できる教育の提供など、それぞれの学校や学科の特色に応じた魅力ある教育課程を編成・実施します。その際、学校と地域社会とが連携・協働しながら、多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、実社会での課題解決につながる実践的な学びを提供できるよう、教科等横断的な視点から、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。また、地域に開かれた教育活動等を通して、大学等や実社会と接続する学校として、将来の地域社会を担う生き方や働き方についての考えを深めることができるようなキャリア教育システムの構築に取り組みます。

なお、こうした教育を提供していくに当たっては、ICTの活用や、教育相談・進路相談などの支援体制の充実に努めます。

3 各市立高等学校における教育の方針

課 程	科	教 育 の 方 針
全日制課程	普通科	将来、多様なキャリアを形成しながら国際社会で活躍する人材や、学んだ技術や知識を生かし、地域の産業・まちづくり・観光の振興、福祉や教育の充実等の分野において、地域社会に貢献する人材を育成します。そのため、各学校の社会的役割等や生徒のニーズを踏まえた特色ある学び、地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な学びなどの提供に取り組みます。 さらに、普通科に設置されるコースにおいては、本市のまちづくりの方向性を踏まえ、芸術に関するコースの中に音楽のあふれるまちづくりの担い手となる人材の育成を加えることについて検討するとともに、市民スポーツの振興やスポーツを通じたまちの活力向上に資する人材の育成に取り組みます。
	専門学科	地域の産業界や大学等と一体となって、地域経済の変化に即応し、製造業・サービス業等の持続的な成長を支える職業人を育成するための教育に取り組みます。
定時制課程 及び 通信制課程		課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びを通して、多様な生徒一人一人の実態や学習ニーズに応じた学び直しやソーシャルスキルトレーニングなどにより、主体的にキャリアを形成していける人材を育成するための教育に取り組みます。
中高一貫教育校		6年間の一貫した教育課程の中で、高度な英語教育や被爆の実相を継承し発信する平和教育等により、英語によるコミュニケーション能力や高い理想と品格を備えたグローバル・リーダーとして国内外で活躍する人材を育成するための教育に取り組みます。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-18
事業名	公用車の更新
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

広島特別支援学校で使用している公用車の更新

(イ) 更新理由

- ・平成7年製の公用車については25年以上使用している。販売元によると、修理箇所によっては修理部品等が既になく、修理ができずに車検を通すことができなくなるため、更新を行うべきと指摘を受けた。
- ・広島特別支援学校は業務員の共同作業ブロックに入っておらず、共同作業用の軽トラックを保有していない。また、野外活動や校外学習等に必要な物資や介護用具等を運ぶ必要があるが、介護用具等は大きく、複数になる場合もあり、乗用車に積載できない上、雨や風を避ける必要があるため、現在の車種を保有し使用している。
- ・希望する大きさの車両を保有している課に調査を行ったが、保管転換可能な公用車がない。

上記を理由として、公用車の更新を実施している。

イ 監査結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(04-18-01) 公用車の更新について

令和5年度臨時費要求概要によれば、使用している公用車についての情報は以下のとおりである。

車名：マツダ ブローニイ 1800T(小型貨物) 平成7年製

走行距離 32,281km(令和4年9月7日現在)

広島特別支援学校の教育活動に必要な車両であることから、学校活動に支障をきたす前に新車購入に至っている。25年以上使用し、走行距離が約32,000kmである事実を踏まえると、更新後も走行距離はそれほど大きくならないことが予想され、令和5年度に更新した当該車両について、次回更新時も同じような状況であれば、中古車での購入等も比較検討されたい。

No.	04-19
事業名	学校給食設備更新
監査対象課	学事課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

安全な学校給食の提供に当たっては、食品の適切な温度管理と使用器具類の衛生的管理が不可欠であり、多種ある給食設備の中でも、特に牛乳保冷庫、物資用冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫や食器洗浄機は適切に稼働しなければ食中毒発生につながる重要な設備である。

広島市の自校調理場は、約半数以上が建築後 40 年以上経過し、これらの給食設備についても老朽化が進んでいるが、これまでは壊れてから更新することを基本としてきたため耐用年数をはるかに超えた設備が大半を占めている状態となっている。製造後 20 年を経過すると修理用の部品自体が製造中止となる場合が多く、また、故障して買換えとなった場合、設置には 1 か月以上の時間を要する。そのため業者に物資の搬入時間を遅らせる等の協力やリースによる代替機の設置により対応してきたが、リースに対応している業者は少なく、老朽化した設備が複数故障するなどの状況が重なった場合、対応困難となり給食が提供できなくなるリスクが年々高まっている。

さらに代替機の設置には 1 校あたり約 16 万（令和 3 年度実績）を要しており、故障してから更新を行うと、故障前に更新する場合と比べ約 30%多く費用が必要となる。

(イ) 内容

牛乳保冷庫、物資用冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫、食器洗浄機の耐用年数等を考慮して、故障の可能性が高い給食設備から順に計画的に更新する。

イ 監査結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

(04-19-01) 計画的な更新について

牛乳保冷庫、電気冷蔵庫について、複数台まとめて購入しているケースがある一方、1 台だけ購入しているケースも確認された。購入機会をまとめることで 1 台当たりの購入単価を下げられる可能性もあることから、事業の目的を踏まえ、より計画的な更新に努められたい。

No.	04-20
事業名	学校における備品及び消耗品管理について
監査対象課	学事課

学校において、備品管理・消耗品管理全般の監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が散見された。効率的かつ適正な備品管理のため学事課は以下の検討をされたい。

※ 参考資料として、「備品の基準額の改訂に伴う処理について」から備品シールの抹消手続き方法の例示から一部抜粋したものを添付する。

ア 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(ア) (04-20-01) 消耗品の管理方法について

物品についてはその性質が同じものでも、取得価額により備品と消耗品に分類されることとなる。学校現場では、備品か消耗品かの判別は、備品シールの貼付の有無によるしかなく、現物確認を行う際にかなりの時間を要する。

学事課より「備品と消耗品が混在している状況は認識しているが、基準額の改定によるものではなく以前からそういう状況であった。」との回答があった。

会計室からの通知¹⁷には「物品の適正な使用・管理（保管）について」と題して留意事項の記載があり、「基準額の見直しにより、物品管理規則上は備品から消耗品となる物品があります。しかし、これらの物品は、その性質又は形状を変えることなく長期間にわたって使用できる物品であることに変わりはありません。（中略）物品の適正な使用・管理（保管）に努めてください。」と記載がある。備品から消耗品へと分類変更となった際の取扱いが会計室から通知されているが、消耗品の管理簿については記載がなく各学校によって対応が違っている。学事課は学校備品整備の統括課である。備品の基準額の見直しにより今後は学校において消耗品が増加することが想像される。学校での消耗品の管理方法についてマニュアル作成などについて検討されたい。

(イ) (04-20-02) 備品シール抹消の取り扱いについて

令和4年4月1日付け備品の基準額の改定¹⁷に伴い、備品から消耗品への分類

¹⁷『備品の基準額の改訂について（通知）』（令和4年2月28日） 広島市会計室

変更となった物品については備品シールの抹消を行う必要がある。どの学校も備品シールに×印・斜線をいれる又は「消耗品」と記載したラベルテープの貼付があった。

ただし、学校によっては丸い色付きのシールを備品シールの上部に重ねて貼付して消耗品扱いとしているところがあり、学校監査の際の現物確認で備品なのか消耗品なのか判断に時間を要した。

会計室からの通知には、備品シールに×印若しくは抹消した旨を記載したラベルテープを貼付するなどの例示がなされており、追記で「状況に応じた方法をとっていただくことも差し支えありません。」との記載があるため、そのような方法を取った学校があったと思われる。

備品の照合事務を効率的に行うため備品シールの抹消方法については、「備品シールへ×印又は斜線を入れる」の方法に統一すべきである。

転任・退職等で担当者の変更があることを鑑みても、どの担当者・管理者となっても共通認識を持ったうえで備品・消耗品管理を行えるよう対処すべきである。

学校備品整備の統括である学事課は、効率的な管理方法として学校における備品シールの抹消手続きについて今後においては今一度検討されたい。

備品シールの抹消手続きの例示

例1) 備品シールに「×」と書く

	
年度 60	管理番号 3600005897-001
応接セット	
学校 備品	分類 番号 01-001-01

例2) ラベルテープにより抹消した旨を記載する

令和4年4月1日 備品基準額の改定に伴い抹消

③ 監査対象課 教育企画課

令和４年度・令和５年度実施の以下の事業において教育物品整備が実施された。

04-27 は学校納入金の取扱いについての教育企画課に対する監査の意見である。

(所管課：教育企画課)

	令和４年度	令和５年度
04-21	小学校の教育振興（コンピュータ） 中学校の教育振興（コンピュータ） 高等学校の教育振興（コンピュータ） 特別支援学校の教育振興（コンピュータ） 幼稚園の教育振興（コンピュータ）	小学校の教育振興（コンピュータ） 中学校の教育振興（コンピュータ） 高等学校の教育振興（コンピュータ） 特別支援学校の教育振興（コンピュータ） 幼稚園の教育振興（コンピュータ）
04-22	教育委員会情報ネットワーク管理・運営（小学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（中学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（高等学校）	教育委員会情報ネットワーク管理・運営（小学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（中学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（高等学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（特別支援学校）
04-23	高等学校の校内LAN整備	高等学校の校内LAN整備
04-24	広島みらい創生高等学校の管理運営	広島みらい創生高等学校の管理運営
04-25	高等学校施設情報環境整備	
04-26		中学校の教育振興（「学びの変革」県補助金）
04-27	学校納入金について	

以下、事業についての監査結果である。

No.	04-21
事業名	小学校の教育振興（コンピュータ） 中学校の教育振興（コンピュータ） 高等学校の教育振興（コンピュータ） 特別支援学校の教育振興（コンピュータ） 幼稚園の教育振興（コンピュータ）
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

学級や教職員の増、修理時や故障時の代替に対応するため、ノート型パソコンを購入する。

令和４年度はノート型パソコンの購入に加え、小・中学校の授業用教育サーバのリース、LANケーブル及びセキュリティワイヤーなどの消耗品購入を実施している。

令和５年度はノート型パソコンの購入に加え、中学校の学級増に対応するため、電子黒板及びタブレット端末の充電保管庫の整備を実施している。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-22
事業名	教育委員会情報ネットワーク管理・運営（小学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（中学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（高等学校） 教育委員会情報ネットワーク管理・運営（特別支援学校）（令和５年度）
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

プリンタや高等学校の授業用コンピューター機器等のリースを行う。

令和４年度、令和５年度ともに同様の事業内容となっている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-23
事業名	高等学校の校内LAN整備
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要
管理用サーバ機器等のリースを行う。
令和4年度、令和5年度ともに同様の事業内容となっている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-24
事業名	広島みらい創生高等学校の管理運営
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要
授業用コンピュータ機器等のリースを行う。
令和4年度、令和5年度ともに同様の事業内容となっている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-25
事業名	高等学校施設情報環境整備
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

(ア) 目的

国は「コロナ克服・新時代開拓のための経済政策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）において、「GIGA スクール構想の一層の推進等により、教育の I C T 環境の整備等に取り組むとともに、新しい学びに対応した学校施設の整備を推進する。」とした。これを受け、文部科学省では令和 3 年度補正予算において、学校の I C T を活用した授業環境高度化に資する機器整備を進めることとしている。

市教委では、平成 21 年度に 50 インチの大型テレビを整備しているが、導入から 10 年が経過し、保守部品の供給が難しくなっており、順次更新していく必要がある。更新に当たっては、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、オンライン教育に係る環境の高度化を図るため、電子黒板機能付き大型提示装置（以下、「大型提示装置」という。）と教材提示装置を整備する。（令和 4 年度実施）

(イ) 具体的な整備内容

高等学校（開学時に整備済みの広島みらい創生高等学校を除く。）及び中等教育学校後期課程に、大型提示装置及び教材提示装置を整備する。（小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（全学年）は令和 2・3 年度に整備済み）

・普通教室に整備する大型提示装置

教室の広さや使用方法を考慮し、プロジェクタータイプのものを整備する。

・特別教室等に整備する大型提示装置

義務教育課程の学校は普通教室のみの整備としているが、高等学校等については、特別教室等（無線 L A N アクセスポイントを設置している普通教室以外の教室）での授業も多いことから、特別教室等にも、架台式（液晶テレビと同形態）のものを整備する。

本事業で、65 型電子黒板は 72 台、75 型電子黒板は 77 台が市内学校及び広島市教育委員会へ整備されている。

なお、本事業は国の「公立学校情報機器整備費補助金」を活用して実施されている。

イ 事業費の予算と実績

令和 3 年度予算は、国の補助内定に伴う追加補正により、事業着手の予定を繰り上げるため、令和 4 年度への繰越が行われている。

(単位：千円)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当初予算額	0	0
繰越・流用等	0	88,921
最終予算額	88,921	88,921
決算額	0	71,880
特定財源	0	11,724
一般財源	0	60,156
不用額	0	17,041

ウ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

エ 監査の意見

(04-25-01) 備品台帳の確認について

今回の監査において、広島市立広島商業高等学校へ納入された 65 型電子黒板 4 台と 75 型電子黒板 9 台の備品台帳への登録漏れが判明した。

本事業は国の「公立学校情報機器整備費補助金」を活用して実施されており、教育企画課作成の事業完了実績報告書（令和 4 年 10 月 14 日決裁）の起案書には内部参考用の資料として学校名・設置場所（1 台ごと）が詳細に記載されている。

また、「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱」には以下の記載がある。

(財産の管理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

実際の納入については 65 型電子黒板・75 型電子黒板どちらも令和 4 年 9 月 15 日にされている。（教育企画課保管の検査調書にて確認）

納入先の広島市立広島商業高等学校は令和 4 年度備品照合結果報告書では「相違なし」と報告しており、また、令和 5 年度備品照合結果報告書では「相違あり」で登録漏れ 21 件を報告しているが、当該電子黒板についてではない。

これらのことを踏まえて、基本的には納入先の広島市立広島商業高等学校が登録

をするべきである。しかしながら、学校側が登録漏れをしていた場合にチェック機能として、事業完了実績報告書の起案課である教育企画課が発注・納入連絡を受けた後、各学校の備品登録が行われているかどうか確認すれば、登録漏れは防げたのではないかと思われる。

前述の事業実績完了報告書・検査調書から教育企画課が正規に納品・登録されたか否かの確認は可能であり、「公立学校情報機器整備費補助金交付要綱」の規定からも再発防止の対策を講じるべきと思われる。

今回の監査が実施されなければ、このまま登録漏れが続いていた可能性もあるため、複数台の発注で補助金を活用した備品の購入については、今後、起案課が確認作業をすることを検討されたい。

No.	04-26
事業名	中学校の教育振興（「学びの変革」県補助金）
監査対象課	教育企画課

ア 事業の概要

宇品中学校の図書館用にノート型パソコン及びプリンタを購入する。
令和5年度のみ実施している。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-27
事業名	学校納入金について
監査対象課	教育企画課

学校において学校納入金の取扱いについて監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が多数見受けられた。学校納入金の規定が平成19年から更新されていない点も踏まえて、所管課である教育企画課は規定の取扱いについて、各学校に周知徹底及び注意喚起を実施されたい。また、以下の点を検討されたい。

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(ア) (04-27-01) 帳簿関係書類の電子データでの保管の検討について

全ての学校において、納入業者から受領した納品書・請求書・領収書が丁寧に貼付用の紙に貼られ、関係書類一式と一緒に保管されていることが確認された。関係書類一式を整理整頓・保管管理することは重要であるが、このような処理に時間と手間がかかることは事実である。また、紙媒体であることから紛失等のリスクも否定できない。帳簿関係書類を電子データで保存することは民間企業においても一般的になりつつあり、同様の整理保管方法を検討されたい。

(イ) (04-27-02) 電子押印や電子決裁の検討について

印鑑を押印しなければならない書類が多いことも一因として考えられるが、押印忘れが確認された。押印が必要な書類を減らす、あるいは電子印鑑で処理するといった体制構築を検討されたい。

(ウ) (04-27-03) 現金取扱いの削減の検討について

保護者から受領した現金が、長期間金庫に保管されたままとなっていたケースが複数確認された。キャッシュレス取引は世代を問わず広く認知されており、学校納入金を現金で受領するケースを減らすための施策を検討されたい。

(エ) (04-27-04) 証憑資料の電子データでの受領の検討について

納入業者から取り付けた領収書で、本来収入印紙を貼付する必要があるものについて、収入印紙が貼り付けられていないものが複数確認された。領収書を電子データで交付してもらう等の処理方法を検討されたい。

(オ) (04-27-05) 電子化による会計報告の実施について

保護者への会計報告(決算報告)は現状書面で実施されているが、手間やコスト等の観点を踏まえ、電子メールを使用した報告方法等も検討されたい。

(カ) (04-27-06) 管理職に対する学校納入金会計処理に係る研修の実施について

会計年度や決算というものに対する意識が希薄であり、校長や教頭といった管理職向けの研修等に当該内容等を盛り込むよう検討されたい。

④ 監査対象課 健康教育課

令和４年度・令和５年度実施の以下の各事業において教育物品整備が実施された。

(所管課 健康教育課)

	令和４年度	令和５年度
04-28	定期・臨時健康診断（幼・小・中・高・みらい創生・特）	定期・臨時健康診断（幼・小・中・高・みらい創生・特）
04-29	結核健康診断（小・中・高・みらい創生・特）	結核健康診断（小・中・高・みらい創生・特）
04-30	給食管理事務	給食管理事務
04-31	市立学校ＡＥＤ更新・管理	市立学校ＡＥＤ更新・管理
04-32	感染症対策等支援事業（感染症対策の充実）	
04-33	中学校給食調理委託	中学校給食調理委託
04-34	安全でおいしい給食の推進対策事業（小）	安全でおいしい給食の推進対策事業（小）

以下、事業についての監査結果である。

No.	04-28
事業名	定期・臨時健康診断（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校）
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

目的と概要

学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、幼児、児童、生徒の健康の保持増進を図るため毎学年定期に市立幼稚園・学校の幼児・児童・生徒の健康診断を実施する（定期健康診断）。

また、学校において、必要があるときは、臨時に健康診断を実施する（臨時健康診断）。加えて、翌学年の初めから学校に就学させるべき者について、就学前に健康診断を実施する（就学時健康診断）。

当該事業の事業経費は主に医師謝礼金・委託料等からなり、消耗品整備については、健康診断時に必要な関係帳票類の購入となっている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-29
事業名	結核健康診断（小学校・中学校・高等学校・みらい創生高・特別支援学校）
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

学校保健安全法 第13条に規定されている定期健康診断の問診票等によるスクリーニングの結果、必要と認められる児童生徒に対しX線検査を実施するものである。
当該事業の事業経費は主に委託料からなり、消耗品整備については、定期健康診断時の問診票の購入からなる。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-30
事業名	給食管理事務（小学校・中学校）
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

学校給食管理において必要な備品・消耗品の整備を実施する。
学校給食の実施に当たって必要な備品・消耗品等を整備するものであり、令和4年度は給食センターの受配校において使用している食器が使用劣化により破損し、在庫が減少したため新たに購入したものである。令和5年度は学校において給食を配膳するために必要な備品等を購入している。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-31
事業名	市立学校AED更新・管理
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

令和４年度に耐用年数である７年を経過するＡＥＤ（平成２７年度整備分）６１台（小学校２５台、中学校３６台）について、また、令和５年度においても７年を経過するＡＥＤ（平成２８年度整備分）８台（小学校８台、中学校は無し）について、次のとおり更新した。

- ・令和４年度 ６０台整備（１台は寄贈）
- ・令和５年度 ７台整備（１台は寄贈）

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-32
事業名	感染症対策等支援事業（感染症対策の充実）
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

学校における新型コロナウイルス感染症対策のため、国の補助金等を活用し、保健衛生用品等（消毒液・サーモグラフィ等）を購入した。

令和５年度は、国から更なる換気対策を講じることが求められたことから、前年同様、国の補助金等を活用し、各学校の実情に応じて必要な備品等（CO2モニター、サーキュレータ、HEPAフィルター付空気清浄機等）を購入した。

なお、本事業は国の補助事業（補助率 １/２）の活用と新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金（充当率 1/2）を充当して実施されている。

令和3年度文部科学省補正予算 事業別資料集より¹⁸

学校等の感染症対策等支援

令和3年度補正予算額 305億円

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他

II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他

成果

学校現場の数量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

1

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-33
事業名	給食調理委託事業（中学校給食調理委託）
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

（ア） 目的と概要

市教委は学校給食を、各学校の調理場で調理する「自校調理方式」、学校給食セ

¹⁸令和3年度文部科学省補正予算事業別資料集

ンターで数校分の給食を調理し各学校に配送する「給食センター方式」、民間事業者の調理場で調理しランチボックスで提供するデリバリー給食と家庭から持ってくる弁当とを選択する「選択制のデリバリー方式」の三つの方式で提供している。

中学校給食における「選択制のデリバリー方式」を平成9年度から本格実施しているが、他の方式に比べて味や温度に関する生徒の評価が低く、残食率も他の方式に比べて著しく高くなっていた。

こうした課題に対応するため令和3年9月に「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」¹⁹を策定し、中学校におけるデリバリー方式をおおむね5年以内に解消することを目標に掲げ、その解消に向けた取組として、令和8年度までにデリバリー方式実施校は、①「広島市学校給食事業協同組合」による食缶での給食提供、②親子方式による給食提供又は③給食センター方式による給食提供に順次移行することとしている。

このうち①については、デリバリー給食の調理・配送を担う業者が実施することから、本事業の中で食缶での給食提供に必要な予算計上を実施することとなった。

(イ) 具体的な物品の整備

・食器類の購入

デリバリー方式ではランチボックスにより給食を提供しているが、食缶による給食提供への移行に伴い、新たに必要となる食器類を購入する。

・移動台の購入

ランチボックスから食缶による給食提供への移行に伴い、全生徒及び教職員分の食缶や食器類を受配した上で保管しておく必要がある。現在の配膳室に備えている保管棚だけでは保管スペースが不足するため、配膳室内又は廊下等に設置し、保管スペースを補充するための運搬可能な移動台を購入する。

・配膳台の購入

ランチボックスから食缶による給食提供への移行に伴い、教室で食缶に入った給食を注ぎ分ける際に必要となる配膳台を購入する。

¹⁹学校給食の提供体制の見直し - 広島市公式ホームページ | 国際平和文化都市

令和3年9月 給食提供体制の見直し方針策定時の現状

【給食提供方式の校種別内訳】

(令和3年4月時点)

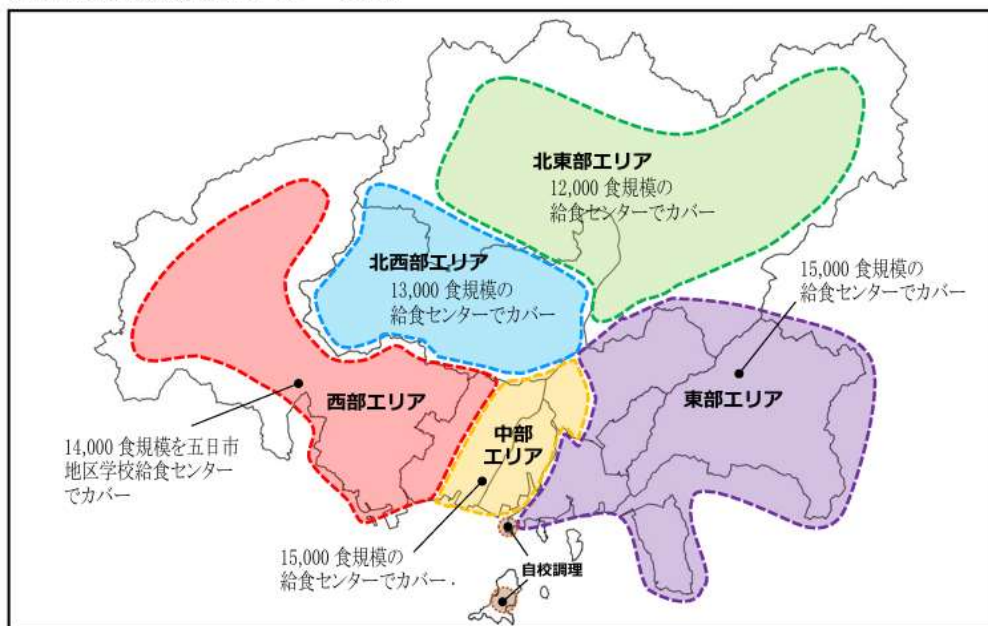
区 分	校数	①自校調理 方式	うち、親子 方式の子		②給食センター 方式	③デリバリー 方式
			うち、親子 方式の親	うち、親子 方式の子		
小学校	141校	117校	(5校)	(2校)	24校	—
中学校※	64校	8校	(—)	(3校)	13校	43校
特別支援学校	1校	1校	(—)	(—)	—	—
合 計	206校	126校	(5校)	(5校)	37校	43校

※中等教育学校の前期課程1校を含む。

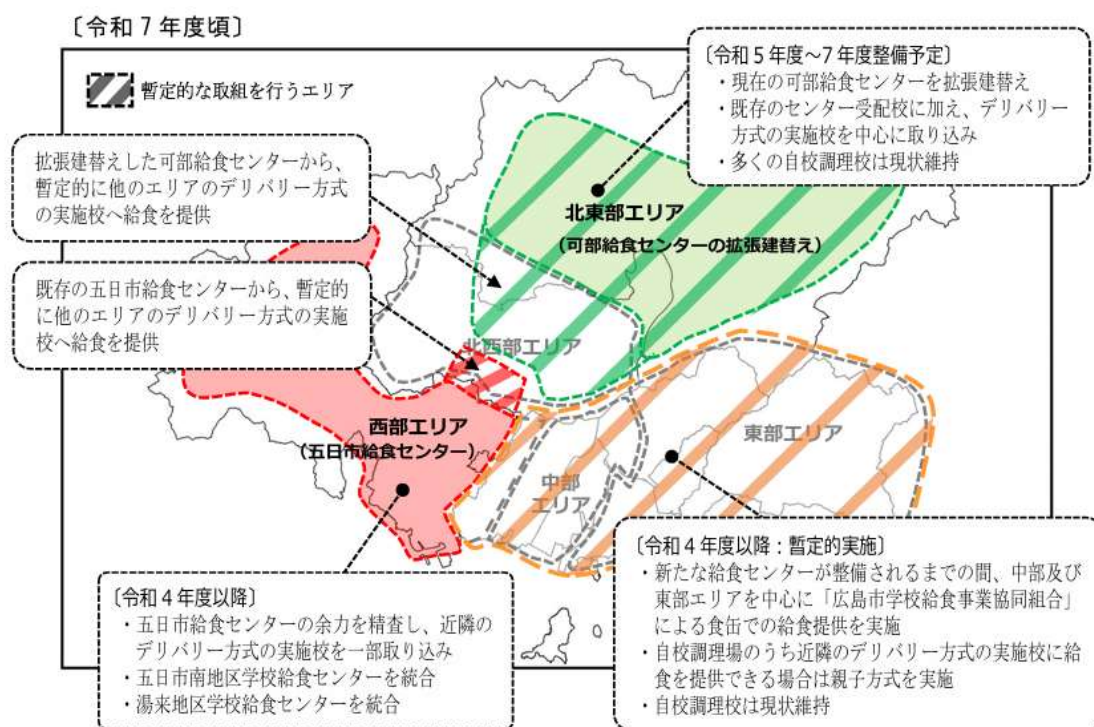
将来目指すべき給食提供体制

今後の取組方針の実現のために、広島市が将来目指すべき給食提供体制は「給食センター方式」を基本としつつ、島しょ部や特別支援学校においては「自校調理方式」を継続する。

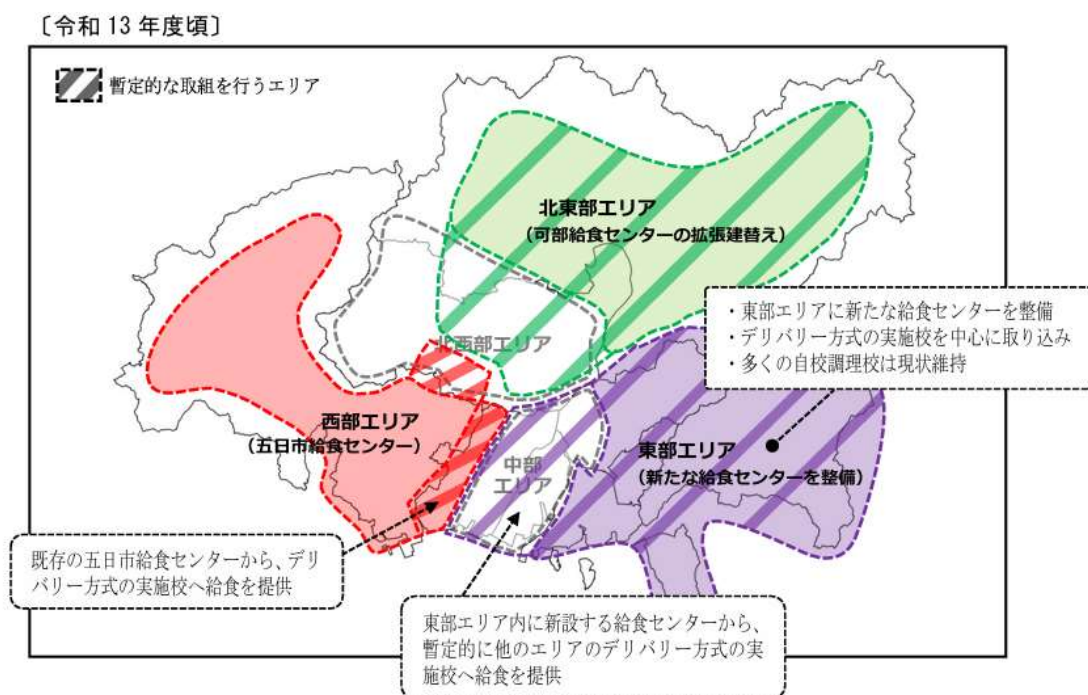
【将来の給食提供体制のイメージ図】



【当面の取組イメージ（北東部エリアの新たな給食センターが完成した段階）】



【当面の取組イメージ（東部エリア内の新たな給食センターが完成した段階）】



イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

（04-33-01） 物品の貸付について

学校給食配送業務（親子方式）に係る車両の貸付について、借受書を受領していない。

健康教育課は、同課が保有する車両を給食の配送業務を受託した受注者に対し、受注者との業務委託契約に基づき無償で貸与している。担当者にヒアリングしたところ、借受書は受領していないとのことであった。契約に基づく無償貸与であるためその認識がなかったと思われるが、備品の貸付に該当することから借受書を受領すべきである。

令和５年度の業務委託契約は２件あり、契約期間が令和５年４月１日から令和６年３月３１日のものについては車両４台を無償で貸与し、契約期間が令和５年７月２６日から令和６年３月３１日のものについては３台を無償で貸与している。

このうち、業務委託契約書に車両の詳細について記載されているのは２台のみである。「物品管理事務の手引」によれば、借受書には「物品の分類、品名、規格及び数量」を記載するとあるため、この点においても委託契約書が借受書の代用とはならない。

令和６年度も契約が継続しており、物品管理の適正化の観点から借受書を提出させる旨を契約書に明記することが望ましい。

※ 「物品管理事務の手引き」より

第6 物品の貸付

目次

参考：貸付の事務手順（P19）

市の物品は、貸付けを目的とするもの又は貸し付けても市の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものであれば、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に貸し付けることができます。

物品を貸し付けようとするときは、財務会計システムで「備品貸付」の処理を行い、契約書や借受書の案等必要書類を添付して会計室を合議先とし、主管課長の決裁を受けます（貸付1件の総額が300万円以上の場合は部長決裁となります。また、貸付期間が1年を超える場合は部長決裁となります。）。「異動理由」は「貸付」を選択し、「管理者」欄には備品の貸付等先を入力します。

なお、貸付期間を1年以内に設定した上で、自動更新条項を設定することは問題ありませんが、更新に当たっては、毎年度決裁を行う必要があります。

物品出納員等は、当該物品を引き渡すとき、その相手方から借受書（「借り受ける物品の分類、品名、規格及び数量」「借受期間」「返納場所」を記載したもの）を徴さなければなりません。車両など、維持管理費が必要であり使用の際事故が発生する可能性が高い物品を相手方に貸し付ける場合は、使用条件及び費用負担等について定めた契約書を作成し、事後に問題が生じないよう貸付契約を締結しておく必要があります。

委託業務を行うために、施設の事務室等で受託者が使用する物品（事務用の椅子、机、キャビネット等）は、委託業務契約とは別に、物品の貸付の事務手続きを行う必要があります。また、貸し付けている物品を、使用目的以外で使用する場合は、新たに貸付の事務手続きを行う必要があります。

※貸付の事務手続きの書類

- ・ 契約金額が100万円未満の契約を締結する時は契約書を省略することができる（契約規則第27条第1項第1号）。この場合、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない（同条第2項）。
- ・ 物品出納員等は、貸付けの相手方から借受書を徴さなければならない（規則第21条第5項）。

No.	04-34
事業名	安全でおいしい給食の推進対策事業(小学校)
監査対象課	健康教育課

ア 事業の概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」や食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成 19 年 3 月）を踏まえ、学校給食の充実策に取り組む。

本事業において、教育物品整備の対象となるのは、児童用指導教材印刷費である。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

⑤ 監査対象課 指導第一課・指導第二課・特別支援教育課

令和４年度・令和５年度実施の以下の各事業において教育物品整備が実施された。

04-44 は毒物及び劇物の適正な管理についての指導第一課及び指導第二課に対する監査の意見である。

(所管課：指導第一課・指導第二課・特別支援教育課)

	令和４年度	令和５年度
04-35	沼田高校寮の施設管理	沼田高校寮の施設管理
04-36	副読本の給与	副読本の給与
04-37	副読本の給与（中学校）	
04-38	さわやかハイスクール支援事業 （広島市ハイスクールビジョンの推進）	さわやかハイスクール支援事業 （広島市ハイスクールビジョンの推進）
04-39	学校経営推進サポート事業 （広島市ハイスクールビジョンの推進）	学校経営推進サポート事業 （広島市ハイスクールビジョンの推進）
04-40	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備
04-41		広島市ハイスクールビジョンの推進
04-42		高等学校DX加速化推進事業
04-43	特別支援学校高等部充実事業	特別支援学校高等部充実事業
04-44	毒物及び劇物の適正な管理について	

以下、事業についての監査結果である。

No.	04-35
事業名	沼田高校寮の施設管理
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

広島市立沼田高等学校の敷地内に設置されている寮（平成２６年４月開寮）を管理し、入寮する体育コースの生徒の安心できる生活環境を提供する。

管理業務の委託契約は４年間の長期継続契約（平成３１年４月１日～令和５年３月３１日）となっており、令和５年度をもって終了する。

このため、新たに４年間の長期継続契約（令和５年４月１日～令和９年３月３１日）を行う必要があることから、適切な価格設定による入札・契約を行う。

令和 4 年度においては、事業経費のほとんどが施設管理委託料であり、物品整備については、寮で使用する備品購入となっている。

令和 5 年度においては、寮の開設当初から使用している初度備品は、不具合や故障が多発しているため、計画的な修繕・更新を行うこととなり、予算計上を実施している。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-36
事業名	副読本の給与
監査対象課	指導第一課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

広島市では、小学校第 3 学年及び第 4 学年の社会科学習は、地域社会に関するものであるため、教科書以外にも地域学習に関する副読本を活用することが必要不可欠であると考えており、副読本を無償給与することにより、地域社会に関する学習を深化・発展させ、社会科学習の一層の充実を図るとともに、保護者の負担軽減に資することを目的として本事業を実施している。

(イ) 具体的な内容

- ・ 小学校第 3 学年と第 4 学年の内容を掲載した社会科副読本を市費により購入し、給与する。
- ・ 書名「わたしたちの広島 3 年・4 年」
- ・ 給与対象者は、第 3 学年の全児童（特別支援学級在籍を含む）及び学級担任（特別支援学級担任を含む）、年度内に市外から転入した第 3 学年及び第 4 学年の児童。
- ・ 購入冊数
令和 4 年度 11,420 冊（児童用 10,415 冊、教師用 594 冊、転入児童用・予備 411 冊）
令和 5 年度 11,180 冊（児童用 10,144 冊、教師用 506 冊、転入児童用・予備 530 冊）

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-37
事業名	副読本の給与（中学校）
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

中学校社会科の歴史的分野の学習では、身近な地域の歴史を取り上げることによって、地域への関心を育て、我が国の歴史に、より具体性と親近感をもたせながらその理解を深めることが大切である。こうしたことから広島市教育委員会は、広島県教育委員会が作成した「郷土ひろしまの歴史Ⅰ」「郷土ひろしまの歴史Ⅱ」を本市の中学校 1 年生全員に無償給与し、身近な事例と結びつけながら学習を進めることにより歴史に対する理解を深めさせるとともに、家庭での復習やレポート作成等の課題に取り組ませることで、郷土の伝統や文化への関心を高めることを目的として本事業を実施する。

(イ) 具体的な内容

- ・社会科副読本を市費により、印刷・製本し給与する。
- ・書名 社会科副読本「郷土ひろしまの歴史」
- ・給与対象者は中学校第 1 学年の全生徒（特別支援学級在籍を含む）とする。
（新規採用教員・転入生徒については、余部用で対応）
- ・冊数 9,752 冊 （生徒用 9,652 冊 余部用 100 冊）

令和 4 年度のみの実施である。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-38
事業名	さわやかハイスクール支援事業（広島市ハイスクールビジョンの推進）
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

本事業は各市立高等学校及び特別支援学校の生徒に、地域や学校の実態等に応じて、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の滋養に向けての取組を行なうことを目的としており、就業やボランティアにかかわる体験的な学習を通して、生徒の豊かな心を育成するために必要である。

(イ) 主な活動内容

- ・教科指導に関すること（総合的な学習の時間に係る生徒の活動等の支援、家庭科における乳幼児や高齢者とのふれあい交流 等）
- ・就業体験等の体験活動に関すること。（講演会、長期・短期インターンシップ 等）
- ・ボランティア活動（学校行事として位置付けられたボランティア活動）
- ・部活動における社会貢献活動（地域でのコンサート 等）
- ・その他、必要と認められる活動

本事業の事業経費のうち物品の整備に充てられているのは上記活動のうち社会貢献活動に伴う消耗品購入となる。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-39
事業名	学校経営推進サポート事業（広島市ハイスクールビジョンの推進）
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

目的と概要（本事業の経緯）

高等学校の学校運営費は、各校一律に予算配分していたが、学校経営計画に基づく特色ある学校づくりを推進するため、「高等学校費の執行方法の改善」として、財

政局財政課協議の上、平成 20 年度から各校が独自に立案する取組に予算を配分していた。

平成 21 年度は、広島市教育委員会各課の予算をシーリング枠内で振り替え、実施した。

学校経営計画目標達成のため、各校が独自に立案する取組を実施し、特色ある学校づくりをより一層推進するため、平成 22 年度から「学校経営推進サポート事業」として、実施することとした。

本事業の事業経費の大半を占めているのは、講師謝礼金・講師旅費であり、物品整備として支出されたのは授業改善に関する取組等の印刷・製本費用となる。

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-40
事業名	学習指導要領の改訂に伴う教材等の整備
監査対象課	指導第二課・特別支援教育課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

平成 30 年 3 月に告示された新学習指導要領を実施するため、各学校が新たに必要とする教材等を整備することを目的とする。

令和 4 年度までは、新学習指導要領を実施するために、新たに必要となる教材等を令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 か年で段階的に整備した。(R2 小学校、R3 中学校 R4 (高等学校、特別支援学校)) なお、特別支援学校については、特別支援学校高等部校舎の完成に合わせて、令和 5 年度に整備した。

(イ) 整備の内容

整備品

- ・令和 4 年度は顕微鏡。
- ・令和 5 年度は顕微鏡も含めた理科物品等

上記はいずれも「理科教育設備整備費等補助金交付要綱」に定める品目である。

なお、本事業は補助金を活用（補助率 1/2）して実施されている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-41
事業名	広島市ハイスクールビジョンの推進
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

前述でも触れた、広島市ハイスクールビジョンは令和4年3月に一部改訂を行った。その改訂に基づいた「魅力ある高校づくり」を行っていくための必要な経費として実施する。

本事業の物品整備は各高等学校が「魅力ある高校づくり」を達成するための書籍代・研修資料作成費・報告書作成費として支出されている。

イ 監査の結果（指摘事項）
指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見
該当事項はない。

No.	04-42
事業名	高等学校DX加速化推進事業
監査対象課	指導第二課

ア 事業の概要

(ア) 目的と概要

国において、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換が進む中、その政策効果を最大限に発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要とされている。

広島市教育委員会においても、平成29年1月に策定したハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、これからの時代に対応していくために必要な情報活用能力やICTを理解し使いこなす科学的な素養などの資質・能力の育成を推進しており、取組の一層の充実を図るため、学校教育環境のデジタル化に向けた施設・

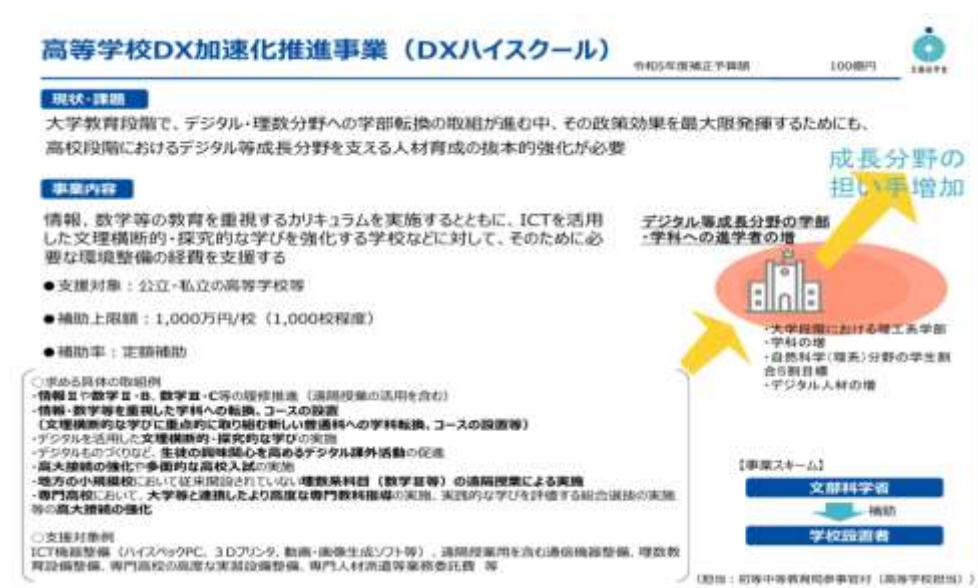
設備の整備を行う。(令和5年度実施)

(イ) 具体的な内容

- ・広島商業高等学校の実習設備の整備 (V R 実習装置一式)
- ・広島工業高等学校の実習設備の整備 (ドローン測量装置一式)

なお、本事業は補助金を活用(補助率 定額補助 上限 1,000 万円)して実施されている。

高等学校DX加速化推進事業の概要²⁰



イ 監査の結果(指摘事項)

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-43
事業名	特別支援学校高等部充実事業
監査対象課	特別支援教育課

²⁰高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)

ア 事業の概要

令和4年度より実施となった新学習指導要領では、特別支援学校高等部において、キャリア教育及び職業教育を推進するために、就業体験活動の機会を積極的に設けることや社会人講話などの機会の確保することなどが不可欠であるとされている。

広島市において、平成5年度に設置された高等部は、生徒数の増加傾向が続いており、障害の実態が重度重複化及び多様化しているため、より一層、個々の生徒の実態に応じたキャリア教育及び職業教育の充実に対応し、高等部生徒の社会的な自立に資するため本事業を実施する。

本事業のうち物品整備は、以下の行事で使用する消耗品の購入に充てている。

- ・職場実習
- ・作品展示販売会
- ・入学者選考に係る説明会

イ 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

ウ 監査の意見

該当事項はない。

No.	04-44
事業名	毒物及び劇物の適正な管理について
監査対象課	指導第一課・指導第二課

学校において、理科物品等に係る「毒物及び劇物の適正な管理」がなされているか監査を実施し、改善又は改善の検討を要する事項が散見された。各学校を指導する指導第一課・指導第二課は以下について検討されたい。

※ なお、参考資料として「毒物及び劇物の適正な管理のために」の一部抜粋を添付する。

ア 監査の結果（指摘事項）

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-44-01) 毒物及び劇物の適正な管理に係る指導履歴の文書化及び保管について
学校では毒物劇物の取り扱いがあるため、指導第一課・指導第二課が「毒物及び劇

物取締法」に基づき「毒物及び劇物の適正な管理のために」²¹（以下「毒物劇物規定」と表記する。）を毎年度通知している。

その毒物劇物規定について指導第一課・指導第二課にヒアリングしたところ毒物及び劇物の管理が適正に管理されているか指導助言のため毎年度対象校を決めて学校を訪問しているとのことであった。

対象校については、広島市監査委員の定期監査における監査対象校（令和4年度：小学校24校・中学校11校・高等学校2校、令和5年度：小学校22校・中学校10校・高等学校1校）としているとの回答を得た。

その学校訪問時の内容についてヒアリングしたところ、

- ・毒物劇物規定にある「毒物・劇物管理チェック表」を用いて各項目の適否を確認している。

- ・学校で作成している薬品出納簿内にある確認書を基に、学校が定期的に（チェック表では年間3回程度としている）薬品の確認をしているかチェックしている。

との回答を得た。

指導第一課・指導第二課に対し令和4年度の対象校訪問時の確認・指導内容（訪問日がわかるもの・「毒物・劇物管理チェック表」・その他指摘事項が書かれたもの等々）について資料の提出を求めたところ、「「毒物・劇物管理チェック表」を基に確認はしているが「毒物・劇物管理チェック表」を保管するようになっていないため、提出資料はない」との回答を得た。

また、「当該指導・助言は規定されているものでもないことから記録に残していない」との回答も得た。しかしながら、この度の学校監査では、毒物劇物の管理に係る確認も行ったが、その際、毒物劇物規定に関する認識が周知されていない、毒物劇物管理に不備がある学校が見受けられた。

現在のところ、毒物劇物に当たる薬品の紛失や事故等は発生していないとのことだが、発生した場合に、毒物劇物規定を通知し指導助言を行う所管課として指導が適切であったかの説明責任を履行するために指導履歴の文書化及び保管は必要であると考え。今後は、一定の書面若しくはデータにて指導履歴の保管を検討されたい。

²¹ 「毒物及び劇物の適正な管理のために」指導第一課・指導第二課

毒物・劇物管理チェック表

チェック場所		チェック内容	調査	備考
帳簿等	出納簿	薬品名・出納年月日・使用量・搬入量・保有量・出納者（使用者）の記入		
		備考欄へ「購入」「定期点検」「2年実験等」等の記入		
		定期的な確認（年間3回程度）があるかどうか		
	管理規定	空欄なし（封緘を入れる）		
		管理責任者（一般的に教頭）を定める		
		年度ごとに更新（目録の記入）		
保管庫	本体	緊急対応部分の掲示		
		転倒防止（壁への固定、L字金具等）		
		「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示（色指定なし）		
	内部	鍵がかかるか		
		転倒防止（しきりのあるケース等）		
		一般薬品と毒劇物の区分		
		毒劇物の保管にペットボトル等を使用しない		
		各容器に「医薬用外毒物」（赤地に白色）「医薬用外劇物」（白地に赤色）の表示		
準備室全体を見て	廃棄物の管理			
	不明な薬品や容器類（フラスコやペットボトル等の瓶上や壁への設置）			
	一般薬品の保管場所への毒劇物の混在			
その他	保管庫の鍵の管理（施錠できる場所での保管）			
	毎月の安全点検			

毒物及び劇物の適正な保管・管理に関する確認書

校 番 _____ 区 _____ 番 _____
校 名 _____ 学校 _____
校長名 _____

点検実施日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

確認終了日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本校の毒物及び劇物の保管・管理が適正に行われていることを確認しました。

管理責任者 _____
責 任 者 _____
責 任 者 _____

⑥ 監査対象課 施設課

No.	04-45
事業名	各学校における空調の設置について
監査対象課	施設課

ア 監査の結果

指摘すべき事項はない。

イ 監査の意見

(04-45-01) 特別教室・体育館への空調設置について

今回の監査対象校の多くにおいて、一部の特別教室・体育館に空調が設置されていない。近年の猛暑により一部の特別教室・体育館が使えない状況となっている。令和6年9月現在の文部科学省公表²²によると広島市の特別教室（小中学校）の設置率は45.9%（全国平均66.9%）、体育館等（小中学校）の設置率は0%（全国平均18.9%）となっており、全国平均を下回っている状況である。

文部科学省では「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」²³と題して方針を発表しており、その中で特別教室については「児童・生徒の利用頻度が高い部屋については、優先的に設置をしている状況もあるため、学校設置者の設置の要望を踏まえ、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。」とし、体育館については、「文部科学省としては、体育館本体の建替えや全面的な改修工事に併せ、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き、教育環境改善に取り組んでまいります。」としている。

広島市は以前から空調の有用性は認識しており、これまでは普通教室・一部の特別教室等への空調について優先順位を考慮しながら設置を行っている。

だが、熱中症の危険指数とされる広島市の猛暑日が令和6年（9月30日時点）は45日²⁴、令和5年は16日、令和4年は8日を記録しており、今後、猛暑が益々激しさを増していくことは容易に想像がつく。

今後も、優先順位を考慮しつつ、特別教室・体育館への空調の設置を検討されたい。

²² [公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況：文部科学省（mext.go.jp）](https://www.mext.go.jp)

²³ [公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について：文部科学省](#)

²⁴ [広島市の猛暑日数 | 広島市江波山気象館公式ホームページ](#)

(5) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

対象校

No.	学校名
05-01	吉島小学校
05-02	段原小学校
05-03	大河小学校
05-04	三篠小学校
05-05	己斐小学校
05-06	安東小学校
05-07	三入小学校
05-08	国泰寺中学校
05-09	仁保中学校
05-10	瀬野川中学校
05-11	五日市中学校
05-12	基町高等学校
05-13	広島みらい創生高等学校
05-14	広島商業高等学校
05-15	沼田高等学校
05-16	広島特別支援学校

対象校は、児童生徒数などの規模、理科物品（補助金活用）の購入校を考慮して小学校・中学校・高等学校から抽出した 15 校と特別支援学校 1 校を選定した。

前記 2(4)の教育物品整備事業において触れたように、下記の参照規定を基に、各学校において学校納入金の管理・備品管理・理科物品等に係る毒物劇物の適正な管理について、監査を実施した。

学校納入金については、収入印紙に関し改善又は改善の検討を要する事項が多数あったため、参考資料として、巻末に「印紙税の手引(国税庁)」(一部抜粋)を添付する。

備品については、現物実査は年度末ではなく夏休み中に行われている学校がほとんどであった。教職員がまとまった時間をとれる夏休みに現物実査することで効率的に備品管理を行う一方で、改善又は改善の検討を要する事項が多数あったため、より厳密な物品管理を行うことが望まれる。

参照規定

- ・『学校納入金の取り扱いについて』広島市教育委員会
- ・『物品管理事務の手引』広島市会計室
- ・『毒物及び劇物の適正な管理のために』広島市教育委員会 指導第一課・指導第二課通知
- ・『備品の基準額の改訂について』『備品の基準額の改定に伴う処理について』広島市会計室通知

05-01. 吉島小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区吉島西三丁目4番60号

(イ) 創立

昭和31年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

根を養う～他とのかかわりの中で自己をみつめる子～

(エ) 児童数、学級数（令和6年5月1日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
156	164	320	14

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
19	2	21

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-01-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。「学校納入金の取り扱いについて」（以下、「納入金規定」と表記する。）によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b (結果 05-01-02) 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 52,550 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c (結果 05-01-03) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d (結果 05-01-04) 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 22 日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとされており、年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-01-05) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

地図黒板が現物確認できなかった。廃棄しているが、備品の廃棄手続が完了していないとのこと。学校内の備品照合時に混乱が生じるため、廃棄手続を行い、廃棄するという流れに沿って処理を行い再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-01-06) 私物の取扱不備

音楽室に私物のパソコンがある。個人情報管理の観点から、学校備品のパソコンのみで作業を行うべきである。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-02. 段原小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区的場町二丁目 4 番 19 号

(イ) 創立

明治 30 年 11 月 15 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

創造・挑戦・前進する段原っ子の育成

(エ) 児童数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
251	241	492	20

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
24	2	26

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-02-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-02-02） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。

納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

c（意見 05-02-03） 決算報告に係る校長の会計検査の実施漏れ

納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をもって、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、規定どおりの処理が確認された。しかしながら、決算報告については、納入金規定によれば、「会計年度が終了し、またはその取り扱いが完了したときは、速やかに収支の決算を行い、その内容を校長の検査を経て、遅くとも次年度の 5 月までには保護者に文書で報告しなければならない」とされているものの、決算について校長の検査は実施していないということであった。決算に対する認識不足であり、決算に対する検査も確実に実施されたい。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-02-04) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

運動場のサッカーゴールについて、備品台帳に4台登録があるが、3台のみ備品シールが貼付され、1台は貼付されていなかった。室内ではないため、備品シールの貼付とその管理については難しい面もあるが、照合事務の都度、備品シールの貼り直しを講じるなどして対応する必要がある。

(b) (結果 05-02-05) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが備品シールの貼付がある。

理科準備室の管理番号 4260004411001 の物品について備品シールの貼付があるが備品台帳にない。

消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから備品シールの抹消手続を行うべきである。その他の物品においては、分類変更の際に備品シールに斜線等を付して備品シールの抹消手続を行っているため、速やかに備品シールの抹消手続を実施する必要がある。

(c) (意見 05-02-06) 使用していない備品について保管転換等の検討

養護室に使用していない殺菌器あり。殺菌器は平成6年取得のものであり、長期間使用されていないことが明らかである。再度保管転換等を検討されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-03. 大河小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区旭一丁目8番1号

(イ) 創立

明治17年5月2日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

創造性豊かで、心やさしく、たくましく生きる子どもの育成

(エ) 児童数、学級数（令和6年5月1日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
230	211	441	18

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
20	2	22

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-03-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-03-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

業者への支払代金の支払 343,200 円の領収書で、業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c（結果 05-03-03） 支払決裁書等と領収金額の相違

支払決裁書と支出した際に取り付けた領収書の金額が異なるものが確認された。納入金規定によれば、支払は支払決裁書による決裁を得て行うものとし、支払を行った場合は必ず領収書（金融機関振込の場合にあつては振込金受取書）を徴することとされている。支払決裁書と領収書の金額が異なるということは、決裁を得ず支払を実施したことに等しく、支払決裁書が無意味となってしまうため、支払の事務手続については細心の注意を払われない。複数の人間によるチェックのみでは再発の可能性が否定できないのであれば、チェックリスト等の活用も検討すべきである。

d（結果 05-03-04） 領収書の受領漏れ

保護者に対し現金で返金処理を実施したものについて、領収書が取り付けられていないものが確認された。領収書が無ければ返金処理を実施したことを客観的に証明できず、不正経理にもつながりかねないことから、現金返金時には、現金と引き換えに領収書を受領することを徹底する必要がある。

e (結果 05-03-05) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

f (結果 05-03-06) 収支相殺による不適切な事務処理

学校納入金と経費支出を相殺している事務処理が確認された。納入金規定によれば、予算の計画的執行及び経理の明確化を図る観点から収入と支出は分離し、収入金を直接支払いに充てないようにすることとされている。金額の大小にかかわらず、収入と支出は明確に分離させておくことが求められる。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-03-07) 備品シールの貼付漏れ

コンピュータ室のコンピューターソフトを10本パックで1枚としているが、10本のうち一部に備品シールの貼付がなかった。複数を1単位としている場合は紛失した場合など想定し管理の観点から10本全てに備品シールの貼付をする必要がある。

(b) (結果 05-03-08) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

屋内運動場を使用場所とする卓球台 2台(平成12年度取得)について、備品台帳に登録があるが現物確認できなかった。調査後、現物について廃棄処分をしていることが判明した。物品を廃棄処分する際には、帳簿上の処理の必要性を必ず確認し、再発防止に努める必要がある。

(c) (結果 05-03-09) 備品台帳への登録漏れ

備品台帳に登録がないが現物があると確認されたものがある。

屋内運動場に現物確認された卓球台 2台(平成16年度取得※)について、備品台帳に登録がなかった。調査したところ、備品台帳において既に廃棄処理を行っていた。おそらく、平成12年度のものと間違えて処理を行っていた可能性が高いとのことである。備品シールについても、新財務会計システムの備品シールの貼付がない。

管理者(使用者)は照合事務の際に備品シールの貼付も必ず確認するよう徹底する必要がある。

※旧財務会計システムの備品シールの貼付があるため、そこから年度を平成16年度のものと判断した。



(d) (意見 05-03-10) 使用していない物品について廃棄処分の検討

音楽室にブラウン管テレビがあり吊下げ棚に設置してあるが画面に歌詞カードが貼付しており、テレビとしては使用されていないことは明らかである。別に購入されたテレビもあることから、今後使用する可能性がない又はその可能性が低い場合は廃棄処分を検討されたい。

(e) (意見 05-03-11) 体育館倉庫の利用方法についての検討

備品の卓球台については平成 16 年度のものとは平成 12 年度のものとを間違えて廃棄処理したことにより発生したものと思われる。今後このようなことが発生しないためには体育物品について、体育館倉庫の利用方法の検討が必要であると思われる。

同校の体育館倉庫には学校物品のほかに、広島市市民局の管理物品・近隣の同好会所有の備品も置かれているが、整理ができていない状態である。

また、このように整理がなされていないことにより、前述の結果 05-03-08 と結果 05-03-09 のとおり、平成 12 年度取得の卓球台と平成 16 年度取得のものと取り違えが発生したものと思われる。

今後このようなことが発生しないためには体育物品について、体育館倉庫の利用方法の検討が必要であると思われる。学校物品を適切に管理するとともに、学校物品と他団体の物品を区分した置き場所について協議・検討されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-04. 三篠小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市西区三篠町一丁目 9 番 25 号

(イ) 創立

明治 7 年 2 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

よく考え 心身ともにたくましく 心豊かな子どもを育てる

(エ) 児童数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
390	358	748	30

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
35	3	38

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-04-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-04-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

業者への貸切バス代金の支払 235,408 円の領収書で、業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c（結果 05-04-03） 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 21 日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとされており、年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

第一理科室（準備室）・第二理科室（理科準備室）・木工・家庭科・音楽・管理倉庫
計 64 点 現物実査・教室備品確認したが不備なし。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-05. 己斐小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市西区己斐上二丁目1番1号

(イ) 創立

明治6年7月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自立性のある子どもを育てる

(エ) 児童数、学級数（令和6年5月1日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
268	304	572	22

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
28	1	29

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-05-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-05-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金（現金）日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和6年12月13日受領・令和6年12月21日預入れとなっているものが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、

金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c (結果 05-05-03) 領収書の記載漏れの看過

納入業者から取り付けた領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。担当者間の相互チェック等により再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-05-04) 備品シールの取扱不備

体育館倉庫にあるスピーカーについて備品から消耗品に分類変更しているが備品シールの抹消手続が行われていなかった。備品シールについては消耗品への分類変更の際に備品シールの抹消手続について処理方法の例示が通知されている。備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じるべきである。今後は備品シールの抹消手続について周知徹底すべきである。

(b) (結果 05-05-05) 楽器の取扱い・廃棄処分等の検討について

琴・チェロに備品シールの貼付がない。また、チェロは弦が外された状態であり、琴の上に重ねて置いてあり、明らかに長期間使用していないと思われる。使用を予定している又は修繕を予定している場合でも楽器の取扱いとしては不適切であると思われる。今後も使用する予定がない場合は廃棄等を検討すべきである。

(c) (意見 05-05-06) 使用していない物品について廃棄処分の検討

図書室にあるブラウン管のテレビは消耗品で使用していないとのことであった。今後は廃棄処分を検討されたい。

b 理科物品について

(a) (意見 05-05-07) 薬品出納簿の記載不備等

令和5年度までの事務には不備が見当たらないものの、令和6年度の事務に関し、薬品出納簿の作成について日付記載なし・用途記載なし・空欄に斜線なし等の不備が見られるため改善されたい。

05-06. 安東小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐南区安東一丁目28番1号

(イ) 創立

昭和50年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

人間性豊かな実践力のある安東っ子の育成

(エ) 児童数、学級数（令和6年5月1日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
266	264	530	22

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
27	1	28

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-06-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-06-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金（現金）日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和5年12月26日受領・令和6年1月10日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c (結果 05-06-03) 業者への支払遅延

児童の家庭が教材費を滞納していることを理由として、納入業者 4 社への支払手続について遅延しているものが確認された。令和 5 年 9 月～令和 5 年 11 月に請求書が発行されているが、支払いは令和 6 年 5 月以降となっていたため、教頭に事情を確認したところ、滞納を解消してもらうために電話・郵便等で児童の保護者と接触を試みるも連絡が取れないため、やむを得ず、当該児童の教材費については支払いが遅れたということであった。私法上の契約に基づき、市が相手方の積極的給付に対し対価の支払いを行う場合は、市が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受領した日から、工事代金については、40 日(前金払、中間払については、14 日)、その他の給付に対する対価については 30 日以内の日(ただし、契約書の作成を省略できる場合で、請書、承諾書、見積書などの書面により支払時期を明らかにしないときは、15 日以内の日)を支払期限(政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条及び第 10 条)とすることが、会計事務の手引に明記されている。児童を学校へ通わせる家庭の状況は多種多様であり、納入金の未納は確かに教育現場において悩ましい問題ではあるが、会計事務の手引にのっとった支払手続を確実に実施する必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-06-04) 備品シールの取扱不備

備品台帳の登録がないが、備品シールの貼付がある。

スタジオに現物確認されたプロジェクター 2 台が備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。備品シールは新財務会計システムの備品シールであるが、ベルマークによる取得と思われるシールの貼付もあり、調査のうえ適宜、備品シールの抹消手続を実施する必要がある。今後は、校内で備品シールの抹消手続について周知徹底を図るべきである。

(b) (意見 05-06-05) 備品台帳と現物の突合が困難なもの

体育館に登録がある器具戸棚について、備品台帳に仕様・形状の記載はあったものの、現物確認に時間を要したため、備品台帳に仕様・形状をわかりやすく記載されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-07. 三入小学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐北区三入三丁目 1 2 番 1 号

(イ) 創立

明治 24 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自ら考え たくましくやりぬく児童の育成

(エ) 児童数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

児童数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
218	229	447	19

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
23	1	24

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-07-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-07-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金（現金）日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 6 年 7 月 27 日受領・令和 6 年 9 月 1 日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c（結果 05-07-03） 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 22 日となって

いた。納入金規定によれば、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとされており、会計年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-07-04) 消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱不備

備品台帳に登録があるが、備品シールに消耗品扱いとするシールの貼付がある。三入小学校では備品から消耗品への分類変更の際の備品シールの抹消手続として、色付きの丸いシールを備品シールに重ねて貼付している。使用場所の登録がプールとなっている備品「遊びバルーン」について、備品であるにも関わらず、消耗品と認識される色付きの丸いシールの貼付があった。備品で間違いのないことなので、是正し、使用者・管理者に色付きの丸いシールの意味について校内で周知徹底する必要がある。

(b) (意見 05-07-05) 消耗品へ変更した物品の備品シールの取扱改善

消耗品への分類変更となった備品シールの抹消手続について、これからは別途、消耗品である旨のラベルの貼付か、×印を付す抹消手続を検討されたい。学校側から見た目が汚く見えるので丸いシールでのやり方にした、とのことであるが、備品シールに丸いシールを重ねて貼付するより、消耗品と記載したラベルテープの貼付の方が丸いシールの貼付が剥がれてしまう恐れもなく、誰もが認識しやすい。今後の備品実査の際には誰もが備品か消耗品かの判断ができるほうが好ましいため、検討されたい。

b 理科物品について

(a) (結果 05-07-06) 薬品出納簿の不備①

薬品出納簿について、年度ごとにファイルを別にしているが令和5年度から令和6年度への繰越の記載がない。年度の更新をする場合は繰越を必ず記載し、出納簿を作成する必要がある。

(b) (結果 05-07-07) 薬品出納簿の不備②

薬品出納簿について、購入・使用の履歴がないのに定期検査の度に数値が変動しているものがある。

例) 水酸化ナトリウム 令和6年3月25日 136g (定期検査)

令和6年4月5日 137g (定期検査)

時間経過・保管環境により変動する可能性を鑑みても、出納簿には「未開封」又は「未使用」、「計測時の誤差」などの記載をし、紛失によるものではないことを明記すべきである。

05-08. 国泰寺中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区国泰寺町一丁目1番41号

(イ) 創立

昭和24年4月30日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

気づき 考え 行動する 実行の人

「課題に気づき、根拠に基づいて原因や問題解決のための方策を考え、納得解を見出し、主体的に解決のための行動をとることができる人材の育成」

(エ) 生徒数、学級数（令和6年5月1日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
291	318	609	21

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
30	3	33

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-08-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-08-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金（現金）日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和6年9月29日受領・令和6年10月20日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c (結果 05-08-03) 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d (結果 05-08-04) 返金処理の遅延

保護者に対する令和5年度の学校納入金の返金について、新年度である令和6年度に入ってから返金処理を実施しているものが複数あり、令和6年6月中旬になって返金しているものも確認された。納入金規定によれば、決算報告については校長の検査を経て、遅くとも次年度の5月までには保護者に文書で報告しなければならないとされていることから、返金処理については速やかに実施すべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-08-05) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

体育館に登録がある跳び箱、美術室に登録があるビデオテープに備品シールの貼付がなかったが、形状等から現物と判断された。備品の照合事務の際には管理者（使用者）から備品シールの貼付がないものについても報告をもらうように徹底すべきである。

(b) (結果 05-08-06) 現物確認できない備品

備品台帳に登録があるが現物が確認できないものがある。

木工室に登録がある糸のこ盤と電気掃除機の現物が確認できなかった。調査後、適宜対応する必要がある。

b 理科物品について

(a) (結果 05-08-07) 安全点検票の作成・保管の不備

令和5年度の安全点検票が保管されておらず、作成されていたと推察される事実も認められなかった。安全点検票は理科物品に限らず毎月行わなければならない。今後は安全点検を徹底し、安全点検票の作成・保管を徹底する必要がある。

(b) (結果 05-08-08) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

「毒物及び劇物の適正な管理のために」²⁵（以下、「毒物劇物規定」と表記する）における毒物劇物危害防止規定の更新がされていない。

毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上

²⁵「毒物及び劇物の適正な管理のために」広島市教育委員会 指導第一課・指導第二課通知

の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者の通知や緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度 5 月までには更新し掲示すべきである。

(c) (結果 05-08-09) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和 5 年度の「毒物及び劇物の適正な保管・管理に関する確認書」(以下、「確認書」と表記)の作成がされていない。確認書を作成し、責任者・管理責任者が毒物劇物に関して認識を共有しなければならない。今後は実地検査の都度、確認書を作成すべきである。

(d) (結果 05-08-10) 薬品保管庫の整理整頓不備

エタノールとマッチ箱(大量)が隣り合わせで、乱雑に置いてある。理科物品に限ったことではないが、可燃物の取り扱いについては注意すべきである。エタノールの傍に発火性のあるものを置いておくことは問題である。安全点検票にはマッチの取り扱いについて「マッチ、ろうそく等の可燃物の保管状況はよいか。」との項目があった。棚自体も整理されているとはいえないため、整理し再発防止に努める必要がある。



(e) (結果 05-08-11) 理科準備室の整理整頓不備

理科準備室の整理整頓がなされていない。毒物劇物規定の中に薬品保管庫のある部屋では整理整頓をする旨の記載がある。薬品保管庫の前の机上には、薬品が入ったフラスコ・薬品の容器として使われたと思われるペットボトルが置いてあり整理整頓されているとはいえない状態である。夏休み中の監査であるため、授業に使用するためとも思われない。責任者は整理整頓すべきである。



(f) (結果 05-08-12) 薬品保管庫の鍵の取扱不備

薬品保管庫の鍵が適切に管理されていない。監査時、理科準備室に入室した時点で鍵が薬品庫の鍵差込口に挿入された状態で放置されており、施錠されていることにならない。そもそも、鍵自体を「施錠できる場所で保管すること」と毒物劇物規定に明記されているため毒物劇物管理においてかなり問題である。責任者、管理責任者は規定を再度確認し再発防止に努める必要がある。

(g) (意見 05-08-13) 薬品出納簿等の記載不備等

毒物劇物規定における薬品出納簿を作成はされているが、前述に記載のとおり毒物劇物規定に関する書類に不備があるため再度毒物劇物規定に関する書類を令和6年度から整備し直されたい。

05-09. 仁保中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市南区仁保一丁目56番1号

(イ) 創立

昭和51年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

思いやりの心を持って他者と協働し、未来への希望を持ちながら、主体的に学び続ける生徒の育成

(エ) 生徒数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
117	118	235	9

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
13	1	14

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-09-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b（結果 05-09-02） 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金（現金）日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 6 年 1 月 12 日受領・令和 6 年 1 月 19 日金融機関預入れとなっているもののほか、金庫に保管されたまま日数が経過しているものが複数確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

c（意見 05-09-03） 年度引継の失念

学校納入金の入金・出金が行われる通帳を確認したところ、前任の校長の氏名のまま、名義変更手続を失念しているものが確認された。定期的に人事異動が実施されることを踏まえると、着任時に変更手続を漏れなく行えるよう着任時の事務手続リストのようなものがあると有用であろう。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a)（意見 05-09-04） 備品登録があるが現物の確認が困難なものについて

体育館倉庫のチューナー 3 台についてチューナー 1 台に備品シールの貼付が 3 枚あり、どれが現物の管理番号か不明となっている。



学校内で調査したところ、備品シール 1 枚は本体のもの、他 2 枚は本体内部の部品のもので、その部品に貼付することができないため、やむを得ず本体に 3 枚とも貼付していたことがわかった。学校内で協議の上、現物と備品シールの対応がわかるように、別途その旨を記載して本体に貼付することにしたとのことである。

今後、本体内部の部品について備品シールを貼ることができない場合は、現物と管理番号の対応がわかるように表示されたい。

また、照合事務の際には現物確認が困難な場合、管理者（使用者）から報告をされるように周知徹底されたい。

(b) （意見 05-09-05） 備品台帳の登録内容の不備

備品台帳への使用場所・使用者の登録が適切ではない。

理科室に電源装置（令和 3 年度取得）があるが使用場所が「仁保中学校」となっている。備品管理において、使用場所の登録は現物確認の際に重要な情報であるため、「仁保中学校」（学校全体）といった登録は改められたい。

b 理科物品について

(a) （結果 05-09-06） 薬品出納簿の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する薬品出納簿が令和 4 年 10 月以降作成されていない。薬品出納簿は毒物劇物の在庫がある限り未使用でも作成しなければならない。（薬品庫には在庫があることを監査時に目視・口頭で確認している。）

毒物劇物規定には年 3 回程度の定期検査等を行う旨の記載があり、薬品出納簿が作成されていないことから令和 5 年度定期検査が一度も実施されておらず、令和 5 年度の状況が不明の状態である。薬品出納簿の作成とともに、今後は少なくとも年 3 回の定期検査は実施すべきである。

(b) （結果 05-09-07） 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する確認書が少なくとも令和 4 年度以降作成されていない。実地検査の都度、確認書を作成し、責任者と管理責任者が毒物劇物について認識の共有を行わなければならない。

(c) (結果 05-09-08) 毒物劇物規定についての認識欠如

責任者・管理責任者の認識が徹底されていない。

責任者によると毒物劇物規定の内容について「そういった事（薬品出納簿の作成等）をしないといけないと聞いていない」との発言もあったことから、学校全体で規定の再確認が必要である。今後は毒物劇物に関する書類の不備等がないよう努める必要がある。

(d) (結果 05-09-09) 理科準備室、薬品庫の整理整頓不備

薬品庫のある理科準備室の整理整頓がなされていない。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」では準備室の整理整頓も項目となっている。段ボールや、大量の空き缶（理科担当の先生から実験用との説明あり）、空のペットボトル1本が段ボールに挟まれた状態で床に置いてあり、整理整頓されているとは言い難い。

今後は定期的な整理整頓を実施すべきである。

05-10. 瀬野川中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安芸区中野四丁目24番1号

(イ) 創立

昭和48年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

生きる力と ころ豊かな 人間性の育成

(エ) 生徒数、学級数（令和6年5月1日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
236	212	448	14

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
24	4	28

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-10-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-10-02） 会計検査の実施結果の記載漏れ

会計検査の結果に関する資料が確認できなかったため、会計検査の実施状況を確認したところ、年度末に校長が検査するが結果は記録していないとのことであった。納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をもって、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、その様式についても規定されている。納入金規定にのっとりた事務処理を実施する必要がある。

c （意見 05-10-03） 支払いに係る手続不備

学校納入金について、納入業者への支払いなどの会計処理は教頭のみ判断で実施されており、チェック機能が働いていない状況である。入出金や支出行為を含めた学校内での定期的な会計検査を実施されたい。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) （結果 05-10-04） 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないのに、備品シールの貼付がある。

理科準備室に現物確認されたテレビ 2 台、金工室に現物確認されたテレビ 1 台・整理棚 1 台、教育相談室に現物確認されたテーブル（四角・丸）2 台について備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付がある。いずれも消耗品へ分類変更された際に、備品シールの抹消手続がされていないものであった。瀬野川中学校では備品シールの抹消手続については斜線を付しているとのことなので、抹消手続の実行と備品照合の際には備品シールの抹消手続がされていない物品について調査担当者から報告を求めるように周知徹底すべきである。

(b) （意見 05-10-05） 取得経緯不明備品の存在

経緯不明な備品がある。

卓球場にある卓球台について、最近搬入されたような新しい卓球台がある。備品登録もなく、寄贈の形跡もないとのこと。消耗品である可能性も低いとのこと。適正な登録が必要であるため、校内で検証されたい。

b 理科物品について

(a) (結果 05-10-06) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和 5 年度の確認書の作成がない。

薬品出納簿については整備されているため、毒物劇物規定に関する認識は責任者にあったと思われるが、今後は点検の都度、確認書を作成し、責任者・管理責任者とで毒物劇物に関する認識を共有する必要がある。

05-11. 五日市中学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市佐伯区五日市中央六丁目 4 番 1 号

(イ) 創立

昭和 22 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自ら学び 仲間と協働して 未来に向かって挑戦する生徒の育成

(エ) 生徒数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
453	409	862	29

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
43	4	47

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-11-01) 金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 6 年 2 月 15 日受領・令和 6 年 2 月 21 日金融機関に預入となっているものが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

b (結果 05-11-02) 会計報告の不備

保護者への会計報告の文書を確認したところ、日付が令和 6 年 3 月 1 日となっていた。納入金規定によれば、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとされており、会計年度の途中で決算を実施して保護者に文書で報告をしていることとなる。文書での報告は会計年度末日以降とすべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-11-03) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが、備品シールの貼付がない。

卓球台について、旧財務会計システムの備品シールの貼付があり、現行の備品シールの貼付がない。今後の備品照合の際に現物確認が困難になるため、備品シールの作成・貼付を徹底すべきである。

(b) (結果 05-11-04) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。

ふれあい広場・被服室(調理室)・金工室・第 2 音楽室の各教室のテレビ台が備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。消耗品への分類変更の際に備品シールの抹消手続がされていなかった。備品シールの抹消手続について五日市中学校では斜線を付す方法を取っている。備品照合の際には備品シールの抹消手続についても校内で周知徹底すべきである。

(c) (結果 05-11-05) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があり、現物が確認できないものがある。

コンピュータ室に登録があるインタラクティブユニットと体育館放送室に登録があるテープレコーダーについて現物確認ができなかった。(監査終了後、五日市中学校から 2 点とも廃棄手続きを行った旨の連絡あり。令和 6 年 8 月)

備品照合の際には、現物との突合を確実にを行い、再発防止に努める必要がある。

(d) (結果 05-11-06) 備品台帳に登録がない物品について(私物預かり)

五日市中学校は体育館とは別に、卓球室がある。卓球室に卓球台がいつでも使用できる状態で設置してあるのだが、そのうち 1 台が備品でもなく、寄贈でもなく私物であった。破損時の対応など、トラブル発生を想定し事前の取り決めが必要である。今後、所有者と協議し預り証等の書面を交わすことを検討すべきである。

b 理科物品について

(a) (結果 05-11-07) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物規定にある毒物劇物危害防止規定の更新が令和4年度のままで更新がされていない。毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度5月までには更新し、掲示すべきである。

05-12. 基町高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区西白島町25番1号

(イ) 創立

昭和24年5月9日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、高い志と未来を切り拓く豊かな創造力を持ち、国際社会に貢献する人材を育成する。

(エ) 生徒数、学級数（令和6年5月1日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
419	665	1,084	29

(オ) 教員数・職員数（令和6年5月1日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
64	7	71

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-12-01) 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払210,749円の領収書で、納入業者が本来200円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。

領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-12-02) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付がある。

体育教官室で現物確認されたホワイトボードには消耗品へ分類変更されたのに備品シールの抹消手続がされていない物品が確認された。備品シールの抹消手続については会計室から例示が出されており、基町高等学校では斜線を付す方法で消耗品であることを示している。

備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。

(b) (結果 05-12-03) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが、現物が確認できないものがある。

物理準備室に登録がある「力の実験器」(昭和 55 年取得)が現物確認できなかった。調査した結果、耐用年数を過ぎた古い備品であり使用に耐えられないため、廃棄処分を行っていたとのことである。

この備品は補助金活用による取得で、理科教育設備台帳にも登録の物品であったため、理科教育設備台帳の修正も早期に行われなければならない。

理科物品については今後このようなことがないように学校で協議し対策を検討すべきである。

(c) (意見 05-12-04) 理科物品の現物確認の実施推進

理科物品については、取得年度が古い物品が備品として多く登録されている。補助金を活用した取得の可能性もあるため、今一度、古いものから少しずつ管理番号と現物との突合確認をされたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-13. 広島みらい創生高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号

(イ) 創立

平成 30 年 4 月 1 日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

生徒一人一人の個性を最大限に伸ばさせ、社会の発展に貢献できる人間性豊かな
活力ある人材を育成する。

(エ) 生徒数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

学級数については、学級単位の編成を行っていないため記載なし。

定時制			
生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
391	390	781	－
通信制			
生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
563	678	1,241	－
合計			
生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
954	1,068	2,022	－

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

定時制		
教員（人）	職員（人）	計（人）
55	9	64
通信制		
教員（人）	職員（人）	計（人）
27	0	27
合計		
教員（人）	職員（人）	計（人）
82	9	91

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a (結果 05-13-01) 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 237,000 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-13-02) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

機械工作室に登録がある整理戸棚 3 台、食堂に登録がある給茶器 1 台、音楽室に登録がある大太鼓 1 台、美術教室に登録がある乾燥棚 4 台と保管庫 5 台について、監査時には備品シールの貼付がなかった。学校担当者と確認し、備品台帳の形状等から現物はあるが、備品シールの貼付漏れであると判断された。備品シールの重要性を管理者（使用者）に周知し、再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-13-03) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが備品シールの貼付があるものが確認された。

介護教室に現物確認された体験用具 2 台、理科準備室に現物確認されたテレビ 1 台について備品シールの貼付があるが備品台帳に登録がない。

消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと思われるがその場合は備品シールの抹消手続を行うべきである。その他の物品については備品シールの抹消手続は×印若しくは斜線等を付していたため、同様に措置を講じる必要がある。

(c) (意見 05-13-04) 備品台帳の登録内容の不備

音楽準備室に登録があるビデオディスク 10 巻セットについて、セット管理をしているため、備考欄にその旨を記載するなどして適宜対応されたい。

(d) (意見 05-13-05) 使用していない備品について保管転換等の検討

広島みらい創生高等学校は広島市内の定時制・通信制高等学校 6 校を一つにして設立された経緯もあり、保管転換（備品の移動）により多数の古い備品がある。

そのため、使用していない備品（理科物品 双眼実体顕微鏡 4 台他）が多く見受けられる。今後も使用する見込みがないものは順次、保管転換等を検討されたい。

(e) (意見 05-13-06) 備品台帳へ登録のない備品の存在

備品台帳に登録がないが備品と思われる現物がある。

備品登録された卓球台は7台であるが現物は13台あり、中には5万円未満で入手できる消耗品とは考えにくい新しいものがあった。備品台帳と現物との数量差も大きい。確認し、備品の場合は備品台帳への登録を、寄贈・私物預かり等の場合は必要な対応を行われない。

(f) (意見 05-13-07) 備品管理の今後について

校内での備品の照合事務の際に使用されている書式(調査を担当する先生方に配布する)は注意書きも含めて、わかりやすく作成されているのだが、調査する先生方が備品シール貼付の重要性や、備品台帳に登録がないが備品シールの貼付があるものの確認の必要性について、認識されていないことが見受けられたため、今後校内で周知徹底されたい。

b 理科物品について

薬品出納簿など書類・管理に指摘すべき事項はない。

05-14. 広島商業高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市東区牛田新町一丁目1番1号

(イ) 創立

大正10年4月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

人と人をつなぎ、多様な力を生み出し、社会に広げる行動的な人材を育成する。

(エ) 生徒数、学級数(令和6年5月1日現在)

生徒数(人)			学級数 (学級)
男	女	計	
222	395	617	18

(オ) 教員数・職員数(令和6年5月1日現在)

教員数(人)	職員数(人)	計(人)
46	7	53

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-14-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-14-02） 収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金 67,600 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c （結果 05-14-03） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

d （結果 05-14-04） 支払決裁書等と領収金額の相違

保護者に対し振込で返金処理を実施したもののについて、保護者から別途取り付けた領収書と金額が相違するものがあった。具体的には、5,470 円と記載がある振替払込金受領証・振替受付票が保管してある一方、一緒に保管されていた領収書は 4,020 円で 1,450 円の差額が発生していた。事務担当者経由で担任に確認したところ、領収書が取り付けられていないものがあるのではないかと思うとの回答であった。疑義が生じる可能性がある事務処理については、都度そのような事務処理に至った経緯等の記録を残しておき、いつでも検証可能な状態にしておく必要がある。

e （結果 05-14-05） 発行済領収書の控えの保管漏れ

保護者から現金を受領した際、学校側で発行する領収書の控えについて提出を求めたところ、令和 4 年度のものについては事務処理全般を担っていた担当者が既に退職してしまっているため存否が確認できないとのことであった。

担当者が変更となる際には、証憑書類を含めた引継手続を確実に実施すべきである。

f （結果 05-14-06） 会計検査の実施結果の記載漏れ

会計検査の結果に関する資料が確認できなかったため、会計検査の実施状況を確認したところ、年度末に校長が検査するが結果は記録していないとのことであった。納入金規定によれば、出納担当者は、収支状況を金銭出納簿、預金通帳及び現金をも

って、原則として年 3 回校長に報告するものとされ、校長は、原則として年 3 回各会計の収支状況を検査するものとされており、その様式についても規定されている。納入金規定にのっとり事務処理を実施すべきである。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-14-07) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが、備品シールの貼付がない。

CG ラボ室に登録がある長机 21 脚（令和 3 年度購入）と思われる備品全てに備品シールの貼付がない。長机の上に設置されているディスプレイ全てにも備品シールの貼付がない。備品台帳に登録があるディスプレイは 20 台で恐らくこれに該当する備品と思われる。

また、黒板（令和 3 年度購入 取得価額 934,560 円）4 台も CG ラボ室が使用場所となっており、現物と思われるものが 2 台あったが、備品シールの貼付がなく、残りの 2 台については別場所で使用されているとのことであった。

ディスプレイには備品の納入業者が作成した管理番号に類似しているシールの貼付は確認されたが（1 台）、備品の搬入後、学校側で備品シールの作成・貼付をされた形跡がない。古い備品においても CG ラボ室の整理箱（平成 16 年度取得）と思われるものに備品シールの貼付がない。備品シールの貼付がないことから現物確認ができないため、現物なしとする判断もあるが、数量が多いため、備品シールの貼付漏れと判断した。備品には漏れなく備品シールを貼付すべきである。

(b) (結果 05-14-08) 備品シールの取扱不備

備品台帳に登録がないが、備品シールの貼付がある。

音楽室で現物確認されたシンバルと保健室において現物確認された車椅子について消耗品に分類変更されているにもかかわらず備品シールの抹消手続がされていない。

備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続について周知徹底すべきである。

(c) (結果 05-14-09) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があるが、現物が確認できないものがある。

CG ラボ室に登録があるテレビ 4 台・冷蔵庫 1 台、放送室に登録があるスピーカー 2 台・ミキシングアンプ 1 台・コンパクトディスクプレーヤー 1 台・ビデオディスクプレーヤー 2 台について、既に廃棄処理をしているため現物がないとのことであった。廃棄する備品については廃棄登録漏れが生じないよう細心の注意を払い、現物の廃棄処理と台帳の廃棄登録に時差が生じないようにしなければならない。今回の件は速やかに備品台帳に適正に登録をするべきである。

(d) (結果 05-14-10) 備品の使用場所の変更・使用していない備品の廃棄検討について

グランドピアノが音楽室・講堂・プレゼン準備室にそれぞれ1台ずつ登録されているが、どれも使用場所として登録されている場所に設置されていない。おそらく長年移動はないとのことなので、学校内の備品照合時には「グランドピアノが実際にある」との確認のみで備品シール(管理番号)との突合がされていないと思われる。グランドピアノの移動が予定されていない場合は速やかに使用場所の登録変更をするべきである。

また、調理室が使用場所となっているテレビが音楽室にカバーをかけた状態で設置されている。現時点では使用していないが今後、使用する予定の場合は使用場所の登録変更をするべきである。

また、かなり大きめのテレビのため場所を取っており、音楽室の有効活用という観点から、今後も使用する見込みがない場合は廃棄を検討すべきである。

(e) (結果 05-14-11) 令和4年度整備備品の登録漏れ(令和6年度登録)

令和4年度整備備品プロジェクター21台、電子黒板13台、その他21件が登録漏れのため令和5年度・令和6年度登録となっている。

プロジェクター及び電子黒板については、購入担当課の教育企画課が今回の監査をきっかけにして登録漏れを確認した。電子黒板については補助金を活用して購入した備品である。また、金額・点数においても登録漏れの量が多い。

これらの状況を踏まえても、備品管理体制について整備・見直しを図るべきである。

b 理科物品について

(a) (結果 05-14-12) 薬品出納簿の作成漏れ

毒物劇物規定における薬品出納簿の作成がされていない。

令和4年度の薬品出納簿の作成は確認されたが令和5年度薬品出納簿作成がされていない。

毒物劇物は在庫がある限り定期検査等を実施し薬品出納簿を作成しなければならない。

(b) (結果 05-14-13) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する令和5年度の確認書が作成されていない。薬品出納簿もないことから令和5年度定期検査も実施されていない。今後は定期検査を年に3回は実施し、責任者・管理責任者と毒物劇物に関する認識を共有する必要がある。

(c) (結果 05-14-14) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物規定における令和5年度の毒物劇物危害防止規定の更新がされていない。毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上

の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。今後は毎年度5月までには更新し掲示すべきである。

(d) (結果 05-14-15) 毒物劇物規定についての認識欠如

使用・不使用にかかわらず薬品出納簿の作成は必要であるが、担当者によると「使用しないため必要ないものと認識している」とのことだった。責任者・管理責任者は毒物劇物規定について校内で周知徹底すべきである。

(e) (意見 05-14-16) 長期間使用していない薬品について廃棄処分の検討

毒物劇物規定の6ページには薬品の廃棄処理について、

◎ 毒物及び劇物については、各薬品の保有量を確認の上、計画的に購入するとともに、 <u>長期間使用していないもので、今後も使用の見込がないもの</u> については、「3. 毒物及び劇物の廃棄について」、「4. 廃棄処理の手続」により、速やかに廃棄すること。

と明記されている。

今後も使用しない薬品等は規定に沿って廃棄処理を検討されたい。在庫として持ち続ける場合には、令和6年度以降は薬品出納簿等の不備がないよう留意されたい。

05-15. 沼田高等学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島市安佐南区伴東六丁目1番1号

(イ) 創立

昭和60年4月6日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

自主挑戦

～大きな夢と高い目標をもって主体的に学び続け、果敢に挑戦する生徒の育成～

(エ) 生徒数、学級数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

生徒数（人）			学級数 （学級）
男	女	計	
451	500	951	26

(オ) 教員数・職員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

教員数（人）	職員数（人）	計（人）
53	6	59

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a（結果 05-15-01）金融機関への預入遅延

学校納入金・入金(現金)日計表を確認したところ、保護者から受領した現金について、令和 5 年 11 月 7 日受領・令和 5 年 11 月 30 日金融機関に預入となっているものが確認された。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされ、金融機関への預け入れは即日を原則とするとされていることから、金庫での保管が長引くことのないよう担当者間で相互チェック等を実施すべきである。

b（結果 05-15-02）収入印紙の貼付漏れの看過

納入業者への物品購入代金の支払 85,000 円の領収書で、納入業者が本来 200 円の印紙を貼り付ける必要があるところ、印紙が貼られていないものが確認された。領収書の印紙について確認が漏れていたとのことであり、事務員同士で役割分担等し、再発防止に努める必要がある。

c（結果 05-15-03）支出命令の原因となる領収書の添付漏れ①

支払決裁書を確認したところ、請求書のみが添付され、担当教員から領収書を取り付けることなく支出しているものが確認された。請求書だけでは支出の事実を証明するものとはなり得ず、必ず領収書を取り付けるべきである。

d（結果 05-15-04）支出命令の原因となる領収書の添付漏れ②

支払決裁書を確認したところ、領収書の添付がなく（請求書も添付されておらず、いつどこで購入したのかといった事実関係も不明）、支払金を受領したとされる教員の署名・捺印のないものが確認された。口頭でのやり取りで事務処理が進められた可能性もあり、取り付けるべき書類については確実に取り付けるべきである。

e（結果 05-15-05）領収書の記載漏れの看過

納入業者から取り付けた領収書で日付の記載がないものが確認された。納入金規定において、会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までと明記されており、日付

の記載がなければ収支の決算を行うことができない。担当者間の相互チェック等により再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-15-06) 備品シールの貼付漏れ①

備品台帳に登録があるのに備品シールの貼付がない。

第2体育館の「応接セット」に備品シールの貼付がない。内容として「長椅子・1人椅子2 テーブル」となっているため、担当の先生と確認し現物ありと判断した。テーブルについては備品シールの貼付が可能であるため、備品シールを確実に貼り付けるべきである。

(b) (結果 05-15-07) 備品シールの貼付漏れ②

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。物理準備室に登録がある光学実験用セット 1個について、備品シールの貼付がなかったが、担当の先生と確認し現物であると判断した。固めの布製のケースにレンズが収納されているため、備品シールの貼付が困難だったのかもしれないが、今後は誰もが備品照合できるように備品シールの貼付を確実に実施するべきである。

(c) (結果 05-15-08) 備品シールの貼付漏れ③

理科1準備室 備品図書について「現代生物学大系 全14巻 19冊」について、数量の現物確認はできているが、それぞれ1冊ごとに備品シールの貼付がない。

第1巻のみ備品シールの貼付がある。その他は旧財務会計システムのラベルの貼付があり備品管理できない為、現行の備品シールを作成し貼付をするべきである。

(d) (結果 05-15-09) 備品シールの取扱不備①

体育教室に現物確認されたミキシングアンプ、テレビ(管理番号 40310276001)について備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付があった。消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから、備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。

(e) (結果 05-15-10) 備品シールの取扱不備②

化学準備室に現物確認された OHP 用台は備品台帳に登録がないのに備品シールの貼付があった。消耗品への分類変更に伴い備品台帳から抹消されたものと考えられることから、備品シールに×印若しくは斜線等の措置を講じ、教員等の使用者に備品シールの抹消手続きについて周知徹底すべきである。備品照合の際には備品台帳に登録がなく、備品シールの貼付があるものについては報告するよ

う徹底すべきである。

(f) (結果 05-15-11) 現物確認できない備品

備品台帳に登録があるのに現物確認ができていない。

ダンスルームの「液晶プロジェクター」の登録があるが現物確認ができていない。調査の結果、液晶プロジェクターを構成するスクリーンのみ現存しており、備品台帳の取得価額からスクリーンとして登録継続して良いか判断が困難とのことで、検討後、廃棄処分等の処理を行うとのことである。

令和4年度の照合確認の台帳に既に「不明」と記載があり、当時から現物確認が困難であったことが推測できる。今後は年に一度実施する備品の照合事務の際に、不明物品の調査を確実に行うべきである。

(g) (意見 05-15-12) 使用していないテレビについて廃棄処理の検討

化学教室にソニー製のテレビ(モニター)が4台ある。2台は「子テレビ」(ソニー PVM2080)で備品登録。1台は「ビデオモニター」(ソニー KV25DJ2)で備品登録。残り1台は前述のテレビ(モニター)と同時期に購入されたと思われるが備品シールの貼付がない(備品台帳に登録もない)ため明らかとなっていない。どれも昭和60年取得・平成3年取得と古い。使用していないことから、廃棄処理を検討されたい。

(h) (意見 05-15-13) 備品台帳の登録内容の不備

跳箱について、備品台帳に使用場所の登録がないものがあつた。保管転換により令和2年5月に異動となっているものである。当初、保管場所が定まっていなかったため登録漏れが発生したとのことだが今後は漏れがないよう再発防止に努められたい。

b 理科物品について

(a) (結果 05-15-14) 薬品等の管理に係る確認書の作成漏れ

毒物劇物規定に規定する確認書の作成がない。規定には「校長、管理責任者、責任者は、すべての項目を点検・改善・確認後、『毒物及び劇物の適正な保管・管理に関する確認書』に必要事項を記載し、保管します。」とある。今後、点検の際には確認書を作成すべきである。

(b) (結果 05-15-15) 毒物劇物危害防止規定の更新漏れ

毒物劇物危害防止規定の掲示について更新がされていない。

毒物劇物危害防止規定は「毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする」と明記しており、毒物劇物の責任者・管理責任者についての通知、緊急時の連絡先等を設定したものである。毒物劇物規定の「毒物・劇物管理チェック表」にはこの管理規定の更新がなされているか否かの項目があり、毎年度更新をしなければならないことになっている。

監査時は令和5年4月3日付のものが掲示しており、指摘後令和6年4月1日

付へと更新された。(監査日 令和6年10月2日)

今後は毎年度5月までには更新・掲示を実施すべきである。

05-16. 広島特別支援学校

ア 学校概要

(ア) 所在地

広島県広島市南区出島四丁目1番1号

(イ) 創立

昭和58年1月1日

(ウ) 教育目標・学校経営計画・教育の基本方針等

能力や可能性を最大限伸ばし、自立し共に生きる児童生徒の育成

(エ) 児童生徒数、学級数(令和6年5月1日現在)

小学部			
児童数(人)			学級数 (学級)
男	女	計	
130	63	193	47
中学部			
生徒数(人)			学級数 (学級)
男	女	計	
63	43	106	25
高等部			
生徒数(人)			学級数 (学級)
男	女	計	
182	96	278	45
合計			
児童生徒数(人)			学級数 (学級)
男	女	計	
375	202	577	117

(オ) 教員数・職員数(令和6年5月1日現在)

教員数(人)	職員数(人)	計(人)
188	9	197

イ 監査の結果（指摘事項）又は監査の意見

(ア) 学校納入金について

a （結果 05-16-01） 予算差引簿の未作成

予算差引簿が作成されておらず、そもそも予算差引簿なるものの作成を要請されていることを認識できていない。納入金規定によれば、支出に関する事務については、予算差引簿の作成のほか契約の締結、支払決裁書の作成・支払い、領収書の受領が規定されている。事務担当者、教頭及び校長は納入金規定によく目を通し、理解を深めておく必要がある。

b （結果 05-16-02） 収支計画書の作成漏れ

納入金規定によれば、収支計画は、会計年度に従い作成するものとし、年度当初に確定させるものとするとしているが、収支計画書が作成されていない。納入金規定にある収支計画書作成の留意点を踏まえ、収支計画書を作成すべきである。

c （結果 05-16-03） 入金（現金）日計表の作成漏れ

学校納入金・入金（現金）日計表が作成されておらず、現金の適切な管理ができていない。納入金規定によれば、納入金は速やかにその全部を預貯金しなければならないとされている。事務担当者にヒアリングしたところ、保護者から現金を受領した場合において、領収書を渡すタイミング及び現金を事務担当者に渡すタイミングは担任に委ねられている実態があり、納入金規定を踏まえた事務処理の流れを早急に確立させる必要がある。

d （結果 05-16-04） 領収書の記載漏れの看過

取り付けた領収書で金額のみ記載があり、日付と相手先の名前が書かれていないものが確認された。領収書として機能しないため、日付及び相手先を記入しなければならない。

e （結果 05-16-05） 発行済領収書の日付の記載漏れ

保護者に対して交付する領収書で日付の記載がないものが多数確認された。納入金規定において、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと明記されており、日付の記載がなければ収支の決算を行うことができない。日付入りのスタンプ等を活用して再発防止に努める必要がある。

f （結果 05-16-06） 会計検査の実施漏れ

令和5年度学年会計簿・高等部第2学年(2学期)を確認したところ、校長による会計検査が実施されていなかった。事務長及び教頭も会計検査を行っておらず、担当者のみが会計検査を実施していた。納入金規定では、校長は原則として年3回各会計の収支状況を検査し、検査終了後、関係帳簿に検査の記録を記入するとともに、是正すべき点があれば指示を行うものとするとしている。是正すべき点が何点か認められることを踏まえ、納入金規定に従って会計検査を実施すべきである。

g (結果 05-16-07) 支払決裁書の不備

支出伺書に支出年月日が記載されておらず、支出確認印も押印されないまま付箋が張られているものが散見された。それぞれの事務担当者の役割と責任を明確にし、再発防止に努める必要がある。

(イ) 教育物品の管理について

a 備品管理について

(a) (結果 05-16-08) 備品シールの貼付漏れ

備品台帳に登録があるが備品シールの貼付がない。

訪問学級室に登録がある衝立 1 台・音楽教室に登録がある和太鼓 1 台について備品シールの貼付がなかった。

音楽教室の和太鼓 1 台については別に寄贈された太鼓台（備品）の上にのせられており、同太鼓台に備品シールが貼付されたため、貼付済みと勘違いして和太鼓への備品シールの貼付漏れが発生したと思われる。備品の照合事務の際には、備品シールの貼付がないものについての報告を徹底し、再発防止に努める必要がある。

(b) (結果 05-16-09) 備品台帳の廃棄処理漏れ

備品台帳に登録があつて現物が確認できないものがある。

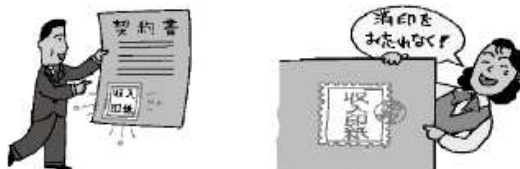
訪問学級室に登録がある衝立 1 台が備品台帳に登録があるが現物が確認されない。監査時に再度搜索し確認したが、現物を確認できなかった。他の教室への移動も考えられないこと、配置職員も衝立を見たことが無いことから、おそらく現配置職員の異動前に廃棄されていたが、抹消登録がされていなかったと思われる。廃棄処分の際には、帳簿上の処理の必要性を認識し、職員に周知徹底して再発防止に努める必要がある。

ウ 監査対象外事項について

PTA は学校とは別の社会教育関係の任意団体であるため、包括外部監査の対象外であるが、教員が、職務専念義務が免除されている時間に、PTA の会計の支出事務に携わっており、そのこと自体は問題ではないが、当該職員が PTA 会計における支出伺者と会計係を兼ね、かつ、権限者の承認を得ないまま支出されているものが確認された。このような会計処理・事務処理を行うことは、将来的に取り返しのつかない重大な結果を招来する可能性があり、然るべきプロセスを経るよう徹底されるべきことを申し添えておく。

令和 6 年 6 月

印紙税の手引



印紙税は、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などに課税される税金で、末尾の「印紙税額一覧表」に掲げられている20種類の文書が課税の対象となります。

課税される文書に係る納付すべき印紙税の額は、「印紙税額一覧表」に記載のとおり、その内容にかかわらず定額であるものや、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって異なるものもあります。

そこで、印紙税を正しく理解していただくための参考として、そのあらましを説明した「印紙税の手引」を作成しました。

また、国税庁ホームページにおいても印紙税に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供していますので、是非ご活用ください。

なお、課税文書に当たるかどうかのお尋ねのときは、最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が延長されています。

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置が、**令和9年3月31日まで延長**されています（第1号の1文書及び第2号文書関係）。

 **印紙税申告**（書式表示用、一括納付用）も**e-Tax**で（裏面もご覧ください）

ご利用のメリット

- 税務署へ出向いたり、書類を送付する必要がなくなります。
- 税務署の執務時間以外でも、申告書等の提出ができます。
- 毎月申告となる印紙税書式表示の申告では、①OCR様式である申告書の手書作成が不要（前月分の複写利用が可能）、②計算誤りが防げる（合計税額を自動計算）など、大変便利です。

印紙税書式表示に係る e-Tax のご利用方法についてはこちら

 印紙税書式表示 イータックス  <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/inshishosiki.pdf>



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q & A）に関する最新の情報については、e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL 0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9 時～17 時（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除きます。）です。

 イータックス  <https://www.e-tax.nta.go.jp>



収入印紙は、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入しましょう。

※ この手引は、令和 6 年 6 月 1 日現在適用されている法令に基づいています。

 **国 税 庁**
法人番号 7000012050002
この社会あなたの税がいきている

リサイクルマーク
この用紙は、印刷廃棄物として
リサイクルされます。

〔 略 語 〕

法	印紙税法（昭和42年法律第23号）
令	印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）
規則	印紙税法施行規則（昭和42年大蔵省令第19号）
基通	印紙税法基本通達（昭和52年問消1－36）
課税物件表	印紙税法別表第一の課税物件表
通則	印紙税法別表第一の課税物件表の適用に関する通則
第1号文書	印紙税法別表第一の課税物件表の第1号に掲げる文書（以下第20号文書まで同じ。）
租特法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
通則法	国税通則法（昭和37年法律第66号）

〔 目 次 〕

第1 総 則

I 課税範囲

1 課税文書に関する基本的事項	1
2 文書の所属の決定	2
3 契約書	5
4 記載金額	7

II 納税義務者、納付方法等

1 納税義務者等	12
2 印紙税の納付方法	13

III 課税文書の作成とみなされる場合

1 手形の作成とみなされる場合	15
2 通帳等の作成とみなされる場合	15
3 追記等が課税文書の作成とみなされる場合	15
4 通帳等への付け込みであっても契約書等の作成とみなされる場合	15
5 国等と共同作成した課税文書について単独作成とみなされる場合	15

IV 印紙税に係る過誤納金の還付等

V 過 怠 税

（参考）「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」記載例	17

第2 課税文書の取扱い

1 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第1号文書）	19
2 請負に関する契約書（第2号文書）	21
3 約束手形又は為替手形（第3号文書）	23
4 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券（第4号文書）	23
5 合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書（第5号文書）	24
6 定款（第6号文書）	24
7 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）	24
8 預貯金証書（第8号文書）	25
9 倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券（第9号文書）	25
10 保険証券（第10号文書）	25
11 信用状（第11号文書）	26
12 信託行為に関する契約書（第12号文書）	26
13 債務の保証に関する契約書（第13号文書）	26
14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書（第14号文書）	26
15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書（第15号文書）	27
16 配当金領収証又は配当金振込通知書（第16号文書）	27
17 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）	27
18 預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳（第18号文書）	29
19 第1号、第2号、第14号又は第17号文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（第19号文書）	30
20 判取帳（第20号文書）	30
※ 印紙税法基本通達 別表第2 重要な事項の一覧表	31

第3 不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る税率の特例

1 税率の特例制度の概要	32
2 軽減措置が適用される契約書の具体的な範囲	33
3 軽減措置が適用されない契約書等	34
※ 印紙税額一覧表	35

第 1 総 則

I 課 税 範 囲

1 課税文書に関する基本的事項

(1) 課税文書とは

印紙税が課税される文書（以下「課税文書」といいます。）とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項（以下「課税事項」といいます。）を証明する目的で作成されたもののうち、次に説明する「非課税文書」に該当しない文書をいいます（法2、基通2）。

（注）課税物件表に掲げる文書の号別、種類などについては、末尾の「印紙税額一覧表」を参照してください。

(2) 非課税文書とは

非課税文書とは課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書をいいます（法5）。

- ① 課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- ② 国、地方公共団体又は印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- ③ 印紙税法別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成した文書
- ④ 特別の法律により非課税とされる文書

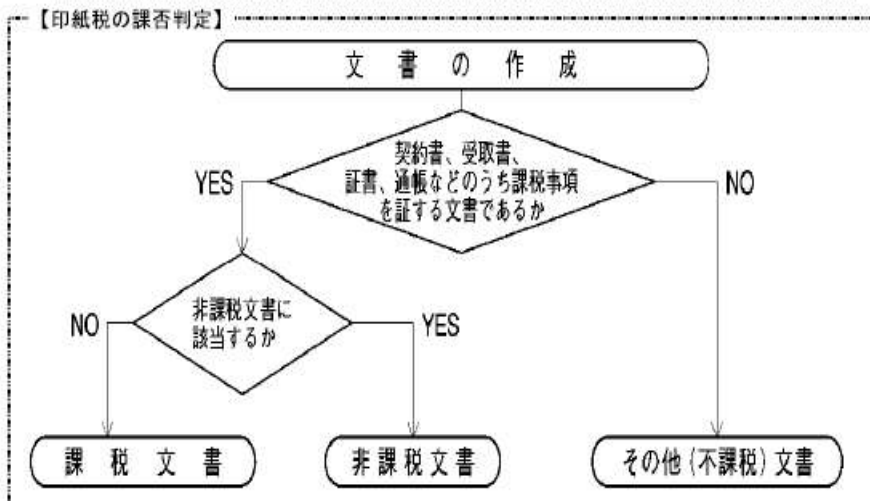
自然災害等により被害を受けられた方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」や「消費貸借に関する契約書」などで一定の要件に該当する文書については、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

詳しくは、リーフレット「自然災害等により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について（平成29年4月）」又は「自然災害等に係る印紙税の非課税措置に関するQ&A（平成29年4月）」をご参照ください。

また、新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者の方に対して行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で一定の要件に該当する文書については、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

詳しくは、リーフレット「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について」又は「新型コロナ特法に係る印紙税の非課税措置に関するQ&A」をご参照ください。

※ リーフレットやQ&Aは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



(3) 課税文書に該当するかどうかの判断

① 文書に記載されている個々の内容について判断します（基通3①）。

例えば、契約書のような文書は、その形式、内容とも作成者が自由に作成することができますから（契約自由の原則）、その内容には様々なものがあります。
印紙税の課税文書に該当するか否かの判定（課否判定）は、その文書の全体的な評価によって決めるのではなく、その文書の内容として記載されている個々の事項の全てについて検討し、その個々の事項の中に一つでも課税物件表に掲げる課税事項となるものが含まれていれば、その文書は課税文書となります。

② 単に、文書の名称又は呼称及びその形式的な記載文言によることなく、その記載文言の実質的な意義に基づいて判断します（基通3②）。

実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号などを基礎として、その文言、符号などを用いることについての関係法律の規定、当事者間の了解、基本契約又は慣習などを加味し、総合的にを行います。
例えば、売掛金の請求書に「了」、「済」などと表示してあり、その「了」、「済」の表示が売掛金を領収したということの当事者間の了解事項に基づくものであれば、その文書は売上代金の受取書（第17号の1文書）に該当します。

(4) 他の文書を引用している文書の判断

原則として、引用されている文書の内容は、その文書に記載されているものとしてその文書の記載内容を判断することとなります（通則4ホ(2)(3)、基通4）。

ただし、記載金額及び第7号文書における契約期間については、その文書に記載されているもののみに基づいて判断することとなります（第1号文書、第2号文書又は第17号の1文書については、記載金額に係る特例があります（11ページ：(13)記載金額の特例を参照））。

(5) 仮契約書や仮領収書等

仮契約書や仮領収書であっても、その文書が課税事項を証明するものは課税文書になります（基通58）。

この取扱いは、後日、正式な契約書や領収書が作成されるか否かにかかわらずません。

2 文書の所属の決定

印紙税は、課税物件表の第1号から第20号文書に対して課税されます（法2）。

したがって、第何号文書に該当するかの判定（所属の決定）は、非常に重要です。

具体的には、「印紙税法別表第一 課税物件表の適用に関する通則」及び「印紙税法基本通達」に規定されていますが、基本的な内容について、以下のとおり例示と併せて説明します。

(1) 単一の事項のみが記載されている文書

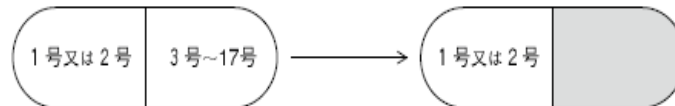
その記載されている事項が、第何号文書に該当するか判断します。

例えば、一の文書に土地の売買契約や金銭の受取事実など単一の事項のみが記載されているものについては、次のとおりその文書の所属する号が決まります。
（例1）土地の売買契約書 → 第1号の1文書
（例2）売上代金の受取書 → 第17号の1文書

(2) 2以上の事項が併記又は混合記載されている文書

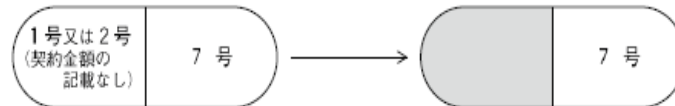
それぞれの記載事項について所属を判定した上で、以下のルールに従って最終的な所属を決定します（通則2、3、基通10、11）。

- ① 第1号又は第2号文書と第3号から第17号までの文書とに該当する文書（ただし、②又は③に該当する文書は除かれます。） ⇒ 第1号（又は第2号）文書（通則3イ）



（例1）不動産及び売掛債権の譲渡契約書（第1号の1文書と第15号文書）⇒ 第1号の1文書
（例2）請負工事の内容とその代金の受領事実を記載した契約書（第2号文書と第17号の1文書）
⇒ 第2号文書

- ② 第1号又は第2号文書で契約金額の記載のないものと第7号文書とに該当する文書
⇒ 第7号文書（通則3イただし書き）



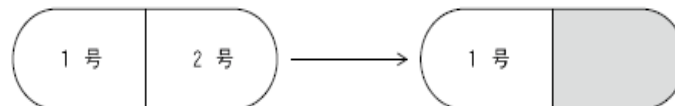
（例）継続する物品運送についての基本的な事項を定めた契約書で契約金額の記載のないもの
（第1号の4文書と第7号文書）⇒ 第7号文書

- ③ 第1号又は第2号文書と第17号の1文書とに該当する文書のうち、売上代金に係る受取金額（100万円を超えるものに限り。）の記載があるものでその金額が第1号若しくは第2号文書についての契約金額（その契約金額が2以上ある場合には、その合計額）を超えるもの又は第1号若しくは第2号文書についての契約金額の記載のないもの
⇒ 第17号の1文書（通則3イただし書き）



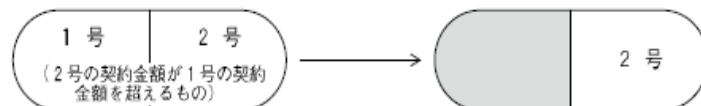
（例）売掛金800万円のうち600万円を領収し、残額200万円を消費貸借の目的とする旨が記載されている消費貸借及び金銭の受取書（第1号の3文書と第17号の1文書）
⇒ 第17号の1文書

- ④ 第1号文書と第2号文書とに該当する文書（ただし、⑤に該当する文書は除かれます。）
⇒ 第1号文書（通則3ロ）



（例）機械製作及びその機械の運送契約書（第2号文書と第1号の4文書）⇒ 第1号の4文書

- ⑤ 第1号文書と第2号文書とに該当する文書で、その文書にそれぞれの契約金額が区分記載されており、第2号文書についての契約金額が第1号文書についての契約金額を超えるもの ⇒ 第2号文書（通則3ロただし書き）



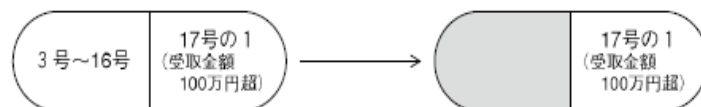
（例） 機械製作費200万円及びその機械の運送料10万円とが区分記載されている請負及び運送契約書
⇒ 第2号文書

- ⑥ 第3号から第17号までの2以上の号に該当する文書（ただし、⑦に該当する文書は除かれます。） ⇒ 最も号数の少ない号の文書（通則3ハ）



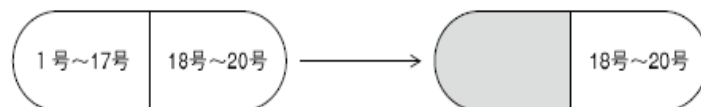
（例） 継続する債権譲渡についての基本的な事項を定めた契約書（第7号文書と第15号文書）
⇒ 第7号文書

- ⑦ 第3号から第16号までの文書と第17号の1文書とに該当する文書のうち、売上代金に係る受取金額（100万円を超えるものに限ります。）の記載があるもの
⇒ 第17号の1文書（通則3ハただし書き）



（例） 債権の譲渡契約書にその代金200万円の受取事実を記載したもの（第15号文書と第17号の1文書）
⇒ 第17号の1文書

- ⑧ 第1号から第17号までの文書と第18号から第20号までの文書とに該当する文書（ただし、⑨、⑩又は⑪に該当する文書は除かれます。）
⇒ 第18号～第20号文書（通則3ニ）



（例） 生命保険証券兼保険料受取通帳（第10号文書と第18号文書） ⇒ 第18号文書

- ⑨ 第1号文書で契約金額が10万円（注）を超えるものと第19号又は第20号文書とに該当する文書（第19号又は第20号の通帳等に、契約金額10万円（注）を超える第1号の課税事項の付け込みをしたもの（15ページ：Ⅲの4参照）も含まれます。）
⇒ 第1号文書（通則3ホ、租特法91③）

(1) 契約書とは

文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約（その予約を含みます。）の成立、更改、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいいます（通則5、基通12）。

契約書…契約証書、協定書、約定書、覚書その他名称のいかんを問わず、契約の当事者の間において、契約（その予約を含みます。）の成立、更改、内容の変更や補充の事実（以下、これらを「契約の成立等」といいます。）を証明する目的で作成される文書をいいます。

したがって、解約合意書など、契約の消滅の事実のみを証明する目的で作成される文書は課税されません。

なお、念書、請書など契約の当事者の一方のみが作成する文書や契約の当事者の全部あるいは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解や商慣習に基づき契約の成立等を証明する目的で作成されるものも契約書に含まれます。

契約書についての主な用語の意義は、次のとおりです。

① 「契約」とは、二以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為をいい、一般的に一方の当事者の申込みに対し他方の当事者が承諾することにより成立します（基通14）。

② 「契約の予約」とは、本契約を将来成立させることを約する契約をいいます。

なお、予約契約書については、その成立させようとする本契約の内容に従って課税文書に該当するかどうかを判断します（基通15）。

③ 「契約の更改」とは、契約によって、既にある債務を消滅させて新たな債務を成立させることをいいます。

なお、更改契約書については、新たに成立する債務の内容に従って課税文書に該当するかどうかを判断します（基通16）。

（例） 請負代金支払債務を消滅させて、新たに土地を給付する債務を成立させる契約書
⇒ 第1号の1文書（不動産の譲渡に関する契約書）

④ 「契約の内容の変更」とは、既にある契約（原契約）の同一性を失わせないで、その内容を変更することをいいます（基通17①）。

また、「契約の内容の補充」とは、原契約の内容として欠けている事項を補充することをいいます（基通18①）。

なお、変更契約書又は補充契約書は、印紙税法基本通達別表第2に掲げる一定の重要な事項を変更又は補充するものだけが課税されます（31ページ：重要な事項の一覧表参照）（基通17②、18②）。

（注） 原契約書が2以上の号に該当する場合において、当該2以上の号の重要な事項を変更（補充）する変更（補充）契約書は、それぞれの号に該当することになり、前記2(2)により所属を決定します。

（例1） 報酬月額と契約期間の記載がある清掃請負契約書（第2号文書と第7号文書に該当し、所属は第2号文書となる。）の報酬月額を変更する契約期間の記載がない契約書
⇒ 第7号文書
（例2） 報酬月額と契約期間の記載がある清掃請負契約書（第2号文書と第7号文書に該当し、所属は第2号文書となる。）の報酬月額を変更する契約期間の記載がある契約書
⇒ 第2号文書

(2) 契約書の写し、副本、謄本等

写し、副本又は謄本等であっても、契約の成立等を証明するものは課税文書に該当します（基通19②）。

一つの契約について同一の契約書が数通作成される場合であっても、それぞれの文書が課税文書となります。

実際の取引においては、契約書に写し、副本、謄本など表示される場合がありますが、このような場合でも、①契約当事者の署名があるもの、押印があるもの、②正本や原本などと相違ないことの契約当事者の証明があるもの、③写し、副本、謄本であることの契約当事者の証明のあるものは、契約の成立等を証明するために作成されたものと認められますから、契約書に該当します（いずれも文書の所持者のみが署名、押印、又は証明しているものを除きます。）。

なお、契約書を複写機でコピーしたもので、上記のような署名、押印又は証明のないものは、単なる写しにすぎず、契約書とはなりません。また、FAXや電子メール等により送信する場合には、正本等は送付元に保存され、送付先に交付されていないことから課税文書には該当しません。送付先で出力された文書についても、写しと同様であり、課税文書に該当しません。

(3) 契約当事者以外の者に提出する文書

契約当事者以外の者に提出することが明らかなものは、課税文書には該当しません（基通20）。

契約当事者以外の者（例えば、監督官庁、融資銀行など当該契約に直接関与しない者をいい、消費貸借契約における保証人、不動産売買契約における仲介人など、その契約に参加する者は含まれません。）に提出又は交付する文書であって、その文書に提出先若しくは交付先が記載されているもの又は文書の記載文言からみて契約当事者以外の者に提出若しくは交付することが明らかなものについては、課税文書に該当しないものとして取り扱われます。

(4) 申込書等と表示された文書

① 申込書等と表示された文書は、一般的には課税文書には該当しません（基通21①）。

申込書、注文書、依頼書など（以下「申込書等」といいます。）は、一般的には契約の申込みの事実を証明する目的で作成されるものですから、契約書とはなりません。

② 申込書等と表示された文書であっても、契約の成立を証明する文書は課税文書となります（基通21）。

具体的には、おおむね次の基準に該当するものは契約書となります。

- (1) 契約当事者間の基本契約書、規約、約款などに基づく申込みであることが記載されているもので、その申込みにより自動的に契約が成立することとなっている場合の申込書等
- (2) 契約の相手方当事者の見積書などに基づく申込みであることが記載されている申込書等
※ (1) 及び (2) に該当する文書でも、別に契約書を作成することが文書上明らかにされている場合には、契約書にはなりません。
- (3) 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

4 記載金額

印紙税は、例えば、受取金額が5万円未満の受取書（領収書）は非課税とするなど、一定金額未満の零細な取引に係るものを非課税としています。

また、請負契約書など文書の種類によっては、契約金額（記載金額）に応じて印紙税額が異なる場合があります。

したがって、その文書に記載された契約金額（記載金額）をどのように算定するかは非常に重要なことです。次のページでは、この記載金額について説明します。

(1) 記載金額とは

その文書により証明する事項に係る金額として、その文書に記載された金額をいいます。

記載金額………契約金額、受取金額など、その文書により証されるべき事項に係る金額（以下「契約金額等」といいます。）としてその文書に記載されている金額をいいます。
(注) 第1号、第2号及び第17号の1文書については、その文書に金額そのものが記載されていないものでも、他の文書を引用しているなどにより、記載金額のある文書となる場合があります。
(11ページ：(13)の①及び②ハ参照)

(2) 一の文書に同一の号の記載金額が2以上ある場合

一の文書に同一の号の課税事項の記載金額が2以上ある場合には、これらの金額の合計額がその文書の記載金額となります（通則4イ、基通24(1)）。

(例) 一通の請負契約書に「A工事200万円、B工事300万円」と記載しているもの
⇒ 記載金額500万円の第2号文書

(3) 一の文書に2以上の号の課税事項が記載されている場合

一の文書に2以上の号の課税事項が記載されている場合の記載金額の計算は、それぞれ次によります（通則4ロ、基通24(2)、(3)）。

① 2以上の号の記載金額がそれぞれ区分して記載されている場合は、その所属することとなる号の記載金額がその文書の記載金額となります。

(例) 不動産と売掛債権の譲渡契約書に「不動産700万円、売掛債権200万円」と記載したもの
(第1号の1と第15号の課税事項) ⇒ 記載金額700万円の第1号の1文書

② 2以上の号の記載金額がそれぞれ区分して記載されていない場合は、その記載されている合計金額がその文書の記載金額となります。

(例) 不動産と売掛債権の譲渡契約書に「不動産と売掛債権合計900万円」と記載したもの
⇒ 記載金額900万円の第1号の1文書

(4) 予定金額などが記載されている場合

予定金額などが記載されている場合は、その記載された予定金額、概算金額、最高金額又は最低金額が、その文書の記載金額となります（基通26）。

1 記載された契約金額等が予定金額又は概算金額である場合 ⇒ その予定金額又は概算金額

(例) 「予定金額250万円」と記載したもの ⇒ 記載金額250万円
「概算金額250万円」 " ⇒ " 250万円
「約 250万円」 " ⇒ " 250万円

2 記載された契約金額等が最低金額又は最高金額のいずれか一方である場合
⇒ その最低金額又は最高金額

(例) 「最低金額250万円」と記載したもの ⇒ 記載金額250万円
「250万円以上」 " ⇒ " 250万円
「250万円以下」 " ⇒ " 250万円
「250万円超」 " ⇒ " 250万1円
「250万円未満」 " ⇒ " 249万9,999円
「最高金額250万円」 " ⇒ " 250万円

3 記載された契約金額等が最低金額と最高金額の両方である場合 ⇒ 最低金額

(例) 「50万円から100万円まで」と記載したもの ⇒ 記載金額50万円
「50万円を超え100万円以下」 " ⇒ " 50万1円

(ロ) 変更前の契約金額を減少させるものは、記載金額のないものとなります。

(例) 土地売買契約変更契約書に、「令和〇年〇月〇日付土地売買契約書の売買金額を100万円減額する」と記載したもの又は「令和〇年〇月〇日付土地売買契約書の売買金額1,000万円を900万円に変更する」と記載したもの ⇒ 記載金額のない第1号の1文書

ロ 変更後の契約金額のみが記載され、変更金額が明らかでないとき

変更後の契約金額が記載金額となります。

(例) 土地売買契約変更契約書に、「令和〇年〇月〇日付土地売買契約書の売買金額を900万円に変更する」と記載したもの ⇒ 記載金額900万円の第1号の1文書

② 変更前の契約金額を記載した契約書が作成されていることが明らかでない場合

イ 変更後の契約金額の記載があるとき

変更後の契約金額が記載されているもの（変更前の契約金額と変更金額の双方が記載されていることにより変更後の契約金額が計算できるものも含まれます。）は、その変更後の契約金額が、その文書の記載金額となります。

(例) 土地売買契約変更契約書に、
1 「当初の売買金額1,000万円を100万円増額（又は減額）する」と記載したもの
2 「当初の売買金額を1,100万円（又は900万円）に変更する」と記載したもの
⇒ 上記の1、2のいずれも記載金額1,100万円（又は900万円）の第1号の1文書

ロ 変更金額のみが記載されているとき

変更金額だけが記載されているものは、その変更金額が、その文書の記載金額となります。

(例) 土地売買契約変更契約書に、「当初の売買金額を100万円増額（又は減額）する」と記載したもの ⇒ 記載金額100万円の第1号の1文書（減額も同じ）

(注) 自動更新の定めのある契約書（例えば、第2号文書に該当する保守契約書や清掃請負契約書など）について、自動更新後の期間に係る単価（月額単価など）を変更（増額又は減額）する契約書を作成する場合があります。この場合、当初の契約書の記載金額の算出においては更新後の期間は考慮しませんから（9ページ(8)参照）、自動更新後の期間に係る「変更前の契約金額を記載した契約書」はないことになります。したがって、上記①の取扱いの適用はなく、上記②の取扱いになります。

(例) 当初の契約期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日であり、月額保守料金が100万円であるエレベータ保守契約書（第2号文書に該当するもの）で、双方異議がない場合には更に1年延長することとされている契約について、後日、自動更新後の令和5年4月1日から令和6年3月31日の間の月額保守料を120万円とする契約書を作成した場合
⇒ 記載金額1,440万円（120万円×12月）の第2号文書

(10) 交換契約書の記載金額

交換を内容とする契約書の記載金額は、それぞれ次によります（基通23(1)ロ）。

① 交換対象物の双方の価額が記載されている場合

交換される不動産などの対象物双方の価額が記載されている場合は、いずれか高い方（等価交換のときはいずれか一方）の金額が、その文書の記載金額となります。

(例) 「甲の所有する土地（価額1,000万円）と乙の所有する土地（価額1,100万円）とを交換し、甲は乙に100万円を支払う」と記載したもの ⇒ 記載金額1,100万円の第1号の1文書

② 交換差金のみが記載されている場合

交換差金のみが記載されている場合は、その交換差金その文書の記載金額となります。

(例) 「甲の所有する土地と乙の所有する土地とを交換し、甲は乙に100万円を支払う」と記載したもの ⇒ 記載金額100万円の第1号の1文書

(注) 交換される不動産の価額及び交換差金が記載されていない場合には、記載金額のない契約書(第1号の1文書)となります。

(11) 消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収書

消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収書」などの第17号文書について、その消費税額等は記載金額に含めないこととされています(平成元年間消3-2「消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて」1)。

(例) 請負契約書において、

- 1 「請負金額1,100万円 税抜価格1,000万円 消費税額等100万円」と記載したもの
 - 2 「請負金額1,100万円 うち消費税額等100万円」と記載したもの
 - 3 「請負金額1,000万円 消費税額等100万円 計1,100万円」と記載したもの
 - 4 「請負金額1,100万円 税抜価格1,000万円」と記載したもの
- ⇒ 上記の1～4のいずれも記載金額1,000万円の第2号文書

(注) この取扱いは、約束手形又は為替手形(第3号文書)、債権譲渡又は債務引受けに関する契約書(第15号文書)には適用されません。

(12) 消費税額等のみが記載された金銭又は有価証券の受取書

消費税額等のみを受領した際に交付する金銭又は有価証券の受取書については、記載金額のない第17号の2文書として取り扱われます。したがって、その受領した消費税額等にかかわらず、印紙税額は一律200円です。

ただし、受領した消費税額等が5万円未満の場合は、非課税文書に該当します(平成元年間消3-2「消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて」3)。

(13) 記載金額の特例

- ① 第1号文書(不動産の譲渡に関する契約書、運送に関する契約書等)又は第2号文書(請負に関する契約書)で、その文書に、具体的な契約金額の記載がないものであっても、その文書に契約金額又は単価、数量、記号その他の記載のある見積書、注文書その他これらに類する文書(課税文書に該当するものは除きます。)の名称、発行の日、記号、番号その他の記載があることにより、当事者間において契約金額を明らかにすることができるときは、その金額がその文書の記載金額となります(通則4ホ(2)、基通24、25)。

(例) 工事注文書に「請負金額は貴注文書第××号のとおり」と記載されていて、注文書に記載された請負金額が500万円となっているもの ⇒ 記載金額500万円の第2号文書

- ② 第17号の1文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書)については、その税率の適用に関して、次のように取り扱われます(通則4ハ、ホ(3)、基通24、25)。

イ 金銭又は有価証券の受取書の記載金額を、売上代金に係る金額とその他の金額とに区分することができるときは、売上代金に係る金額のみが記載金額となります。

(例) 「物品の販売代金500万円、貸付金の返済金(元本)300万円」と記載したもの
⇒ 記載金額500万円の第17号の1文書

(注) 非課税文書である「記載された受取金額が5万円未満」であるかどうかの判断は、売上代金に係る金額とその他の金額との合計額により行います。

ロ 金銭又は有価証券の受取書の記載金額を売上代金に係る金額とその他の金額とに区分することができないときは、その金額がその受取書の記載金額となります。

(例) 「物品の販売代金と貸付金の返済金(元本)、合計800万円」と記載したもの
⇒ 記載金額800万円の第17号の1文書

ハ 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書に、受取金額の記載のある文書(有価証券、請求書、支払通知書など)を特定できる事項(例えば、約束手形の発行者の名称、発行の日、記号、番号、その他の事項の一以上の事項)の記載があり、当事者間においてその売上代金に係る金額を後日においても明らかにすることができる場合には、その明らかにすることができる金額がその受取書の記載金額となります。

(例) 令和〇年〇月〇日の販売代金として令和〇年〇月〇日付請求書の金額を受領した旨の記載があるもの(請求書の金額300万円) ⇒ 記載金額300万円の第17号の1文書

(14) 「無償」又は「0円」と記載された契約書等の取扱い

契約書等に、契約金額等は「無償」又は「0円」と記載されている場合の契約書等は記載金額のないものに該当します(基通35)。

Ⅱ 納税義務者、納付方法等

1 納税義務者等

(1) 納税義務の成立及び納税義務者

印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に成立し、課税文書の作成者が、その作成した課税文書について印紙税を納める義務があります(法3、通則法15②十二)。

(2) 課税文書の作成とは

課税文書の作成とは、単なる課税文書の調製行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙などに課税事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいます。

したがって、課税文書の「作成の時」は、その行使の態様によりそれぞれ次のとおりになります(基通44)。

	行使の態様	作成の時	例示
1	相手方に交付する目的で作成される課税文書	交付の時	手形、株券、出資証券、社債券、預貯金証書、倉荷証券、船荷証券、保険証券、配当金領収証、受取書、請書、差入書
2	契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書	証明の時	各種契約書、協定書、約定書、合意書、覚書
3	一定事項の付け込みを証明することを目的として作成される課税文書	最初の付け込みの時	預貯金通帳、その他通帳、判取帳
4	認証を受けることにより効力が生ずる課税文書	認証の時	定款
5	本店に備え置くことが義務付けられている課税文書	本店に備え置く時	新設分割計画書

(3) 課税文書の作成者とは

課税文書の作成者は、原則として、その文書に記載された作成名義人ですが、法人などの役員又は従業員がその法人などの業務又は財産に関して作成したものについては、役員又は従業員が作成名義人となっても、その法人などが作成者となります（基通42）。

なお、委任に基づく代理人が、委任事務の処理に当たって作成する課税文書については、次のとおりとなります（基通43）。

- ① 代理人名義で作成する文書は、その文書に委任者の名称が表示されていても、代理人が作成者となります。
- ② 委任者の名義のみが表示されている文書は、その委任者が作成者となります。

(4) 共同作成者の連帯納税義務

一の課税文書を2以上の者が共同して作成した場合には、その2以上の者は、その作成した課税文書について、連帯して印紙税を納める義務があります。この場合、そのうちの1人がその課税文書に係る印紙税を納めたときは、他の者の納税義務は消滅します（基通 47）。

なお、この共同作成者の連帯納税義務については、過怠税の納税義務（16ページ：V 過怠税参照）についても同様です。

2 印紙税の納付方法

(1) 収入印紙による納付（原則）

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙（以下、「印紙」といいます。）を貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、自己又はその代理人、使用人その他の従業員の印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります（法8、令5）。

なお、単に「印」と表示したり斜線を引いたりしてもそれは印章や署名に当たりませんから、印紙を消したことはなりません。また、鉛筆で署名したもののように簡単に消し去ることができるものも、印紙を消したことはなりません。

(2) 税印押なつによる納付（特例）

課税文書の作成者は、課税文書に課されるべき印紙税相当額をあらかじめ金銭で国に納付した上で、税印押なつ機を設置している税務署（全国で118署）の税務署長に対し、課税文書に印紙を貼り付けることに代えて、税印を押すことを請求することができます（法9、令6、規則2、規則別表第二、別表第三）。

(3) 印紙税納付計器の使用による納付（特例）

課税文書の作成者は、印紙税納付計器（国税庁長官の指定を受けている計器で納付印が付いているものをいいます。）をその設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、印紙を貼り付けることに代えて、あらかじめ金銭で国に納付した金額を限度として、印紙税納付計器によりその課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示した納付印を押すことができます（法10、令8、規則3、規則別表第四）。

(4) 書式表示による納付（特例）

課税文書を作成しようとする場合において、その課税文書が毎月継続して作成されるなど、

Ⅲ 課税文書の作成とみなされる場合

印紙税の納税義務の成立の時は、課税文書の作成の時とされています。この課税文書の作成とは、課税文書となるべき用紙に、課税文書によって証されるべき事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいます（12ページ：Ⅱの1(2)参照）が、次の場合には、課税文書の作成があったものとみなされます。

1 手形の作成とみなされる場合

約束手形や為替手形を、手形金額を記載しないまま振り出したり、引き受けたりした後に、手形金額が補充される場合には、その補充をした者が、その補充をした時に、手形を作成したものとみなされます（法4①）。

2 通帳等の作成とみなされる場合

通帳や判取帳（以下「通帳等」といいます。）を1年以上継続して使用する場合には、その通帳等を作成した日から1年を経過した日以後最初の付け込みをした時に、新たにそれらの通帳等が作成されたものとみなされます（法4②）。

したがって、通帳で例えると、数年間使用することとしている駐車場の使用料の受取通帳に毎月の使用料の受領事実を付け込む場合は、最初の付け込みの時に400円の印紙を貼り付け、以後1年経過するごとに新たに400円ずつ印紙を貼り付ける必要があることになります。

3 追記等が課税文書の作成とみなされる場合

ある一の文書に、その後更に課税事項を追加して記載した場合又は通帳として使用するための付け込みをした場合には、その追記又は付け込みをした者が、その追記又は付け込みをした時に、その追記又は付け込みをした事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなされます（法4③）。

4 通帳等への付け込みであっても契約書等の作成とみなされる場合

通帳等に、不動産などの譲渡に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書、請負に関する契約書、又は売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書によって証されるべき事項の付け込みがなされた場合で、その事項に係る記載金額が次のような金額となるときは、その事項については、通帳等への付け込みではなく、その事項の属する第1号、第2号又は第17号の1文書の新たな作成があったものとみなされます（法4④）。

- (1) 不動産などの譲渡に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、又は運送に関する契約書により証されるべき事項について10万円（注）を超える金額
 - (2) 請負に関する契約書により証されるべき事項について100万円（注）を超える金額
 - (3) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書により証されるべき事項について100万円を超える金額
- （注）平成26年4月1日以後に作成された文書で印紙税の軽減措置（33ページ：2(1)又は(2)参照）の適用がある契約書により証されるべき事項を付け込む場合には、(1)については50万円、(2)については200万円となります（租特法91③）。

5 国等と共同作成した課税文書について単独作成とみなされる場合

国、地方公共団体又は印紙税法別表第二に掲げる者（以下「国等」といいます。）が作成した文書は、非課税文書に該当します（法5）。

また、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、次のようになります。

- (1) 国等又は公証人が保存するものは、国等以外の者が作成したものとみなされ、課税対象になります。
- (2) 国等以外の者（公証人を除きます。）が保存するものは、国等が作成したものとみなされ、非課税となります。

IV 印紙税に係る過誤納金の還付等

印紙税を納付する必要がある文書に誤って印紙を貼り付けて印紙税を納付したときや、課税文書に所定の印紙税額を超える印紙を貼り付けて印紙税を納付した場合、そのほか、税印押なつ又は印紙税納付計器の使用により納付した印紙税の還付や充当を受けようとする場合は、文書の名称、納付税額、過誤納税額などの所要事項を記載した「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」（記載例は次ページ参照）と過誤納となっている文書を、過誤納となっている文書を作成した日から5年以内にその印紙税の納税地の所轄税務署長に提出（※）し、印紙税の過誤納の事実の確認手続を経て、還付（充当）を受けることになります（法14、令14、基通115～119）。

※ 「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」は3枚複写になっています。1枚目と2枚目を提出し、3枚目はお手元で保管してください（提出は不要です）。提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

なお、印紙は、登録免許税の納税や国に対する各種の手数料等の納付にも用いられますが、例えば、登録免許税を納付する際、所定の税額を超える印紙を貼り付けてしまったような場合には、登録免許税法の規定により還付等を受けることになります。

【参考】郵便局における収入印紙の交換制度

金額の異なる印紙を誤って購入してしまったような場合には、郵便局において他の印紙に交換する制度が設けられています。

郵便局の窓口において、交換する印紙と交換手数料（交換しようとする印紙1枚当たり5円の手数料）を提出して他の印紙と交換する手続が必要です（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律3⑥、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令8、9）。

※ 印紙を現金に交換することはできません。

※ 文書等に貼り付けた印紙の交換を郵便局に請求するため、その印紙の貼り付けが印紙税の納付のためにされたものではないことの確認を受けようとする場合には、「印紙税法第14条不適用確認請求書」と確認を受けようとする文書を、最寄りの税務署に提出し、税務署長の確認を受けることになります。

なお、白紙、封筒又は行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等に印紙を貼り付けたもので、客観的に見て課税文書ではないことが明らかな場合には、この税務署長の確認を受けることなく、郵便局で交換することができます。詳しくは、最寄りの郵便局にお尋ねください。

V 過 怠 税

印紙による納付の方法によって印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の3倍）に相当する過怠税が徴収されることとなります（法20①）。

ただし、課税文書の作成者が所轄税務署長に対し、作成した課税文書について印紙税を納付していない旨の申出書（印紙税不納付事実申出書）を提出した場合で、その申出が印紙税についての調査があったことによりその課税文書について前記の過怠税の決定があるべきことを予知してなされたものでないときは、その過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の1.1倍）に軽減されます（法20②）。

また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消さなかった場合には、消されていない印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されることとなっています（法20③）。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されませんのでご注意ください（法人税法55④一、所得税法45①三）。